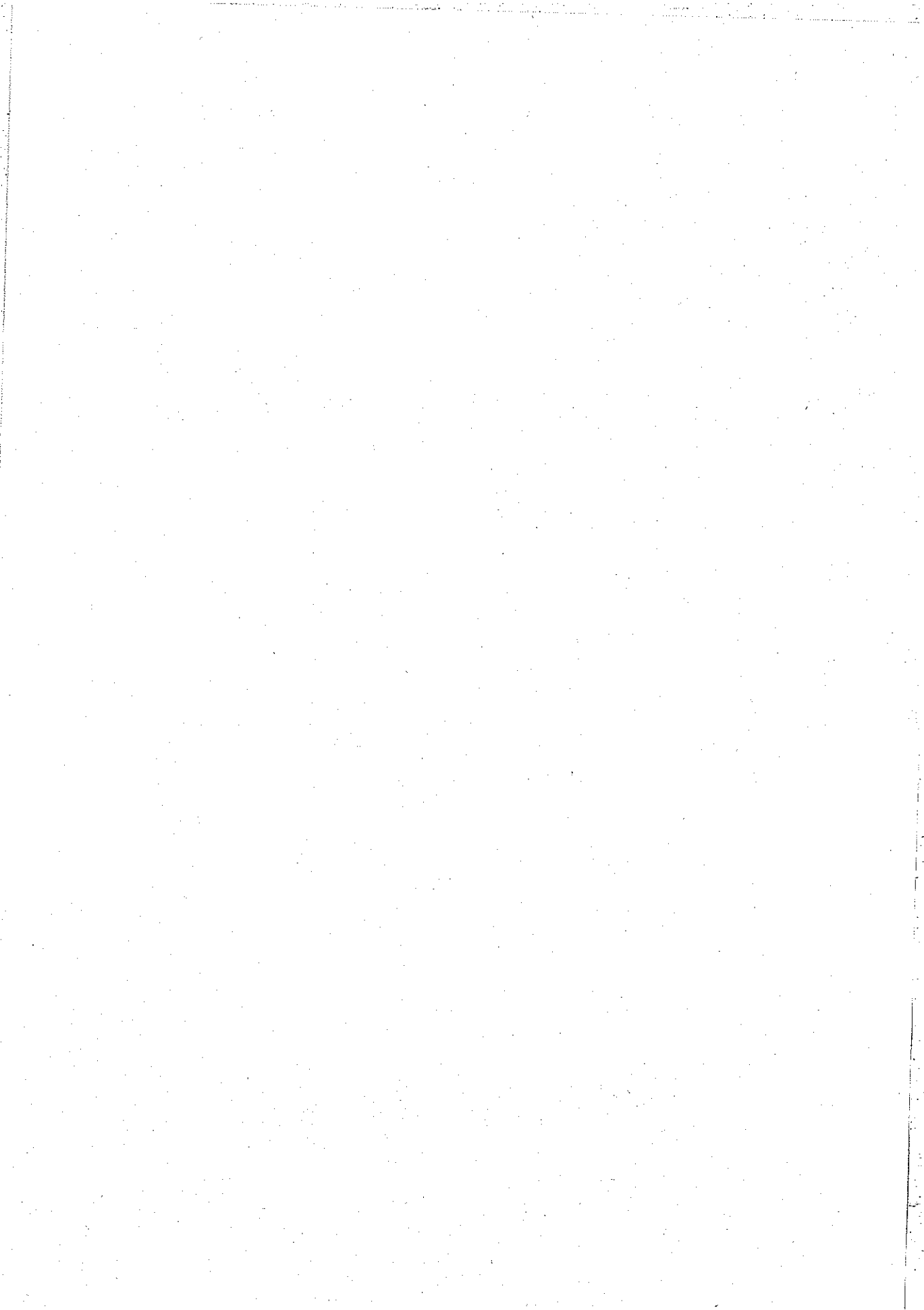


平成 5 年 3 月 4 日開会
平成 5 年 3 月 26 日閉会

和泉市議会第 1 回定例会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

平成5年3月4日(木曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1”
○ 議事日程	3”
○ 開会宣告(午前10時00分)	4”
○ 市長開会挨拶	4”
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(中塚新治・讃岐一太郎・池田秀夫)	5”
○ 日程第2 会期の決定について(3月4日～3月29日 26日間)	5”
○ 日程第3 (議案第8号) 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例制定について	一 括 上 程 5頁 ↓ 67頁
○ 日程第4 (議案第9号) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例制定について	
○ 日程第5 (議案第10号) 和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて	
○ 日程第6 (議案第11号) 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正 する条例制定について	
○ 日程第7 (議案第12号) 和泉市付属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第8 (議案第13号) 和泉市老人デイサービスセンター条例制定について	
○ 日程第9 (議案第14号) 和泉市再資源化事業推進奨励基金条例制定について	
○ 日程第10 (議案第15号) 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	

- 日程第11 (議案第16号) 和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 (議案第1号) 平成5年度和泉市一般会計予算
- 日程第13 (議案第2号) 平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 (議案第3号) 平成5年度和泉市老人保健事業特別会計予算
- 日程第15 (議案第4号) 平成5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第16 (議案第5号) 平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第17 (議案第6号) 平成5年度和泉市水道事業会計予算
- 日程第18 (議案第7号) 平成5年度和泉市病院事業会計予算
- 日程第19 (議員提出議案第1号) 予算審査特別委員会設置について 67"
- 日程第20 予算審査特別委員会委員の選出について 68"
- 散会宣告 (午前11時55分)

平成5年3月9日(火曜日)第2日目

- 出席議員・欠席議員 69"
- 議事説明員、その他 69"
- 議事日程 71"
- 開会宣告 (午前10時00分) 74"
- 日程第1 一般質問について 75"
 - 1番に 27番 早乙女 実君 75"

2 番に 25番	天 堀 博 君	93頁
3 番に 18番	赤 阪 和 見 君	111 "
4 番に 19番	穴 瀬 克 己 君	120 "
5 番に 3番	若 浜 記久男 君	140 "
○ 散会宣告 (午後 4 時33分)		145 "

平成 5 年 3 月10日 (水曜日) 第 3 日目

○ 出席議員・欠席議員		147 "
○ 議事説明員、その他		147 "
○ 議事日程		149 "
○ 開会宣告 (午前10時00分)		149 "
○ 日程第 1 一般質問について		149 "
1 番に 3番	若 浜 記久男 君	149 "
2 番に 13番	柏 富久蔵 君	164 "
○ 散会宣告 (午後 1 時38分)		184 "

平成 5 年 3 月11日 (木曜日) 第 4 日目

○ 出席議員・欠席議員		185 "
○ 議事説明員、その他		185 "
○ 議事日程		187 "
○ 開会宣告 (午前10時00分)		188 "
○ 日程第 1 (監査報告第 1 号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 4 年 9 月分)	一 括 上 程	188頁
○ 日程第 2 (監査報告第 2 号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 4 年 9 月分)		

○ 日程第3	(監査報告第3号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年9月分)	— 括 上 程 188頁	
○ 日程第4	(監査報告第4号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成4年10月分)		
○ 日程第5	(監査報告第5号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年10月分)		
○ 日程第6	(監査報告第6号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年10月分)		
○ 日程第7	(監査報告第7号) 定期監査(平成4年度第二次分)結果報告		
○ 日程第8	(平成4年 請願第2号) 乳幼児医療費、無料化を求める請願(厚生病院委員長報告)		189頁
○ 日程第9	(報告第1号) 専決処分の承認を求めることについて(中学校生徒の事故に係る損害賠償の額の決定と和解)		190〃
○ 日程第10	(議案第17号) 工事請負契約締結について(公共下水道府中2-11-9-⑥号線管布設工事)	195〃	
○ 日程第11	(議案第18号) 町の区域及び名称の変更について	197〃	
○ 日程第12	(議案第19号) 和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について	205〃	
○ 日程第13	(議案第20号) 平成4年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	212〃	
○ 日程第14	(議案第21号) 平成4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	233〃	
○ 日程第15	(議案第22号) 平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	234〃	
○ 日程第16	(議案第23号) 平成4年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	236〃	
○ 日程第17	(議案第24号) 平成4年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	238〃	

- 日程第18 (諮問第1号) 240頁
人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて
- 散会宣告 (午後4時50分) 243〃

平成5年3月26日(金曜日)最終日

- 出席議員・欠席議員 245〃
- 議事説明員、その他 245〃
- 議事日程 247〃
- 開会宣告 (午前10時05分) 248〃
- 日程第1 (議案第8号) 249頁
和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例制定について (予算審査特別委員長報告)
- 日程第2 (議案第9号)
特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)
- 日程第3 (議案第10号) 一
和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、
勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて (予算審査特別委員長報告) 括
- 日程第4 (議案第11号) 上
和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例制定について (予算審査特別委員長報告) 程
- 日程第5 (議案第12号) 249頁
和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第6 (議案第13号)
和泉市老人デイサービスセンター条例制定について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第7 (議案第14号)
和泉市再資源化事業推進奨励基金条例制定について
(予算審査特別委員長報告)

○ 日程第 8	(議案第15号) 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第 9	(議案第16号) 和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第10	(議案第 1号) 平成 5年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第11	(議案第 2号) 平成 5年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	括
○ 日程第12	(議案第 3号) 平成 5年度和泉市老人保健事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	上
○ 日程第13	平成 5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	程
○ 日程第14	(議案第 5号) 平成 5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	249頁
○ 日程第15	(議案第 6号) 平成 5年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第16	(議案第 7号) 平成 5年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	
○ 日程第17	(報告第 1号) 和泉市土地開発公社平成 5 年度事業計画書類の提出について	254頁
○ 日程第18	(議員提出議案第 2号) 自己負担拡大・委託化ではなく、保険給付と直営による患者給食の充実と改善を求める意見書	264 "
○ 日程第19	(議員提出議案第 3号) 全額国庫負担による最低保証年金制度の創設に関する意見書	267 "
○ 日程第20	(議員提出議案第 4号) 被用者年金制度の支給開始年齢に関する意見書	268 "
○ 日程第21	(議員提出議案第 5号) 「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」に基づく実効ある「基本指針」の策定を求める意見書	270 "

- 日程第22 (議員提出議案第6号)
民間福祉職場の人材確保対策に関する実効性ある「基本指針」の策定と職員配置及び措置費の大幅改善を求める意見書 272頁
- 日程第23 (議員提出議案第7号)
自動車関係諸税の抜本的見直しと軽減を求める意見書 274〃
- 市長閉会挨拶 278〃
- 議長閉会挨拶 279〃
- 閉会宣言(午前11時42分) 279〃

1. The first part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

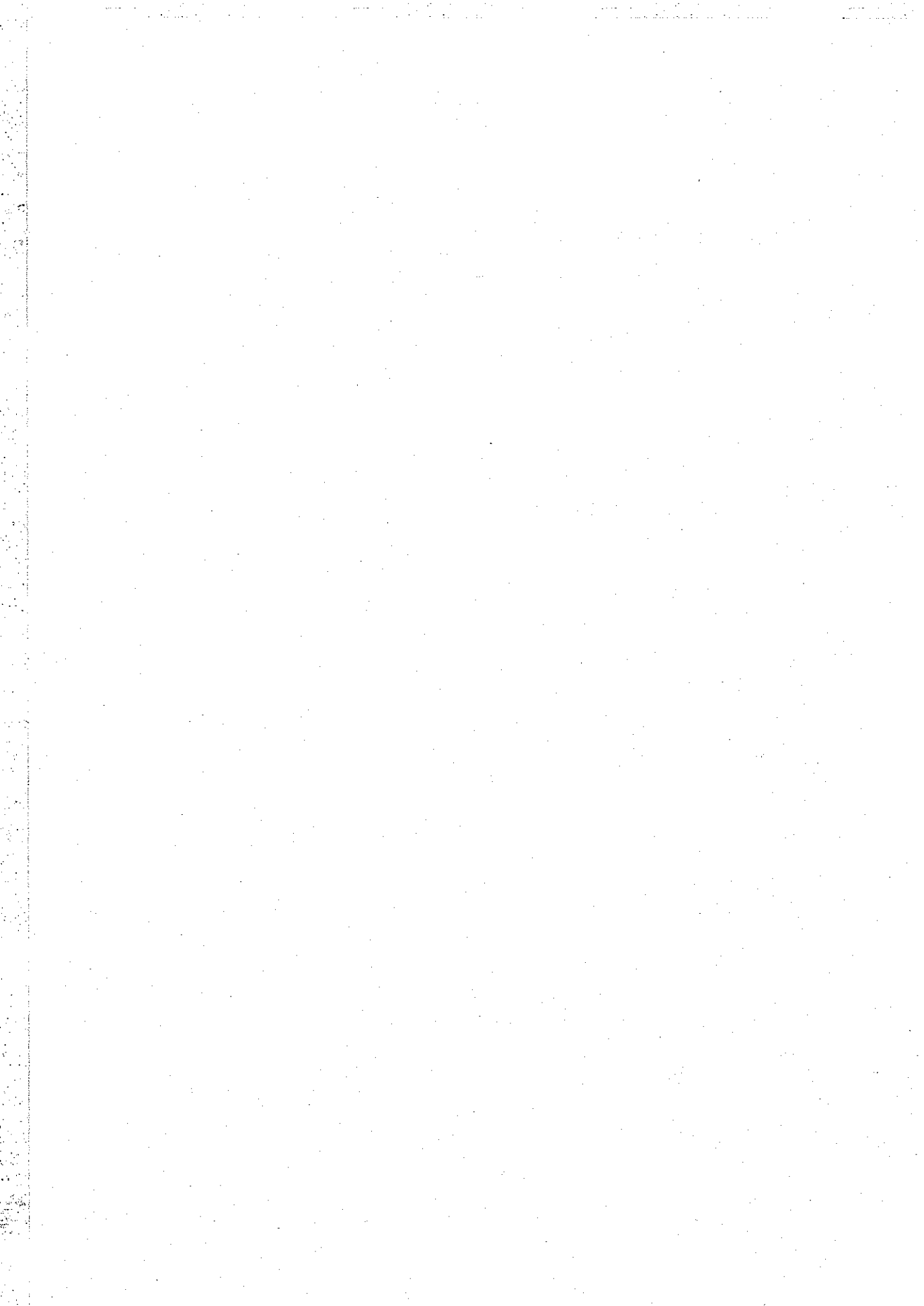
2. The second part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

3. The third part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

4. The fourth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

5. The fifth part of the document is a list of names and addresses of the members of the committee.

第 1 日



平成5年3月4日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讚岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助	役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助	役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入	役	中塚白	同和対策部長	森利治
市長公室長		堀宏行	同次長兼総合調整課長	門林良治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	開放総合センター所長 兼総務課長	戸口泰明
同理事兼人権啓発室長		亀山学	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	同理事兼児童福祉課長	坂田平之
同次長兼人事課長		石本博信	同次長兼総合福祉館長	松尾守
同秘書課長		木寺正次	市民生活部長	麻生和義
企画調整部長		逢野博之	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	同次長兼健康課長	池辺修次
同副理事 (施策推進第二担当)		吉祇利朗	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同企画室長		今村堅太郎	産業部長	大塚孝之
同施策推進室長		井阪和充	同理事	白樫通有
同企画室企画調整課長		油谷巧	同次長兼農林課長	松林保
総務部長		神藤恒治	参与兼建設部長	浅井隆介

同理事兼用地室長	奥村富彦	病院事務局長	橋本昭夫
同次長兼道路課長	谷俊雄	同 理 事	谷上徹
同次長兼建築課長	藤本仁	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長兼住宅課長	西岡政徳	消防長兼消防署長	高宮武男
都市整備部長	萩本啓介	同次長兼総務課長	一ノ瀬喜広
同 理 事	中野義裕	同次長兼消防署副署長	池野透
同理事（コスモポリス担当）	中辻寿夫	土地開発公社事務局長	中西淳富
同理事（コスモポリス担当）	尾崎秀忠	同次長兼総務課長	大宅清臣
同次長兼都市計画課長	中屋正彦	教 育 委 員 長	藤井謹市
同次長兼公園課長	田中武郎	教 育 長	杉本弘文
同 次 長	山下喬三	教育次長兼管理部長	稲田順三
下水道部長	藤原清司	指 導 部 長	木村吉男
同 理 事	緒方和夫	同次長兼指導課長	西川義徳
同 次 長	山崎精二	社会教育部長	生田稔
同次長兼下水道工務課長	中野英二	同 次 長	明坂文嘉
同副理事（ふるさと 急傾斜対策事業担当）	岸本孝二	同次長兼図書館長	北野喜平
改良事業部長	富田宏之	同次長兼社会体育課長	山本襄
同 次 長	糸田嗣夫	収 入 役 室 長	藤木意継
同次長兼用地課長	藤本英夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	同 事 務 局 長	着本善夫
水道部理事	仲田博文	監 査 委 員	庄司清三
同次長兼総務課長	城前伊佐雄	同 事 務 局 長	吉田陽三
同次長兼工務課長	西尾浩	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病 院 長	竹林淳	同 事 務 局 長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次 長	河原茂隆
議事係長	田中康弘
調査係長	井之上光一
議事係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月4日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第8号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 1
4	議案第9号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 5
5	議案第10号	和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 13
6	議案第11号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 17
7	議案第12号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 20
8	議案第13号	和泉市老人デイサービスセンター条例制定について	P. 23
9	議案第14号	和泉市再資源化事業推進奨励基金条例制定について	P. 27
10	議案第15号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 30
11	議案第16号	和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について	P. 35
12	議案第1号	平成5年度和泉市一般会計予算	別冊
13	議案第2号	平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
14	議案第3号	平成5年度和泉市老人保健事業特別会計予算	別冊
15	議案第4号	平成5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
16	議案第5号	平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別冊
17	議案第6号	平成5年度和泉市水道事業会計予算	別冊

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	議案第7号	平成5年度和泉市病院事業会計予算	別冊
19	議員提出議案第1号	予算審査特別委員会設置について	別紙
20		予算審査特別委員会委員の選任について	別紙

(午前 10時00分開議)

- 議長（竹下義章君） おはようございます。議員の皆さんには、年度末何かとお忙しいところ多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。

- 議長（竹下義章君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成5年第1回定例会を開会いたします。

- 議長（竹下義章君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

なお、ここで広報広聴課より「広報いずみ」の作成に当たり議場内の写真撮影と、「声の広報いずみ」作成のため議会の録音の願い出がありましたので、これを許可いたします。

- 議長（竹下義章君） ここで、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、開会あいさつ)

- 市長（池田忠雄君） おはようございます。平成5年和泉市議会第1回定例会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立をいたしましたことをまずもって衷心より厚く御礼を申し上げた

いと存じます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、平成5年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これらに関連をいたします条例制定等多数御提案を申し上げる次第でございます。議案の内容につきましては、後ほど市政方針を申し上げ、別途御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御可決、御承認を相賜りますようお願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願いを申し上げます。

○

○ 議長（竹下義章君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、8番・中塚新治君、9番・讃岐一太郎君、10番・池田秀夫君、以上、3名の方を指名いたします。

○

○ 議長（竹下義章君） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日より3月29日までの26日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より3月29日までの26日間と決定いたします。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第3「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」より日程第18「平成5年度和泉市病院事業会計予算」までの16議案は、いずれも平成5年度予算及び関連議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案については、表題のみ朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第8号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第1条関係)

区 分	報 酬 額
議 長	月額 610,000円
副 議 長	月額 580,000円
議 員	月額 550,000円

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

理 由

最近の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、議員等の報酬月額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のよ

うに制定する。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例（案）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「月額170,000円を超えない範囲内において」を「日額又は月額とし、予算を超えない範囲内において」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

特別職の職員で非常勤のものの報酬額

区 分	報 酬 額
教育委員会委員長	月 額 101,000 円
教育委員会委員（委員長である委員を除く。）	月 額 85,000 円
市議会議員の中から選任された監査委員	月 額 27,000 円
識見を有する者の中から選任された監査委員	月 額 86,000 円
選挙管理委員会委員長	年 額 346,000 円
選挙管理委員会委員（委員長である委員を除く。）	年 額 224,000 円
公平委員会委員長	年 額 182,000 円
公平委員会委員（委員長である委員を除く。）	年 額 142,000 円
農業委員会会長	年 額 274,000 円
農業委員会副会長	年 額 197,000 円
農業委員会委員（会長及び副会長である委員を除く。）	年 額 176,000 円
固定資産評価審査委員会委員	年 額 53,000 円
附属機関の委員	日 額 7,000 円
社会教育委員	月 額 8,000 円
選挙長	1 選挙ごとに 12,000 円
投開票管理者	日 額 10,000 円
投開票立会人	日 額 9,000 円
選挙立会人	日 額 9,000 円
地方自治法第182条による補充員	日 額 10,000 円

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

理 由

最近の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、特別職の職員で非常勤である各行政委員会等の報酬額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間

その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、

勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 特別職の職員の給料月額

区 分	給料月額
市 長	900,000 円
助 役	790,000 円
収 入 役	710,000 円
水道事業管理者	710,000 円

（和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第2条 和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年

和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「630,000円」を「710,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

理 由

最近の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、市長等の給料月額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する

条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に

関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「93,000円」を「100,000円」に、「58,000円」を「68,000円」に、「38,000円」を「47,000円」に、「29,000円」を「36,000円」に、「25,000円」を「32,000円」に、「22,000円」を「28,000円」に、「18,000円」を「24,000円」に改める。

第13条第1項中「1,200円」を「1,600円」に改める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

理 由

最近の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、消防団員の報酬を引き上げる必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

議案第12号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表中「

和泉市福祉計画 審議会	福祉計画についての審議に関する こと。
----------------	------------------------

を

和泉市老人保健 福祉計画審議会	老人保健福祉計画についての審議 に関すること。
--------------------	----------------------------

に改める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

理 由

本市の老人保健福祉計画を策定するにつき、福祉関係者、学識経験者等広く関係者の意見を反映し、実施していく必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

和泉市老人デイサービスセンター条例制定について

和泉市老人デイサービスセンター条例を次のように制定する。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市老人デイサービスセンター条例（案）

（設 置）

第1条 本市は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項の規定により同法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 老人デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和泉市老人デイサービスセンター	和泉市旭町106番地の2

（利用許可）

第3条 和泉市老人デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の許可をせず、又は既にした利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

（使用料）

第4条 デイサービスセンターの使用料は、規則で定める場合を除き、無料とする。

（損害賠償）

第5条 デイサービスセンターを利用する者が建物、附属設備若しくは器具等を破損し、又は滅失したときは、市長の認定に基づき、損害を賠償しなければならない。

（委 託）

第6条 市長は、デイサービスセンターの管理及び運営を公共的団体に委託することができる。

（委 任）

第7条 この条例に定めるもののほか、デイサービスセンターの運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

在宅の虚弱老人及びねたきり老人等に対し入浴、食事の提供、生活指導、日常動作訓練、家族介護者教室、送迎等各種のサービスの便宜を供与し、もって当該老人の生活の助長、心身の健康の保持等を図るとともに、当該養護者の身体的又は精神的な負担の軽減を図るため、和泉市老人デイサービスセンターを設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

和泉市再資源化事業推進奨励基金条例制定について

和泉市再資源化事業推進奨励基金条例を次のように制定する。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市再資源化事業推進奨励基金条例（案）

（設 置）

第1条 市民の積極的な古紙及び古繊維等の集団回収活動（以下「集団回収活動」という。）を奨励し、もってごみの減量及び再資源化の推進を図るために、和泉市再資源化事業推進奨励基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 前条に規定する基金は、集団回収活動により回収した量に基づき、市長が定める額を一般会計歳入歳出予算に計上し、積み立てるものとする。

（管 理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の管理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め

て基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処 分)

第6条 この基金は、次に掲げる事務事業に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) ごみに対する市民意識の高揚を図るために実施する啓発事業
- (2) ごみ減量化及び再資源化の推進を図るために実施する公共の施設又は設備の整備

(委 任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

理 由

古紙、古繊維の集団回収活動は、ごみの減量化及びリサイクルの推進に効果があり、この活動に取り組む市民等の努力を反映し、その効果を提示するために、市民還元を目的とした基金を設置し、集団回収活動への取組みを積極的に奨励する必要がある。

(これが、この条例案を提出する理由である。)

議案第15号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第17条の6中「350,000円」を「次の表の左欄に掲げる世帯の基礎控除後の総所得金額等に応じて、それぞれ同表右欄に定める額」に改め、同条に次の表を加える。

世帯の基礎控除後の総所得金額等	賦課限度額
5,000,000円未満	390,000円
5,000,000円以上 6,000,000円未満	410,000円
6,000,000円以上	420,000円

第21条中「350,000円を超える場合には、350,000円」を「第17条の6に規定する額を超える場合には、その額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市国民健康保険条例第17条の6及び第21条の規定は、平成5年度の保険料から適用し、平成4年度以前の保険料については、なお従前の例による。

理 由

医療技術の高度化及び加入者の高齢化等により医療費が増高する中、国保財政の安定化及び被保険者の保険料負担の公平を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例(案)

(和泉市立病院の料金等に関する条例の一部改正)

第1条 和泉市立病院の料金等に関する条例(昭和47年和泉市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「別表第4診療報酬点数表(乙)」を「別表第1診療報酬点数表(甲)」に改め、同項第2号中「別表第3老人診療報酬点数表(乙)」を「別表第1老人診療報酬点数表(甲)」に改める。

(和泉市立休日急病診療所条例の一部改正)

第2条 和泉市立休日急病診療所条例(昭和51年和泉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第4診療報酬点数表(乙)」を「別表第1診療報酬点数表(甲)」に、「別表第3老人診療報酬点数表(乙)」を「別表第1老人診療報酬点数表(甲)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の規定は、平成5年4月1日以後の診療に係るものについて適用し、同日前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

理 由

平成4年度における療養に要する費用の額の基準等が改正されたことに伴い、関係条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第1号

平成5年度 和泉市一般会計予算

平成5年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,530,000千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額

に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 市 税		18,390,012 円
	1. 市 民 税	9,531,443
	2. 固 定 資 産 税	6,418,373
	3. 軽 自 動 車 税	127,693
	4. 市 た ば こ 税	626,000
	5. 特 別 土 地 保 有 税	153,527
	6. 都 市 計 画 税	1,532,976
2. 地 方 譲 与 税		680,000
	1. 消 費 譲 与 税	450,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	150,000
	3. 地 方 道 路 譲 与 税	80,000
3. 利 子 割 交 付 金		430,000
	1. 利 子 割 交 付 金	430,000
4. 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金		300
	1. 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	300
5. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		360,000
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	360,000
6. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		277,541
	1. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	277,541
7. 地 方 交 付 税		5,400,000
	1. 地 方 交 付 税	5,400,000
8. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		26,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	26,000

9. 分担金及び負担金		1,636,722
	1. 分担金	42,289
	2. 負担金	1,594,433
10. 使用料及び手数料		488,188
	1. 使用料	434,971
	2. 手数料	53,217
11. 国庫支出金		4,547,171
	1. 国庫負担金	2,702,338
	2. 国庫補助金	1,763,988
	3. 国庫委託金	80,845
12. 府支出金		2,558,641
	1. 府負担金	331,573
	2. 府補助金	1,859,773
	3. 府委託金	351,907
	4. 府交付金	15,388
13. 財産収入		1,675,798
	1. 財産運用収入	326,232
	2. 財産売払収入	1,349,566
14. 寄附金		241,000
	1. 寄附金	241,000
15. 繰入金		1,970,080
	1. 特別会計繰入金	137,300
	2. 基金繰入金	1,832,780
16. 諸収入		3,369,117
	1. 延滞金及び加算金	20,000
	2. 市預金利子	21,090
	3. 貸付金元利収入	1,033,369
	4. 受託事業収入	18,155
	5. 雑収入	2,276,503

17. 市	債		1,479,430	
		1. 市	債	1,479,430
歳入合計			43,530,000	

歳 出

款	項	金額
1. 議 会 費		409,321 円
	1. 議 会 費	409,321
2. 総 務 費		4,627,407
	1. 総 務 管 理 費	3,193,847
	2. 徴 税 費	639,519
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	303,026
	4. 選 挙 費	80,064
	5. 統 計 調 査 費	31,039
	6. 監 査 委 員 費	33,562
	7. 同 和 対 策 費	346,350
3. 民 生 費		12,163,173
	1. 社 会 福 祉 費	5,522,221
	2. 児 童 福 祉 費	4,213,763
	3. 生 活 保 護 費	2,417,308
	4. 災 害 救 助 費	9,881
4. 衛 生 費		4,823,227
	1. 予 防 衛 生 費	2,338,106
	2. 環 境 衛 生 費	2,375,039
	3. 墓 地 管 理 費	96,422
	4. 上 水 道 費	13,660
5. 農 林 水 産 業 費		528,810
	1. 農 業 費	516,299
	2. 林 業 費	12,511
6. 商 工 費		277,107

	1. 商 工 費	277,107
7. 土 木 費		8,620,663
	1. 土 木 管 理 費	854,252
	2. 道 路 橋 梁 費	1,656,169
	3. 河 川 水 路 費	589,558
	4. 都 市 計 画 費	4,250,369
	5. 住 宅 費	1,270,315
8. 消 防 費		1,170,960
	1. 消 防 費	1,170,960
9. 教 育 費		5,247,831
	1. 教 育 総 務 費	542,181
	2. 小 学 校 費	1,574,419
	3. 中 学 校 費	1,370,628
	4. 幼 稚 園 費	852,587
	5. 社 会 教 育 費	710,760
	6. 保 健 体 育 費	197,256
10. 公 債 費		4,543,501
	1. 公 債 費	4,543,501
11. 諸 支 出 金		1,068,000
	1. 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	7,000
	2. 基 金 費	1,061,000
12. 予 備 費		50,000
	1. 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		43,530,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
都市計画事業等用地取得事業	平成5年度 } 平成10年度	〒 1,946,482
環境改善整備事業用地取得等事業	平成5年度 } 平成8年度	470,789
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記 用地取得事業資金の元金及びその利子（債務保証）	平成5年度 } 平成10年度	元金 1,917,271 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の 元金及びその利子（債務保証）	平成5年度 } 平成6年度	元金 400,000 及びその利子
計		2,817,271

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
国民年金 保険事業	〒 1,130	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	大阪府	6年以内（内据置3年以内） ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に借 換えすることができる。
災害援護資金 貸付事業	7,000	同 上	同 上	政 府 銀 行 その他	20年以内（内据置3年以内） ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に借 換えすることができる。
道路整備事業	315,600	同 上	同 上	同 上	25年以内（内据置5年以内） ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に借 換えすることができる。
環境改善道路 整備事業	40,900	同 上	同 上	同 上	同 上
河川整備事業	41,000	同 上	同 上	同 上	同 上
都市計画 整備事業	181,100	同 上	同 上	同 上	同 上
公営住宅 整備事業	171,000	同 上	同 上	同 上	同 上

消 防 施 設 整 備 事 業	21,600	同 上	同 上	同 上	同 上
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	630,500	同 上	同 上	同 上	同 上
借 換 債	69,600	同 上	同 上	同 上	同 上
計	1,479,430				

議案第2号

平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算

平成5年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,735,551千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		3,203,231 円
	1. 国民健康保険料	3,203,231
2. 一部負担金		20
	1. 一部負担金	20
3. 使用料及び手数料		800
	1. 手 数 料	800
4. 国庫支出金		2,660,965
	1. 国庫負担金	2,305,477
	2. 国庫補助金	355,488
5. 療養給付費交付金		1,025,676
	1. 療養給付費交付金	1,025,676
6. 府 支 出 金		74,477
	1. 府 補 助 金	74,477
7. 共同事業交付金		70,848
	1. 共同事業交付金	70,848
8. 繰 入 金		675,084
	1. 一般会計繰入金	594,458
	2. 基金繰入金	80,626
9. 諸 収 入		24,450
	1. 延滞金及び過料	400
	2. 預 金 利 子	2,000
	3. 雑 入	22,050
歳 入 合 計		7,735,551

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		213,047 円
	1. 総 務 管 理 費	66,523
	2. 徴 収 費	144,851
	3. 運 営 協 議 会 費	1,573
	4. 趣 旨 普 及 費	100
2. 保 険 給 付 費		5,590,296
	1. 療 養 諸 費	5,051,750
	2. 高 額 療 養 費	453,406
	3. 助 産 費	73,200
	4. 葬 祭 費	11,940
3. 老 人 保 健 拠 出 金		1,807,787
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	1,807,787
4. 共 同 事 業 拠 出 金		60,644
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	60,644
5. 保 健 施 設 費		19,674
	1. 保 健 施 設 費	19,674
6. 公 債 費		11,000
	1. 一 般 公 債 費	11,000
7. 諸 支 出 金		3,103
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,103
8. 予 備 費		30,000
	1. 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		7,735,551

議案第3号

平成5年度和泉市老人保健事業特別会計予算

平成5年度和泉市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,074,122千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 支 払 基 金 交 付 金		4,917,663 千円
	1. 支 払 基 金 交 付 金	4,917,663
2. 国 庫 支 出 金		1,430,733
	1. 国 庫 負 担 金	1,430,733
3. 府 支 出 金		359,018
	1. 府 負 担 金	357,580
	2. 府 補 助 金	1,438
4. 繰 入 金		364,208
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	364,208
5. 諸 収 入		2,500
	1. 雑 入	2,500
歳 入 合 計		7,074,122

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		8,477 千円
	1. 総 務 管 理 費	8,477
2. 医 療 諸 費		7,065,645
	1. 医 療 諸 費	7,065,645
歳 出 合 計		7,074,122

議案第4号

平成5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成5年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ764,597千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 財 産 収 入		137,300 千円
	1. 財 産 売 払 収 入	137,300
2. 繰 入 金		295,297
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	295,297
3. 市 債		332,000
	1. 市 債	332,000
歳 入 合 計		764,597

歳 出

款	項	金 額
1. 公共用地先行取得事業費		452,766 千円
	1. 公共用地先行取得事業費	452,766
2. 公 債 費		174,531
	1. 公 債 費	174,531

3. 諸 支 出 金		137,300
	1. 一 般 会 計 繰 出 金	137,300
歳 出 合 計		764,597

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地 先行取得事業	千円 332,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 そ 他	10年以内（内据置4年以内） ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第5号

平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算

平成5年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,798,057千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、

「第2表 債務負担行為」による。

（地 方 債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算

歳

入

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		101,970 千円
	1. 負担金	101,970
2. 使用料及び手数料		217,024
	1. 使用料	216,900
	2. 手数料	124
3. 国庫支出金		369,500
	1. 国庫補助金	369,500
4. 府支出金		44,000
	1. 府補助金	44,000
5. 繰入金		1,253,963
	1. 一般会計繰入金	1,253,963
6. 諸収入		10,000
	1. 雑収入	10,000
7. 市債		1,801,600
	1. 市債	1,801,600
歳入合計		3,798,057

歳

出

款	項	金額
1. 下水道事業費		3,154,918 千円
	1. 下水道総務費	568,369
	2. 下水道整備費	2,586,549
2. 公債費		642,639
	1. 公債費	642,639
3. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		3,798,057

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資に対する損失補償	平成5年度 ） 平成9年度	和泉市水洗便所改造資金融資制度に基づき金融機関が当該貸付を行ったことにより損失を生じた場合の元金及び利息の損失補償
公共下水道事業 用地取得事業	平成5年度 ） 平成6年度	40,000 千円
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	平成5年度 ） 平成6年度	元金 40,000 及びその利子

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
公共下水道 整備事業	1,801,600 千円	普通貸借 又 は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 そ 他	30年以内(内据置5年以内) ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第6号

平成5年度和泉市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成5年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 47,090戸 |
| (2) 年間総給水量 | 16,013,200㎡ |
| (3) 一日平均給水量 | 43,872㎡ |
| (4) 主要な建設改良事業 | (イ) 配水管更生事業 31,000千円 |
| | (ロ) 拡張事業 1,150,500千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	水道事業収益		2,451,129千円
第1項	営業収益		2,273,143千円
第2項	営業外収益		177,976千円
第3項	特別利益		10千円

		支 出	
第1款	水道事業費用		2,765,290千円
第1項	営業費用		2,465,410千円
第2項	営業外費用		297,880千円
第3項	特別損失		1,000千円
第4項	予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額297,952千円は、過年度分損益勘定留保資金277,656千円と当年度消費税資本的収支調整額20,296千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資本的収入		2,051,410千円
第1項	企業債		976,000千円
第2項	工事負担金		1,014,000千円
第3項	負担金		61,400千円
第4項	固定資産売却代金		10千円

		支 出	
第1款	資本的支出		2,349,362千円
第1項	建設改良費		2,178,800千円
第2項	企業債償還金		170,562千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 資本的支出	2. 建設改良費	拡張事業	1,626,370千円	5	888,890千円
				6	737,480千円

但し、北部受配水場施設建設工事に限る。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
配水管更生事業	28,000千円	証書借入	8.0%以内	政 府 公 庫	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し繰上償還をし又は低利債に借換えることができる。
拡張事業	948,000千円				

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金額
1. 営業費用	原水及び浄水費	1,146,419千円
2. 営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	297,830千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費	695,863千円
2. 交際費	800千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は10,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、440,417千円と定める。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

議案第7号

平成5年度和泉市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成5年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	327床		
(2) 年 間 患 者 数 入 院	106,580人	外 来	247,800人
(3) 一 日 平 均 患 者 数 入 院	292人	外 来	840人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 器 械 備 品 購 入 費	165,000千円		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

【 収 入 】

第1款 病院事業収益	5,664,924千円
第1項 医業収益	5,055,360千円
第2項 医業外収益	609,564千円

【 支 出 】

第1款 病院事業費用	5,764,394千円
第1項 医業費用	5,582,735千円
第2項 医業外費用	179,659千円
第3項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額62,391千円は、過年度分損益勘定留保資金62,247千円、当年度分消費税資本的収支調整額144千円で補てんするものとする。)

【 収 入 】

第1款 資本的収入	1,282,283千円
第1項 企業債	160,000千円
第2項 出資金	122,283千円
第3項 他会計長期借入金	1,000,000千円

【 支 出 】

第1款 資本的支出	1,344,674千円
第1項 建設改良費	165,000千円
第2項 企業債償還金	179,674千円
第3項 他会計長期借入金返還金	1,000,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
医療機器 整備事業	160,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	5年以内(内据置1年以内)ただし、 財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、もしくは繰上償還又 は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用

(2) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,056,832千円

(2) 交際費 1,000千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、582,398千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,795,916千円と定める。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長(竹下義章君) それでは、ここで市長より平成5年度市政運営方針についての披瀝をお願いいたします。

(市長登壇、市政運営方針演説)

○ 市長(池田忠雄君) それでは、議長さんのお許しをいただきまして、本日、ここに平成5年度和泉市議会第1回定例会の開会に当たり、平成5年度の各会計予算(案)を初め関連する諸

議案の御審議をお願いするに際し、市政運営の基本方針と重要施策の大綱について私の所信の一端を申し述べ、議員各位の御協賛と市民皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

今日、国際社会は、東西の冷戦終了後、東欧諸国を初め各国で民族や宗教に根ざした争いが激化し、政情不安が高まる中、新たな平和秩序の構築が求められています。

また、先進諸国においては、財政赤字、失業問題などが景気回復のおくれの原因となり、経済基調は総じて弱く、本格的な回復をいかに図るかが重要な課題となっています。

一方、国内的には、内需拡大、政治改革、人口の高齢化、生活環境の多様かなど大きな変革期を迎えており、経済運営についても、個人消費や設備投資の落ち込み、また、資産価格の下落も相まって厳しい状況に直面しているわが国経済を、内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経済へと円滑に移行させることが当面の課題となっております。

さらに、中長期的には、豊かさゆとりが実感できる社会の形成と人口の急速な高齢化を迎えることにかんがみ、国民負担の増大を極力抑制し、経済の活力を損なわず、早急に財政の健全化を図ることが重要とされております。

さて、本市におきましては、21世紀への明日の和泉を描きつつ努力してまいり、おかげをもちまして、国際都市として飛躍する基盤づくりが本格的な歩みの年になりました。

こうした画期的な年に市政をあずかる私は、みずからの責任の重大さを痛切に受けとめ、「調和と活力のある人間都市・和泉」の町づくりを目指し、職員とともに市民の相互理解を得ながら、堅実に歩んでまいり所存であります。何とぞ議員各位並びに市民の皆様方の一層の御支援、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げる次第であります。

さて、関西国際空港の開港を1年後に控え、関連する地域整備を初め本市の副都心として新たな都市機能を満載したまちに変貌する「トリヴェール和泉」は、関係各位の御尽力で、おかげをもちまして昨年のまち開きを無事迎えることができ、私の夢を現実のものへと進展させていただきました。

関西国際空港へのアクセス道路を初め鉄道の延伸、産業技術総合研究所、桃山学院大学の建設も現実の姿として台頭し、着実に推し進められています。

一方、時を同じくして、新旧市街地を結ぶ幹線道路は、市民の協力を得て事業進捗を図るほか、おくれしております下水道事業についても普及促進を図り、快適な環境づくりに全力を尽くすほか、急激な高齢化に対応する在宅福祉施策としてのデイサービスセンターの整備にも努めます。

合わせて、女性の社会参加と男女の共生、国際交流、環境の保全、文化の高揚など、地域活性化と市民福祉の向上に取り組んでまいります。

また、来るべき21世紀に向けての本市の総合的、計画的な町づくりの指針となる第3次総合計画の策定に着手いたしてまいります。

さて、本市の財政環境ですが、依然として市税収入が府下において下位ランクに位置し、景気の低迷による減収や利子割交付金の激減など、歳入の伸びは極度に緊縮してきました。

一方、歳出では、行政需要の多様化とともに、人件費、扶助費が増加の一途をたどり、行政運営は厳しい試練の年を迎えました。

私は、現下の厳しい社会経済情勢に立ち向かい、本市の立地条件を最大限に生かすプロジェクトをてこに全知全能を傾け、財政健全化に努め、限られた財源の重点的かつ効率的配分と経費の節減を図り、市民の皆様方の御要望におこたえすべく、最大限の努力を傾注してまいり所存であります。

このほか国・府に対しましては、地方交付税の増額、補助金の堅持など財政支援を積極的に要望し、財源の確保に努めてまいりたいと存じます。

以上の諸点に立ち、平成5年度予算編成をいたした次第であります。

それでは、平成5年度の市政の基本指標とその内容について御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

以上を基本指標とし、編成いたしました平成5年度予算(案)は、

一般会計	43,530,000千円
特別会計(4会計)	19,372,327千円
企業会計(2会計)	12,223,720千円
計	75,126,047千円

と相なった次第であります。

これを前年度と比較いたしますと、

一般会計	3,050,000千円(7.5%)
特別会計(4会計)	1,691,802千円(9.6%)
企業会計(2会計)	2,248,888千円(22.5%)
計	6,990,690千円(10.3%)

の増額となるものでございます。

次に、基本指標に従い、順次、その概要を御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり

<公園・緑地の整備>

都市における緑と空間は人々の心に潤いと安らぎをもたらし、豊かな環境を形成していく上で欠かせない役割を果たしています。

本年は、遊歩道のネットワークの形成の一環として、旧河川敷（和気、小田地区）において緑道の整備に着手するほか、ため池を活用してオアシス整備事業「水と緑のオアシス」づくりに取り組んでまいります。

また、緑豊かな住みよい町づくりを積極的に推進するため、本年も引き続き市民の御協力をいただきながら“商工まつり&都市緑化フェア”を10月の都市緑化月間に実施いたすとともに、花と緑の町づくりを目指し、緑化の推進啓発事業を進めてまいります。

次に、公園の整備事業は、小田公園のほか4公園の施設整備を進めるとともに、松尾寺公園、黒鳥山公園の用地取得など所要の措置をいたしました。

<和泉中央丘陵整備事業>

トリヴェール和泉は、国際社会に対応する南大阪の核として、次代に誇り得る産・学・住を兼ね備えた複合的多機能都市を目指し、住宅・都市整備公団の事業主体のもとに町づくりに鋭意取り組まれているところであります。

昨年春には、北部ブロック“いぶき野”の入居が始まり、活気あふれる町が誕生し、本年度も街区整備工事や幹線道路並びに公共下水道等の関連公共事業が着々と進められ、分譲住宅の建設や分譲宅地の整備も行われ入居が予定されています。

東部ブロックにつきましては、平成8年度宅地供給開始を目途として和泉中央線の延伸工事と宅地造成工事が進められています。

学園ゾーンにあっては、桃山学院大学の平成7年春開校に向け造成工事も順調に進み、建設工事の起工式が本年3月に行われる予定であります。

なお、緑豊かな開かれた学園ゾーンの形成の促進を図るため、宮ノ上公園などの環境整備に取り組みます。

西部ブロックの特定業務施設用地ゾーンについては、研究開発機能の核となる府立産業技術総合研究所が平成7年開所を目指し、本年度には建設工事に着工することとなります。

また、トリヴェール和泉の各ブロックにおきましては地区計画制度の導入を図り、良好な住環境の保全に努めてまいります。

泉北高速鉄道の延伸については、平成7年春の開業に向け駅舎等の建設が進んでいるほか、近畿自動車道松原・すさみ線（阪和道）についても、堺I・Cから岸和田・和泉I・Cの間が本年秋以降の開通を目指して工事が急がれており、供用開始が待たれるところであります。

<道路網の整備>

本市においては、トリヴェール和泉との連携を初め広域幹線への道路整備が課題となっております。

本年は、本市の大動脈和泉中央線の観音寺地区の事業化を図るほか、新旧市街地を結ぶ池田下万町線、伏屋唐国線、さらに、旧市街地と国道26号とを結ぶ富秋幸線の整備で広域幹線と一体の道路促進を図ります。

また、光明池春木線について、光明台～泉大津粉河線間は平成5年度に実施設計を行うとともに、用地の先行取得に着手いたします。

さらに、阪和東側2号線、小田16号線、環境改善整備事業の地区内道路など整備促進を図るほか、市内一円の市道の維持補修等により生活環境の向上に努めます。

<市街地の整備等>

市街化区域の土地利用は、地権者の意向が重要な条件であります。

生産緑地地区の指定につきましては、昨年、農地関連税制の改正に伴い、約45%の農地について保全する農地としての位置付けをしました。

本年1月、建設省から真にやむを得ない事由により平成4年中に手続ができなかった場合等について、平成5年以降においても生産緑地地区の指定が可能であるとの通達を受け、該当する農地等については、今後とも適切な対応を図ってまいります。

一方、宅地化する農地につきましては、円滑な土地利用転換及び良好な市街地形成への誘導が重要な課題であります。このため宅地化する農地の分布状況、公共施設の整備状況、周辺の土地利用の状況等の実態を踏まえ、地権者の意向に基づく土地の有効活用について適切な対応に努めてまいります。

また、都市計画に伴う用途地域は、法の改正で住居系用途地域の細分化等の改定が行われ、本年度は、基礎調査並びに原案づくりに取り組んでまいり所存であります。

次に、和泉府中駅前再開発事業につきましては、21世紀にふさわしい魅力ある都心としての基盤整備や、都市機能を持った活力ある街として再生していく必要があります。

本年は、社会経済情勢が厳しい中ではありますが、準備組合を中心に具体的な事業計画(案)の作成と、次のステップである事業協力者等の選考に取り組み、事業推進を図ってまいりたいと存じております。

本市の市営住宅につきましては、住環境の整備と居住水準の向上を図るため既設住宅の改善を行うほか、木造住宅建て替え事業の推進に取り組みます。

また、市営住宅の維持管理についても、計画修繕等により良好な住宅環境の保全に努めてまいります。

2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり

<上水道事業>

本市上水道事業は普及率99%と高度に普及し、市民生活や産業活動の基盤施設としてますますその重要性が高まっています。

一方、本年4月から府営水道料金が大幅に改定されるほか、消費税問題など独立採算を基本とする事業経営が、企業努力のみでは解決でき得ない極めて厳しい局面を迎えております。

こうした中、都市化の進展に伴う水需要の対応に期するべく、第4回拡張事業の推進を初めトリヴェール和泉などを対象とした(仮称)北部受・配水場築造に着手するほか、既存施設の改良や配水管布設工事、さらに、本年12月施行の新水質基準に対応する検査機器の整備など事業投資も積極的に行ってまいり所存であります。

この際、水道事業の至上使命である安全で安定した上水道供給に万全を期するため、健全経営の確保が重要な課題であることも深く認識いたしているところであります。

<交通安全の確保と環境保全>

歩行者の安全対策として、(仮称)和泉中央駅と東部地区を結ぶ歩行者専用道路の整備に着手するほか、交通安全施設整備として上川橋歩道橋設置、青葉台1号線等の歩道改良を行います。合わせて、道路反射鏡等を市内適所に設置し、事故の未然防止と歩行者の安全を確保いたします。

また、近年の車社会の進展に伴う違法路上駐車蔓延は、交通渋滞、交通事故の一因となるとともに都市機能の低下を招き、駐車場整備の必要性が叫ばれています。

このため本市においても駐車場整備のあり方について基本方針策定に取り組むとともに、民間駐車場の整備に対し補助制度化を図ります。

環境保全対策については、大気汚染、水質汚濁、環境騒音等の測定調査を実施するほか、新たに近畿自動車道松原・すさみ線の供用開始に向け、常時監視局による測定を行い、環境保全に努めてまいります。

また、河川の水質保全として、昨年度より引き続き山間部地域を対象として合併処理浄化槽の普及活動を進め、その費用の一部を助成する所要の措置を行うほか、環境保全の大切さを市民に理解していただくため星空観察や水生生物観察会を実施し、環境教育や啓発を行い、快適で住み良い生活環境を維持するよう努めてまいります。

<下水道・河川・水路・急傾斜地の整備>

公共下水道の整備については、市街化区域の普及率の一層の向上を図るため法的手続きを進め、事業区域の拡大に努めます。

汚水管の整備については、市街地を中心に水洗化の促進に引き続き力点を置き、順次、面整備を図ってまいります。

公共下水道雨水幹線の整備については、伯太南幹線の事業推進により池上町地区の浸水解消を図るほか、昨年に引き続き芦部幹線等の整備を実施いたします。

次に、排水路整備並びに浸水対策事業につきましては、地域の浸水解消と改善に努めるほか、河川改修事業は引き続き若樫川の整備を行います。

また、市民の御理解による「河川を美しくする会」の清掃活動も第12回を迎え、市民団体の自主的な活動として充実してまいりました。

大阪府では、河川美化に呼応して槇尾川の環境整備事業や松尾川水系の整備が進められています。

一方、本市では、松尾川において「ふるさとの河川」として水辺の散策や市民の多様な文化活動の拠点として整備計画を策定してまいります。

次に、がけ崩れを未然に防止し、地域社会の安全と快適な生活基盤づくりを推進するため、引き続きふるさと急傾斜地整備事業を実施いたします。

<環境衛生の向上>

地球的規模で大きく問題となっている環境問題に対応していくため、ごみ減量化の推進とリサイクル型社会の構築が求められています。

ごみ収集については、昨年度3分別収集に切り替え、資源化量が大幅に増加し、一定の成果を見ました。

本年も、この定着に向けて市民啓発を強化する一方、シンポジウムの開催、施設見学会など、ごみに対する市民意識の高揚を図ってまいります。

また、住民団体の協力による古紙等の集団回収活動は、減量化・資源化の推進に大きく寄与し、本年も引き続き回収活動への奨励金制度を継続するほか、減量化の効果提示として「和泉市再資源化事業推進奨励基金条例」の制定並びに所要の措置を講じました。

合わせて、ごみの減量効果が大きい堆肥化処理容器については、購入費に対する市民への助成制度を創設し、その普及拡大を図ってまいる所存でございます。

<消防体制の充実>

近年の都市化の進展、生活環境の変化は災害を複雑多様化し、消防行政の役割は高度化してまいりました。

こうした諸情勢に対応するため、職員の増強、防火水槽・消火栓の設置、救助工作消防ポンプ自動車の配備等により消防力の強化を図ります。

また、傷病者の救命率の向上を図るため、引き続き救急救命士の養成、救急隊員の教育訓練の充実に向け取り組みます。

一方、地域社会における消防防災活動のふるさとの担い手消防団に対し、消防器具庫の建て替えを初め消防ポンプ自動車の購入と合わせて、消防団員の日夜の献身的な活動に対し処遇改善等を行い、消防団のより一層の活性化を図ってまいりたいと存じます。

3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり

教育行政の充実は、市政運営の重要課題の1つであります。

わが国の社会が、科学技術の進歩や経済の発展によって成熟化の一途をたどる中で、情報化・国際化・高齢化等さまざまな面で大きく変わってきました。

戦後の6・3制に次ぐ大きな教育改革であると言われた学校週5日制も、第2土曜日を休業日としてスタートしました。

今後、ますます生涯学習の観点から家庭、学校、地域社会が有機的に連携し、教育的に機能することが肝要となってまいります。

引き続き豊かな人間性を育て、高い文化性を持った都市を目指して、人づくりや町づくりに各種施策を推進してまいる所存であります。

<学校（園）教育の充実>

学校教育の根幹をなすのは、学習指導の充実であります。

本年度は、中学校における新しい学習内容の全面実施の年であり、幼稚園、小学校を含めてその指導の充実が求められています。

特に中学校において情報化・国際化に対応した教育の推進を図ってまいります。

また、子供の内面に迫る道徳教育や人権教育の推進、生徒指導や進路指導の充実に取り組むとともに、教職員の資質向上と指導技術向上のため、研修の充実を図ることが重要であります。

本年度もこのような視点を踏まえ、教育各般を通じ子供たちの健全育成を目指すとともに、今日的課題である不登校問題、環境教育にも重点的に取り組んでまいります。

<学校教育環境の充実>

学校教育に活力を与え、人間性豊かな児童・生徒の育成を期するためには、その施設の整備と改善を図ることが肝要であります。

本年も学校施設の質的整備として、芦部小学校、幸小学校、鶴山台南小学校、信太中学校の大規模改造及び光明台中学校のクラブ室の建設を行い、幼稚園では、老朽化した国府幼稚園の建て替えを実施し、学校（園）施設の整備を図ってまいります。

<社会教育と生涯学習>

週休2日制の進展、学校5日制の実施と相まって、余暇時間の増大やライフスタイルの多様化などにより、生涯学習や文化・スポーツ活動に対する意欲の高まりが活発化してきました。

芸術文化では、文化協会との連携を密にし、伝統文化などを再発見し、新たな市民文化活動の展開を図ってまいります。

女性青少年教育では、女性問題に対する認識を深めるため、各種講座や研修会を桃山学院大学等の協力を得ながら進めてまいります。

また、（仮称）槇尾山森林浴コースも本年度中に完成し、市民が自然に親しみ、親子で楽しく過ごせる憩いの場として運営してまいります。

図書館では、「本との出会い」をテーマに各種事業を推進しているところでありますが、蔵書内容をさらに充実し、より豊かな情報・資料を広く提供できるよう取り組みを強めてまいります。

文化財保護につきましては、池上曾根遺跡整備計画に基づき公有化を促進し、大阪府・和泉市・泉大津市の三者による弥生時代を思い浮かべ、憩える史跡公園としての整備を促進してま

います。

体育・スポーツについては、余暇時間の増大と健康志向により市民のスポーツ人口も年々増加しつつあります。

このため体育館における各種スポーツ教室の充実を図ってまいります。

また、平成9年に本市で開催される第52回国民体育大会馬術競技につきましては、本年度、馬術競技施設の基本設計に取り組みます。

美術館では、美の極限を求めてつくられた名品の展示・情報発信の場として、また、文化創造の機会としてその役割を果たしています。

本年秋には、仏教美術の源流となる中国の金銅仏展を3シリーズの最終展として、隋・唐時代の作品を予定いたしております。

このほか美術品の充実として、中国北魏時代の「画像石」の購入を図るほか、保存修復事業などを順次行い、より内容の充実と文化の香り漂う親しみのある美術館となるよう運営してまいる所存であります。

<いずみ・ラーバン・ライフ・リゾート構想>

恵まれた自然の中で自由に遊び、快適でゆったりくつろぐことのできる大都市圏域型リゾートを松尾寺公園を含む本市中央丘陵部に実現することを目指し、この構想を策定いたしました。

その実現の可能性について総合的な検討を行うため、本年は、まず松尾寺公園の計画区域を第1期計画のエリアと位置づけ、特に施設計画全体についてスポーツ専門企業の参画をいただき、専門的見地から施設内容のあり方等を検討してまいります。

また、事業の許認可調整、事業の採算性につきましても専門部会を設け調査研究を行い、事業の推進を図るべく努力してまいります。

4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり

<農林業の振興>

近年、消費者の農産物ニーズが多様化、高品質化し、合わせて市場競争が激しく、農業経営の高度化、活性化が求められている今日、地域農業の振興と育成について中心的役割を担う農業協同組合の組織強化が必要であり、本年秋、合併を目指し進められています。

次に、本年度は、生産緑地の生産性の向上と農地活用を促進するため、農協及び農業者の参画で生産緑地モデル振興策を講じます。

また、従来より取り組んでいます市民農園事業をより多くの市民に利用願うため、農業後継者の協力のもと改善を図り、拡充に努めます。

次に、農業基盤の整備として、農道・水路・ため池改修事業を推進し、加えて市単独土地改良事業と相まって農業活性化を図ってまいります。

森林整備については、森林の健全な育成と高品質材の生産を目的とした森林整備促進事業（間伐・造林・枝打ち）を推進し、林業振興に努めます。

また、大阪府森林組合連合会を主体とする「森林さきもり基金」への出資で担い手対策の推進をいたしてまいります。

<商工業の振興>

本市では、年々盛況を見ている「商工まつり」を通じ地場産業の振興を図るほか、産地組合等と連携を取り、支援事業等の施策を引き続き積極的に取り組んでまいります。

合わせて繊維産業の活性化を目的として、本年4月にオープン予定の「大阪繊維リソースセンター」に対し賛助会員として助成をいたします。

また、商工面では、魅力ある商店街づくりのため事業者に対し引き続き融資あっせんを行うほか、経営を円滑にするため商工会と緊密な連携を保ち、経営指導・経営相談などの推進を図ってまいります。

一方、労働・雇用対策として、昨年補助制度を創設しました「中小企業退職金共済制度」の促進を引き続き推進し、勤労者の福利厚生・勤務条件などの周知を図る「勤労者ハンドブック」を発行し、勤労者・事業主の皆さんに活用願いたいと存じております。

さらに、近年の国際化や社会経済環境の変化に対応すべく、平成6年4月に商工会議所への移行に向け鋭意努力を続けています商工会に対し、市内商工業の健全な発展、育成を図る立場から所要の助成措置を講じたところであります。

<和泉コスモポリス>

先端技術産業の集積する産業団地の形成を目指す和泉コスモポリス計画は、昨年12月の和泉市都市計画審議会で市街化区域編入等の御答申をいただき、秋ごろには、都市計画決定される予定であります。

本年度は、早期に事業着手が図れるよう、「土地区画整理組合」の設立認可に向け精力的に取り組むを進めてまいります。引き続き関係各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

<社会福祉の充実>

わが国は、今や平均寿命80歳という世界最長寿国となり、21世紀には、人口4人に1人が65歳以上という世界でも最も高齢化が進んだ国になると言われています。

このような高齢化社会を市民が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせる明るい活力のある長寿社会とすることが求められています。

このような立場から、本市における福祉に関する諸施策と、その体制を整えることを課題として策定していました和泉市福祉計画について、過日、御答申をいただきました。

また、本年は、高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）の実現に向け、老人保健福祉計画について福祉関係者の意見を拝聴しながら決定してまいります。

これらの計画に沿って、高齢者対策として本年6月開所予定のデイサービスセンターに続き、来春、開設予定の府立光明荘（伏屋町）と和気町で建設計画中の社会福祉法人立の特別養護老人ホームにそれぞれショートステイ施設、デイサービスセンター、24時間相談可能な在宅介護支援センターなどの建設に助成し、在宅サービス供給ステーションとしての体制を整え、在宅福祉のネットワーク化を図ってまいります。

また、和泉市デイサービスセンターの管理運営と合わせて、今後、多様化・高度化する福祉ニーズに対応し、柔軟で、かつ市の積極的な関与のもとで在宅福祉事業が推進できる「財団法人和泉市福祉公社」を設立してまいりたいと存じます。

次に、ショートステイ、デイサービスと並んで在宅福祉3本柱の1つであるホームヘルパーにつきましても、引き続き増員を図るとともに人材の育成に努めてまいります。

また、77歳以上の高齢者に対する敬老祝金の引き上げと、寝たきり老人見舞金制度を創設いたします。

次に、障害者福祉については、障害者等給付金の引き上げ、障害者福祉タクシーの助成回数増加、脳性まひ者等全身性障害者ガイドヘルパー派遣制度の創設、国民年金法による年齢制限などで障害基礎年金を受けられない在日外国人障害者に対する給付金の支給制度の創設や、本年10月、本市で開催を予定している第30回大阪府盲人福祉大会に対する助成を行うなど、障害者の自立の促進、社会参加の拡大に取り組んでまいります。

以上のような各種施策を推進するに当たり、ボランティアの果たす役割も極めて重要であります。

社会福祉協議会、民生児童委員協議会を初め各種福祉団体との連携をより一層密にして地域

福祉活動の充実を図り、市民福祉の向上に努めてまいる所存でございます。

一方、児童福祉について、本年は、南横山保育園の大規模修繕を行い、保育施設の充実を図ってまいります。

<健康の保持・増進>

人生80年の長寿社会を迎え、明るく活力ある社会の一員として豊かな人生を送るには、壮年期からの健康管理が必要であります。

そのため40歳以上の基本健康診査の受診率の向上を図るほか、各種がん検診に本年から新たに「大腸がん検診」を無料で実施し、市民の健康管理に努めます。

合わせて検診後の指導、健康教育・健康相談など啓発活動に努めるほか、在宅ケアとして訪問診査・訪問指導・機能訓練事業を行い、市民の健康保持、増進に努めてまいります。

次に、病院事業の運営につきましては、常に医療サービスの向上に意を配し、効率的運営に徹し、経営基盤の安定に努めてまいる所存であります。

本年は、「M. R. I」（磁気共鳴コンピューター断層撮影装置）の最新の医療機器の導入を図り、地域医療の基幹病院の役割を果たし、市民の健康保持に貢献してまいります。

<国民健康保険事業>

近年の高齢化社会の進展に伴い、老人医療費を中心とする医療費が増高傾向にあり、財政基盤の脆弱な国保財政は、依然として大変厳しい状況にあります。

このため被保険者の方々に応分の御負担をお願いするとともに、一般会計からの繰入金を増額措置をいたしました。

また、「人間ドック助成事業」を初めとして保健施設事業を積極的に推進し、市民の健康の保持・増進に取り組んでまいります。

今後とも、国に対し国庫負担の拡充・制度化を要望するとともに、国民健康保険事業の使命を果たすべく、強い決意をもって努めてまいる所存であります。

<人権・同和対策の推進>

人権対策につきましては、「差別観念の払拭は、すべての人に保障されている人権を確立するための基礎である」。この認識に立ち、お互いの人権を尊重し合う心豊かな社会の実現を目指し、啓発活動を推進しているところであります。

本年は、啓発事業として引き続き人権講座や人権啓発リーダー育成講座を開講するとともに、

さらに、フィールドワークや交流会も実施し、自己啓発を図る機会を多くつくり、人権意識の高揚を図ってまいり所存であります。

女性対策につきましては、生活のあらゆる分野に男女が等しく参画し、社会形成に貢献していくための社会環境づくりをすることにあります。

市民の方々に女性問題への理解を深めるため、女性フォーラムや啓発冊子、研修助成など啓発事業を行います。

また、本市における女性施策の指針となる「女性プラン」策定に向け、市民組織であります「和泉市女性施策推進会議」と庁内組織が連携を図りながら推進してまいります。

次に、環境改善整備事業は一定の整備目標を設定し、残る道路・下水道・不良住宅の買収除却等早期完成を目指し住環境の改善に努めるとともに、各種制度についても、引き続き効率的に実施してまいります。

<連帯と信頼のコミュニティづくり>

心の触れ合う住み良い町づくりを進め、市民相互の連帯と郷土愛を育むことを目的として夏の行事「市民まつり盆おどり大会」は本年11回目を迎え、今や市民にとって欠くことのできない夏の風物詩に成長いたしました。

これひとえに町会連合会を初め各種団体の皆様方の御協力のたまものと厚く御礼を申し上げます。

次に、かつらぎ町との交流活動は、町会連合会、文化協会、こども会、婦人会等の交流を通じ、両市・町民の文化の向上並びに郷土愛の醸成を図ってまいります。

また、地域におけるコミュニティ活動と市民の生涯学習の場となる町会館の整備に対し本年度も引き続き助成措置を行い、地域住民の活動を支援いたします。

[その他の施策]

<非核・平和>

「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨に沿い本年も「非核・平和展」を実施し、より一層啓発活動に努めてまいるとともに、平和の尊さや被爆体験を実感として受けとめていただくため、広島市へ市民を派遣する「平和バス事業」を引き続き実施してまいります。

また、本年は、「核兵器廃絶・平和都市宣言」から10周年を迎えるに当たり、市民とともに平和を願って庁舎前に平和記念モニュメントを設置してまいりたいと存じます。

<国際交流>

関西国際空港の開港（平成6年夏）など、迫り来る21世紀の国際情報化時代を目前にし、広範な市民の国際交流に関する理解や関心が大いに高揚してまいりました。

特に中国南通市とは昭和58年以来今日まで、数次にわたる自治体交流を重ね、また、市民交流の面では、混声合唱団訪中による交換演奏会、商工団体代表団による友好訪問、PTA関係者の教育交流など各般にわたり交流を重ね、成果をおさめてまいりました。

昨年末、友好都市提携について、徐燕・南通市長より「正式な調印締結を行いたい」との意向表明があり、本市では4月下旬、南通市代表団を本市に迎え、調印締結を予定しています。

一方、西側との交流では、昨年8月、ネイル・ピーターソン市長の招きによりアメリカ・ミネソタ州ブルーミントン市を訪問、姉妹都市交流の可能性について調査研究を行いました。

ブルーミントン市は、ミネアポリス国際空港の開港とともに急速な発展を遂げつつある高級住宅都市であり、本市と相通じる多機能都市として発展しています。

本年は、市議会・市民の交流を深め、同市との姉妹都市交流の可能性について調査研究をいたしたく存じます。

国際交流協会事業については、中国南通市並びにアメリカ・ブルーミントン市との友好交流事業を初め、スポーツ・文化・教育等の交流事業に積極的な支援活動を展開してまいる所存であります。

<市庁舎建設等>

市庁舎の建設につきましては、昨年4月の「和泉市庁舎建設基金条例」の制定と相まって、施設の規模、機能及び立地条件、また、今日の社会経済情勢と市民の価値観の多様化などを課題とし、庁舎のハード、ソフト両面からの検討を職員組織による研究部会を設置し、取り組んでいるところであります。

本年は、さらなる調査研究を進め、庁舎建設基本構想の策定に向け準備を進めてまいる所存であります。

<行政事務改善等>

行政事務の効率化として、とりわけコンピューターの高度利用を図り、住民サービスの向上に資しています。

本年度は、法人市民税のシステムを開発し、総合的税システムを構築することにより一層の行政の効率化を図ります。

また、市民課等の窓口業務を扱う4カ所のサービスセンターは取り扱い事務の順次拡充を図り、年々利用者が増加しております。

今後も、より一層市民に親しまれるセンターの運営になるよう努めます。

次に、週休2日制に伴う市民サービスの対策として、「休日夜間申請受付ボックス」を市役所玄関前に設置するほか、市内20カ所の郵便局の協力により手軽に住民票等が請求できるよう申請用紙等を配備いたします。

固定資産税については、納税者がより容易に課税内容を把握できるよう、本年度から「課税資産の明細書」を添付し、課税に対する理解を深めていただくとともに、税の意識高揚を図ってまいります。

一方、職員については、社会経済情勢の変化、多様化する住民の行政ニーズなど、今後、ますます拡大していくことが予想される中、これらに的確に対応する人材の育成が課題であり、不断の研修、研鑽を通じて1人ひとりの資質の向上を図り、直面する本市行財政の現状を認識させ、もって市民サービスに徹した市政の執行に取り組むべく指導監督を行ってまいりたく存じます。

以上が、今回、御提案を申し上げました平成5年度予算(案)の概要と市政運営の基本方針であります。

地方行財政を取り巻く環境は、一段と厳しさが増してきましたが、本予算(案)は、限られた財源の効率的配分に意を用い、市民福祉の向上を目指し最大の努力をいたしました。

今世紀も余すところあとわずか、今日の時代の要請を展望しつつ本市の取り巻く社会環境等潜在的エネルギーを最大限に生かし、創意と工夫を凝らし、「調和と活力ある人間都市・和泉」を実現すべく、私を初め職員一同、一丸となって精魂込めてばく進してまいる決意であります。

何とぞ私の意のあるところをお汲み取りいただき、議員並びに市民各位の格段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

御清聴、ありがとうございました。

○ 議長(竹下義章君) 市政運営方針の要旨の説明は終わりました。

先ほど、一括上程いたしました議案の説明を順次、お願いをいたします。

まず、関連議案の説明を日程第3から第11までの順に願います。

○ 市長公室理事(鹿島賢昌君) それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上

程をいただきました議案第8号から11号までの人事関係4議案につきまして、市長公室鹿島から提案の理由並びにその内容について一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第8号「和泉市議会議員の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由でございますが、和泉市議会議員の報酬額につきましては、平成元年4月に改定して以来4年間据え置いてまいり、その間の社会経済情勢及び府下各市の状況を勘案いたし、その改定を行うべく和泉市特別職報酬審議会にお諮りいたしましたところ、一定の改正案答申をいただきました。今回、その答申に沿いまして改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、議案書2ページ条例別表は、議長の報酬について月額「53万円」を「61万円」に、副議長「50万円」を「58万円」に、議員「48万円」を「55万円」にそれぞれ改め、平成5年4月1日から施行しようとするものでございます。4ページに記載しております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案書5ページでございますが、議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、特別職の職員で非常勤である各行政委員会の委員の報酬額につきましては、平成元年4月に一定の改定をいたしておりますものの、その後の府下各市の状況及び近時の社会経済情勢を勘案いたし、改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、6ページの条例第2条第3項の改正は、臨時または非常勤の嘱託員及びこれに準ずるものの報酬額の改定でございまして、「月額17万円を超えない範囲内において」とあるのを実情に則した規定といたすべく「日額又は月額とし、予算を超えない範囲内において」と改めようとするものでございます。

また、7ページの別表の報酬額については、教育委員会委員長については、月額「8万1,000円」を月額「10万1,000円」に、教育委員会委員月額「7万5,000円」を月額「8万5,000円」に、市議会議員の中から選任された監査委員月額「2万4,000円」を月額「2万7,000円」に改め、また、地方自治法改正に伴い「知識経験を有するものうちから選任された監査委員」を「識見を有するものうちから選任された監査委員」に改め、月額「7万5,000円」を月額「8万5,000円」に、選挙管理委員会委員長については年額「27万9,000円」を年額「34万6,000円」に、選挙管理委員会委員年額「16万6,000円」を年額「22万4,000円」に、公平委員会委員長年額「12万8,000円」を年額「18万2,000円」に、公平委員会委員年額「10万2,000円」を年額「14万2,000円」に、農業委員会会長年額「21万5,000円」を年額「27万

4,000円」に、農業委員会副会長年額「14万7,000円」を年額「19万7,000円」に、農業委員会委員年額「13万4,000円」を年額「17万6,000円」に、固定資産評価審査委員会委員年額「4万7,000円」を年額「5万3,000円」に、附属機関の委員日額「6,000円」を日額「7,000円」に、社会教育委員月額「7,000円」を月額「8,000円」に、選挙長1選挙ごとに「1万1,000円」を1選挙ごとに「1万2,000円」に、投開票管理者日額「9,000円」を日額「1万円」に、投開票立会人日額「8,000円」を日額「9,000円」に、選挙立会人日額「8,000円」を日額「9,000円」に、地方自治法182条による補充員日額「9,000円」を日額「1万円」にそれぞれ改めようとするものでございます。

また、本条例案についても、平成5年4月1日から施行しようとするものでございます。

9ページ以降に記載しております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

引き続きまして13ページ、議案第10号「和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、市長を初めとする三役等の給与月額につきましては、平成元年4月に改定して以来4年間据え置いてまいり、この間の社会経済情勢及び府下各市の状況を勘案いたし、その改定を行うべく和泉市特別職報酬審議会にお諮りいたしましたところ、一定の改正案答申をいただきました。今回、その答申に沿いまして改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、議案書14ページ第1条は、和泉市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、「別表第3」特別職の職員の給料月額につきまして、市長現行「80万円」を「90万円」に、助役「70万円」を「79万円」に、収入役「63万円」を「71万円」に、水道事業管理者「63万円」を「71万円」に改めようとするものでございます。

次に、15ページの第2条は、和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございまして、教育長の給料月額「63万円」を月額「71万円」に改めようとするものでございます。

また、本条例案についても、平成5年4月1日から施行しようとするものでございます。

16ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議案書17ページでございますが、議案第11号「和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、消防団の報酬につきましては、平成元年4月に一定の改定をいたしておりますものの、その後の府下各市の状況及び近似の社会経済の情勢を勘案いたし、改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、議案書18ページの条例第12条第1項の改正は、消防団員の報酬額の改定でございます。団長につきましては、年額「9万3,000円」を「10万円」に、副団長「5万8,000円」を「6万8,000円」に、分団長「3万8,000円」を「4万7,000円」に、副分団長「2万9,000円」を「3万6,000円」に、部長「2万5,000円」を「3万2,000円」に、班長「2万2,000円」を「2万8,000円」に、団員「1万8,000円」を「2万4,000円」にそれぞれ改めようとするものでございます。

次に、第13条第1項の改正でございますが、消防団員が消防訓練等の職務に従事する場合の費用弁償の額を1回につき現行「1,200円」を「1,600円」に改めようとするものでございます。

また、この条例案についても、平成5年4月1日から施行しようとするものでございます。

19ページに記載しております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第8号から議案第11号までの4議案につきまして、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第12号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について福祉事務所長中川より御説明申し上げます。議案書20ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、昨年度、和泉市福祉計画を策定するに当たり、福祉関係者等の御意見をお聞きすべく和泉市福祉計画審議会を設置し、御審議をいただいておりますが、本年1月19日、御答申をいただくことにより同審議会の任務が終了したことです。また、本年は、老人保健法及び老人福祉法に基づく老人保健福祉計画を策定するにつき、保健福祉関係者、学識経験者等広く関係者の御意見を反映し、実施していくため、その審議会設置の必要が生じたものであります。

次に、その内容でございますが、第1条第1号の総則、「名称 和泉市福祉計画審議会」、「担任する事務福祉計画についての審議に関すること」とあるのを「名称 和泉市老人保健福祉計画審議会」、「担任する事務 老人保健福祉計画についての審議に関すること」に改めよ

うとするものであります。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成5年4月1日から施行するものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第12号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定をくださいますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第13号「和泉市老人デイサービスセンター条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案書23ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、虚弱及び寝たきり老人等に対し入浴、食事の提供を初め各種のサービスの便宜を供与し、もって当該老人の生活の助長、心身の健康の保持等を図るとともに養護者の負担の軽減を図るため、昨年10月より建設工事を進めておりました老人デイサービスセンターが本年5月末に竣工の運びとなることにより、本条例の制定の必要が生じたものであります。

次に、その内容についてであります。第1条は、設置として本条例の目的を規定し、第2条は、名称及び位置といたしまして、名称は、「和泉市老人デイサービスセンター」、位置は「和泉市旭町106番地の2」と定めるものでございます。

第3条は、利用許可についてでございます。当デイサービスセンターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を必要とし、また、利用に当たって（1）秩序を乱す恐れがあるとき。（2）施設、設備等を損傷する恐れがあるとき。（3）管理及び運営上支障があると認めるとき。（4）その他市長が適当でないときと認めるときは利用の許可をせず、また、既にした利用の許可を取り消すことができることを定めるものでございます。

第4条は、デイサービスセンターの使用料について。当デイサービスセンターの使用料は規則で定める場合を除き無料とし、第5条は、損害賠償として、等デイサービスセンターの利用者が建物、附属設備もしくは器具等を破損し、又は滅失したときは損害賠償をしなければならないということを定めたものでございます。

第6条は、委託について。市長は、当デイサービスセンターの管理運営を公共的団体に委託することができることを規定し、第7条は、委任として、この条例に定めるもののほか、当デイサービスセンターの運営に関し必要な事項は、規則で定めることができることを規定するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、規則で定める日から施行するものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第13号「和泉市老人デイサービスセンター条例制

定について」の提案理由並びにその内容の御説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 市民生活部理事（岸田秀仁君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第14号「和泉市再資源化事業推進奨励基金条例制定について」、市民生活部岸田より提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。27ページをお願いいたします。

従前から市内の町会、自治会、こども会などの諸団体の自主的な取り組みで古紙、古繊維等の集団回収活動は、再資源化の推進によるごみの減量化に貢献しております。本市においても、この活動により積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

また、地域コミュニティーの育成を図るため、和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱を平成4年6月に制定し、集団回収活動を行った登録団体に対しまして、古紙等の集団回収量に応じまして、1キロにつき3円の奨励金を交付いたしておるところでございます。この制度による団体の登録数は、現時点では、130団体でございます。平成4年6月から9月までの4カ月間の回収量は、988トンになっております。

また、昨年6月に設置いたしました和泉市ごみ減量等推進審議会では、本市のごみの減量施策等についていろいろと御審議をいただき、古紙等の集団回収活動のより一層の推進等を合わせ、この活動によるリサイクルの推進がごみ減量に役立っているところから、これに取り組んでいる市民等の努力を反映し、減量効果を市民に提示できるような市民還元を目的とした基金の設置について御提言をいただきました。

以上が、本条例案を御提案申し上げる理由でございます。

続きまして、本条例案の内容について御説明申し上げます。28ページをお願いいたします。

第1条は、基金の設置に関する規定であります。市民の積極的な集団回収活動を奨励し、もってごみの減量及び再資源化推進を図るため設置するものといたしております。

第2条は、積立金に関して定めたものでございまして、古紙等の集団回収活動により、回収できた量に応じて市長が定める額を積み立てるものといたしております。平成5年度は、回収量1キロにつきまして2円の積み立てを予定をしております。当予算に所要の措置を講じ、御審議をお願いいたしますのでございます。

第3条は、管理についての定めでございます。基金に属する金額は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によりまして保管しなければならないといたしたところでございます。

第4条につきましては、運用収益の処理について定めた規定でございまして、基金の運用か

ら生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとしております。

第5条につきましては、繰替運用についての規定でございます。市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する金額を歳計現金に振り替えて運用していくところでございます。

第6条につきましては、基金の処分でございます。本条例の1号にごみに対する市民意識の高揚を図るため実施する啓発事業及び第2号のごみ減量化及び資源化の推進を図るため実施する公共の施設又は設備の整備に充てる場合に限り、この基金の全部又は一部の処分ができると規定したものでございます。

第7条は、条例規定以外の基金の管理に対しまして必要な事項は市長が定めるとし、附則といたしまして、この条例の施行期日は、平成5年4月1日から実施いたしたいと存じております。

以上、「和泉市再資源化事業推進奨励基金条例制定について」の提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり可決、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 市民生活部長（麻生和義君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第15号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を説明申し上げます。

保険料率及び賦課限度額の改定につきましては、本市の場合厳しい社会情勢等を勘案し、これを据え置いてまいったところであります。しかし、近年の医療費の急激な増高傾向に加え、国保料の賦課限度額が府下最下位でございまして、全国的に見ましても、最下位のランクに位置しているところでございます。

また、平成4年度に引き続き平成5年度におきましては、国庫補助金の地方交付税化等の制度改正がございまして、大変厳しい国保財政と相なっております。このため保険料率及び賦課限度額をこれ以上据え置くことが困難となりましたので、被保険者の方々にも応分の御負担をお願いするため、所要の改正を行うことが生じることとなりましたので、御了解をお願い申し上げます。

なお、これらの改正につきましては、和泉市国民健康保険運営協議会に御諮問申し上げ御審議をいただきましたところ、保険料の賦課限度額につきましては、39万円、41万円、42万円の3段階に、均等割につきましては2万4,300円に、平等割につきましては2万7,900円との御答申をいただいているところでございます。平成5年度につきましては、この御答申に基づき

まして、賦課限度額の改正を御提案申し上げた次第でございます。

なお、国における平成5年度の賦課限度額は、50万円と定められる見込みでございます。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第17条の6は、賦課限度額を定めたものでございます。平成4年度は、この賦課限度額を35万円と定めてございましたが、これを3段階の所得段階別賦課限度額を設け、世帯の基礎控除後の総所得金額等が500万円未満の場合は賦課限度額を39万円に、500万円以上600万円未満の場合は41万円に、600万円以上の場合は賦課限度額を42万円に改定させていただき、被保険者間の負担の公平を図るものでございます。

次に、第21条は、保険料の減額を定めたもので、これは低所得者の方々に対する保険料の均等割額と平等割額の合計の4割または6割の減額を定めたもので、さきに第17条の6で御説明申し上げました賦課限度額と同様、現在、これを35万円と定めてございますが、賦課額から4割または6割の減額をいたしまして、かつ所得段階別賦課限度額を超える場合は、所得段階別賦課限度額を減額後の保険料、すなわち賦課額としようとするものでございます。

続きまして、附則でございますが、この条例は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度の保険料から適用させていただくものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容の御説明を終わります。

なお、新旧対照表を添付してございますので御高覧賜り、何とぞよろしく御審議賜り、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 病院事務局長（橋本昭夫君） ただいま御上程いただきました議案第16号「和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本条例は、和泉市立病院並びに和泉市立休日急病診療所を合わせた一部改正条例となっておりますので、私の方から一括して御説明申し上げます。

現在の診療報酬制度は、70歳以上の老人の方を対象にしている医療に要する費用の額の算定に関する方法と、その他の方を対象とする療養に要する費用の額の算定方法によりまして診療報酬を算定することになっております。

その中で甲乙2つの算定方法が定められておりまして、医療機関といたしまして、甲乙いずれかを選択することと規定されております。市立病院並びに休日急病診療所は、現在、乙を選択してございますが、平成4年度の診療報酬の改正に伴い大阪府医師会よりも選択の指導があ

りますことから、平成5年4月1日より本市も甲を選択することにいたしましたものでございます。

それに関連をいたしまして、第1条は、和泉市立病院の料金等に関する条例を乙から甲に改めます。

次に、第2条の和泉市立休日急病診療所の条例につきましても、乙から甲に改めさせていただきたいと考えます。

附則でございますが、この条例は、平成5年4月1日から施行させていただきたく存じます。

以上、簡単でございますが、内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りまして、原案どおり可決、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） それでは、引き続いて予算説明に入ります。

まず、一般会計、特別会計の順に説明を願います。

○ 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第1号「平成5年度和泉市一般会計予算」（案）につきまして、総務部神藤よりその内容の説明を申し上げます。

まず、予算編成につきましては、先ほど、市長が表明いたしました市政運営方針に基づき、諸般の社会経済情勢を踏まえ、財源の効率的配分に意を用い、重要施策の推進と住民福祉の向上に努めるべく編成いたしましたものでございます。

次に、平成5年度一般会計予算（案）は、総額435億3,000万円、前年度当初予算額と比較いたしまして30億5,000万円、7.5%の増でございます。

それでは、予算書に基づきまして概要を御説明申し上げます。予算書の1ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ435億3,000万円と定めるものでございまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為でございますが、債務を負担することのできる事項及び限度額等を定めるものでございます。内容につきましては、都市計画事業等の用地取得並びに和泉市土地開発公社に対する債務保証等28億1,727万1,000円の計上でございます。期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条の地方債でございますが、起債の目的、借入限度額等を定めるものでございまして、14億7,943万円計上いたしました。起債の方法、利率、借入先、償還の方法は、「第3表 地方債」のとおりでございます。

第4条は、財政調整資金としての一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、55億円と定めたものでございます。

第5条につきましては、各項の経費を流用できるよう定めたものでございまして、職員の給与費を対象といたしてございます。

以上が、一般会計の予算でございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。33ページでございます。

まず、議会費でございますが、議員各位並びに事務局職員の人件費を含め、議会運営費、議会事務局費等4億932万1,000円を計上いたしてございます。

次に、総務費でございますが、35ページでございます。46億2,740万7,000円を計上いたしました。総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費等おおむね経常的な経費と、女性施策推進経費、国際交流経費、衆議院総選挙経費など合わせて計上いたしました。

次に、民生費でございますが、69ページでございます。121億6,317万3,000円を計上いたしました。心身障害者福祉、老人福祉、児童福祉、生活保護などに関連する経常的な経費と合わせ、ホームヘルパーの増員、各種給付金等の充実を図るとともに、本年度より（仮称）財団法人和泉市福祉公社を設立、在宅福祉におけるデイサービス事業の推進を図るため、出資金等所要の措置を講じる一方、市内民間デイサービス施設等に対して建設助成を行うべく措置いたしてございます。

次に、衛生費でございますが、93ページでございます。48億2,322万7,000円を計上いたしました。老人保健法に基づく各種保健事業、予防接種などに要する経費、和泉診療所や市立病院に対する補助金、泉北環境整備施設組合分担金、し尿及びごみ戸別収集に要する経費、再資源事業の推進、ごみ減量化等に要する経費などを計上いたしました。

なお、本年度より大腸がん検診を無料で実施いたします。

次に、農林水産業費でございますが、105ページでございます。5億2,881万円を計上いたしました。農業費につきましては、農業委員会の運営経費を初め農業振興対策経費、農業基盤経費、土地改良事業経費、市街化区域内ほ場整備事業及び森林さきもり基金に対する出資金などを措置いたしました。

次に、商工費でございます。113ページでございます。2億7,710万7,000円を計上いたしました。中小企業に対する振興対策経費を初め商工まつりに対する補助金、中高年齢労働者福祉センター並びに勤労青少年ホーム運営経費等と、本年度は、商工会議所設立準備補助金1,500万円を措置いたしました。

続きまして、土木費でございますが、118ページでございます。86億2,066万3,000円を計上いたしました。市内一円の道路維持費を初め池田下万町線整備事業のほか、7線の道路改良事業、交通安全整備事業、環境改善道路整備事業、また、一般河川の維持工事費、市内一円の

水路整備事業費等及び都市計画費では、公園の維持管理経費並びに宮ノ上公園ほか6公園の整備事業費、合わせて和泉中央線整備事業のほか1線の街路整備事業、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計への繰出金などを計上いたしました。浸水対策費といたしましては、市街地排水路の整備事業費などを計上いたしました。次に、住宅費では、市営住宅の管理経費、改良住宅整備事業費、既設公営住宅改善事業費を計上いたしました。また、本年度は、土地開発公社に対し光明池春木線道路用地先行取得資金として買い付け資金5億円、水辺環境整備事業費として1億1,338万円等を措置いたしました。

消防費につきましては、142ページでございます。11億7,096万円を計上いたしました。これは消防署及び消防団の経費でございまして、救助工作消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ積載車等の購入費を合わせ、運営経費を計上いたしましたものでございます。

次に、教育費でございますが、146ページでございます。52億4,783万1,000円を計上いたしました。教育委員会事務局の運営経費を初め小中幼の教育指導及び教職員の研修に要する経費等とともに、鶴山台南小学校ほか3校での大規模改造事業、いぶき野小学校ほか1校の都市整備公団よりの校舎等の買い戻しに要する経費、国府幼稚園整備事業などを計上いたしました。また、生涯学習、婦人会館、芸術文化等に要する経費及び青少年教育費並びに青少年の家、美術館、図書館等の各公共施設、市民体育館等の運動施設の維持管理経費などを計上いたしております。

次に、公債費でございますが、185ページでございます。市債の元利償還金及び一時借入金の利子等45億4,350万1,000円を計上いたしました。

186ページの諸支出金につきましては、10億6,800万円計上いたしました。内容といたしましては、災害援護資金貸付金並びに公共施設整備基金、庁舎建設基金などの積立金と、本年度、新たに再資源化事業推進奨励基金を創設し、ごみ減量化推進基金として積み立てるものでございます。

最後に、緊急及び不測の経費に充当いたすべく、予備費として5,000万円を計上いたしました。

以上が、歳出予算の事項でございまして、歳出総額435億3,000万円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算につきまして御説明申し上げます。事項別明細書の3ページでございます。

まず、市税でございますが、183億9,001万2,000円を計上いたしました。前年度当初と比較いたしますと、6.3%の伸びでございます。

次に、4ページでございますが、地方譲与税6億8,000万円計上いたしました。内容につきましては、消費譲与税等実績を勘案して計上いたしましたものでございます。

次に、利子割交付金4億3,000万円、特別地方消費税交付金30万円、自動車取得税交付金3億6,000万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金2億7,754万1,000円、地方交付税54億円、交通安全対策特別交付金2,600万円は、それぞれ実績等を勘案し計上いたしましたものでございます。

次に、分担金及び負担金でございますが、16億3,672万2,000円を計上いたしました。分担金につきましては、ため池、農道等の事業分担金として、また、負担金につきましては、老人、児童などの施設入所者負担金並びに道路、河川、公園等の事業負担金などでございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、4億8,818万8,000円を計上いたしました。7ページでございます。使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもの。また、手数料につきましては、戸籍住民基本台帳等の各種手数料を計上いたしました。

次に、9ページでございますが、国庫支出金45億4,717万1,000円、15ページの府支出金25億5,864万1,000円を計上いたしてございますが、これらはいずれも歳出予算の経費に充当する特定財源でございます。

次に、財産収入でございますが、27ページでございます。公共施設整備基金の運用収入を初め市有財産売却収入等16億7,579万8,000円を計上いたしました。

28ページの寄附金につきましては、一般寄附金を初め開発指導要綱に基づく寄附金並びに福祉基金積立指定寄附金として2億4,100万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、公共施設整備基金及び公共用地先行取得事業特別会計からの繰り入れ等19億7,008万円を計上いたしました。

諸収入につきましては、33億6,911万7,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、病院事業会計貸付元金収入及び国民年金印紙売捌収入等でございます。

最後に、31ページの市債でございますが、14億7,943万円を計上いたしております。これは歳出予算と関連するものでございまして、適債事業を勘案し、それぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が、歳入予算でございまして、総額435億3,000万円と相なるものでございます。

以上をもちまして「平成5年度一般会計予算」の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、議案第2号「平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」(案)につきまして、その内容を御説明申し上げます。

本年度の予算編成に当たっては、平成2年度より国保料の改定を見送ってまいりましたが、医療費の増高による厳しい社会情勢とはいえこれ以上据え置くことは困難となり、応分の御負担をいただくべく賦課限度額の改定をお願い申し上げ、一般会計よりの繰入金増額及び財政調整基金より、8,062万6,000円の繰り入れを行い、条例改正と合わせて事業運営を行ってまいりたいと考える次第でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。予算書12ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億3,555万1,000円と定めるものでございます。

款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、給与費並びに保険給付費につきましては流用できる旨規定いたすものでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。219ページでございます。

総務費では、総務管理費、徴収費、運営協議会費などに係る経費を含め2億1,304万7,000円を計上いたしました。

次に、保険給付費では、療養諸費、高額療養費、助産費など55億9,029万6,000円を計上いたしました。

老人保健拠出金では、老人保健医療費拠出金など18億778万7,000円を計上いたしました。

共同事業拠出金としては、6,064万4,000円を計上いたしました。

保健施設費では、人間ドックに要する経費など1,967万4,000円を計上いたしました。

次に、公債費につきましては、一時借入金の利子として1,100万円を計上いたしました。

諸支出金では、保険料過誤納還付金など31万3,000円を計上いたしました。

予備費として、3,000万円を計上いたしましたものでございます。

以上、歳出予算総額77億3,555万1,000円と相なるものでございます。

次に、これらの歳出予算に充当いたします歳入予算につきまして御説明申し上げます。215ページでございます。

まず、国民健康保険料では32億323万1,000円、一部負担金2万円、使用料及び手数料として80万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、国庫支出金では、療養給付費等負担金、財政調整交付金など26億6,096万5,000円を計上いたしました。

府支出金では、国民健康保険費補助金など7,447万7,000円を計上いたしました。

共同事業交付金としては、7,084万8,000円を計上いたしました。

繰入金では、一般会計繰入金並びに財政調整基金繰入金として6億7,508万4,000円を計上いたしました。

諸収入としては、2,445万円を計上いたしました。

以上をもちまして「平成5年度国民健康保険事業特別会計予算」の内容の説明を終わります。

次に、議案第3号「平成5年度和泉市老人保健事業特別会計予算」（案）について内容の御説明を申し上げます。

御承知のとおり本制度は、70歳以上の老人及び65歳以上の寝たきり老人を対象としたものでございまして、老人の健康の保持及び増進に資することを目的としたものでございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。予算書45ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億7,412万2,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により歳出予算から内容の御説明を申し上げます。239ページでございます。

まず、総務費でございますが、総務管理費の一般管理費といたしまして847万7,000円を計上いたしました。

次に、医療諸費でございますが、平成5年度で見込まれる受給対象者9,213人に係る医療費及び医療費審査支払手数料といたしまして70億6,564万5,000円を計上いたしました。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。237ページでございます。

支払基金交付金49億1,766万3,000円、国庫支出金14億3,073万3,000円、府支出金3億5,901万8,000円は、いずれも歳出予算に関連いたします特定財源でございます。

繰入金につきましては、当該事務に係る経費等3億6,420万8,000円を一般会計から繰り入れるべく措置いたしましたものでございます。

諸収入でございますが、これは第三者行為等による医療費返納金として250万円計上いたしましたものでございます。

以上をもちまして、「平成5年度老人保健事業特別会計予算」について内容の御説明を終わります。

続きまして、議案第4号「平成5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」(案)について内容の御説明を申し上げます。

本会計は、公共用地の先行取得に係るものでございまして、主に黒烏山公園の用地取得でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。予算書17ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,459万7,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、地方債でございまして、内容につきましては、「第2表 地方債」のとおりでございます。

次に、事項別明細書により歳出予算からその内容を御説明申し上げます。244ページでございます。

公共事業先行取得事業費といたしまして、黒烏山公園用地の取得事業費として4億5,276万6千円。

公債費として1億7,453万1,000円。

また、諸支出金として、土地売払収入分を一般会計へ繰り出すべく1億3,730万円を計上いたしました。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。243ページでございます。

まず、財産収入といたしまして、一般会計より土地売払収入1億3,730万円。市債として3億3,200万円。繰入金として2億9,529万7,000円を一般会計より繰り入れるものでございます。

以上、「公共用地先行取得事業特別会計予算」の御説明を終わります。

続きまして、議案第5号「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」(案)について内容の御説明を申し上げます。

公共下水道の整備につきましては、流域下水道和泉忠岡幹線及び和泉泉大津幹線の進捗に伴う和気、小田、寺門、府中地区等での面整備、環境改善整備地区及びその周辺の面整備並びに各幹線道路内の雨汚水管の布設工事などが主なものでございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。予算書20ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億9,805万7,000円と定め

るものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務を負担する事項等を定めるものでございまして、水洗便所改造資金融資の金融機関に対する損失補償及び松尾川両岸に公共下水道管を布設する事業に伴う用地取得事業でございます。内容につきましては、「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容は、「第3表 地方債」のとおりでございます。

第4条は、歳出予算の各項の経費を流用できるよう定めたものでございまして、職員の給与費を対象としたものでございます。

次に、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。251ページでございます。

下水道事業費として31億5,491万8,000円を計上いたしました。内容といたしましては、職員の給与費を初め下水処理経費、泉北環境整備施設組合分担金など下水道総務費5億6,836万9,000円並びに南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金、公共下水道整備に伴う雨污水管の布設工事費等の下水道整備費25億8,654万9,000円でございます。

次に、公債費でございますが、長期債元金償還金等6億4,263万9,000円を計上いたしました。

最後に、予備費として50万円を計上いたしました。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。249ページでございます。

まず、分担金及び負担金でございますが、1億197万円を計上いたしました。内容といたしましては、受益者負担金並びに下水道整備負担金でございます。

次に、使用料及び手数料として、下水道使用料など2億1,702万4,000円を計上いたしました。

次に、国庫支出金3億6,950万円、府支出金4,400万円、市債18億160万円を計上いたしました。これらは歳出予算に関連する特定財源でございます。

次に、繰入金12億5,396万3,000円は、一般会計から繰り入れをいたすべく措置をいたしました。

諸収入1,000万円につきましては、消費税還付金を計上いたしました。

以上が、「公共下水道事業特別会計予算」の内容でございます。

これを持ちまして、平成5年度特別会計4会計の説明を終わらせていただきます。よろしく

御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次に、水道事業会計の説明をお願いします。

○ 水道部理事（仲田博文君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました議案第6「平成5年度和泉市水道事業会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容につきまして水道部仲田より御説明申し上げます。

初めに、経営状況についてでございますが、独立採算制のもと、年々増加する諸コストや消費税の肩代わり負担等まことに厳しいものがあります。こうした中、検診業務の全面委託を初め各種業務の機械化、電算化を積極的に推し進めるなど地道な経営努力の結果、おかげさまで悲願であった料金の15年間の据え置きが本年9月達成見込みであります。しかし、御承知のとおり、4月から府営水道料金が大幅に改正されるのに伴う受水費用負担がさらに経営を圧迫し、企業努力のみでは解決でき得ない極めて困難な局面を迎えております。

一方、事業面では、第4回拡張事業の本格的な稼動と中央丘陵開発等の建設改良事業を積極的に取り組み、将来に向けての生活用水供給に万全を期してまいる所存であります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。別紙予算書1ページでございます。

まず、第2条は、本年度の業務予定量を定めたものであります。給水戸数を4万7,090戸、年間総給水量1,601万3,200^m、また、1日平均給水量4万3,872^mと定め、主な建設改良事業としては、配水管更生事業3,100万円、拡張事業11億5,050万円をそれぞれ予定いたすものであります。

次に、第3条は、収益的収入及び支出でございます。第1款 水道事業収益は、24億5,112万9,000円を予定いたしました。

その主な内容といたしましては、第1項 給水収益等の営業収益22億7,314万3,000円。第2項は、加入金等の営業外収益として1億7,797万6,000円を予定いたしておるものであります。

また、支出では、第1款 水道事業費用は、27億6,529万円でございます。

主な内容といたしましては、第1項は、職員給与費のほか、受水費等の営業費用として24億6,541万円。第2項は、企業債借り入れに伴う支払利息等の営業外費用として2億9,788万円を予定いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出では、第1款 資本的収入として20億5,141万円を予定計上いたしました。

その主な内容は、第1項 企業債発行予定額として9億7,600万円。第2項は、住宅・都市整備公団を初め宅地開発などによる配水管布設工事等の原因者負担金として10億1,400万円。

第3項は、水質検査機器購入及び消火栓新設に伴う負担金として6,140万円をそれぞれ予定いたしております。

支出では、第1款 資本的支出額は、23億4,936万2,000円でございます。

その内訳としましては、第1項 水道施設の拡充強化に伴います受配水池築造工事等の建設改良費用に21億7,880万円。第2項は、企業債の償還元金に充てるため1億7,056万2,000円をそれぞれ予定いたしております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額2億9,795万2,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金から2億7,765万6,000円のほか、当年度消費税資本的収支調整額で補填いたすものでございます。

次に、第5条では、継続費の総額及び年割額を定めたもので、総額16億2,637万円とし、今年度は、8億8,889万円を予定いたしております。

次に、第6条でございますが、本条は、起債の目的及び限度額を定めるもので、本年度は、配水管更生事業に2,807万円、拡張事業に9億4,800万円をそれぞれ発行予定いたしておりますのでございます。

第7条及び第8条につきましては、いずれも各経費の流用限度額を定めたものであります。

第9条では、一般会計から受ける補助金を1,000万円と定め、最後に、第10条では、建設用資材等のたな卸し資産購入限度額を4億4,041万7,000円と定めるものであります。

以上の結果、損益収支では、3億1,416万1,000円の欠損額が生じる見込でございます。

以上が、今回、上程させていただきました「平成5年度水道事業会計予算」(案)の概要でございます。

詳細につきましては、5ページ以下に記載いたしておりますので御参照賜り、御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長(竹下義章君) 最後に、病院事業会計の説明を願います。
- 病院事務局長(橋本昭夫君) ただいま御上程をいただきました議案第7号「平成5年度和泉市病院事業会計予算」につきまして、病院事務局橋本から提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本年度は診療報酬の改定も予定されておらず、実質的な収入の増加が見込めない中諸経費のみが増加し、病院経営は一段と厳しさを増す状況でございます。市立病院といたしましては、地域医療の基幹病院として地域の皆様方の期待も非常に大きなものがございまして、その使命を達成すべく、医療機器の整備並びに診療内容の充実を図ってまいりたいと存じております。

別冊予算書1ページでございます。

まず、第2条は、本年度の業務の予定量を定めるものでございまして、病床数327床。患者数は、入院で1日平均292人、年間で10万6,580人。外来は、1日平均840人、年間で24万7,800人。

また、主要な建設改良事業といたしまして、医療器械の購入1億6,500万円をそれぞれ予定いたしているものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定でございます。

収入第1款の病院事業収益として56億6,492万4,000円を計上いたしました。

第1項は、入院、外来収益等の医業収益でございまして、50億5,536万円。第2項は、一般会計からの補助金等の医業外収益でございまして、6億9,567万4,000円をそれぞれ予定いたしております。

次に、支出第1款の病院事業費用として57億6,439万4,000円でございます。

第1項は、職員給与費等の医業費用でございまして55億8,273万5,000円。第2項は、医業外費用でございまして1億7,965万9,000円。第3項は、予備費でございまして、200万円をそれぞれ予定計上いたしました。

以上の結果、医業収支で5億2,737万5,000円の欠損と相なりますが、医業外収支では、4億2,990万5,000円の利益が生じますので、予備費を含めた当年度の収支は、9,947万円の損失を生じる見込みでございます。この不足につきましては、内部留保資金を充当する予定でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定でございます。

収入第1款の資本的収入12億8,228万3,000円でございます。

第1項は、本年度発行を予定しております企業債1億6,000万円。第2項は、一般会計からの出資金1億2,228万3,000円。第3項は、一般会計からの長期借入金10億円をそれぞれ予定計上いたしました。

次に、支出第1款、資本的支出13億4,467万4,000円でございます。

その内容でございますが、第1項は、医療器械等の購入のための建設改良費として1億6,500万円。第2項は、企業債の償還金等で1億7,967万4,000円。第3項は、一般会計からの長期借入金の返還金として10億円をそれぞれ予定計上いたしました。

この結果、収支は、6,239万1,000円不足することに相なりますが、損益勘定留保資金等で補填いたすことといたしております。

次に、第5条でございます。本条は、起債の目的等を定めるものでございまして、本年度は、1億6,000万円の起債の発行を予定しております。

次に、第6条でございます。本条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、10億円と定めるものでございます。

第7条、第8条等は、流用の規定でございます。

第9条は、一般会計からの補助を受ける金額を定めたものでございまして、5億8,239万8,000円を予定いたすものであります。

第10条のたな卸し資産購入限度額は、17億9,591万6,000円と定めるものでございます。

以上のように本年度は、病院財政にとりまして非常に厳しい年となる見込みでございますが、より一層患者サービスに努めるとともに、病院経営の健全化に努力してまいりたいと存じます。

なお、5ページ以降に参考資料を添付してございますので御高覧をいただき、よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については十分審議をお願いしたいと思いますので、次の日程で特別委員会を設置願い、付託の上、休会中の御審査をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

平成5年3月4日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員	友田博文
同	若浜記久男
同	松尾孝明
同	中塚新治
同	大谷昌幸
同	須藤洋之進
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀博

予算審査特別委員会の設置について

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第1号

予算審査特別委員会の設置について

1. 本市議会に地方自治法第110条並びに和泉市議会委員会条例第3条の規定により、予算審査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、平成5年度各会計予算並びに関連する諸議案について、調査審査することを目的とする。
3. 本委員会は、委員13名をもって構成する。
4. 本委員会は、平成5年和泉市議会第1回定例会会期中に調査審査するものとする。

○ 議長（竹下義章君） 次に、日程第19「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

本件は、友田博文議員ほか8人から、先ほど上程されました日程第3「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」より、日程第18「平成5年度和泉市病院事業会計予算」までの各議案を慎重に審査するため、13人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置されたいというものであります。

本件については、提案理由の説明、質疑を省略し、原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決いたしました。

予算審査特別委員会委員名簿

友田博文	赤阪和見
上田育子	辻正治
松尾孝明	西口秀光
中塚新治	原重樹
井坂善行	猪尾伸子
大谷昌幸	勝部津喜枝
須藤洋之進	

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第20「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第4条の規定によってお手元に配付しております名簿のとおり選任いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本件は、名簿のとおり選任することに決しました。

委員の皆さんには、大変御苦勞ではございますが、よろしく御審査賜りますようお願いをいたします。

○

○ 議長（竹下義章君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日は、これにて散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

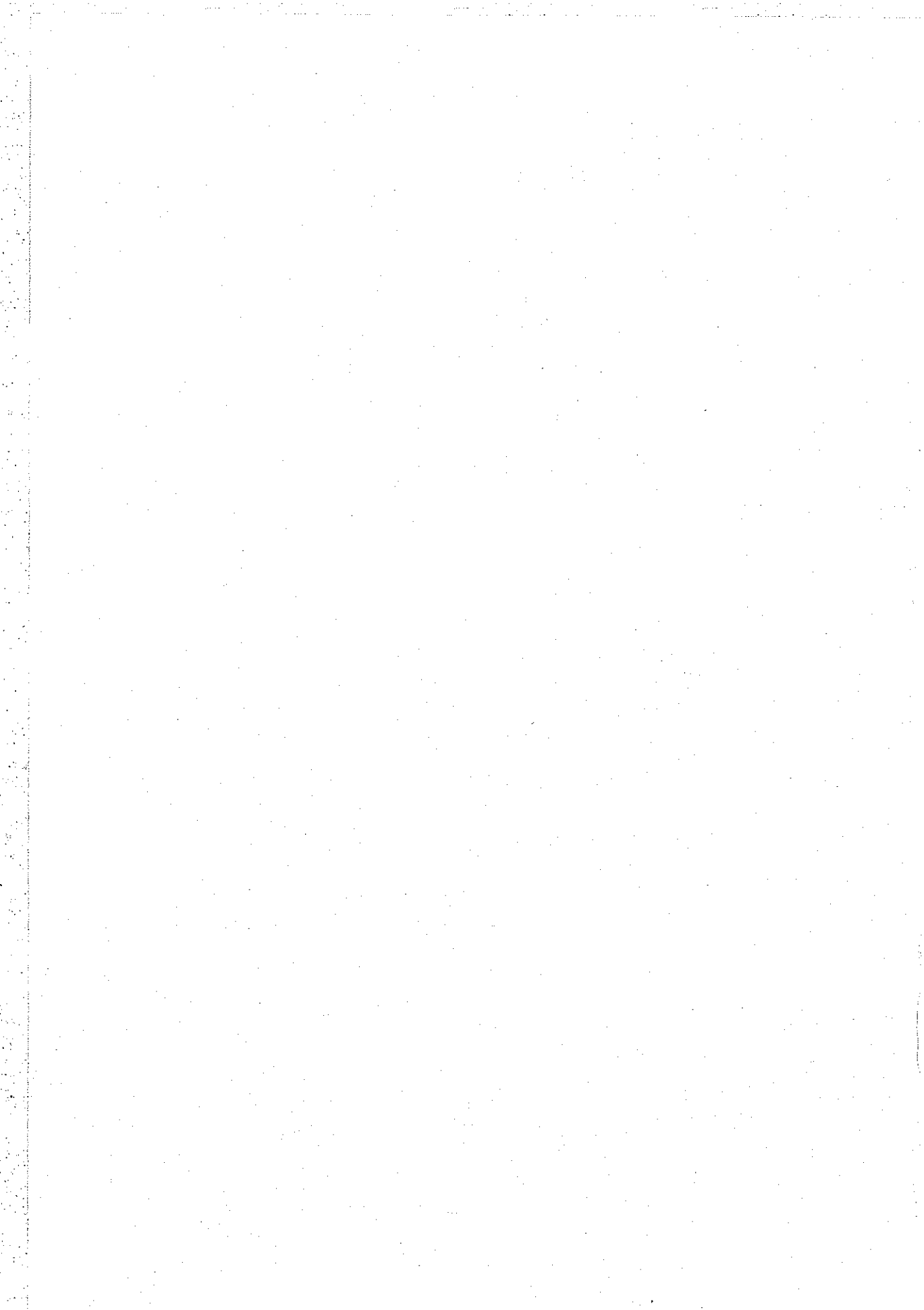
御異議ないものと認めます。

なお、明日5日から8日までを休会とし、9日より一般質問を行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

（午前11時55分散会）

第 2 日



平成5年3月9日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讚岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助	役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助	役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入	役	中塚白	同和对策部長	森利治
市長公室長		堀宏行	同次長兼総合調整課長	門林良治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	解放総合センター所長 兼総務課長	戸口泰明
同理事兼人権啓発室長		龜山学	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	同理事兼児童福祉課長	坂田平之
同次長兼人事課長		石本博信	同次長兼総合福祉館長	松尾守義
同秘書課長		木寺正次	市民生活部長	麻生和秀
企画調整部長		逢野博之	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	同次長兼健康課長	池辺修次
同副理事 (施策推進第二担当)		吉祇利朗	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同企画室長		今村堅太郎	産業部長	大塚孝之
同施策推進室長		井阪和充	同理事	大白樫通
同企画室企画調整課長		油谷巧	同次長兼農林課長	松林保
総務部長		神藤恒治	参与兼建設部長	浅井隆介

同理事兼用地室長	奥村 富彦	病院事務局長	橘本 昭夫
同次長兼道路課長	谷 俊雄	同 理 事	橘谷 上徹
同次長兼建築課長	藤本 仁	同次長兼総務課長	梅山 世紀
同次長兼住宅課長	西岡 政徳	消防長兼消防署長	高宮 武男
都市整備部長	萩本 啓介	同次長兼総務課長	一ノ瀬 喜広
同 理 事	中野 義裕	同次長兼消防署副署長	池野 透富
同理事(コスモポリス担当)	中辻 寿夫	土地開発公社事務局長	中西 淳臣
同理事(コスモポリス担当)	尾崎 秀忠	同次長兼総務課長	大宅 清謹
同次長兼都市計画課長	中屋 正彦	教 育 委 員 長	藤井 弘文
同次長兼公園課長	田中 武郎	教 育 長	杉本 順三
同 次 長	山下 喬三	教育次長兼管理部長	稲田 吉男
下水道部長	藤原 清司	指 導 部 長	木村 義徳
同 理 事	緒方 和夫	同次長兼指導課長	西川 稔嘉
同 次 長	山崎 精二	社 会 教 育 部 長	生田 文喜
同次長兼下水道工務課長	中野 英二	同 次 長	明坂 平襄
同副理事(ふるさと 急傾斜対策事業担当)	岸本 孝二	同次長兼図書館長	北野 意継
改良事業部長	富田 宏之	同次長兼社会体育課長	山本 正善
同 次 長	馬田 嗣夫	収 入 役 室 長	藤木 善夫
同次長兼用地課長	藤本 英夫	選挙管理委員会委員長	高橋 清三
水道事業管理者	田中 稔	同 事 務 局 長	着本 陽忠
水道部理事	仲田 博文	監 査 委 員	庄司 義一
同次長兼総務課長	城前 伊佐雄	同 事 務 局 長	吉田 義一
同次長兼工務課長	西尾 浩	農 業 委 員 会 会 長	森口 端小
病 院 長	竹林 淳	同 事 務 局 長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野 敦雄

次 長 河原 茂隆

議事係長 田中 康弘

調査係長 井之上 光一

議事係員 田村 隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月9日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成5年3月第1回定例会)

発言順	1	発言者	早乙女 実 議員
発言の要旨	<p>○ 平成5年度市政運営方針に関連して</p> <ol style="list-style-type: none">1. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり<ul style="list-style-type: none">・ 「福祉のまちづくり」について2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり<ul style="list-style-type: none">・ 救急医療について3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり<ul style="list-style-type: none">・ 学校教育と保護者負担について		

発言順	2	発言者	天堀 博議員
発言の要旨	1. 開発行政について コスモ、ラーバン、トリヴェール、府中駅前		
	2. 庁舎建設計画について		
	3. 行政の主体性について ・ 和泉市土地開発公社一般処分用地売却処分計画から		

発言順	3	発言者	赤阪 和見議員
発言の要旨	○ 公団、市、桃山大学の学研ゾーンにおける三者役割について		

発言順	4	発言者	穴 瀬 克 己 議 員
発 言 の 要 旨	1	公園整備と管理運営について	
	2	駐車場整備計画について	
	3	道路整備事業について	
	4	福祉事業について	
	5	週5日制に対する行政改善について	

発言順	5	発言者	若 浜 記 久 男 議 員
発 言 の 要 旨	1.	市政方針について	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次総合計画について ・ 桃山学院大学について ・ 市営住宅について ・ 交通環境保全について ・ 体育館と社会教育について ・ 下水道について 	
	2.	学校給食について	
	3.	公選法改正について	

発言順	6	発言者	柏 富久蔵 議員
発 言 の 要 旨	1.	道路について（岸和田南海線）	
	2.	公園の設置状況について	
	3.	温水プールについて	
	4.	公共下水道について	

（午前10時00分開議）

- 議長（竹下義章君） おはようございます。議員各位には、何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。ただいま御出席されている議員さんは23名でございます。欠席届の出ている議員さんはございません。赤阪議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。
- 議長（竹下義章君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長（竹下義章君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○ 議長（竹下義章君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。

最初に、27番・早乙女実君。

（27番・早乙女実君登壇）

○ 27番（早乙女実君） おはようございます。27番日本共産党の早乙女実でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、第1回定例会ということで市長の市政方針演説も行われておりますので、それに関連をして3点にわたって御質問をさせていただきます。

第1に、市長の市政方針演説の中に「生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり」という項目がございますが、その問題に関連をいたしまして、福祉のまちづくりについてお聞きをいたします。

市長は、市政方針演説で「わが国は、今や平均寿命80歳という世界最長寿国となり、21世紀には、人口4人に1人が65歳以上という世界で最も高齢化の進んだ国になると言われています」とおっしゃっています。さらに、「このような高齢化社会を市民が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせる明るい活力のある長寿社会とすることが求められています」とし、「このような立場から、本市における福祉に関する諸施策とその体制を整えることを課題として策定いたしました和泉市福祉計画について、過日、御答申をいただきました」という点を指摘をしながらも、幾つかの施策の実施を発表いたしました。

これまで私たちが指摘をしてきました市民の切実な要望が一步前進してきたとは思いますが、府下各市に比べ最低水準の克服にはまだまだ努力が必要と考えています。とりわけ福祉というものが、市の基本的理念として柱に入っていないのでは、と思わざるを得ない点はまだあります。

過日、大阪府では、福祉のまちづくり条例を公布をされました。平成4年10月28日であります。本年、4月1日より施行が決定をしています。具体的に福祉のまちづくりに向けての施策を4月1日より行っていかなければいけないわけでありまして。ところが、こうした条例の受け皿と言いますか、市の行政担当窓口がどこになるか、という点は委員会等でも報告はされていません。既に確定をしているのでしょうか。

なぜなら、条例を読んで見ますと、市町村の責務として、第4条では、「市町村は、府の施策と相まって、当該市町村の区域の社会的状況に応じて、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」とうたっています。

そして、第3章では、都市施設の整備ということで具体的な整備基準を示しています。

さらに、第4章では、特定施設として事前協議、改善計画についての規定まで設け、かなり行政的には、各課にまたがって具体的な対応をしなければならないような方針が出されているからであります。

以前、いただいております市の福祉計画でも、31ページには、障害者が社会参加するために必要な公共公益施設等への障害者用設備等の設置。福祉のまちづくりの状況としては、例えば本市の玄関口であるJR和泉府中駅では、身体障害者の乗降用設備が未整備であること。同駅と市立身体障害者福祉センター（市立総合福祉会館のことですが）との間は、身体障害者にとって安全な経路とは言えないこと。また、市内全域における盲人用信号機設置交差点数が8カ所であることなど、全体として整備が進んでいるとは言えない、と述べておられます。

こうした不十分だと現状認識を既にお持ちであるにもかかわらず、市政方針では、一言も福祉のまちづくりが述べられていないのは、先ほど言いましたように、市の基本的理念に福祉が座っていないと言われても仕方がないと思いますが、いかがでしょうか。御見解をお聞きしたいと思います。

また、市政方針では、『和泉市デイサービスセンターの管理運営と合わせ、今後、多様化・高度化する福祉ニーズに対応し、柔軟で、かつ、市の積極的な関与のもとで在宅福祉事業が推進できる「財団法人和泉市福祉公社」を設立してまいりたい」と述べていらっしゃいますが、なぜ、公社方式でなければならないのか、御説明をいただきたいと思います。また、今後の方向性についてもお聞かせをいただきたいと思います。

2番目に、市政方針で述べられています「安全で快適な生活環境を整えるまちづくり」に関連をいたしまして、救急医療についてお聞きをいたします。

これも4月から毎週土曜日が完全に休みになる市役所の完全週休2日制が実施をされることが決まっていますが、朝日新聞1月27日付泉州版で「週末は要注意時代に」との記事を掲載をいたしました。このコピーは既に理事者の方にお渡ししております。それによりますと、府内25の市立病院のうち8病院が外来部門の完全週休2日制、休診を予定し、和泉市は、その中で「外来を縮小し、様子を見て段階的に閉庁へ」と紹介されています。市の広報では、内科、外科、小児科、産婦人科の急病者に限る、と述べ、再診は他の曜日に振り替え受診となる、としておられます。

そこでお聞きをいたしますが、広報でも市民生活にできるだけ支障を来さないよう、と述べているわけですが、現実的対応は、かなりの支障を市民に来すような気がしますが、段階的閉庁という考え方と合わせて御説明をいただきたいと思います。

3番目に、これも市政方針の中で述べられています「豊かな人間性を育て地域文化を高める

まちづくり」に関連をいたしまして、学校教育と保護者負担についてお聞きをいたします。

憲法第26条では、「教育を受ける権利、教育の義務」という項目ですが、その中で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」と述べられています。そして最後に、「義務教育は、これを無償とする」と言っています。そして、教育基本法第3条においては、教育の機会均等をうたい、何人も差別を受けない、と述べられております。

しかし、私事で恐縮ですが、現在、芦部小学校に2人の子供を通学させています。そしてまた、昨年からPTAの役員もやっておりますして疑問に思うことがありましたので、お聞きをしたいと思います。

年度末も近づいているということでPTAの締めくくりの役員会が開かれ、たまたま学校の図書室のお世話をする図書委員会に参加をすることになりました。いろいろな話がされましたが、その中で図書委員会費年間5万円の予算で本の修理費や材料費なども出し、残りの使い方について少し論議がされました。図書担当の先生から、子供が使う代書板を購入したいと思っている。この年度の金額で足りなかったら、来年度に繰り越して合わせて購入をしたいのですが、との話が出てきたわけです。

結論的には、先生から出されたこの話は全員で了承し、そうしたことを確認をしたわけですが、「現在、どういう形で子供たちがその本を借りているのか」と聞きますと、「子供が本を借り、返却する場所がわかるように代書板を入れておくのだ」ということです。現在は、その板が白ボール紙で大きさもまちまち。子供たちが自分でつくった紙にそれぞれの名前を書き、借りた本のところへ差し込んでいるという状態であります。

私自身が小学校のときに本を借りた状態と大分違うなと思いました。このやり方自体が、図書室、図書館に恒常的に先生、司書という資格の方もいらっしゃいますが、その方がいらっしゃらないという点であります。そしてまた、何よりも現在の制度から必要とされる代書板が、なぜ市の予算で学校として購入ができないのか、という点であります。PTA予算の図書委員会費といっても年間で5万円、2年間でもわずか10万円であります。12月議会で大谷議員さんが、プラネタリウムのバス代云々の問題も言われましたが、こうしたわずか10万円をなぜわざわざPTAの予算の中から支出をしなければいけないのか、こうした疑問を感じたわけであります。

そして改めて私の口座の引き落としをされているPTA会費の内容を調べて見ました。芦部小学校の例ですので、若干、他校では違うとは思いますが、傾向は同じだと思います。毎月、諸費用が引き落としとして徴収されているわけですが、その項目では、給食費が月に3,300円、

P T A会費が第1子が月300円、第2子以降が200円です。運営協力費が月150円、図書費が月50円、視聴覚費が月80円、保健費が月15円、児童会費月10円、給食運営費月30円、教材費は、これは学年ごとで違いますが、うちの子供は2年生と4年生ですが、2年生で600円、4年生が700円、さらに、5年生、6年生になりますと、修学旅行等積立金があります。うちの子供を例にしますと、毎月上の子で4,635円、下の子で4,435円、合計9,070円が親負担です。これが年間になりますと10万8,840円、これが義務教育無償というはずの現場での実態になっています。

この中の図書費が図書室の図書の購入に使われ、また、P T A会費の一部が図書委員会費になって先ほどの運営に使われているわけであります。以前から当議員団としても質問し、要望したことで、市の予算措置として、年間20万円を図書購入費として予算書にも載せるという形で昨年初めて実現をしています。芦部小学校でも確認をしましたが、4年度で図書費と合わせて約300冊の新しい本が購入できたということであります。毎年、廃棄処分する本がかなりありますので、わずか300冊の購入になっております。未来を担う子供たちの教育として市の予算が十分でないという点が、P T A負担となっている点がおわかりいただけたと思います。

そこでお聞きをしたいわけですが、こうした図書運営費を初めとする保護者負担の問題について、教育委員会としてどのような認識と今後の方向性を考えておられるのでしょうか、お答えをいただきたいと思えます。

以上で一般質問の趣旨説明を終わりますが、答弁によりましては、自席で再質問をさせていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

- 議長（竹下義章君） それでは理事者、順序よく答弁を願います。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） まず、1点目の福祉のまちづくり関係につきまして、老人障害福祉課長金谷からお答え申し上げます。

まず、福祉のまちづくりの担当部局でございますが、総合的な窓口といたしましては、障害福祉及び老人福祉を担当する福祉事務所といたしております。具体的な業務処理につきましては、対象業務を担当する各部局で担当する。民間開発関係につきましては開発業務を担当する都市整備部、道路については建設部、市立の各施設の改善につきましては当該施設を所管する部局というように、それぞれの部局でこれに対応してまいりたいと考えております。

次に、市の行政における福祉の理念についてでございますが、本格的な高齢化が日1日と進行していく中で、福祉施策の充実を決してゆるがせにできるものではない。市政運営の重要な柱の1つ考えているところであります。福祉の視点が座っていないということは断じてござい

ません。

なお、福祉の視点が基本的に欠けているのではないかと、という御指摘でございますが、市政運営方針で福祉のまちづくりに触れていないのは、市政運営方針が、主として新年度予算との関連性に重点を置いておりまして、平成5年度におきましては、さほど予算を伴わないことによるものでございます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、福祉公社についてでございます。まず、なぜ福祉公社でなければならないか、という点につきましては、従来、福祉というものは、主として低所得者を中心とした特定の住民を対象に実施されてきました。しかしながら、高齢化の進行、障害者対策の必要性の増加等社会情勢の変化に伴いまして、広く一般住民を対象とした幅の広い対応が求められるようになってまいりました。対象者の範囲が拡大をする、あるいは高額所得者も対象とするということになってまいりますと、従来のシビルミニマムと申しますか、行政が供給する最低限度の福祉サービスだけでは満足できずそのニーズも多様化し、同時に高度化してまいります。

これに対応するには、従来のように行政が提供するサービスだけでは足りない、あるいは適切でなく、多様なサービス供給主体が必要でございます。したがって、ここに福祉サービスを供給する民間会社などが存立する素地が生まれるわけでありまして、営利会社でありますと、公正性、安定性に不安がないとは言えないところでございます。

しかしながら、市の全額出捐による財団法人である福祉公社でありますと、公正性や安定性の欠如という不安を解消することができ、なおかつ、行政とは別個の法人ということで弾力的かつ柔軟に対応できるという、公共、民間双方の利点を合わせ持つことができるわけでありまして、高齢者保健福祉推進10か年戦略、いわゆるゴールドプランでございますが、これにおいても、その設置を推進すべきものとされております。かような趣旨で今回、財団法人として福祉公社を設立しようとするものでございます。

次に、今後の方向性でございますが、ただいま申し上げました設立の趣旨から申し上げまして、住民の多様かつ高度なニーズにこたえる福祉サービスの供給主体として発展させるとともに、合わせて効率的にサービスを提供できる公的サービス提供業務の受託主体としても活用してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 医事課長（尾食良信君） 質問の第2点目、救急医療につきまして、市立病院医事課尾食よりお答えさせていただきます。

土曜日の診療に関する新聞報道記事につきましては、本院では取材された事実はなく、また、

その報道内容の事実もございません。病院としましては、4月からの土曜日につきましては、職員の週休2日制実施によります制約もありますので診療体制を一部縮小し、内科、外科、小児科、産婦人科の4科を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 指導部次長（西川義憲君） 先生御質問の学校教育と保護者負担につきまして、教育委員会指導課西川よりお答えを申し上げます。

先生の御指摘の趣旨を踏まえまして、学校図書費を初め保護者負担の軽減に向けまして努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 27番（早乙女実君） 質問の割に答弁が簡単ですが、それで結構です。1つずつじっくり聞かせていただきます。

最初に、福祉のまちづくりについての関係ですが、一応、福祉課が総合的な窓口で、あとは、いろいろ各課にわたるものは振り分けて対応する、ということです。例えばこういうことで本当に対応できるのか、という問題が1点です。

はっきり言って、私がこの質問を通告するまで、そうした点を真剣に考えていたのか、疑問があるわけです。これだけ大きなテーマの問題が市政方針に一言も出てこないし、とりわけ委員会協議会の中でどう対応するか、という点も一言も述べられていなかったわけです。私の方は、市民相談からいって、それほど開発申請にかかわる問題は私自身、余り受けたことはないんですが、例えばその方々が、ある議員さんに開発の問題で相談に行かれたとき、4月1日から当然この要綱が生きてきますから、府に対しても、こういう一定の要綱に基づいて提出をする書類が出てくるはずですよ。そうしたことをもしもある議員さんが、3月段階で相談を受けて行かれたとき、果たしてどの窓口で行かれたのかという気がします。こうした点がほとんど明らかにされないまままきていたんじゃないか、ということをお願いをしておきたいと思っております。

具体的に質問をしたいのは、先ほどの新聞報道と同じですが、例えば2月6日付の朝日新聞の夕刊に「点字ブロック目立たぬ色に、美観優先に“落とし穴”」「弱視者分りにくい、不評を受けてJR改善着手」という記事が載っています。多分、理事者の方は、これを聞いて思い当たることがあるだろうと思います。府中駅前の点字ブロックの問題であります。過去、当議員団でも指摘をし、改善する回答をいただきました。既にはがれかけていますが、黄色のペイントを塗って改善をいたしました。市当局は、その時点で改善の必要性をお認めになったわけですよ。

ところが現在、市長が目玉にされている住都公団のトリヴェール和泉、まち開きもしたいぶき野の歩道で全く同じことが行われています。毎日、犬の散歩で行くので、いやというほど見えています。最後の中央線につながる弥生町の直前まで、今、まさに工事を行っています。今朝も行ってきましたが、点字ブロックが埋められています、真っ白なんです。トリヴェール和泉のいぶき野のブロックは、全体が白っぽいブロックを埋め込んで茶色い筋を4本モザイク的に入れて模様になっています。点字ブロックは、同系色で真っ白なんです。こうした点が、私も指摘をしたにもかかわらずそのまま放置されてきているんです。

今回の大阪府の条例の整備基準の技術的細目、要綱ができたということで福祉課と開発指導課に行きまして、大阪府から言ってくるだろうということで、それぞれから冊子をいただきました。これを見させていただきますと、「技術的細目」ということで点字ブロックはどうしなければいけないか、ということも述べられています。読ませていただきますと「他の部分と対比することができる色調及び明度とすること」と明確にうたっています。

こうした点について再度、質問をしたいわけですが、こうした点字ブロックの問題について、いぶき野でこういう状態になっていることに気が付いていらっしゃるのかどうかという点が1点。

それと、今後、どう対応されるのか。改善を申し入れるのかどうかという点についてお聞きをしたいと思います。

点字ブロックを例に福祉のまちづくりについて論議をしているわけですが、先ほどの新聞報道に戻りますが、駅の点字ブロックについては、運輸省は、83年段階で「基本的には黄色がいい」という指導を口頭で行っています。建設省は、道路については「原則黄色」と言っています。こうした点も含め運輸省と建設省の見解に基づいて、JR西日本は、「今後は十分検討していきたい」ということで、神戸の元町駅は全部黄色にすることを障害者団体の方に回答をしているわけです。この記事の中で障害者団体の人は「せめて周囲と区別できる、目立つ色にしてほしい」と最低必要なことを述べられています。

私自身も以前、お会いした視力障害者の方にお話を聞いたとき、「そうした弱視者のためだけに黄色に塗るんじゃないんだ。黄色にするのは、そこが点字ブロックであるということが一般市民にわかり、自転車などの障害物を置いて邪魔にしないためでもあるんですよ」とおっしゃってます。

大阪府の福祉のまちづくり条例の第12条第3項では、「何人も、都市施設について、障害者等の利用の妨げとなる行為をしてはならない」と書いてます。そして、第12条は、「事業者は、都市施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するように努めな

ければならない」と言っています。

こうした点から言いますと、例えば点字ブロックがはがれ欠けてうねを打っている市立病院前の歩道とか、外来患者の車で通行できない同じく病院前の玄関、放置自転車で通れない泉州銀行等の和泉府中駅前の歩道、こうした点は、当然、今度の条例からいっても道路課や交通公害課や市民病院での対応が問われてくると思います。

こうした点から再度、お聞きをするわけですが、先ほどは「それぞれ原課に振り分けて」と言われましたが、福祉のまちづくりの要綱から言えば、市の総合力が問われてくると思います。こうした点についてどのようなお考えになっているのか、再度、お聞きをしたい。一応、福祉課が窓口だと言われますが、そこで対応できるのか。最初にこれだけをお聞きをしたいと思えます。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 中央線の点字ブロックの件につきまして、道路課谷よりお答え申し上げます。

府中駅前の整備のとき、同色の点字ブロックを行ったため弱視者が非常にわかりにくい、という御指摘がございました。したがって、その時点で住宅・都市整備公団の方にお話をしたのでございます。しかし、既にその材料を確保しているということ、また、まち開きも控えているということから現行の同色となっております。

これに対し、やはり弱視者が同色ではわかりにくいということで何とか対応方を考えてほしい、と住宅公団の方に申し入れをしております。したがって、再度、公団の方に早急に対応されるよう強く申し入れをしたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いをしたいと存じます。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 福祉のまちづくりへの対応でございますが、先ほど申し上げましたように、福祉のまちづくりにつきましては、福祉事務所を総合窓口としながらも各関連の部局で対応し、市を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 27番（早乙女実君） 再度、他市の例も含めて質問をいたしますが、既に私が初めて議員になったとき聞いたと思いますが、市単独で福祉のまちづくり条例を実施をしている市が幾つかあります。今回の大阪府の条例は、そうした市に対してもう一度綱を掛けるような少しおかしなやり方になるんですが、他府県では、そうした市は除くという形、兵庫県ですか、そうした例もあるわけです。4月以降施行されていく府条例に対し、当然、市側のきちんとした要綱というか条例というか、整備が必要だと考えますが、この点については、どう考えておられるのか、お聞きをしたいと思えます。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 福祉のまちづくり条例につきましては、ようやく来月から施行されようとしております。本市といたしましては、当面、その施行に遺憾なきを期してまいりたいと考えておるところでございます。現在のところ、市独自の条例あるいは要綱を制定する意向はございません。まず、この条例を施行し、不備な点が生じれば、その時点で条例の改正を大阪府に要望するなり、あるいは必要とあれば、市独自の条例あるいは要綱なりの制定を検討するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 27番（早乙女実君） 4月にやってみて、という話なんです。今回、あえて大阪府の条例を例にとって、あるいは新聞の記事を使って福祉のまちづくりの問題を取り上げたのは、特に市長には聞いてほしいんですが、職員の皆様方が、新しいこうした条例なり要綱が出たとき、私どもの市ではどういうことになるかという点で、仕事を増やすのか、それとも、今までどおりでやれるものがないだろうかという形でそれを見るのか、それで全くやり方、道筋が変わってしまうだろうと思います。

ある面では、これを真面目に受けとめて対応しようとするれば、多分、福祉課の職員を増やさないと対応できないはずでありますし、開発指導課もそうでしょう。また、教育委員会でも、学校施設も含め社会教育施設の全部が、果たして大阪府の要綱に適合しているかどうか、再チェックが必要になってきます。そうした点をすべてやった上で今後どうするかについて、逆に言えば、平成5年度でどうするかも含め打ち出していかなければならない。

本当に予算編成時期の忙しいときに、府は、また新しい面倒くさいことを出しよったと思うか、いや、これこそまさにこれからの和泉市を良くするために絶対必要だから積極的に前向きな取り組みを考えるか、で全く違ってくると思います。

先ほどの答弁では、予算措置が必要なものについて市政方針で、とおっしゃった。真剣にこの問題をとらえれば、人員の配置も含め人員増、新しい手立ても含め予算措置が伴うことが出てきて、当然、市政方針に乗せなければいけなくなったと思います。市トップでどんな論議がされたかはわかりませんが、どうもあえて仕事は増やしたくない、今の体制では無理だという観点が入っていたのではないかと。今後の問題も含め、体制づくりの点です。

それと、こうした大きな府的に網が掛かっている問題について和泉市でどうするか。そして、福祉のまちづくりという一番大事な基本的な問題について、積極的に取り組む姿勢をぜひ示していただきたいし、今回の市政方針は、その面で大変不十分だと思います。

細かい問題は、全部予算委員会でも再度、詰めていきたい。当議員団から3人出ていますのでやっていただきますが、ここでは、こうした新しく出た問題について、積極的に、前向きに検

討もし、勉強もして対応していただきたいという点だけを要望しておきます。

2番目の医療の問題ですが、若干、窓口を縮小して対応する、将来的には閉庁を目指す、という記事の内容については取材を受けてない、という形で否定をされたので困ります。もともと市民の命を預かる職場だという点を考えると、職員の皆さん、特に看護婦さんは、夜勤も含め大変な重労働になっている点があります。そうであるならば、なおさら市の予算措置も含め人員の強化が必要だったのではないかと。市の答弁などを聞いていると「3点基準」とかの言葉がときどき出てきます。現行のままで対応する、できるだけ新たな予算を増やさない、とかおっしゃってますが、市の広報には、わざわざ不便をかけない、とうことを言いながら、実際は、窓口は縮小され、再診は避けてくれ、緊急の場合に限ってくれ、と言ってます。

病院の職員の中に友人もいますが、「1年をめどに閉庁したい」という考えもあると聞かされてきました。どなたがおっしゃったのか知りませんが、これももう一度真偽については病院の皆さんにお聞きをしたいし、人員補充も含めた体制の問題について、この間、どう論議をされたかをお示しをいただきたい。

先ほど、紹介した朝日新聞の記事の中では、幾つか枚方など各市の状況を載せてます。平日の外来部門を拡充する、あるいは救急体制を強化するという、閉めるから逆に強化する、という自治体も紹介されてます。私ども市民からすれば、週休2日制になろうがなるまいが、救急体制を強化してもらうのは当然必要です。これなしに市民病院の任務は一部欠けているのではないかと思います。とりわけ時間外の患者受け入れ体制はある程度今、行っておられますが、これについても大変不十分さがあります。

私事で恐縮ですが、私の父は狭心症を患い、前立腺肥大の手術もし、市立病院にずっとかかってたんですが、最後の発作のときは、なぜか市立病院に受け入れてもらえず府中病院に回されました。こうした時間外患者受け入れ体制の強化と、もともとの2次救急と言われている救急体制の確立は、週休2日制ということで全庁的な見直しをいろいろしているわけですので、ぜひこの機会に確立を図るべきだと思います。こうした点について、先ほどの体制拡充問題も含め、どのような論議がされてどういう結論になったのか。先ほどは、縮小という結論になったわけですが、この辺についての見解をお聞きしたい。

合わせて私のときもお世話になったわけですが、当然、救急車も必要になります。今まで余り論議がされてませんが、週休2日制の中でこういう消防署の救急体制が本当に市民にしわ寄せされないか、ここがしわ寄せされれば火事も大変ですし、命も危なくなりますから、この辺の問題もどうなっているのか、お聞かせをいただきたい。

○ 医事課長（尾食良信君） 救急医療についての何点かの御質問でございますが、まず、第1

点目の土曜日の診療体制についてでございます。週休2日制の実施を現有の職員数で行うことは、病院の業務の性格上困難がありますので、一定の増員は考えてございます。この結果、外来の診療に当たりましては、医師は各1名でございますが、患者の状況によりましては、応援対象として各科1〜3名勤務しております病棟勤務医が当たることになっております。

看護スタッフにつきましては、産婦人科で2名、小児科で3名、内科、外科で4名、計9名の人員で行っていききたいと思います。

また、薬剤科、放射線科、検査科、事務職員等については、職員の4分の1が勤務することになっております。

2点目の1年をめどに閉庁云々ということですが、週休2日制について、病院内各セクション等協議する中で、そのような事実はないとのことでございますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

続きまして、第3点目の救急医療の実施についてでございますが、市立病院の時間外患者受け入れについては、現在、当直2医師及び看護婦、事務職員を配置し、急変患者の受け入れ体制をとっており、発足当初から運用されてございます。

議員さんが御指摘の救急告示病院の件でございますが、これを行うには、まず、施設設備の面で病床及び診察室の確保等が必要であり、また、人的な面におきましては、平日も含め24時間体制で医師、看護婦、検査技師、放射線技師、薬剤師、事務職員等を配置しなければならぬので、その人員の確保が必要となります。

その上、これらの確保のため多大な経費を必要とします。病院の財政状況を考え合わせて見ますと、新たにこれらの負担をいたすことは不可能であると考えます。市立病院におきます救急患者受け入れにつきましては、現在の患者受け入れ体制で頑張っていくしかないのではないかと考えているところでございます。御指摘の救急告示病院につきましては今後の課題とさせていただきますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○ 消防本部次長（一ノ瀬喜広君） 完全週休2日制と救急業務について、消防本部次長一ノ瀬からお答えいたします。

交代制勤務に従事する職員についても一般職員と同様、本年4月1日から週休2日制を実施する予定であります。また、実施に当たっては他の部局と同様、完全週休2日制導入の3原則を踏まえながら、創意と工夫により実施してまいりたいと存じます。

その方策につきましては、現行の4週6休制移行時の措置に加えまして、新たな条件整備として、従来の消防ポンプ自動車に代え多機能を備えた救助工作付き消防ポンプ自動車を各支署に配置することにより緊急時における消防車の効率的運用を図り、火災、救急等の市民サービ

スを低下することなく、消防に課せられた任務が完遂できるよう配慮いたしております。

以上です。

- 27番（早乙女実君） 病院と消防に答えていただいたわけですが、消防の方の体制については、新しいポンプ自動車を配置する措置によって効率化を図って市民サービスを後退させない、という設備投資とある程度関連した回答になっています。

病院の方の回答は、どうも病院会計が赤字だからこれ以上の体制はとれないから結局縮小という、ちょうど対比的に出ているんじゃないかという気がします。

この中でもてあそばれるのか市民の命という問題なんです。おカネがかかるから体制が組めないということで済ましているのかということが、この病院の救急問題にあるのではないかと思います。実現に向けて検討課題にしていく、ということですが、財政問題を真剣に考えての答弁とは思えないわけです。

この辺でいつも指摘をするんですが、単に市立病院だから、企業会計だからということで、その病院だけで解決しなければいけないということでは決していないと思います。和泉市が病院をどのように位置付け、今後の方向性をどうしていくかが問われているんです。

そこで、お聞きをするわけですが、市立病院への一般会計、いわゆる他会計繰り入れの問題ですが、府下の平均と和泉市の1床当たりの金額で言えばどうなるかという点をお答えいただきたい。

- 病院事務局次長（梅山世紀君） 繰入金の問題につきまして、総務の梅山から御答弁申し上げます。

平成3年度決算では、府下で19病院ございますが、平均1床当たり257万2,000円の繰り入れを行っているところでございます。当市では、189万9,000円でございます。

また、当市の平成4年度につきましては、今回、追加議案で8,000万円の繰り入れをお願いいたしておるところでございますので、これを含めると、1床当たり218万3,000円となる予定でございます。

- 27番（早乙女実君） 3年度では、府下の平均に比べて問題にならない。4年度対応でやっと府下平均に少し近づいてきたということです。もちろん、阪南の実態を見れば、うちよりも低い自治体もあります。平均で257万円ということですから、低いところを上乗せして割っていくのですから、かなり高額な市もあるわけです。例えば堺市であれば416万7,000円というデータもつかんできたんですが、どれだけの努力を市の財政当局も含め病院会計について考えているか。

そのとき、単に全体の財政という数字で見るのではなく、冒頭、言いましたように人の命を預

かるという問題が大変大きくかかわってくると思います。こうした繰り入れ努力も含め救急体制の確立と、診察体制を縮小方向でなく、今までどおりやるという努力は今後も進めていく必要があると思います。そのときのポイントは、国の医療制度改悪に対する1つの運動があるでしょうし、他会計からの繰り入れという2つの問題で考えざるを得ないのではないかと。繰り入れ問題については、病院当局から言えば少し増額せよ、ということですので答えにくいと思いますので、できれば市長、助役さんでも結構ですので、市立病院の今後のあり方について再度、お聞きをしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 苦しい財政ではございますが、地域医療推進の観点から、市民病院に可能な限りのでこ入れを行っているわけでありまして。年間、7億ほどを市立病院の方に注ぎ込んでいるのが実態であるわけでございます。院長先生を初め病院当局が、市民医療の増進のため一生懸命にやっていたいとおるわけでございますが、新聞にも出ておりますが、いろんな薬価の問題等で病院経営をめぐる環境は、日々、悪化をいたしております。薬代さえよう払わん病院もある、と出ている現状であります。

その意味合いでは、約7億のでこ入れを行い、10億の貸し付けも行い、何とか病院経営を維持をさせていただいているのが現状の姿であるわけでありまして。私を初め財政当局といたしましても、市民の皆さんに喜んでいただければという気持ちで、苦しい中でも病院には可能な限りでこ入れを行ってまいりたい。院長先生を初め病院当局もそれにこたえて一生懸命地域医療の推進と合わせて健全経営を目指して頑張らせていただいているという、この2つの力が相乗効果を発揮して病院を盛り立てていかなければならない、このように存じております。

今も大きな赤字が市民病院の上のしかかっているのが実態であるわけでありまして。今後とも市民病院の運営につきましても、行政といたしましても病院当局と相諮り、シビアな分析をいたしながらでこ入れをさせていただき、市民皆さんが少しでも安心して病院を訪れていただけるような環境は維持していきたいと存じます。御理解をいただきたいと思っております。

- 27番（早乙女実君） 市長から答弁をいただいたわけですが、若干、阪南各市の事例を紹介いたしますと、泉佐野市が救急体制に向けて努力を始めているとか、貝塚は病院移転計画の中で救急体制の実現という方向性を示したり、堺も病院移転計画が出てきていますが、各市それぞれ移転、改善問題も含め救急体制の確立をプランに乗せてきているわけですね。このような中で和泉市の市立病院が、不良債権も含め財政悪化で大変だということはわかりますが、和泉市自身がそうした努力を真剣にしてきたかとなると、そうではないような気がいたします。阪南各市の実態も含め救急体制の確立を真剣に論議していただくよう要望しておきます。

3点目に、教育委員会の保護者負担の問題について、芦部小学校という特定のところを出し

て質問をしたわけです。芦部小学校が特に悪いというのではなく、私自身が一番よく知っている
ので例に挙げたんです。

答弁は、それなりに保護者負担を解消していきたい、ということです。いろんなデータを泉
北の教職員組合からもいただき、教育委員会にも数字の真偽を確認しましたら、間違いも多い
ということですが、和泉市が、他市に比べPTAも含め保護者負担が多いということは事実な
わけです。今後、改善をされる努力という点では、本年度もそれなりにやっていたいでいる
ようですので、予算委員会でも聞いていきたいと思いますが、この点については、一層の努力
を要望しておきたいと思います。

ただ、先ほど例として挙げました学校図書室の問題について、再度、関連をして質問をさせ
ていただきます。以前にも学校の図書館における本の冊数について資料をいただいています
が、現時点での蔵書数と図書室の面積の平均について。それから、個別データとしては、芦部小
学校と新設のいぶき野小学校、中学校では、同じ校区の郷荘中学校と新設の北池田中学校の図書
室の面積と蔵書数を出していただきたい。あとは、平均で結構ですので、お示しをいただきた
い。

合わせて図書室に学校の先生が指導教員として配置されているわけですが、そうした配置実
態について説明をしていただきたい。

また、図書室、図書館を考える上で図書の担当者、司書という職業があります。その役割
を抜きに考えられないと思いますが、市立の図書館にも当然、司書資格を持った職員がいらっ
しゃると思います。その人たちが何人いらっしゃるのか。また、この司書の配置が必要である
のかないのかの法的根拠。そして、司書の果たしている役割について、本家本元の図書館の方
からどういう位置付けになっているか、教えていただきたいと思います。

○ 指導部次長（西川義憲君） 学校図書室の実態について、指導課西川よりお答え申し上げま
す。

まず、先生お尋ねの蔵書数、面積についてであります。芦部小学校の蔵書数は4,500冊、
図書室の面積は82㎡でございます。新設のいぶき野小学校の蔵書数は4,604冊、図書室の面積
は159㎡でございます。

中学校に移りまして、郷荘中学校の蔵書数は4,655冊、図書室の面積は128㎡。新設の北池
田中学校の蔵書数は4,135冊、図書室の面積は149㎡でございます。

また、市内20小学校の平均蔵書数は6,400冊、図書室の平均面積は104㎡でございます。

10中学校の平均蔵書数は5,467冊、図書室の平均面積は144㎡でございます。

次に、指導教員の配置実態についてでございますが、小学校では、平均2名の教諭が担当い

たしております。

なお、司書教諭の有資格者は、和泉市小学校全体で18名ございますが、うち図書指導を担当している有資格者は3名でございます。

中学校の方では、平均4名の教諭が図書指導を担当しておりまして、司書教諭の有資格者は9名、うち図書指導を担当している有資格者数は6名でございます。

以上でございます。

- 社会教育部次長（北野喜平君） 図書館司書に関する質問につきまして、図書館長の北野から御説明申し上げます。

市立図書館の職員の中で司書資格を持っている職員は、現在、7名でございます。

また、司書職員配置についての法的根拠といたしましては、図書館法施行規則第16条に定められておりまして、人口15万人を超過する和泉市の場合、最低基準によりますと7名以上となっております。本市の場合は、これをクリアしているところでございます。

また、司書の職務といたしましては、図書館資料の選択、整理、保管及び参考業務、読書指導案内、図書検索の援助、図書の所在に関する情報の提供その他図書館活動の専門的業務に従事しているところでございます。

以上です。

- 27番（早乙女実君） それぞれの数字と司書の必要性についてお示しをいただきました。最新の新設校と芦部小学校を例に出しましたが、かなり前に建てた学校と平均と比べてもおわかりいただけたと思います。新しい学校は、それなりに広いスペースを取っているのは、新しい学校はより良いものを、という教育委員会の判断だと思っておりますが、それなりにゆとりある図書室ということで建てておられるのだと思います。

蔵書数についてはそれほど差がない。新設校でもむちゃくちゃに少ないことはない。必要な蔵書数ということで補充をされています。私も基準についてはよくわかりませんが、いろいろ調べますと、全国学校図書館協議会というのがありまして、その中で「全国SLA基準」（全国学校図書館協議会）というのがあるそうです。いわゆる学校のクラス数に応じての基準冊数があるみたいです。芦部小学校は今、多分16クラスだと思います。間違っていたら申しわけないんですが、このデータとして聞いてほしいんですが、これでいきますと、蔵書の最低基準冊数は9,600冊です。ちょうど倍以上ですかね。

いぶき野小学校でも多分、今は各学年1クラスで6クラスだと思いますが、それでも最低基準は5,000冊になるはずですよ。その点では、他の小中学校のクラス数がわからないので出してないんですが、教育委員会が計算すれば、まだまだ蔵書数の充実というのはやっていかないと、

全国の基準には及ばないということです。今までの取り組みがいかに弱かったかということだと思います。本来的には、芦部小学校の狭い図書室も大きくしてほしいんですが、新しい学校との対比の問題も含め何らかの対応努力は必要になってくるだろうと思います。

同じように法的な根拠もお聞きをしましたが、学校図書館法の第1条では、「学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ……」とあり、第4条では、「児童又は生徒及び教員の利用に供するもの」として「図書資料を収集、分類配列を適切にし、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行う」など5項目にわたって行うべき内容を書いています。

さらに、第5条では、「司書教諭を置かなければならない」と明言しています。

ただ、この法律ができたのは大変昔ですが、附則として「当分の間、司書教諭を置かないことができる」という国の法律になっています。だから、今、和泉市でも司書教諭を置いてなくても法違反にはなっていないんですが、この法律ができたのは昭和28年です。だから、この「当分の間」というのがいまだに続いているわけです。これは文部省の政策の放棄だと思えますが、逆に言えば、和泉市が率先し、法律に基づいて「当分の間」という附則などは取り払って実施をしても何らおかしくないと思います。

21世紀を担っていく子供たちに対し、豊かな学校教育を保障するのはだれも否定されないと、思います。そのとき、ともすれば基本は授業ですから、その辺に職員配置とか教材の目が向いてしまうんですが、この専属の司書教諭の配置が、やはりその授業内容にも欠くことのできない大きな問題だろうと思います。

芦部小学校の例ばかりで申しわけないんですが、子供たちがどういう利用方法をしているかと言いますと、月火木金の1時25分から40分、これは休み時間だと思うんですが、それと国語だろうと思うんですが、授業時間で図書という授業をして利用する。借りられる本は通常は1冊、夏休みになると倍の2冊借りられるということです。

ただ、こうした点を本当の考えますと、担任を持ち、教科指導をしながら図書室の指導を片手間にやるというのでは、子供たちが行きたいときに行って借りられるという状態にはならず、時間制限、曜日制限、学校によっては学年制限までして図書室を利用するということになっています。司書教諭を配置し、子供たちに豊かな知的な広がり、本に親しむ機会を与える。家に帰ればファミコンで遊ぶというのが最近の傾向らしいですが、本に親しむ訓練、習慣付けを小学校の時代から楽しくやれるためにも司書が必要だと思います。その辺についての御見解をお聞きしたいと思います。

○ 指導部次長（西川義憲君） 指導課西川よりお答え申し上げます。

司書教諭の配置につきましては、従来からその必要性を認識いたしております。これは府下
的な課題でもあり、府並びに文部省に対し、大阪府下の教育長会を通じ加配要望をしておりま
す。今後とも、精力的に実現に向けまして要望していきたいと考えておりますので、よろしく
御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

- 27番（早乙女実君） 精力的に実現に向けまして要望していきたい、ということですので、期待を
しておきます。

ただ1点、先進例を少し御紹介をしておきたいと思います。先ほど、法律を御紹介しました
が、附則の部分で「当分の間、置かなくてもよろしい」ということで、確かに全国で司書を置
いている率は大変低い。10%とか30%というあたりの数字でしかありません。しかし、小中学
校の全校に配置をしている市があります。以前にも御紹介しましたが、岡山市であります。大
学へ行っていた当時、私は全然そのことに気が付かず、大変悔やまれるわけですが、別の機会
に見ましたが、全校に配置をしております。もちろん、最近の臨調行革の影響で若干、身分が
いろいろ混ざっているのが難点だとその職員労働組合の人に聞いた話なんです、それはち
ょっと置いとしまして、それでも全校に配置をしています。

そこで、岡山市でいろいろ資料をもらった中で、以前は司書がいなかった学校と、最近、そ
ういう学校が置いたためにどう変わったか、という数字があります。81年と88年の資料ですが、
81年のときは、司書がない小学校での年間1人あたりの貸し出し冊数は9.5冊なんです。88
年には、その小学校が司書のいる小学校になっているのですが、1年間に1人当たり26.2冊借
りようになったということです。3倍近く子供たちが本を借りるようになったわけです。

その中で幾つか事例を紹介しますと、その数字と合わせて子供たちの声が載ってます。「図
書室へ行くのが好きになった。わからないことがあってもすぐ教えてもらえる。図書室が明る
く楽しくなり本が好きになった。人形劇、紙芝居、本読み、スライドなどもしてもらえる。探
したい本が見つかりやすくなった。開館日が増え、いつでも本が借りられるようになった」。

教職員の声も載ってます。「児童の声と同じものが多かったけれども、図書室の環境整備が
きちんとできるようになった。図書室の運営が大変スムーズになされ、生き生きとよみがえっ
た感じがする。専門の知識が生かされるようになった」とおっしゃってます。

例えば「授業の教材でルノアールの絵を子供たちに見せたいが、美術全集がありますか」と
司書さんに頼むと、その本を授業の時間中に探しておいてくれる。なければ、県の図書館に連
絡をしたり、あるいは産業データであれば、県の統計課に電話をして取り寄せ、教材準備のお
手伝いをしている。子供たちに対しても、いろいろ質問をされることについて、このデータは
どこそこにあるから取っておいてあげるといふ形なんです。

また、私事ですが、子供が4年生で社会科の授業で各都道府県1県を選んで調べなさい、ということが先生からの課題で与えられたそうです。うちの子供は、春休みにレオマワールドに連れて行ってやると言いましたから、自分が行くところについて調べたいということで香川県を選んだそうです。図書室から本を借りて来て調べましたが、はたと困ったことは、気温と降水量が載ってなかったそうです。私に「香川県の気温と降水量が載っているデータを持ってないか」と聞くわけです。何ぼなんでもそこまで持ってませんから、「市立図書館へ行かんとしてやらないか」という話になり、子供はどうも行くみたいです。

私も子供と対話ができよかったです。岡山県では、図書室で司書さんという話になると思います。子供の知識の広がりというか、いろいろ課題を与えられ、その中にどんどん知識欲も生まれ、どうして調べればいいのかも含め子供の視野が広がっていくのがよくわかります。そういう役割を図書館、図書室が果たしているということが、この質問を書いている最中に子供からそういうことを言われましたので大変面白く思いました。先ほど、「努力をしたい」ということですが、皆さん方が思っている以上に大変重要な役割なんだということを知ってほしい。

それから、ぜひ市長か教育長にお答えをいただきたいんですが、先ほど、御紹介をしました第4条の中の項目で、図書館がいろいろ利用できるんですが、「学校図書館を地域に開放してもかまわない」ということをうたっています。ずっと図書館の分館を建てろと要求してますし、中央丘陵にぜひ図書館を、と要望しているわけですが、先ほど、述べましたように、和泉市の小中学校には各校5,000~6,000冊という、もちろん児童書が中心ですが、基本的にはたくさんの本が眠っているわけです。子供たちだけが使っているものも大変少ないわけです。こうした点を地域図書館として学校図書館を開放することを図書館法は否定をしていないんです。ぜひそうした点で専門の事務職員が配置されれば、学校5日制の中で地域図書館として開館をすることが可能になってくるのではないかと。こうした新しい観点も含めどのようにお考えなのか。冒頭、述べましたPTA負担の問題も含め総合的な御見解をお聞きをしたいと思っております。

○ 管理部長(稲田順三君) 市長、教育長ということですが、稲田よりお答えさせていただきますと存じます。

先生から図書、図書室の活用につきましていろいろ御指摘をいただきました。われわれも身が引き締まるものがございました。今後、努力してまいりたいと考えるものでございます。

学校司書の配置につきましては、先ほどもお答え申し上げましたとおり、教育長協議会を通じて強く府に対して要望いたしているところであります。大きな課題ではございますが、ぜひ実現に向けてもっと精力的に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜り

たいと思います。

- 27番(早乙女実君) 最後に、福祉公社の問題について、あえて意見を言わなかったんです。議案で出てますし、回答としてお聞きをしておきたいと思います。今回の一般質問は、市長の市政方針演説ということで全体をくくりましたが、その中で1つだけ議案にかかわって公社の問題を取り上げました。つまり、市政運営方針の中の第三セクターというか外郭団体としての位置付けは、大変大きな問題があると思います。

私は、民間がすべて悪いという形の立場はとってないつもりですが、和泉市として公的な形での施策、本当に公の立場で責任をとる問題がどうも縮小され、一路、民間委託という方向が出てきているのではないかという気がしています。最近のこうした福祉の問題を例にとれば、公社とか第三セクターなど大きな変化が出てきています。これからいろんな形での取り組みが必要になってきますので、勉強もしなければいけないと思います。泥縄で第三セクターに関する2、3冊の本を読みましたが、こなし切れませんでした。もう一度、予算委員会等議案審議の中でこの問題を詳しくやらせていただくということを述べまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○

- 議長(竹下義章君) 次に、25番・天堀 博君。

(25番・天堀 博君登壇)

- 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。私は、早乙女議員に引き続きまして、市長の市政運営方針に基づいて、特にハード面について、それらの点を中心に質問をさせていただきたいと思います。

それから、3点目には、行政の主体性について出しておりますが、これは特に和泉市の重要な問題であります同和行政、同和問題をめぐる問題であります。今回は、和泉市土地開発公社の一般処分用地売却処分計画から見て、行政の主体性について問うてみたいと思っております。

それでは、まず1点目、開発行政についてであります。市長は、市政運営方針の中の3ページの部分で「現下の厳しい社会経済情勢に立ち向かい、本市の立地条件を最大限に生かすプロジェクトをてこに全知全能を傾け……」と述べられております。私は、市長の現下の厳しい社会経済情勢の中でのプロジェクトをてこに、ということにつきましては、それぞれ基本的な考え方の相違がありますから、特別にそのことが云々というわけではありません。しかし、それではそれでよく現下の厳しい社会経済情勢を分析をした上で、果たしてこの市政運営方針の中での述べられておりますそれぞれの開発行政について問題点がないのか、というところ辺を問うてみたいと思うわけであります。

コスモポリス、ラーバン、トリヴェール、和泉府中駅前の4つを出しておりますが、まず、コスモポリス計画であります。これは市政運営方針の19ページ～20ページに述べられておりますが、『本年度は、早期に事業着手が図れるよう「土地区画整理組合」の設立認可に向け……』ということでもあります。

現在、大阪府から多額の出資金が出されております。この点については、大阪府もいろいろ経済的な問題もありまして、これを返済をしてほしい、という申し入れ等もあるようであります。そういう状況のもと、また、先ほど述べました市長みずから認めておられる厳しい社会経済情勢のもとで、果たして企業の誘致ができるのかどうかという点であります。その点をコスモポリスのところではお聞きをしたいと思っております。

次に、ラーバン・ライフ・リゾートの構想であります。これも一たんは冷えたかのように見えておりました。この点につきましては、市の方もいわゆる松尾山の公園整備というところ辺で着実に一步一步やっていくんだらうと見ておりました。しかし、本年度の市政運営方針の中の17ページの部分で「施設計画全体についてスポーツ専門企業の参画をいただき、専門的見地から施設内容のあり方等を検討してまいります」と述べられております。

今は、既にリゾートの問題とかレジャーについては、私がいちいち申し上げるまでもなく非常に冷え込んでいるというか、各地で失敗も続いている状況であります。今さら、スポーツ専門企業の参画ということでの検討、ということについて疑問を抱かざるを得ないわけでありまして、こういうことについての考え方をお聞かせを願いたいと思っております。

次に、トリヴェール和泉であります。確かにまち開きがされました。市長が言われているように鉄道の延伸、産業技術総合研究所、桃山学院大学の建設が現実の姿として台頭している云々ということ書かれております。確かに形としては、そういうものが整いつつあると思っております。

私は、市長や理事者各位がこれらについて何ら力を尽くさなかったとは申しませんが、例えば鉄道の延伸についても、産技研についても、桃山学院大学についても、市独自のプロジェクトと言いますか、市独自の事業計画は1つもないわけであります。

私どもの猪尾議員が再三にわたって一般質問その他でも質問し、追及をし、そのたびに市の行政当局から答弁がありますように、例えば文化会館あるいはスポーツセンターとかのいわゆる各種の公共公益的施設の全体像がいまだに影も幻も見えない、市独自の施策が全く見えないという状況であります。このトリヴェール和泉の今後の問題点がいまだに解決をしていないという点に触れさせていただき、それらの点の進捗状況をお聞かせ願いたいと思っております。

開発行政の最後は、府中駅前再開発であります。現在、30数階建てのホテルを含めた大きな

規模のプランが出たままであります。組合方式で開発を進めていくということでありまして、それぞれが進んできているようであります。しかし、当初のプランに対して、国あるいは府の方から指導とか意見がないものなのかどうか。また、この開発の範囲や規模については、市長が運営方針の3ページで述べられている厳しい社会経済情勢のもとでの見直しというものを考えていないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

2番目は、それらとも多少関連をするわけではありますが、庁舎建設計画について、別項目を立ててお聞かせを願いたいと思います。これは特に財源の問題であります。平成4年度に松尾山を泉北環境に売却処分をいたしました。このすべてが利益ではありませんが、7億円が基金に組み込まれました。今回、提出をされている平成4年度の補正予算では、5億円が積み立てられるようになっております。合わせて12億円であります。さらに、平成5年度の新年度予算では8億円の積み立てが見込まれ、平成5年度末では、今のところ、20億円の庁舎基金の積み立てということになるわけではありますが、それらの財源はどれを充てるのかということあります。これらの点についてお聞かせを願いたいと思います。

さらに、20億円の基金の積み立てができるという見込みではありますが、市長は、現在では100億円近いおカネがかかるであろうが、その少なくとも半分は現金を積み立てなければならない、と以前にも述べられております。ということは40億から50億円前後のおカネが要するというであります。それらの今後の財源見通しを含めお聞かせを願いたいと思います。

3点目は、行政の主体性についてであります。和泉市の土地開発公社一般処分用地売却処分計画の経過から見て問題点をお聞きをしたいと思います。市行政の主体性と解放同盟の市行政介入の問題が主体であります。

端的にお聞きをしますが、現在、例のサントリー周辺と言われます13号線、大阪和泉南線の西側の土地であります。この処分がどうなっているのかという点をお伺いをいたします。処分が大変遅くなっているわけではありますが、これらの理由はどこにあるのかということあります。土地の整備をしなければならないという問題もありますが、問題点はそこにあるのか。それとも、言われておりますように、当初、環境改善整備事業の代替用地という看板が立っていた関係もあり、それらの点での解同と市との協議が整っていないことが理由なのかどうか。これらの点についてお聞かせを願いたいと思います。

以上が、私の質問の要旨の説明であります。答弁のいかんによりましては、自席からの再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 都市整備部次長（山下喬三君） 開発行政の中のコスモポリス関係につきまして、都市整備

部山下からお答え申し上げます。

1つ目の府の出資金並びに府からの借入金の内容でございますが、第三セクターへの府からの出資金は割合にして12%、金額にして1億2,000万円が、大阪府からこの第三セクターの株式として出資されております。

それから、用地買収を平成元年8月から取りかかっておりますが、そのときの大阪府からの借入金32億5,000万円についての返済時期が、借り入れるときの約束事で都市計画手続の見通しがついた時点までとなっております、本年3月末までに返済をすることになっております。

次に、企業誘致の見込みでございますが、企業誘致活動につきましては、これまでPR活動等を実施してまいりました。企業誘致活動は、都市計画手続が完了し、土地区画整理組合の設立認可を受けた後、おおむね平成6年ごろになろうかと思っております。

企業誘致の見通しにつきましては、議員さんが御指摘のとおり、現在の経済情勢は厳しい状況であります。関西新空港が平成6年夏に開港されることや、近畿自動車などの交通網が整備をされる、このほかトリヴェール和泉の西部ブロックに府の産業技術総合研究所が移転されるなど、コスモポリスを取り巻く経済環境が大きく完成されるわけであります。今後、大阪府、和泉市、団地開発協会、会社の4者及び出資企業が一体となりまして、企業誘致活動を積極的に図ってまいりたいと考えております。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 企画調整部副理事（吉祇利朗君） 和泉ラーバン・ライフ・リゾートの取り組みの状況につきまして、施策推進室吉祇からお答え申し上げます。

まず、和泉市総合計画の位置付けといたしまして、第2次総合計画の土地利用構想の中で、本構想区域は、開発調整ゾーンとして位置付けられている中にありまして、市街地に隣接したレクリエーションの場として、市民が身近に自然と触れられる地域とされているわけであります。また、同じく土地利用構想の中の当該開発調整ゾーンへのスポーツ・レクリエーション機能の配備ということで、広域利用が可能な総合スポーツ・レクリエーション施設の立地を図っていくことがうたわれております。

以上の総合計画上の位置付けから、市民が気軽に繰り返し訪れることができるスポーツと文化のセンターとして、和泉ラーバン・ライフ・リゾートが構想されてまいったところであります。

構想についての取り組みでございますが、本構想の実現の可能性について総合的な検討を行うため、公共と民間が協力して和泉ラーバン・ライフ・リゾート推進協議会を設立いたしまして、平成3年6月には推進機構に変更はしておりますけれども、各種の調査研究を行ってきた

ところでございます。社会情勢の変化により松尾寺公園を含む約200haの構想区域について一挙に事業化を図ることが困難となりまして、松尾寺公園の都市計画決定区域、事業認可区域を除く約45haでございますが、これを第1期事業計画区域として位置付け、現在、許認可、事業採算性等について検討を進め、事業の可能性についてのめどを付けていくために調査を行っているところでございます。

次に、現在の取り組みの具体的な状況と、今後の取り組みについてでございますが、許認可につきましては、第1期事業計画につきましては、都市計画公園を民間第三セクター方式により整備していく手法、いわゆる特許事業を予定しておりまして、その場合大阪府知事の認可を必要とし、事前に建設省とも協議も進め、特許事業としてのめどを付けていく必要があります。

平成4年度におきましては、昨年の暮れ、かねてから懸案としておりましたスポーツ施設の運営ノウハウを持つ専門的企業に本機構への参画をいただき、専門的な観点から将来の運営形態も考慮しながら、だれでも気軽に安易に長く利用していただける施設であって収益性の図れるものをと施設計画の見直しを含めながら研究を進めており、詳細な土地利用についても検討しているところであります。

また、事業採算性につきましては、施設計画、運営計画の詳細な検討を行い、集客魅力に適した施設計画について業種別に試算をし、採算の可能性その他建設資金等の手当についても研究していくものでございます。

以上のようにいろいろ申し上げましたが、数々の調査を検討しているところでございますが、平成5年度におきましても、おのおの内容につきましても一層詳細な検討が必要でございます。平成4年度に引き続きまして調査を行ってまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上で終わります。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 施策推進室長（辻井正昭君） 施策推進室辻井よりお答えいたします。

先生の御質問は、トリヴェール和泉内での公共公益施設の全体像についてはぼやっとしたままでも何も見えない、ということだったと思います。新駅の周辺は、本市の副都心とするシビックセンターと位置付けされておまして、昨年6月、シビックセンター整備委員会が発足し、センター整備構想について検討を行っているところであります。公益的施設の整備については、前々から御質問をいただいておりますが、福祉文化施設など複合的な施設として整備を図る旨いろいろ努力してまいりたい、と前回の議会で御答弁をさせていただいております。

新駅周辺の商業業務及び特定業務施設は18.5haと位置付けされておまして、現在、このセ

ンターの中を将来どうするのか、どう仕上げるのか、また、それぞれが受け持つゾーンの構成の役割分担や割り付けについて、センター整備委員会では、全体の土地利用のあり方を検討しているところであります。

当然ながら、検討課題の中には、公益的施設についても一定の施設用地について検討を重ねております。しかしながら、当センター地区は、都市計画法上、また、新住法上の位置付けは商業地域でございまして、用地確保は有償譲渡となっております。公益的施設の内容を固めると同時に財源のめどを立てる必要もございまして、公益的施設の整備につきましては、条件整備、補助、起債などの財源確保、さらに、住都公団との価格交渉が必要となっております。

以上、述べましたようにシビックセンター整備の一定の取りまとめを受け、並行して公益的施設の整備についても引き続き内容の整理と煮詰めを行い、まちの成熟度を見極めながら早期に取り組んでまいりたいと存じます。どうか御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 再開発課長（橋本通弘君） 和泉府中駅前市街地再開発事業につきまして、再開発課橋本より御答弁申し上げます。

和泉府中駅前再開発事業は、本市の表玄関と都市にふさわしいまちづくりを行うため、昭和62年度に地区再生計画を策定いたしまして、このたたき台を持ちまして地元権利者の方々に説明会等を行ってまいったところでございます。

まず、第1点目の施設計画の見直しはあるのか、ということですが、再開発事業の具体的な事業計画案を検討していただくため、平成3年10月に準備組合が設立されたところでございます。まず、具体的な施設計画案を検討していただくため、施設計画案に対する地元権利者の意向調査あるいは来街者の意向調査等を実施いたしまして、これらの結果を踏まえまして現在、準備組合の中で再生計画の見直しを初め具体的な施設計画案を検討していただいているところでございます。

次に、国・府の指導があるのか、ということですが、昭和62年度に地区再生計画を策定いたしました。この再生計画を策定するに当たりましては、建設省、また、大阪府より策定委員として参画をいただいたところでございます。その後も大阪府にも折に触れ、今後の取り組み状況等について協議、御指導をいただいているところでございます。今後とも事業進捗に合わせ御指導をお願いする所存でございます。

次に、3点目の再開発区域は大き過ぎるのでは、という御指摘でございます。今回、計画しておりますのは約4.9haの計画区域でございますが、都市計画道路和泉中央線、大阪和泉南

線、和泉府中東通線等の車両の駅前への進入路、また、駅前広場の基盤整備が最優先課題であり、合わせて面的整備と具体的に整備が望まれる約4.9haを市街地再開発事業で行おうとするものでございます。事業効果、地域整備効果の観点からも、この約4.9haの計画区域を設定したものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 企画調整部次長（井阪和充君） 続きまして、2点目の庁舎建設につきまして、施策推進室井阪よりお答え申し上げます。

御承知のように近年、国際化、情報化、高齢化社会に伴う新しい行政需要への対応が叫ばれ、また、21世紀を迎える中で人口増等による行政需要の増大に積極的に対応していかなければなりません。しかしながら、現庁舎では時代に対応するのは非常に難しく、御承知のように昭和33年に建築し、その後、増改築もされましたが、既に30数年を経過しており、年々老朽化が進むとともに、行政事務量の増大により狭隘化し、また、南北分室の設置による分散化により、事務効率及び市民サービスに一定の支障を来していることは事実でございます。

したがって、これらの問題を解消するためにも庁舎建設は必要不可欠であり、本市としても昨年、和泉市庁舎建設基金条例を設置し、基金の積み立てを始めました。その財源につきましては、脆弱な財政基盤の中どのようにして資金を生み出し、どのように積み立てていくのか考えました結果、一応、臨時財源を基本に事業費の半分ぐらいを基金として積み立てるべく進めております。

平成4年度は、当初7億円に3月の補正で5億円、これにつきましては、財産収入と一般財源を充てております。この5億円を加えさせていただき、12億円を基金として積み立ててまいりたいと考えております。平成5年度の当初予算にも8億円を計上いたしておりますが、これにつきましても、財産収入を考えているところでございます。

以上でございますので、よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 土地開発公社事務局長（中西淳富君） 3点目の行政の主体性について、土地開発公社中西よりお答えいたします。

サントリー北用地の処分につきましては、かねがね処分するよう御指摘をいただいているところでございます。公社といたしましても、これに全力を挙げて取り組んでまいります。

この土地は、昭和46年度から48年度にかけて、同和対策事業用地として取得した経過がございます。これを事業のないまま、公社財政の健全化のために一般処分用地として位置付け、これを処分するよう相手方に申し入れをいたしまして、協議を進めてまいりましたが、この土

地を取得した目的、経過等から、現在、推進している同和対策事業の中で利用すべきではないが、という御意見がございました。その後、一部処分をいたしました。現時点で双方合意に至らず、時間を経過しているのが実情でございます。何とか早い時点で協議が整うよう努力してまいりたいと存じます。

なお、本用地についての現況でございますが、平成2年度後期から急激な経済情勢の変化、いわゆるバブル経済の崩壊による地価の大幅な下落等経済不安定による深刻な不況の中で、一般的に土地取引は休眠状態でございます。この土地も例外ではございません。バブル経済の崩壊以前にありました土地の引き合いも自然消滅のような状態で、それ以降の引き合いもないのが実情でございます。

今後の取り組みでございますが、本用地のような大きな宅地を処分する場合、隣接地との調和を考え、後々問題が残らない配慮が必要であると考えます。このためには、さらに良好な土地に整備をする必要がございます。本用地の整備に欠くことのできない条件として、進入道路と下排水路等の整備を行うのが先決でございます。

この件に関しましては、市では、本地内の水路に幹線下水管布設事業計画を推進していることと、合わせまして都市計画道路阪和東側2号線用地の買収が進み、本地側までの施行にめどが立ってまいりました。したがって、下水管布設と合わせて本用地への進入路を隣接地主の御協力をお願いし、整備すべく準備をいたしております。これによりまして伯太町地区の下水道の整備や阪和東側2号線の完成に伴いまして、交通の緩和、駅等への利便性等事業効果を合わせまして、本用地もさらに条件整備されるものでございます。努力してまいりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

- 25番(天堀 博君) まず、開発行政のコスモポリスですが、出資金の1億2,000万円が大府から出てますね。それから、貸付金の32億5,000万円については、先ほどの答弁では、本年度末に返済をしなければならないということですが、1つは、財政的な影響がどのように及んでくるのか、知りたいわけです。非常に金額が大きいですから、その辺の手当が付くのかどうか。

それから、企業誘致の問題については平成6年ごろということで、関空、近道、トリヴェール和泉の産技研等があって成功するだろうという見通しです。今、非常に厳しい現状のもとでありますけれども、既に船がかなり沖合いまで出てますのでとやかく申しませんが、非常に厳しいだろうという意見だけ申し上げておきます。

それから、ラーバンですが、総合計画の中での土地利用構想云々についていろいろ述べられましたが、私が言いましたように、同時に現在の社会経済情勢の中、各地でレジャー施設とか

リゾート施設が次々につくられ、それに地方自治体が参画し、第三セクターなどでやり、失敗をしている例がたくさんあります。そういう状況のもと、市長が、これらのプロジェクトをてこにしてやるんだ、と言いますが、それはそれとして、このラーバン・ライフ・リゾート構想を今の時期に具体化していくこと自体がどうかということをお聞きしているわけです。

スポーツ施設のノウハウを持つ企業の参画を得て収益性の図れるもの、あるいは集客魅力のあるもの、採算の取れていくものについて検討に入っていきたい、と言われるんですが、私は、こういうものは凍結をするとか、あるいは国・府の補助もいただいて松尾寺公園の整備などに少しずつかかっていくことにとどめておく方が、今の情勢に見合っているのではないかと申し上げております。見解の相違があればやむを得ないんですが、その辺の再答弁があればお聞かせを願いたい。

それから、トリヴェール和泉ですが、以前に公共公益的施設について原課からいろいろ出してもらい、それを集約して検討するというところでいろいろやられていたと思います。1つは、こういうものがどのような形でまとまっているのか。特に教育委員会の社会教育施設を中心としてかなりのものが出ていたと思います。

最近では、せんだっての猪尾議員の質問でも明らかになったように、いわゆる大きな収蔵庫を持った博物館については市長もお認めになり、それは別建てで考えていかなければならない、とまでおっしゃってます。そういうことも含めての集約がどのように進んでいるのか。集約が進まずして、シビックセンターの利用、整備をどうしていくかを委員会で検討しても始まる問題ではない。しかも、商業施設で有償取得だということですね。公団から買わなければならないのですから、その辺での現在の状況なり計画なりをお聞かせを願いたいと思います。

駅前再開発問題であります。これは大阪府とか建設省などの参画もいただき今後もやっていく、ということですが、それでは、大阪府や国から具体的な意見や指導があるのかどうか。例えば今、組合の中で見直しもいろいろやっておられるということですが、30何階建てのホテルを入れた大きな建物は必要ではないとか、あるいはぐあい悪いとか、また、地域的に4.9haが大き過ぎるとか、いろいろあると思います。

先ほど言われていたのは、大阪和泉南線と和泉中央線あるいは他のところからの駅前への車両の進入を図るため全体構想として整備をしなければならない、と言われております。それはそれで一定の考えだろうと思います。しかし、だからといって、一度にやらなくても年次的にやっていくとか、特に道路については先に始めるとかも含めた計画にしていくとかね。これは組合でやられているんですが、和泉市の行政の主体性を持ってどのように取り組んでいくか、ということが必要だと思いますので、御答弁をお願いしたいと思います。

それから、2点目の庁舎の建設計画についても一緒に再質問をしておきますが、基金の7億は松尾山の処分、補正予算で5億円、新年度予算の8億円については財産の売り払い収入でありますけれども、どこの財産を売り払って収入にし、これを庁舎建設基金に積み立てるのか、という具体的な問題をお聞きしておりますので、よろしく願いいたします。

○ 市長（池田忠雄君） 4、5点にまたがります私の市政方針からの再質問でございますので、時間の関係もありますのでまとめさせていただきます、私より1点目、2点目につきましてお答えをさせていただき、細部の抜けた点につきましては、それぞれの担当より補足させていただきたいと思っております。

1点目は、開発行政につきまして、4点にまたがりますプロジェクトについてでございます。もちろん、御指摘のようにバブルが弾けた厳しい状況下に立たされていることは、私も自覚をしております。理事者一同、そのつもりでこの問題について対応させていただく必要があるという点で御理解をいただきたい。

1点目のコスモポリスにつきましては、御案内のとおり、既に用地集約も70数%終わり、土地区画整理事業の御協力者を含めると、95%以上の用地集約が達成されております。これからは都計審の議を経まして計画的な都市計画を策定をさせていただき、そして、地元で準備組合から本組合に移行をしていただく。6年度からは、そうしたことにのっとなって何とか造成工事に入らせていただきたい。並行して当初から申し上げておりますように、いわゆる先端産業的な企業50~60社をこのコスモポリスに誘致をし、和泉市の産業の発展と大阪経済の進展に資させていただき、こういう目的は今も変わってございません。それを目指して市の活性化のために全力を挙げてまいりたい、このように存じております。

府からお借りしているものをお返しをいたしましても、やはり民活でこうした事業を進めておりますので、それぞれ参画の銀行その他から融資の話は付くわけでございますので、安定した融資の上に立ってこれらのものを進めさせていただきたい。

ただ、バブルが弾けております関係上、非常に冷えておりますが、来年度以降の誘致につきましては、御案内のとおり、関西新空港も来年夏には開港をいたしますし、今年中には近道も開通いたしますので、そのインター沿いという立地条件からしてコスモポリスを構想させていただいた関係上、非常に交通の便の良いところにあります。近道のインターに乗りますと空港まで20分、半時間で大阪都心に抜けるという場所柄であるわけでありまして。

それから、産技研も先端産業的なものは研究機関と併設をされていることは、一番大きな力であるわけでありまして。通常の企業と違いまして、日進月歩の研究開発が進む中、コンピューターや半導体等の事業が成り立っていくということで、この大阪で1つと言われる産技研のコ

コスモポリスに対する支援的な役割が、現状の地場産業の振興と合わせまして大きなものがあると思っております。

こうした3つの要素をてこにして優良な企業を和泉市に誘致をしていくことについてはめどが立っている、このような気持ちでコスモポリスを推進をさせていただいているわけでございます。

2つ目のラーバンにつきましては、御指摘のように非常にリゾートを取り巻く情勢が厳しいものがございますので、当初、松尾寺公園を中心にして約200ha（60万坪）を構想しておりましたが、情勢の変化に対応いたしまして、松尾寺公園の辺約10数万坪に第1次の立地を縮小させていただき、スポーツ型リゾートとしてぜひ実現を図ってまいりたい、このような気持ちでございます。そうしたスポーツに関する専門的な企業の参画も得ておるわけでございます。

具体的な面につきましては、しんどい中でも明日を目指し、週休2日制が定着をしております。これからの大阪におけるスポーツリゾートとして、これも近道インター沿いでございますので内外から多くの方が訪れ、自然と親しみ、スポーツと親しむことができる場をぜひつくってまいりたい。産学遊機能を兼ね備えた中でゆとりというものが必要ではないか。これも民生活で進めさせていただいておりますので、今後ともしんどい中でございますけれども、着実な展開と調査検討をさせていただきたい、このように存じております。

それから、トリヴェールにつきましては、いろいろ御指摘がございました。ごもっともでございます。桃山大学が来る、7年に鉄道が開通する、産技研が来る、いずれも他動的な力ではないか、という御指摘はごもっともでございます。少なくとも公団が導入し、こうした道路、鉄道、下水道等を配置しながら和泉市の中核的な中央丘陵を開発している中、おくれしております都市基盤の整備を図らせていただきたいという、大きなマクロの計画は軌道に乗っているわけでございます。

こうした大きな力をてこにいたしまして、鉄道の延伸も懸案でございましたが、やっと着工をしていただきました。泉北鉄道が1駅唐国の中の山の中に伸びてまいります。あるいはおくれしております道路、中央線もこれから一生懸命にやらせていただきたい。縦横に幹線道路を走らせていただくことは、いずれも国機関の力あるいは国・府の持てるノウハウと財源をこうした大きなプロジェクトをてこにして導入を図ってまいりたい。

また、下水道の財源も別枠で対応させていただき、下から上へ引き上げていく。こうしたマクロの和泉市のメーンというものは、中央丘陵の中でそれをてこにして発展をさせていただいているわけでございますので、これも整備の1つのあり方だと存じ、強力に推進をさせていただいているわけでございます。

そういう中で、この新駅周辺のシビックゾーンにつきましては、公団と市当局あるいは専門家も交えましての委員会でいろいろ協議を願っているわけでございまして、本年度中に煮詰めをしてまいり、その中で皆様方から御指摘をいただいている公共公益的な施設をぜひはめ込ませていただきたい、かように考えております。

ただ、これは市だけの力でできるものではございません。やはり公団に用地あるいは財源のてこ入れの問題等いろいろと要請をする中で、市民さんが待望しております、例えば文化会館を初め総合的な福祉問題も含めいろいろ市民のためになる施設をこの中にはめ込んでまいりたいと現在、鋭意作業中であるわけでありまして。

もうしばらくお時間をいただきたいと申し上げますのは、市の煮詰めと合わせて公団との煮詰めも合わせて必要であるわけでありまして、そういう点も加味をさせていただき、この公共公益的な施設についても何とか可能な限りはめ込んでまいりたい、このように考えておりますので、後しばらくそうした意味で御猶予を相賜りたい、このように存じます。

また、府中駅前につきましては、先ほど、所管から申し上げさせていただきましたように、和泉市の表玄関口でございます。副都心が整備をされる中、都心も整備をしていくというのが再開発の基本的な考え方であるわけでありまして。バブルが弾けてしんどい中でございますが、権利者が370ございますが、その中の70数%の方々の御協力をいただき、準備組合を発足をさせていただきました。残りの権利者の方々に働きかけをさせていただきますとともに、どういう駅前にしていくかについて、今、地元の準備組合の中で御検討をいただいているわけでございます。

そういう中であるべき和泉市15万市民の表玄関である和泉府中駅前の構想というものが、これから地元の方々とも協議の中で、何年か前に申し上げましたのは、策定委員会のたたき台でございます。これらをもとにして現在、地元でもいろいろ御意見をいただいているわけでございます。たたき台でございますので必然的に変わってくる要素は、地元の協議の中ではないか考えております。フランクに考えながら、地元の協力を得て和泉府中駅前を再開発をしていきたい。

行政的なねらいとしては、今のせせこましい駅前でなく駅前広場を取りたい、これが基本的な考え方でありまして。そこに通じる道路をもっと大きく取りたい。バスが縦横に回転でき、将来のバス需要に対応できるよう、巡回バスが回れるような1つの拠点にもさせていただきたいという構想が、実は、府中駅前再開発の道路の拡幅あるいは新設等いろんなことを基本にさせていただき、こうした公共的な広場や道路だけで40数%のウエートを占めるわけでありまして。残りを権利変換方式で御協力をいただいているの方々にいろいろ研究協力をいただき、良い駅前

をつくってまいりたい、こういう構想でございます。バブルが弾けてしんどい中ではございますが、地元の準備組合の皆さんと市行政がタイアップし、府にも全面的に御協力をいただくことになっております。この大事業についても、ぜひ明日の郷土の表玄関として整備をさせていただきたい。

以上、コスモポリス、ラーバン、トリヴェール和泉、和泉府中駅前再開という4つのプロジェクトをてこにさせていただき、明日の和泉市のまちづくりの根幹にさせていただければありがたい、こういう気持ちでございます。

冒頭、申し上げましたように、バブルが弾けて本当にしんどい中ではございますが頑張ってまいりたい、というのが市政方針で申し上げました要旨でございます。それぞれの所管が、今、申し上げました基本方針にのっとりまして、しんどくても明日の和泉市を目指して関係方面の御協力をいただきながら頑張っております。いろいろとこういう情勢の中でございますので御心配をいただき、御懸念をいただき、また、御叱声もいただくことが多かろうとは存じますが、よろしく願いを申し上げまして答弁に代えさせていただきたいと存じます。

- 議長（竹下義章君） 天堀議員の一般質問の途中であります。2の再質問と、1と2に対する再々質問からは午後に行うこととし、ここで、お昼のため午後1時まで休憩をいたします。（午後零時05分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（竹下義章君） それでは、午前に引き続き、一般質問を続けます。
天堀議員の2の庁舎建設の再質問に対する理事者の答弁からをお願いいたします。
- 市長（池田忠雄君） 午前中の再質問に対しまして、第1点目は、午前中にお答えさせていただきましたが、2点目の庁舎建設のとりわけ財源についての端的なお尋ねでございますので、私より御答弁を申し上げたいと存じます。
午前中、施策推進室長より庁舎建設の経緯については御答弁を申し上げたところでございます。前々から「市長、財源をどないするんだ」というお尋ねが、常々、本会議等を通じて議員皆様方から御質問をいただいてまいったところでございます。その節、失礼ながら「私の胸中深く秘めている点がございます」と御答弁を申し上げてまいった経過があるわけでございます。
御案内のとおり庁舎を建てるとなれば、最低80億から100億の財源が要るわけでございます。私たちは、最大の公共投資だとは思っておりますが、国の認定としては、庁舎には補助金が付かない、自己資金と起債と名の付く借金でしか対応できない。80億要るとすれば、40億の自己資金は持たなければならない。残りを起債で賄うといたしましても、そういう財源措置は、幾

ら庁舎が狭くて分室をつくり、市民の皆さんに御不便をおかけしてにっちもさっちもいかんところまいてまいりまして建て替えると言いましても、財源が伴わなければできないことですので、常々、財源措置は、常々、私たちが十分考えているところでございます。

ただ、毎年々々、ぎりぎり一杯の財政運営をさせていただいておりますので、年度予算の中で経常経費を支出する中で何十億というものを支出できるものではございません。必然的に何らかの方策を講じて市役所を建てていかなければならないとなってまいりますと、基本的には、臨時財源をどう求めていくかであります。

その中で実は、御案内のとおり、大阪府の企業局が、10年以上前から本市において10数万坪の住宅建設をされた経過がございます。その大阪府企業局と話をする中で、「いろいろ和泉市さんにはお世話になりました」ということで、取得した土地の一部を終戦処理的に光明台のこちらの方、室堂町の一角にいただいているわけでございます。これは何も公共的な施策としての張り付けはございません。大阪府の企業局から「お世話になったので、その代わりに御活用いただきたい」ということでいただいた土地がございます。何とかこれを有効に処分をさせていただき、庁舎建設という、われわれが願っております最大の公共投資の財源に充ててはどうか、という気持ちでございます。

昨年度の7億につきましては、松尾山の泉北環境に処分した処分金の大半を積み立てたという経過がございます。さらに、平成4年度に積み立てる5億円あるいは平成5年度に積み立てる8億円は、こうした企業局から取得した土地の半分を当て込んでいるわけでございます。平成4年度の分につきましては、そのうちの一部を5億円で代替地として処分をさせていただいたうちの代金を持って充てさせていただき、平成5年度の8億円についてもそういうことでございます。

まだ、残りがございますが、今、バブルが弾けて冷えている中でございますので、情勢とにらみ合わせ、何とか有効に処分をする中で残りの財源に充てさせていただきたいと存じます。平成4年度は7億、追加補正の5億円、平成5年度8億円の予算経常をしておりますので、うまくいきましたらそれで20億円、残りの20億円については、何とか大阪府から取得した土地の有効な処分によりましてあと20億円、何とか40億円に持ち込めたらと思っております。これは“取らぬ狸”ではなく、大体のめども付けつつある現状でございます。何とか40億円の財源を持たない限り庁舎は建てられない。その点で胸中深く秘めておりました事柄を改めて御提示申し上げさせていただき、御心配をいただいておりますので、そうしたものを財源に充てさせていただきたい、このように存じます。

端的なお尋ねでございますので、端的にお答えさせていただきました。今、15万、すぐ20万

になる本市は、今の庁舎のままでは、市民さんに御不便をおかけしているわけでございます。これ以上、分庁舎、分庁舎というわけにはまいらんわけでございます。そうした点を率直ににらませていただき、何とか財源をつくりつつ新しい庁舎を明日の和泉市の発展の拠点にさせていただきます、このように存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

- 25番(天堀 博君) 時間が余らないので、取りまとめていきたいと思えます。

まずは、コスモポリスについて市長から答弁がありました。財政的な影響が、府の貸付金の返還に伴ってどうか、という点では、これは参画している銀行もあるので、そこからの融資による、答弁をさせておりますので、その点を事務当局に確認をしたい。参画をされている銀行であるかどうかということ、その点の確認は取れているのか、ということ。さらに、どれぐらの利息を払うのか。大阪府から貸し付けされていたものについては、利息の支払いがあったのかどうかということです。

- 都市整備部次長(山下喬三君) 大阪府からの32億5,000万円の返済につきましては、出資団体の7行から返済いたします。また、平成元年に大阪府から借りたときの利息が年6.5%でございまして、それをプラスして、この3月25日に返却することになっております。その後、出資銀行7行からの借り入れにつきましては、利息が約5%ということ第三セクターの方から聞いております。

- 25番(天堀 博君) それは、一応確約されているということですか。

- 都市整備部次長(山下喬三君) そういうことです。

- 25番(天堀 博君) 具体的に詰めていく時間がないのですが、次は、トリヴェール和泉ですが、先ほどの市長の答弁では、はっきりしたような、せんような話ばかりです。事務当局の説明では、これはシビックセンターの商業施設なので有償で取得をしなければならない、ということですね。市長の方は、公団に用地とか財源のてこ入れもさせなければならない、という腹づもりをおっしゃっている。それは今後の駆け引きはいろいろあろうかと思えます。

しかし、私どもが言っているのは、市長が大きく掲げておられるプロジェクトですから、市独自の財源も投入して、こういうことをやるんだ、ということ早く何をどこにどのようにつくっていくのかということですね。場所は、多少の移動はあるかわかりませんが、例えば博物館にしても、前に猪尾議員の質問に対して市長が答弁をされましたが、どこそこにどうするんだ、ということも含めて早く決めなければならない。集約をされていたんですが、この集約の担当は企画調整部になっているんですか。

- 企画調整部長(逢野博之君) 企画調整部長の逢野からお答えを申し上げます。

私どもの施策推進室が担当しております。

先ほど、市長が御答弁申し上げましたが、博物館の関係につきましては、前回、一定の博物館の固有名詞を挙げまして、具体的な内容に触れての御答弁を申し上げました。全体の構想の公益施設の中での博物館につきましては、過去のトリヴェール和泉の開発に伴う遺跡調査との兼ね合いがございまして、この別枠で公団との間で調整をいたした問題でございます。全体構想とは離れた形で協議をしている施設でございます。そういう観点から、一定の公団との協議の過程を申し上げているわけでございます。

全体構想の公益施設につきましては、先ほどからも御答弁を申し上げておりますように、基本的には、シビックセンター整備委員会の方で市の立場を主張する中、一定の方向付けをしてまいりたい。

そして、その過程におけるいろんな課題がございます。担当課長から申し上げましたが、財源の問題、市独自の課題もございますし、また、公団とのローリングの問題、それから、町の成熟度に合わせた一定の段階整備の問題等、いろいろ市として将来、禍根を残すことのない施設をまとめ上げていきたいということで、もうしばらく御猶予いただきたいというのが本音でございます。全体構想の内容がまとまってまいりますれば、当然、議会の方にも御報告申し上げます、御審議をお願いしたいと考えております。トリヴェール和泉の公益施設問題の本音は、そういう気持ちでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

- 25番(天堀 博君) 原課からいろんな要望が出てまいりましたね。そのすべてができるかどうかわかりませんが、精査検討され、これとこれは必要であろう、という整理はされているんですか。
- 企画調整部長(逢野博之君) 市の一定の考え方は、整理はいたしております。
- 25番(天堀 博君) それを持ってシビックセンターの整備委員会の中で協議をし、どこにどういうものを張り付けていくか。その場合の用地というか、テナント的なものになるのかわかりませんが、その取得をどうするのか、というところ辺の協議に入っている。現段階では、最低、これとこれは、ということは明らかにできないんでしょうか。
- 企画調整部長(逢野博之君) 先ほど、一定の市としての考え方は整理をしている、と申し上げました。具体的な施設名につきましては、抽象的な表現で恐縮ですが、文化施設、福祉施設、それから、行政サービスの施設ということで原課から出てきたいろんな施設内容について、市の財政的な問題、トリヴェールの開発に伴う最小必要限度の施設という観点から精査をしております。一定の考え方はまとまっておりますけれども、先ほどから申し上げておりますように残された住都公団との協議、それから、シビックセンターの限られた面積の中での整備に伴う公団との協議も残されております。具体的な施設の内容につきましては、今しばらく御

猶予いただきたいと思っております。

○ 25番(天堀 博君) これらについては、後で一括して意見を申し上げたいと思います。

駅前については聞いておりますが、やはり今の情勢に合わせて、やはり府下の阪和線あるいは南海線沿線の各市の開発していこうとする動向を慎重に見合わせながら、慎重に見直し、検討をしていただかなければならない。

しかも、市長が答弁されたように、駅前のロータリー等を含めた公共的な施設が40%を占めるということですが、そうであればあるほど、そこに市側が公共的な財源を投入しているような施設を築造していくことに力を入れていかなかったら、組合方式や、民活やということだけに任せておけば、そこ自体も非常に不安なんですね。河内長野の駅前もよく例に出しますが、「ノバティー」というものがありますが、あそこに河内長野市自体がいろんな建物を建てたり公共的な施設をつくっていく、また、駐車場とか駐輪場も含めてつくっておりますが、行政の公共的なものに対する主導的な役割も果たしていかなければいけないと思います。時間がないので、意見だけ言うておきます。

庁舎建設ですが、先ほど聞いておりますと、大阪府の企業局から「お世話になった」ということでいただいた土地を売却する、それがこの補正で出てくる5億円と平成5年度の8億円、さらに、残っている半分を情勢を見ながら残りの20億、30億に充てていきたい、こういうことですが、全部で何平方メートルあるのかということと、いつの時点でもらっているものかということとです。

また、大阪府企業局がいわば「お世話になった」ということですが、例えばコミュニティー体育館等も含め市との協議の中でいただいたものだと思います。ただ単に「お世話になった」ということでなく、企業局自身が開発を進めてきた中での1つの産物だと思いますので、その意味合いを持っていただいているものだと思います。その辺の意味合いについて、市長は先ほど、何も規制の用途指定もかかっていない、と言われましたが、その意味合いについてもお聞かせ願いたい。それから、もらった時期、面積もお聞かせいただきたい。

○ 市長(池田忠雄君) 概括的に私よりお答えをさせていただきたいと存じます。

本市の中で企業局が14万坪ほど開発をされたわけでございます。その中でいろんな市との協議がございました。それが完了するに際して、取得した残りの土地3,000坪ばかりだと思いますが、「和泉市さん、どうぞ」ということで協議の結果ちょうだいした。いろんな取り合いはございましたが、細かい点は抜きにしまして、特にこのためということではございません。その点は、念のため申し上げておきたいと思っております。そういうフランクな土地でございまして、数年前から協議を重ねておりまして、正式に移転登記が本市に完了いたしましたのは、平成2

年の初めだったと記憶をさせていただいてございます。

約3,000坪でございますので、平成4年度、5年度の5億円と8億円については、その土地の一部を譲渡して充てていきたい。残り2,000坪ほどございますので、この残余の土地につきましては、バブルが弾けた現状の中、地価情勢をにらみ合わせながら有効に処分をさせていただきたい。それで40億円の財源手当ができると思っております。その上に立って具体的に庁舎建設に取り組んでまいりたいと存じます。総括的な御答弁に代えさせていただきます。

- 25番(天堀 博君) 大阪府企業局が開発をした特に今、言われている土地の周辺、OTKの車庫問題も含めましていろいろしてきたわけですが、元来は、泉北ニュータウンを中心として企業局が大きな開発を手がけてきた地域の一番端が和泉市にも掛かってきたという関係で、この土地は何のために購入したか、それも問題が出てくるかもしれませんが、その土地を購入した目的が何であったのか、なぜそこが残ってきたのか、という問題は別にして、その土地を和泉市の方にいただいたということですね。

市長、私どもはこの庁舎建設については、全く正面から反対をするわけではありませんが、今の状態で庁舎、分室も含めたものをいかに有効に利用、活用していくか。庁舎建設の必要性については時期の問題もいろいろあるかと思いますが、そういうことともにらみ合わせ、さらに、そこに対する財源についても、この土地の売却益がそこに全部充てられることが果たしているのかどうか。

泉北ニュータウンの開発に伴って和泉市に「お世話になった」ということでいただいたものなら、やはりそれに波及をして、あるいは継続してやられる住都公団のトリヴェール和泉あるいは光明台、伏屋などの地域も含めた公共的な施設建設とかに充てていくべきが本来ではないか。そのすべてをそこに充てると言うことでなくてもね。しかし、この3,000坪の全部を庁舎建設の基金に充てていくということは、少しいかがなものかと思うわけです。これは問題点が残りますので、この財源が何かを明らかにするのが今回の私の質問のポイントであります。後は、予算委員会にお任せするとしてもね。

もう1つは、平成2年の初めに登記がされた、と言われておりますが、あなたのももとの職業からして、地価が高騰していたときになぜ売らなかったのかと悔やまれてならないと思います。今、下がってきたときに5億、8億と売れるわけですね。半分以上の2,000坪という土地を残しておいて、また、土地が上がってきたときに売ろうか、という感じですね。その辺の読みがどうもうまくいかなかったのではないかと思います。

いずれにしても、その土地を売ったおカネを全部庁舎基金に積み立てていくことについては、非常に問題が残ると思います。それ以外のことをやられている上であれば、それはそれでいい

と思います。カネが余っているのであればね。しかし、公共施設もなかなかできない、シビックセンターの問題も十分解決していかない状況の中で、こういうおカネが庁舎建設に全部注ぎ込まれていく。しかも、安い時期に売っていくということについては、非常に問題点が残ると思うわけであります。

後は、開発公社の問題については、全く時間がありません。何か前で市長の答弁を含め長く引っ張られ、最後の問題の答弁に対する再質問ができない状態です。これは申しわけありませんが、26日に公社の報告があるので、そのときに譲りたいと思います。基本的な面から言いまして、先ほどの答弁のように解放同盟から待ったが掛かり、昭和で言えば62年当時から公社が売る、売ると再三言ってきた土地が、いまだに解放同盟との間で話し合いがつかない。これでは市の主体性が全く出ていない。ここでも同和行政についての問題があると思うわけでありませ

す。
以上、時間切れもあっては端折ったところは予算委員会にお任せをすとして、これで私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 終わりました。

次に、18番・赤阪和見君。

（18番・赤阪和見君登壇）

○ 18番（赤阪和見君） 18番・赤阪でございます。私は、和泉市に桃山学院大学が進出して来ることに對し、反対する気持ちは毛頭ありませんが、巷間、漏れ伺う内容、また、公団、市行政のやり方に対し、若干ながら不安と心配をする面をお伺いをいたします。

公団は、トリヴェール和泉の中で産学住を兼ね備えた複合的多機能都市を目指しているわけですが、新駅からの通学アプローチ道路もない学園ゾーンが、公団から大学へ売られたわけでありませ

す。学園ゾーンは、その地域内に市道周辺迂回道路ができ、その全体を3ブロックに割ったまま1つの総合大学が建設されようとしています。素人目に見ても、とても整合された大学建設であるとは言えないと思いますが、その点、いかがでしょうか。

次に、市長の市政運営方針にも出ておりました大学用地に隣接する宮ノ上公園整備については、どのような位置付けで、現在、どのような計画になっているのか、御答弁を願います。

私も予算委員会に所属しておりますので、その他予算に関連をすところは予算委員会で質問をいたしますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 施策推進室長（辻井正昭君） 施策推進室辻井よりただいまの議員さんの桃山学院大学予定

地に対する3ブロック分割について御答弁申し上げます。

公団、市、桃山学院大学の学園ゾーンにおける三者役割割について、トリヴェール和泉の学園ゾーンへの高等教育機関の誘致につきましては、本市において高度な教育環境の創出を図るため、単科または短期大学の誘致に取り組んでまいったところでございます。過去において2、3の短期大学の進出が計画されましたが、いずれも諸般の事情で断念されました。

今回の桃山学院大学の全面移転につきましては、現在の桃山学院大学は、御承知のように堺市と大阪狭山市にまたがっておりまして、特に大阪狭山市側は、市街化調整区域及び地滑り指定区域などの指定を受けております。また、下水道の未整備などから厳しい制限があり、今後、現在の場所では、施設整備など大学の充実を図る上で大変困難でありますので、本市の学園ゾーンに全面移転に踏み切ったところであります。

当初、桃山学院大学は本市及び公団に対し、グラウンド用地を確保したい、旨の申し出がありました。本市及び公団は、本地区には、当初から高等教育機関の誘致を目指しておりましたので、その旨話し合いの結果方針を変更され、全面移転をしたい、旨の申し出があったので、本市として心から歓迎いたしましたところでございます。

その後、土地価格について、大学はもちろん、市長を初め助役、事務段階で約1年をかけて公団と折衝を重ね、公団は、建設大臣の処分認可が受けられるぎりぎりの線まで価格決定に努力されたようでございます。その結果において大学側も了解され、平成3年11月、学院の評議会及び理事会において、正式に全面移転の機関決定されたところでございます。その後、平成3年12月、公団と大学側で土地の譲渡契約が締結されております。本市といたしましては、正式に機関決定を受けまして種々の法手続、また、地元説明会など積極的に協力してきたところでございます。

御質問の新駅からの通学路、歩行者専用道路の整備につきましては、大学の全面移転の意思表示の時点から大学にとって死命線であり、障害者対策を含め強い要望がありました。また、本市といたしましては、学生のみならず周辺住民の利便性から、地区内での受け入れ体制について公団とも協議を行い、総合的な判断に立って大学側の要望を受け、既設の市道整備と合わせて和泉市が施行するよう、現在、測量設計に取り組んでいるところであります。

次に、学園ゾーン内の道路につきましては、当初、単科及び短期大学3校の誘致を計画しておりました関係上、道路による3つのブロックに設定し、新住法による計画決定をいたしましたところでございます。今回の桃山学院大学の全面移転の正式決定を受けまして、本年度当初より建設に伴う具体的な法手続を関係各課を含め大学、公団との協議の中で、道路の位置、形状について、新住法の変更と手続について提案もいたしました。大学の開校は平成7年4月と決

定されておりまして、学園ゾーンの用地の一部は既に工事完了公告が行われておりました。

これらの手続と合わせ、新住法に基づく都市計画の変更では、膨大な設計図書を作成し、大阪府、建設省の事前協議から始まり、和泉市、大阪府の都市計画審議会都市計画決定、施行計画の届け出、処分認可などの法手続があります。これらをクリアするには最低1年近くの期間を要し、その後において建築に伴う宅造法の届け出、地区整備計画、建築確認の申請の上着工となります。建築面積約7haの建物を建設し、移転事業などを合わせますと平成7年4月開校は非常に難しく、また、大学側も設計に当たっては学内の調整、学生の募集などの点から開校の時期をずらすことはできない事情にありまして、かなり急がれており、現状のまま進めてまいったところであります。

本道路は、新住法に定められた道路であり、工事完了公告後和泉市に移管され、和泉市道として管理することになっております。今後、運営上におきまして大学と十分協議を行い、また、議会の御理解も得ながら進めてまいりたいと存じます。どうかよろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 宮ノ上公園整備状況につきまして、公園課田中より御答弁申し上げます。

本公園は、学園ゾーンに接した近隣公園であり、昭和59年、計画されております。面積は5.4haです。整備内容ですが、現在、住宅・都市整備公団と具体的な中身を踏まえ協議中であり、一定の整備はできるかと考えております。

整備内容といたしましては、現在の竹林、池等をできるだけ有効利用しながら内容整備をしております。整備時期ですが、平成5年度より7年度末に完成予定ですが、桃山大学の開校時期を目標に整備を図れるよう、現在、住都公団と調整中でありまして、よろしく御理解をお願い申し上げます。

○ 18番（赤阪和見君） 模範的な答弁で非常にわかりにくいような感じがいたします。特に考えればわかるように、トリヴェール和泉というのは、産学住ということを市長がいつもおっしゃってますように、学園ゾーンは、最初、単科大学とか短期大学とか3校を誘致するということが計画をされた。そして、まず、1つの単科大学を福祉大学的な形で契約もされたが、それがつぶれた。

そのような中、公団という大きな開発をされるところが、これだけの大学とか高校とか学園ゾーンということで3つのものを誘致しようと思えば、新駅から通学するアプローチ道路というものは、当然、最初から入ってくるものではないのかどうか。そこに学園ができるわけです。

から、学生が通学できる道路をつくってあり、そして、その土地を総合大学であれ単科大学であれ買っていただき、そこへ建物を建てれば即開校できるというのが基本ではないか。

今、そういう話を聞いて見ますと、昨年12月ですか、3,000万円の予算を付け、市単独でそのようなアプローチ道路、市道の拡幅あるいは道路を増築していくという形の予算が組まれておりますが、一体、これはいかなるものか。公団の責任でやるべき問題であるにもかかわらず、市がしなければならなかった理由、それを明確にしてほしいと思います。

次に、3つに割られたところが新住法で計画決定をされている。だから、この道路を今さらどうのこうのできないんだ。しようと思えばできるが、桃山大学の開校が平成7年4月が至上命令という中、非常に急がれている。そのような内容の中、現在、都市計画の道路を使いながら、どううまく一体の総合大学を建設していくかということにきている、という答弁でありました。

現実、そこが開校され、道路がきちんとされ、市が受け取ってから市が管理し、大学と相談しながら使うような市道をなぜ今からつくるのかどうか。ここは宮ノ上公園に対するアプローチ道路でもありますので、その点で本当に大学が和泉市へ来てよかった、また、和泉市行政を初め私たちも和泉市へ来てもらってよかった、公団もこの土地を売ってよかった、三者が本当に喜び合えるような開発になっていくかどうか、非常に懸念するところであります。

というのは、今でもその道路は公道ですから暴走族の周回道路になりはしないか。また、学校という性格上、公園が上にあるので、暗いところが暴走族のたまり場にならないだろうか。シンナーとかの形の中で非常に周辺の方々が心配をしているわけです。私たちの近くでも農道がぼつぼつありますが、その周辺に行くと、そういう子供たちのたまり場になるケースが多々あります。本当に心配する点があるわけです。

新住法、計画決定といえども、結局は公団と市行政、また、大学という形であっても、大学側はどうすることもできない状態の中で、市行政が大きく音頭を取り、公団と国、建設省に対してしっかりものを言うていくべき問題ではないか。並行して、平成7年の開校に向かっていけるような方策はないのかどうか。法律、法律のがんじ絡めの中で、公団としても本当にせつしょうな3つに割った土地を幾らほしい、ほしいといえども、1つの総合大学という形の中で買おうとするのですから、責任を持った区画割をしたものでなければいけないんじゃないかと思えます。

その2点について、再度、答弁を願います。

○ 企画調整部長（逢野博之君） 企画調整部の方からお答え申し上げます。

議員さんから御指摘をいただいている2点の中身につきましては、私も、基本的には理解を

するところでございます。

まず、1点目の新駅から学園ゾーンに通じるアクセス道路につきましては、当初は、公団サイドでの施行ということで市との間で協議をしておりました。その後、平成3年12月でしたか、学校から当市に対して進出の申し出がございました。市としても歓迎をしたところでございます。合わせて、学校側から市に対し、数点にわたる援助方と要望がございました。その中の1項目として、新駅からの通学路の整備が第1の重点項目として出されてきたわけでありませう。

合わせまして、公団と学校、市との間で土地価格の交渉が並行して行われました。市といたしましては、市と学校の関係、また、公団と学校との関係という、そのときのいろいろな条件を総合的に勘案する中で、この通学路につきましては、公団サイドが整備をする考え方と若干、学校側からも、内容的に市に対する一定の考え方を持っての要望もございました。

そういう総合的な考え方の中で、当初は、御指摘のありましたように、考え方としては、これは開発に伴う道路であるという点で市の方でも対応はいたしておりましたけれども、そういう観点の中、結論的に市の方で施行するというところでこの通学路問題に決着を付け、合わせて学校の市に対する援助要望につきましても、これをもって御理解をいただきたいということで結論を見たわけでありませう。

第2点目の学校内の3ブロックに割った道路の問題でございます。その経過等につきましては、担当の方から詳しく御説明申し上げました。結果的には、現状は、そのとおりでございます。しかし、御指摘のとおり、後の道路の管理の問題、また、学校運営上の問題等いろいろ問題が残されております。その点を踏まえまして、学校の設計の中において、将来的に宮ノ上公園に通じる道路の確保、これは設計の上で今の学校敷地の中で周辺にそういうものが取れないかどうかという点についても、学校に対して一定の市の考え方も踏まえて設計をするよう、という一定の指示もいたしております。現在の建物設計の中でそういうものが可能であれば、その点も将来的に市と学校側といろいろ話し合いをしていきたいと現在、取り組んでおります。

この2点につきましては、いずれも議員さんがおっしゃることについては、基本的には理解をしておりますが、ただ、今の状態を見る中では、御指摘はごもっともかと思いますが、2点につきましては、そういう考え方で対応いたしましたものでございます。御理解を賜りたいと存じます。

- 18番（赤阪和見君） そういうことでは御理解できないんです。現実的に処分価格がどうのこうのとか、和泉市が入って安くしてもらってあげた、と聞こえます。せやから、公団かてこれだけ安くしてやってるんやから、市かてもう少し考えよ、と言われたから市のおカネでつく

る、という形に聞こえるわけです。そう理解していいんですか。

○ 企画調整部長（逢野博之君） 私が先ほど御答弁申し上げましたのは、この駅からの道路の問題につきましては、決して学校側と公団との価格設定の引き替え条件というような観点で申しているつもりはございません。学校側からの市に対する要望事項について、そのときのいろんな情勢を踏まえまして、1つの行政サイドから見ましても、この道路整備につきましては、一定の地域の住民の方々の利便にもなることでもございます。そういう判断のもとに処理をいたしたものでございまして、学校の用地価格の引き替え条件という中でこの問題を解決したということでは決してございません。御理解いただきたいと思います。

○ 18番（赤阪和見君） 最初に、あそこに学園ゾーンができるということで道路は、どのように付けようとしていたんですか。これは大学から要望があつてするものでなく、そこに学園ゾーンができ、3つの単科大学であろうが何であろうが、何千人からの学生が新駅を使って来るという設定は当初からされていたと思います。それでは当初、ここへ来る学生の通学路というのはどうなりましたか。

○ 企画調整部長（逢野博之君） この計画を公団サイドで立て、また、市の方でもブロックを3つに割ってますように、単科大学、短期大学、または高校、大学というように当初は考えておったわけでございます。結果的には、1校の大学となったわけでございます。当初の計画における駅から学校に通じる道については、学生の数等については、私どもの方では、具体的な数字はつかんでおりませんが、一定、その開発に見合う内容でもっての通学路ということで公団サイドでは設定をしておりました。

私の聞いている範囲では、当初は、石尾中学校の裏の道路に接続して、坂道ではございますが、三林岡山線におろして来る。石尾中学校の裏門のところに通じて来るという計画であったように聞いております。しかし現状、あの勾配では、障害者の方々にも御迷惑をかけるという点もございまして、現段階では、具体的な内容の決定までには至っておりません。考え方いたしましては、何とかトンネルなり掘り割りなりの形でもって通学路にしたいということで、現在、道路課の方でいろいろ御検討をいただいているところでございます。

今、御指摘がありましたように、あの道路を何名の学生が通るか、ということについては、私の方では、その中身につきましては承知をいたしておりませんので、ひとつ御了承いただきたいと思います。

○ 18番（赤阪和見君） 障害者が云々と言いますが、単科大学や短期大学、高校には障害者はおらないんですか。そんなことは詭弁ですよ。最初から3つの区画に割った学校ができるという形の中で、それが総合大学であろうが単科大学であろうが短期大学であろうが、学生の数も

2,000人であろうが5,000人であろうが、一時的に通学するということでしょう。学園ゾーンという形で用地を設定しておきながら、それに対するアプローチ道路もないような公園のやり方は、非常に問題があると指摘をしているわけです。そういう点について、よくわかります、理解をするところ、とか言われても、市行政としても怠慢ではないかと思うわけです。予算委員会もありますので、そのまま結構ですがね。

もう一つ、先ほど申しましたように3つに割った市道、これに代わる道路、宮ノ上公園にアプローチできる道路を設計の中で組めるかどうか指示をしている、という形の答弁がございましたが、そういう指示というのは、今、どうなってますか。

僕が思うには、あの決定されている市道というのは、市として要らないと思う。要は、宮ノ上公園に対してどう市民がアプローチできるか、また、裏からどうアプローチできるか、横からどうアプローチできるか。そして、市民が、近隣公園としての宮ノ上公園を市民がどのように利用できるかが、市として一番問題だと思います。その点では、本来ならば、3つに割るための市道、あれを市がもらう必要はないわけですね。先ほど、それを指示している、とおっしゃいましたが、どのように指示され、どのような結果になっているのか、それをお伺いをいたします。

というのは、後でそれをやろうとすれば、金銭的な問題も出てくるわけです。一たん、市が市道として引き取って安くわけてやろう、という気があるのかどうか知りませんが、当初からそういう計画を立て、道路という形態はできたとしても、それは桃山さん、使ってください、こちらに対する市民は、緑道並びに宮ノ上公園へのアプローチする場所がこういう形であれば、大学周辺を散策できるほどの遊歩道でもできれば、その方がいいんだ、市民のためになるんだ、という形の中で当初からの計画の中でつくっていくべきじゃないか。都市計画云々は別にしてね。そういう方向性で指示されている、とお聞きをしましたが、現在、その指示はどうなってるんですか。

○ 企画調整部長（逢野博之君） 現在のABC3ブロックの中では、各ブロックの間に道路を確保しているわけです。現在の状況はメイン道路、いわゆるAブロックとBブロックの間の宮ノ上公園に通ずる道路につきましては、先ほど申しあげましたように、学校設計サイドの中では、将来を見越して変更するということにはなっておりません。

BとCの間の道路につきましては、先ほどから御答弁を申し上げておりますように、何とか将来的に別の周辺で、現在、学校が買収しております用地の中で、それに代わるべきいわゆる外周の遊歩道的なものが取れば、将来的な問題として、市と学校側の間で協議の上で解決をしていったらどうか、という提案を申し上げております。

現在、指示した状況はどうか、ということですが、建築確認に向けまして設計を固めているわけですが、その結果については、まだお返事をいただいてないということですが。

○ 18番（赤阪和見君） 公園の方ですが、メイン道路がそのまま宮ノ上公園へのアプローチ道路だ。滅多に横へ行ってアプローチする道路を付けたかという方向性は、全くないわけですか。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 御答弁申し上げます。

先ほども逢野部長が答弁しましたように、12mの道路については、宮ノ上公園への進入路という位置付けになっております。

○ 18番（赤阪和見君） 市長、あれだけの大学が来ていただけるわけです。学長が「開かれた大学だ。門柱は立てるが、扉を閉めない門だ」と言うているそうです。「開かれた」という意味が違うんですね。その点では、桃山さんが、どない転んでもあの市道を廃止し、1つのものとして使いたいと言っても市として無理ですわ。桃山さんから何ぼ言われてもね。

われわれ議会人、また、行政マンとして、市長も責任者として、やはり大学に対する協力を惜しまないと言うならば、その点で1つの基本姿勢を発揮すべき問題ではないか。宮ノ上公園に対するアプローチ道路が、あの真ん中のメイン道路でなければならないということは絶対ないはず。その上に家があるとか、何かがあるのであれば別ですが、生活圏はないわけですからね。

横に公園に対するアプローチ道路をもっと立派な、曲がりくねった、桜並木もあるような道路が迂回してできることによって、1つの大きな総合大学が1つのキャンパスとして、向こうで2つも3つに分かれている、地滑り地域も含んでいるところからこちらへ来ても、やはり市道に挟まれ、2つも3つに分かれた大学なんだな、という感覚ではなく、せっかく1本の総合大学が来るわけですので、そういうことを基本的な行政責任の中で考えるべきではないかと思いますが、市長、その点はいかがですか。

○ 市長（池田忠雄君） 赤阪議員さんからいろいろ御指摘をいただいているところでございます。桃大が本市に来ていただくことにつきましては、私たちは、学術文化の進展のために大いに歓迎を申し上げるところでございます。また、良い大学が来ていただくためにいろいろと協議もいたしておりますし、今後とも、そのための協力は惜しむものではございません。

ただ、当初からの計画で3つに割ってあるという話の中から学園内の道路設定がなされたものだと思うわけですが。当初は、4万5,000坪ございましたので、1万坪ばかりの3つの短期ないし単科大学の誘致について、公団との話の取り合いでございました。しかし、新しい児童・生徒が減っておりますので、文部省の認可がなかなか下りない中、話が行き詰まった。

その中で桃山大学が総合大学として立地条件を御勘案いただき、本市に来ていただくことになったというありがたい話でございまして、市としても御歓迎を申し上げている次第でございます。

ただ、学園内の道路の取り合いにつきましては、担当部長あるいは所管部局から説明いたしましたように新住法の縛りがあり、あるいは桃山学院大学の進出、開校という時間的な取り合いの中で、そうした点がなかなか難しいという報告は聞いているわけでございます。

議員さんが御指摘のように、より良い大学が3つやなく1つになった桃大が来るという中、法律の縛りは縛りとして、いろんな意味で考えていかなければならない面があるという御指摘につきましては、私もごもっともな点があると思います。難しい法律の縛りがある中での話でございますけれども、より良いものをどうしてつくっていくか、やはりいろんな意味で検討をさせていただかなければならないという点は感じております。よろしくお願いを申し上げます。

- 18番（赤阪和見君） 法は人を縛るためにあるのではなく、法は人を助けるためにあるんだ、という基本を取り違えたもたら困ると思います。何も今、どうのこうのというのではなく、何年か後、市が自由になったとき、既に市の構想どおりのものが周囲にできている、こういう形のをしっかりしておきなさい、という意味も込めてます。法律だ、法律だといって法律を守って大変使いにくい、生活に非常に不便を感じる、学校運営に不便を感じるような法律があってしかるべきものではないと思います。なかって当然であります。市当局が、その点を大学の建設側にしっかりとっていただき、その指導もしていただきたい、このように思います。

最後に、宮ノ上公園に通じるアプローチ道路はあの1本だけでなく、ほかにもどのようにあるのか、お聞かせ願いたい。

それから、これはお聞きするだけで結構ですが、3月27日に「地割式を行う」となっておりますが、まだ建築確認も出ていない。また、総合的な開発、建物の設計図面すら出ていない。このような中、幾ら起工式をやると言っても、非常に懸念するところが大きいです。

そのような大学に対し、行政としてしかるべき方法をしっかりとっていただかなければ、大学が迷走してしまう可能性が大にあると思います。その点では、市がおカネ云々でなくしっかりと行政指導をしていただき、また、より良い市民に開かれた総合大学として、今、111年目を迎えたと言っておられますが、今後、200周年、300周年までも、和泉市で大きな学術の場として力を発揮するような大学に育てほしいと思いますので、苦言を呈しました。

公園の点、1点だけお願いします。

- 都市整備部次長（田中武郎君） 現在、宮ノ上公園への進入路は、先ほど、答弁させていた

いただきました基本的な進入口が1つございます。

そのほか、現在、考えておりますのは、隣接しております緑ヶ丘住宅と大学、それから、宮ノ上公園に面したところに一部、里道がございますので、それをある程度拡幅し、そこから公園に入って行けるような歩行者専用道路というか、そういうものを考えております。

もう1つは、内田町から公園の方に入って行く道路、これも一部地元の協力も得なければいけないのですが、ある程度車道とかは別にして、そこも拡幅し、歩行者専用道路らしきものも考えております。

○ 18番（赤阪和見君） 最後に希望だけ。

宮ノ上公園は近隣公園ですので、周辺からすべてアプローチができる形をとっていただきたい。何か知らんが雑草が生い茂り、うっそうとしたところへ勝手に入って行くという形ではなく、周辺に歩道を据え付けながら、その中にどこからでもアプローチができていく。崖っぷちがあれば、石垣等で階段を付けていくとか、1本、2本と言わず、10本も20本も30本も入って行けるような形をとっていく方が、公園の自由な利用価値が大きいと思いますので、そのように希望しておきます。

以上、終わります。

○

○ 議長（竹下義章君） 終わりました。

次に、19番・穴瀬克己君。

（19番・穴瀬克己君登壇）

○ 19番（穴瀬克己君） 19番・穴瀬克己でございます。質問の要旨を説明させていただきます。

まず、第1点目の公園整備と管理運営についてであります。現代社会、経済情勢においてはバブルも崩壊し、好調から一挙に減速経済への移行が進む中であります。

わが郷土和泉市においては、将来に向けたまちづくりとして、丘陵部を中心にトリヴェール和泉を初め各種のプロジェクトが計画され、推進をされております。こうした中、都市開発と緑の保全については、古くから言われてきた命題であるが、本市を考えると、各種プロジェクトの進行とともに丘陵部の貴重な緑が失われ、それとともに市民の市街地近隣における心の潤い、心の安らぎや四季の移り変わりをとらえる空間が喪失し、心の情操、感性といったものが養われ難くなってきている。

このような中で、今後は、市街地の中の公園緑地の整備や道路緑化の推進と合わせ、特に市主催のイベント・フェスティバル機能や、市民が休日などに家族で楽しむレクリエーション機能を幅広く合わせ持つ総合公園としての都市基幹公園の整備が重要な課題となってきておりま

す。

そこで、現状の公園開設数並びに施設状況、合わせて維持管理の運営状況について御説明を願います。

特に黒鳥山公園は、全体計画の80%の買収状況の中で供用を開始しておりますが、全体整備計画がどのような施設内容になっているか、お示し願いたい。

次に、2点目の駐車場整備計画であります。大阪府が民間駐車場設置補助制度を平成4年7月に制定され、本市においても平成5年より実施の旨報告を聞いておりますが、どのような形で推進を図っていくのか、お示しを願いたい。また、補助基準はどのようになっているのか、お聞かせを願いたい。

また、たびたび駐車場問題を本会議で取り上げてまいりましたが、昨年より基礎調査並びに実態調査の実施に向けて取り組んでいただいておりますけれども、進捗状況をお聞かせを願いたいと思います。

次に、3点目の道路整備事業についてであります。特に昭和41年以来、都市計画道路が27年間にわたって推進されておりますが、粉河線、中央線ですが、並びに岸和田南海線、そして、池上下宮線の3線に限って進捗状況についてお答えをお願いいたします。

もう1点は、今まで何度も議会で取り上げてまいりましたが、私たちの日常生活の中で一番大事な生活関連道路の交差点改良や道路幅員の拡幅など、一向に改善される抜本的な施策が取り上げられていないのが現実であります。道路行政の見直しをしなければ、いつまでもたっても快適な生活環境が得られないと思いますが、抜本的な道路行政の改善についての御見解をお示しをお願いいたします。

次に、4点目の福祉事業についてお伺いをいたします。和泉診療所と併設のデイサービスセンター並びに光明荘のデイサービスセンター、そして、老木医院のショートステイ及びデイサービスセンター事業について、事業内容並びに管理運営及び補助内容について御説明をお願いいたします。

続いて、大阪府が6歳未満の入院医療費の無料化を実施されましたが、2分の1の補助で市が2分の1の負担となっております。和泉市は実施の方向で検討されているとお伺いしておりますが、御答弁をお願いしたいと思います。

また、本会議でも質問をまいりましたが、乳幼児の医療費の無料化について再三再四、要望しているところであります。周辺各市でも既に実施をされているところがたくさんあります。本市においてどこまで検討され、実施に向けて取り組まれているのか、お聞かせを願いたいと思います。

最後に、5点目の週5日制に対する行政改善についてお伺いをいたします。4月から週休2日制が導入をされようとしているが、どのような取り組みをされようとしているのか。本庁並びに各出先機関で状況は違うだろうと思いますが、合わせて御答弁を願いたいと思います。また、近隣各市の取り組み状況は、どのような対応になっているかもお聞かせを願いたいと思います。

以上、市政方針に基づきまして、5点に分けて質問要旨の説明させていただきました。答弁いかんによっては、自席より再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 都市整備部次長（田中武郎君） 公園整備と管理運営について、1点目と2点目を合わせて公園課田中から御答弁申し上げます。

現在、本市では64カ所、約174haの都市計画決定公園があり、そのうち45カ所、約54haの公園が市民の利用に供されている状況であります。今後、これらの公園の残る面積の早期整備に鋭意、執行努力していく所存でございます。

これらの中でも、本市の中心的な公園である黒鳥山公園並びに松尾寺公園等については公園規模も大きく、周辺環境条件も勘案して魅力ある公園整備が必要と考えております。

また近年、市民の余暇時間の増大、公園利用のニーズの多様化など、都市公園に対する利用も多岐にわたってきており、今後の公園整備においては、本来の公園としての機能を尊重するとともに、これらの要望にこたえるよう多目的な施設利用並びに運営を図る必要があると思われれます。

なお今後、公園整備をするに当たっては、花や特色ある樹木等を植栽することにより、1年を通じて人が訪れる公園として整備できるよう検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、現在の公園の維持管理方法ですが、現在、開設している公園144カ所につきましては、（財）公園緑化協会に施設管理を委託し、また、草刈り等につきましては、シルバー人材センターの会員により協力をいただいて管理しております。

次に、2点目について御答弁申し上げます。本公園は、本市の総合公園として都市計画決定され、計画面積12.1ha、事業認可区域8.7haのうち現在、6.5haが開設されております。用地買収状況ですが、全体の12.1haのうち買収済みが9.6ha、79.3%、残り2.5ha、約20.7%でございます。

本公園は、市の最も中心的な公園であり、桜の名所として市民のみならず周辺市町村からも広く利用され、当公園の存在は、ますます重要な位置付けになっております。また、昭和60年

度の新規施策である地場産業の振興等に資する都市公園、クラフトパークを重点施策の1つとされ、綿織物、ガラス細工、人造真珠を主体産業としたクラフトパークの補助を導入しています。国の都市開発資金を導入することにより今後の事業の円滑な推進を図っていく次第です。

次に、整備状況ですが、現在、設置している遊戯施設、休養施設、便益施設、広場、噴水、展望台、花広場等の有効利用の方法、現在の公園進入路の整備、公園全体の散策路、敷地内の雨水対策も含め用地買収の進捗、今後の整備方法を検討いたしたく考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 交通公害課参事（黒川一成君） 民間駐車場の整備の推進について、交通公害課黒川よりお答え申し上げます。

補助制度を推進するため、大阪府と協力し進めているところでありますが、大阪府は先に実施していることにより、平成4年7月にプレス発表して各新聞等に掲載、報道を行っております。また、本年1月、5大新聞に掲載もしているところでございます。市でも平成5年4月、広報に掲載するとともにパンフをつくり、大阪府のパンフも合わせ関係窓口に配布し、PR等に努めてまいりたく考えております。

次に、補助金交付制度の内容についてでございますが、平成4年7月、大阪府におきまして商業地域等における路上駐車等交通問題を解消し、都市機能の向上を図るため、民間駐車場建設促進の補助制度を実施いたしました。これは市の制度を通じ民間駐車場建設の促進を図るというもので、市でもこの制度を活用し、平成5年度より実施する計画をしております。

制度の内容でございますが、対象の駐車場といたしまして、商業地域、近隣商業地域等において、一般公共の用に供する新設等される民間駐車場を対象としたものであります。構造としては地下式及び立体式。規模は30台以上または駐車場面積500㎡以上の規模を有するもの。営業形態は一時預かりが2分の1以上で、5年以上経営を継続して行う。

補助の内容といたしましては、民間駐車場の新設等に伴う建設に要した借入金に対し利子補給を建設当初の5年間に限り行うもので、初年度5%、2年目4.5、3年目4.0、4年目3.5、5年目3.0%と5年間で20%の補助を行うもので、このうち10%が大阪府より補助されるという内容になってございます。

次に、駐車場整備計画についてでございますが、近年の自動車交通の著しい進展により駐車需要が増加し、駐車場整備の必要性が強く求められているところであります。市におきましても、関係者を初め多くの方に指摘もされてまいりました。また、国におきましても平成3年度、駐車場法の改正により地方公共団体における計画的な駐車場整備に関する事業の推進を図るよう

定めたところであります。

このため平成4年度より駐車場対策を進めるため、府下各市の取り組み状況を見るとともに、府とも協議し取り組んでまいりました。駐車場対策を進めるには、多くの課題があります。このため方針を定め、これを基本として駐車場対策に取り組んでまいりたく計画したところであります。

現在、この基本方針を進めるため、基礎調査としてその対象地域の調査を実施しているところであります。この調査をもとに次年度に実態調査を行い、平成5年度中に実施の調査を完成いたしたく計画しているものであります。

なお、本調査を終え次第、速やかに方針策定にかかるものでありますが、実態調査を踏まえ、地域の実態に即した対策を明確にしてまいりたく考えております。

以上、よろしく願いいたします。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 都市整備部理事（中野義裕君） 続きまして、道路整備事業のうち府道の進捗状況について、都市整備部中野よりお答えいたします。

まず、泉大津粉河線、これは都市計画道路名は和泉中央線でございますが、和泉中央線の大阪府施行区間のうち、大阪和泉泉南線から国道26号線までの区間約680mにつきましては、交通混雑の課題がございまして、かねており大阪府に対し早期拡幅整備を要望してきたところでございます。これを受けまして大阪府におきましては、平成3年度より道路構造等の技術的検討を行う予備設計に着手しているところであります。今後、こうした技術的な検討を踏まえた上で事業の具体化を図ることとなります。

本市といたしましても、事業化を促進するため必要な協力を行う考えでございまして、現在、大阪府と本市の間で用地取得に関する基本協定の締結について手続中でございまして、本年度中に締結を終える予定となっております。この協定に基づきまして、平成5年度から公法に基づく用地の先行取得を大阪府と市が協力して実施する予定となっております。

続きまして、大阪岸和田南海線の進捗状況でございます。本路線につきましては、未整備区間である和泉中央線から松原泉大津線の区間約4.2kmでございますが、既に過年度に用地交渉に係る基本協定を大阪府と本市の間で締結しておりまして、これに基づきまして、現在まで環境改善整備事業あるいは池上下宮線の事業化が進められている地区の周辺区間等を中心に用地の先行取得を府市が協力して進めてきているところであります。本路線につきましては、今後とも用地の先行取得の促進を図りまして、早期に事業着手がされるよう府とも調整をしてまいりたいと考えております。

最後に、池上下宮線についてでございます。本路線につきましては、JR阪和線から大阪岸和田南海線までの区間約830mにつきましては、従来から大阪府と和泉市が協力して用地買収を行っているところでございまして、現在まで面積にして約75%について用地買収済みでございまして、残りにつきましては、地権者の方々と買収交渉を進めている状況でございます。

買収済みの用地につきましては文化財調査を行いまして、実施可能なところから暫定供用ができるよう工事をしていきたいということで、現在、一部について府の方で暫定の工事中でございまして、未買収の用地につきましては買収交渉を引き続き行いまして、買収ができた区間からできるだけ早期に工事に着手するというところでございます。

また、本路線のJR阪和線から第2阪和、国道26号線までの区間約480mについては、大阪府において予備設計を行っておりましたが、JR阪和線との交差部分の構造等について、JR西日本及び泉北環境整備施設組合等との協議を終え、現在、建設省と事業認可に向けて協議中と聞いてございます。この区間につきましては、既に平成3年度から用地の丈量測量等に着手しておりましたが、今後、府・市が協力して用地買収を進めるべく府・市で調整を行ってございまして、この区間につきましても、平成5年度より本格的な用地買収に着手する予定となっております。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路問題の2点目、生活道路の整備舗装につきまして、道路課谷よりお答え申し上げます。

本市は、急激な発展に伴い道路整備が急がれております。特に都市の骨格となる都市計画街路の整備がおくれているため既存道路にかなり多くの通過交通が発生し、市民の日常生活に影響を与えているところでございます。したがいまして、幹線道路の整備に努力しているところであります。

既存道路の整備につきましては、財源の確保と地元協力、用地取得でございますが、こうした問題など非常に難しい点がございまして、現在におきましては、主要路線として池田下万町線とか伯太桑原線、伏屋唐国線の拡幅整備を行っているところでございます。また、歩道整備、交差点改良、生活道路舗装工事を行っているのが実態でございます。

現行では、用地取得を伴う道路整備につきましては、国・府等の補助採択のもとで事業を実施しておりますので、採択に乗らないものは対応が非常に困難となっております。しかし、補助採択に乗らないところでも、角切り程度を行うことによって非常に効果の高いものも多ございますので、今後、こうした対応につきまして早急に検討してまいりたいと考えております。

ので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 4点目の福祉事業につきまして、老人障害福祉課長金谷からお答え申し上げます。和泉市のデイサービスセンター等についての御質問でございますが、和泉市デイサービス関係からお答え申し上げます。

和泉市デイサービスセンターの事業内容といたしましては、基本事業として生活指導、日常動作訓練、養護、家族介護者教室、健康チェック、送迎の6事業、それに通所事業といたしまして入浴サービス事業、給食サービス事業の2事業を行う予定でございます。

センターは、月曜日から金曜日の週5日間開所いたしまして、週1回御利用いただく予定でございますが、1日当たりの利用人員は、おおむね15人程度と考えております。

また、センターの運営は、市が基本財産を全額出捐して新たに設立いたします（財）和泉市福祉公社に委託を予定をいたしております。

運営経費につきましては、人件費が確定していない現在では確たることは申し上げられませんが、平成5年度では、6月開所といたしまして10カ月分として約3,800万円程度、通年ベースでは、4,000万円強と見込んでおります。これに対する補助でございますが、通年ベースですと、国・府を合わせた補助が1,600万円弱、市負担が超過負担を含め2,500万円前後と見込んでおります。

次に、老木医師が設置する特別養護老人ホームにつきましては、「ビオラ和泉」と命名されておりますが、この「ビオラ和泉」と光明荘に併設されるデイサービス設備並びにショートステイでございますが、ともに社会福祉法人が設置いたしまして、運営もその社会福祉法人が行う。光明荘につきましては、これを管理運営しております大阪府社会福祉事業団という社会福祉法人、「ビオラ和泉」については、新たに設置する社会福祉法人「芳春会」（？）がその運営に当たるものでございます。

それぞれのデイサービス設備につきましては、毎日、市の分と同様15人ないし20人程度の受け入れが可能です。事業内容は、市のデイサービスセンターと同様でございます。

ショートステイの「ビオラ和泉」につきましては20床が新設され、光明荘の方は17床を増床し、合計20床になる予定でございます。

建設費の補助につきましては、「ビオラ和泉」につきましては、特別養護老人ホームも合わせまして総工費10億7,900万円ございまして、そのうち国・府の補助を合わせて6億7,200万円強、市単独補助が5,000万円でございます。

光明荘につきましては増設等でございますが、総工費1億6,700万円のうち国・府の補助を

合わせて9,600万円強、市の単独補助が3,000万円でございます。

運営費関係でございますが、デイサービスについては、市が全額その委託料を支払うことになっております。国の補助基準でいきますと、委託料の年額がそれぞれ2,129万円でございます。そのうち国・府の補助が4分の3の1,600万円弱でございます。

ショートステイの方の運営経費につきましては、ショートステイを依頼する市町村とそれぞれの施設との間の単価契約によって経費を各市町村に支払うことになっております。老人1人1日当たり寝たきり老人で3,930円、痴呆性老人で6,340円、そのうち国・府から4分の3が補助されます。このほか利用者には、食事代の実費として1日当たり2,020円を御負担いただくことになっております。

以上が、財団福祉サービス施設関係でございます。

次に、2点目の乳幼児医療費助成関係でございますが、まず、府の発表した乳幼児医療費助成制度に対する本市の対応でございますが、本市といたしましては、府の制度に沿ってこれを実施してまいりたいと考えております。

なお、府の案につきましては、補助率その他細部について、市長会等を通じて改善を協議中でございます。

また、入院費だけでなく、通院も含めての無料化という点でございますが、お隣の岸和田市の実績をもとに試算いたしますと、仮にゼロ歳児だけを対象といたしましても、本市では、年間6,500万円程度を要するものと見込まれます。そういうことで財政基盤の弱い本市では、市単独の実施は困難でございます。

とは申しましても、従来から市単独では困難であるので、国なり府で補助制度を確立されたい、ということでかねてから要望いたしておるところでございます。われわれといたしましても、その必要性は十分理解するところでございますので、引き続きまして補助実施を要望してまいりたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） 5点目の週5日制に対する行政改善の御質問につきまして、企画調整課油谷より御答弁申し上げます。

まず、完全土曜閉庁となります本庁でございますが、年間を通じて最も市民の来庁が多いのは市民課でございます。その対応につきましては、前回の市議会におきまして御報告申し上げました郵送による請求と、休日夜間申請受付ボックスの設置につきまして措置いたしておるところでございます。

郵送による請求につきましては、市内20カ所の郵便局に住民票等の申請用紙、送付用、返送

用封筒を配備いたしまして、最寄りの郵便局から手軽に手続ができるようにするものでありまして、郵便局との調整も最終段階に入り、おおむね4月の早い時期から実施いたしたいと考えております。

休日夜間申請受付ボックスにつきましては、平成5年度の一般会計予算にボックス購入費を計上させていただいておりまして、本定例会におきまして御議決をいただいた後、本年4月1日以降に契約を行いまして、設置までには、その準備でおおむね2カ月が必要と聞いておりますことから、ボックスによる申請の受付開始は、おおむね6月以降になると考えております。

特に休日夜間申請受付ボックスにつきましては、申請後、市民の方の手元に証明書が届くには数日必要となりますが、閉庁土曜日だけでなく日曜日、また、平日の執務時間外や早朝につきましても、市民の皆さん方に利用していただけるものと考えております。

次に、出先機関の対応でございますが、図書館あるいは体育館等の社会教育施設あるいは社会体育施設等につきましては、従来どおり土曜日は開館しておりまして、土曜日の利用者が比較的利用者が少ない施設につきましては一部4週6休制を導入し、利用者が多い病院あるいは保育所につきましては、土曜日でも開庁で臨んでまいりたいと考えております。

次に、近隣各市の取り組み内容でございますが、阪南を中心に御報告申し上げます。電話予約分の交付、自動交付機の導入、郵送の請求、休日夜間申請受付ボックスの設置対応がそれぞれなされておるようでございます。

まず、平日、電話によって予約していただいた住民票を土、日に日直員、嘱託員等が交付するという電話予約分の交付につきましては、泉大津市、岸和田市、貝塚市の3市でございまして、堺市につきましては、金曜日だけ午後7時まで電話予約分を交付する方法をとっているということでございます。

次に、住民票の自動交付機の導入につきましては、泉佐野市のみが本年4月1日から実施すると聞いております。

郵送の請求の方法をPRしていこうというのが本市、高石市、堺市、岸和田市、貝塚市、泉南市の6市でありまして、市内郵便局に既に申請用紙等を配布してございますのが、泉大津市と忠岡町ということで、阪南のほとんどの市町がこの方法を実施することになります。

なお、休日夜間申請受付ボックスの設置につきましては、本市のみであると思われま

す。以上でございます。

○ 19番（穴瀬克己君） 最初の公園について再質問をいたします。

現在144カ所。特に小さい公園も含めての数でございますが、特に公園管理につきましては、多大な費用も労力もかかるわけでございます。それについては、樹木のせん定とか肥料の類で

終わってしまっているのが現状ではなかろうかと思ます。その中では遊具やトイレ、砂場もありますが、こういった部分にまできめ細かく管理をしていくところまで実質、至っていない。それは緑化センターやシルバーに委託をして行う程度で終わっているのが現状ではないかと思ます。小さな公園などでは、ほぼ児童公園並みという公園もこの中に入っております。その意味では、どこまで公園管理に労力を惜しまずやっつけていけばいいのかわからないのが実態ではなかろうか。

片方では、松尾寺公園や黒鳥山公園という大規模な公園がありますし、また、今度は楨尾山に新しい公園がつくれようとしております。こういった中、総合的な形で本来、公園の維持管理はいかにあるべきかを検討をしなければならぬ時期にきているのではないか。樹木1つにしても、最初の公園開設時に合わせた樹木を植えたままであり、植栽計画もされていない。

また、公園そのものが持つ機能、価値というか、市民の皆さん方に憩いの場として活用いただけるかなければならない。つくるだけで市民に来てもらえんような公園では何にもならない。その意味から公園を利用していただけるような植栽、四季の花を植えたり、いろんなイベントをしたりするような形で取り組まれていないのが実態でございます。これだけ144もある公園をもっともっと市民に楽しみを与えていくという行動的な公園行政運営のあり方を検討していただかなければならない。

具体的に申しますと肥子池公園。オープン当時は地元町会の皆さん方や各種団体の方に来ていただいてオープンいたしました。そこでは、小学校の人の演奏もしていただきましたし、近隣の住民の皆さん方も来てすばらしい公園ができたという形でオープニングをやりました。その後はどうなっているか。そのとき来ていただいた人には、小さな花木の種や苗木をプレゼントしたり、いろいろ催しもいたしました。公園そのものの意味を含めたイベントをやられたんではなかろうか。ところが、あれだけ近隣で都市機能の高い場に公園を設けながら、住民の皆さん方が使い勝手が悪い、車の公害で横断できないとか、いろんな形で使う人の立場に立って公園の管理運営をされていないところが目に付きます。

また、黒鳥山公園など非常に利用度が高い公園があります。これから4月に入ると桜が満開になります。すばらしい舞台ができ上がります。こうした中、市民の皆さん方が勝手に公園を使っているという形であり、どのような形で四季折々の公園を管理運営をしていくかという考え方が出されておられません。80%しか買収をしてませんが、春には桜花爛漫のすばらしい場所を持ちながら、日常の文化活動をされている各種団体が、そこでイベントに取り組む様子もありませんし、主催する行政側の運びもありません。これは幾らおカネを出してもそんな舞台設置ができない。自然のなせるすばらしい公園が利用できるのですから、もっともっ

と市民の皆さんが喜んで使っていただけるような使い方を検討しなければいけないと思います。

特に公園全体についてお伺いをいたしますが、管理不十分の問題でこの前も議会で取り上げましたが、砂場の管理で大腸菌等の検査をしたのかどうか。それから、児童公園も含め手洗いの水道設置を検討していただくよう質問もしておりますが、その結果をお聞かせ願いたい。また、公園に市民の皆さんに来ていただけるような公園運営の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

- 都市整備部次長（田中武郎君） 3点ほどございましたが、御答弁申し上げます。

以前にも御質問いただきました砂場の調査につきましては、一定、予算の中で考え方を持つように原課としては考えております。

それから、手洗いにつきましては、以前も御答弁申し上げましたように、どのぐらいの規模の公園であれば必要かどうか、以前にあったものがどのような理由でなくなったのか、そういうことも含めまして地元町会、周辺の人々にいろいろと聞きながら対応していきたいと考えております。

今後の公園の管理、基本的な計画の考え方につきましては、議員さんが御指摘されましたように、昭和60年度から黒鳥山については、第1回植樹祭ということでその時点でしだれ桜100本とか、第2回は松尾寺とかの格好の中、公園の花木づくりの中で密度の高い公園に持つていくことが、1つのイベントとして成り立つという考え方もありますので、今後の公園整備については、1年中花が咲く場所という考え方も含めて検討していきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

- 19番（穴瀬克己君） 公園の活用については、公園課だけでは無理だろうと思います。その意味では、自然の社会教育施設という形の中でもっと文化的行事に使っていく。商工振興では、商工まつりを黒鳥山公園で開催するようになりました。また、緑化フェアも合わせてするようになりました。社会教育の部門、商工振興の部門や教育の部門が、もっと公園そのものを市民の皆さん方に活用していただけるようなイベント、使う側も喜んでいただけ、参加する側も喜んでいただけるようなイベントを積極的に展開をしていただきたい。

特に規模の大きい黒鳥山公園や松尾寺公園、今度できる槇尾山の公園などでは、だれが考えてもわかると思う。社会教育で詩吟をやっている方、コーラスをしている、茶道をしている人が桜花爛漫の中で野点を楽しみ、あるいは市民に日常の成果を披露していく。社会教育で一生懸命に日常楽しみ、技を磨いている人たちが市民の皆さん方に披露していく喜びの場づくりについて、こういう自然の大舞台の中で取り組んでいくことが、それこそカネで買えないすばらしい舞台が黒鳥山公園にあるわけです。もっともっと公園の活用について、どこが主体になっ

でも結構です。大きな公園として3公園挙げましたが、近隣公園でもいろんな形で地域住民の方々が楽しく活用できるよう行政側ももっともっと勉強していただきたいし、その誘導もしていただくことを要望しておきます。

特に黒鳥山公園については、80%の中で供用を開始している。非常に不便をかけながら住民の皆さんに使っていただいている。また、周辺に対して非常に迷惑をかけている。特に公園の雨水排水設備は全然ありません。垂れ流しにしております。未完成の形の中である程度は仕方ないという感じもしておりますが、供用を開始する以上は、公園の機能に対して責任を持って市民に利用していただくのが原則でございます。公園そのものの排水整備については、きちんと整備計画を立てなければなりません。

駐車場にしても、ただ買収したところを造成して車を止めているだけでありまして、基本的な全体構想を立てたわけではありません。駐車場整備も全体計画の中でどのようになっているかも示していかなければならない。また、公園の中に散策路もない。また、植栽や造園をしていく公園管理上の進入道路もない。だから、公園の中へ車がどんどん入るものですから、公園の中にわだちができてめっちゃくちゃになってしまう。これは前回の商工まつりで皆さんが体験したところです。市の公園全体の構想がない中で、80%で供用開始をしている。市民の皆さんに大きな不満を言われる状況になっております。緊急の課題として公園の全体計画を明確にお示しを願いたい。

黒鳥山公園はクラフトパークという位置付けもされました。そこにクラフトパークとして製作、学習できるようなスペースをつくっていくとか、多目的広場の整備をしていくとか、四季の花のゾーンをつくるとか、また、テニスやゲートボールなどができるといったスポーツ広場や施設をつくるとか、大きな青々と茂る森を考えると、今、あるのは高見台ですが、展望台をつくって星空観察ができ、いろんなイベントもできるような、あるいは食堂とか、いろいろありますが、全体構想の中でクラフトパークという位置付けも踏まえ、本当に黒鳥山公園が近隣の都市公園として機能をいっぱい果たせるような部分をつくり上げ、そして80%の供用開始をしてほしい。

今、買収したまま。緑化フェアのときに噴水をつくってくれただけです。遊具も付け足して置いてあるだけです。全体構想が計画的につくられていない中で供用開始し、どこの公園よりも人がたくさん来て楽しんでいただいているわけです。早く全体構想を確立し、80%の供用開始でも安心して使っていただけるような形にすべきだと思います。この全体構想については、早急にお示しを願いたいと思います。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 先生の御意見、参考になることがたくさんあります。原課

としては、全体構想の絵柄はできているものの、まだまだそれを具体化していないという点も
ございます。議員さんの御指摘、御意見を踏まえ、できるだけ早くクラフトパークの考え方も
取り入れながら基本的な構想を打ち出していきたくと考えておりますので、よろしくお願い申
し上げます。

- 19番（穴瀬克己君） 80%で供用開始をしているんやから、そんな悠長なことを言っていて
はいけない。僕は、切り込もうと思えば切り込めますが、80%で供用開始をして皆さんに喜ん
でいただいている公園やから黙ってますがね。それでは、ほかの公園はどうですか。100%完
成した設計図の中でしか工事にかかってないじゃないですか。100%買収の中でしか供用を開
始していないじゃないですか。それを80%の買収で供用開始をして、桜が咲いてるから、自然
がそのままあるから使っている。自然公園としての位置付けであれば、そういう図面を示して
いただきたい。中途半端でなく、きちんと計画を立てて買収をしているわけなのに、そのこと
が何ひとつ表に出されない。1日も早く全体構想の位置付けをしていただき、設計も立ててい
ただき、そして、80%の供用開始に持って行っていただきたい。

周辺との関連では、雨水対策も含め進入路も問題です。公園全体構想の中でメインの進入路
もできてない。仮の進入路です。近畿財務局の進入路でして、公園そのものの進入路になっ
ていない。上から入る進入路も狭隘です。恐らく100%の計画の中では、進入路そのものの位置
付けもされなければならないと思います。きちんとした駐車場対策も打ち出さなければならない
。全体のいろんな施設にカネがかかるから少しも前へ進んでない。1日も早くきちんとした
全体計画を立てていただきたいと申し上げておきます。

- 議長（竹下義章君） 1番目の質問が終わりましたので、2番目からの再質問については、
休憩後に行いたいと思います。したがって、ここで3時30分まで休憩をいたします。

（午後3時00分休憩）

○
（午後3時30分再開）

- 議長（竹下義章君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。穴瀬議員の2番目の再質問からお願いいたします。
- 19番（穴瀬克己君） 2点目の駐車場整備計画の答弁をいただきました。いよいよ実態調査、
さらに基礎調査に取り組んでいくわけですが、和泉市の商工業の振興並びに町の活性化のため
には、何としても駐車場対策をしなければならないと思うわけであります。特にトリヴェール
和泉の新駅を含め4駅前の商業振興については、市長が和泉府中駅前を都心部という位置付け
をいたし、トリヴェール和泉の新駅を副都心と位置付けた取り組みであります。都心部の機能

といたしましては、駐車場の整備が欠かせない課題になってくるかと思えます。その意味では、4 駅前の商業ゾーンの駐車場を第三セクター方式を用いるかどうかわかりませんが、御検討をお願いしたいと思いますし、精力的な調査活動並びに総合的な駐車場整備大綱をつくっていただきたいことを要望しておきます。

さらに、公的駐車場の実態であります。答弁の中にもありましたが、民間への駐車場建設の補助金が導入されるという時代であります。その背景から考えますと、公的駐車場の責任というか、その位置付けを明確にしなければならない時代に入ったと思えます。庁舎の駐車場整備もさることながら、ここはコミセンもあるし、市民会館もあります。その意味から庁舎来客用の駐車場というところ方で3施設の駐車場になっております。若干、厚生会の御協力をいただきまして、駐車場の拡大をしていただきました。新しい庁舎建設の問題もありますし、そう長い間の問題ではなからうと思えますが、庁舎駐車場問題があります。市民病院にしても、若干、職員用の駐車場を移動し、来客用あるいは診察に来る方々のための駐車場を一部増やしていただきました。

こういった部分で若干の努力は認めますが、基本的な考え方といたしまして、社会教育施設あるいは体育施設にしても、今、グラウンドに来るのも車です。体育館に来るのも車です。あの地域には、体育館、図書館、福祉会館、勤労青少年ホーム、商工会といった公的施設が張り付いていますが、いつも駐車場が満杯です。この間、ちょっと用があって商工会に行きました。車を止める場所がない。こういう公的施設が、みずからの駐車場設置の義務付けがされていないところに大きな問題があらうかと思えます。

公団住宅などでも、これは駐車場でなく車庫の問題ですが、鶴山台などでは不法駐車で困っております。家主である公団の責任において駐車場対策を迫っていかなければいけない。余り大きな声で言えないが、市営住宅にも駐車場がない。府営住宅にも駐車場がない。ところが、民間の集合住宅の開発については、厳しい各1戸の駐車場の要求をしております。民間の駐車場の設置義務は100%です。

ところが、公的な駐車場は何の義務付けもされていない。野放し状態である。府営の繁和住宅の建て替えが終わり、今度は、北信太の府営住宅の建て替えが行われますが、もともと駐車場設置計画がない。空き地を利用しているが、内部で入居者がもめています。今福住宅でもそうです。そういう公的な立場の中で駐車場設置義務を明確にしていかなければならない。そうでないと、市民、民間の皆さん方に100%の要求をするのは、行政をあずかるわれわれといたしまして、これほど無責任な話はない。その意味でも民間の車庫についての見解をお聞きしたいし、公的な駐車場についての見解を改めなければならないと思えます。その点について、こ

これは担当課ではちょっと答弁ができないと思います。

具体的に申しますと、解放センターのところにある文化ホールの椅子席が1,200に対して駐車場が100です。1,200人来ていただきたい文化ホールが、他の大集会室や和室も含めればもっと多くの人が一度に利用できるんですが、たった100台分だけ。施設の運営と駐車場の状況が全く合っていない。もう一つ、今、新しく建て替えている和泉保健所、ここも20台分ぐらいしかない。そこに保健所の公用車が10台ぐらいある。それで和泉市の検診とかの保険業務をしていただいているが、実際問題、保健所の事業なんかできない。市長も議長も保健所の運営にかんてますな。本来、その施設を利用する目的から考えれば、駐車場の設置というのは、公的施設に必ず要るんですよ。一切、そのことを取り上げないで放ってある。この問題について、公害課では答弁やりにくいでしょうから、市長、助役、現実の実態を見据え、われわれ公的な立場での責任について御答弁願いたい。

- 交通公害課参事（黒川一成君） 市長、助役から答弁ということですが、交通公害課黒川より御回答させていただきます。

駐車場整備の方針策定におきましては、われわれが取り組んでおりますのは、あくまで基本的には、一般公共的な駐車場対策の方向を検討するというところで進めているわけです。今、御指摘のように公共公益施設の駐車場の位置付けについても、当然、一定の方向付けは検討しなければならぬということとは十分考えております。関係課と十分協議する上におきまして、今後、方策策定の中で設置義務あるいはその責任における位置付けを明確にしていきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

- 19番（穴瀬克己君） 市長、これはわが身を切らなければならない問題なんです。特に行政主体の方がわが身を切るのをいやがる。市民さんには、ぼろぼろになるほど切りまくるんやけどね。自分らが経営するやつは1つも切らない。府営住宅も公団もそうです。あまりにも無責任です。和泉市行政の基本的な姿勢を持つべきです。自分のところもしていないんやからね。市営住宅も対策を講じていない。文化施設を初め公的施設は対策を講じてない。本当の気持ちだけ、形だけなんです。だから、言えない。思い切って言えるような基準を設けていかないと、市政などに従わない市民と市行政の関係ができてしまいます。

今、精力的に駐車場対策という形の中で課として取り組んでいただいております。スタートして即座に難問にぶち当たっていくわけですから、市長を初め理事者の皆さんがはっきり腹をくくっていただかないと絵に描いたもちになってしまうので、厳しく指摘をしておきます。

道路整備の答弁をいただきました。特に中央、岸南、池上下宮線については41年からスタートしている。27年もかけて供用開始ができていのは一部です。一体、いつになったらこの池

上下宮線、岸和田南海線、粉河線が当初の目的の整備が完成するのか、御答弁願いたい。

それから、私の意地悪な見方かもしれませんが、粉河線は中央丘陵の開発によって13号線までの拡幅がされた。岸和田南海線は今福団地の開発によって整備された。池上下宮線は開発の事業によって進められている。基本的な道路整備推進の計画が1つもない。そのときそのときの開発事業に伴う促進しか行っていないのが実態です。中央丘陵との絡み、道路公団の空港関連道路、母市で計画を立てながら母市の計画道路が実施計画に基づいて1つも進捗していない。こういう実態が浮かび上がっています。だから、27年間もかかって今の状態なんです。そういった観点から全線開通に向けての見通し、計画はどうなっているのか、お聞かせ願いたい。

○ 都市整備部理事（中野義裕君） 穴瀬議員さんの御質問にお答え申し上げます。

府道の3路線がいつになったらできるのか、ということでございます。この3路線につきましては、それぞれ本市の骨格を形成する幹線道路でございまして、南北あるいは東西方向に延長が長い路線が多うございます。池上下宮線あるいは大阪岸和田南海線にしてもしかりでございます。泉大津粉河線につきましては、トリヴェール和泉の関連等で整備が進んできているところもございまして、残区間が、一定の区間に限定されてきているところでございます。いずれにしても、残区間が非常に長い路線が多うございます。したがって、現時点でいつ、これが完成するかという年次的なものにつきましてはお答えは非常に困難でございます。御理解を賜りたいと思います。

○ 19番（穴瀬克己君） 府の外向の理事者に聞いても無理な話です。和泉市が計画した骨格や、と府から外向した理事も言うてくれてます。そして、まさしく粉河線も残事業があると言うが、これも駅前再開発に絡めてしまっている。基本的に道路そのものを計画的に進めていこうという姿勢がない。そんな弱体な道路行政の中で、これは都市基盤の一番核たる施策や、と言うてますが、言うてることとやっていることが全然違う。こんなことで町がよくなるはずがない。

他市の状況を見て御覧なさいよ。都市計画道路が全部真直延びているじゃないですか。和泉市だけです。井の中の蛙みたいに外へ出て行かないからわからんのですよ。各市の計画道路の推進を伺ってきたですよ。きちんと年次計画を立ててやっていますよ。この総合計画で10年ごとに見直してるんでしょう。10年計画の中で実施計画が3年間。当年度計画に予算が付きます。1年間かかって何もできなかった。1年間の総括をしてるんですか。3年の総括をやっているのか、やってないでしょう。絵に描いたもちじゃないの。やってるんやったら答弁してください。当年度計画が進まなかった。各担当部局が、うちはこういうものをつくりました、という総括もしないでどうして事業を推進できるんですか。

この粉河線にしても駅前再開発事業に絡めているから、駅前再開発が進まないと取り組めない。だれも駅前再開発事業が2年や3年でできるとは思っていない。そんな形で道路行政を考え、都心部の位置付けをしていて、21世紀へ向けて都市基盤の確立というタイトルで和泉市行政がスタートしているなんて恥ずかしい。市長、助役、もう一度本来の道路行政の推進のあり方についてお尋ねをしたいと思います。

もう1つは、先ほど答弁をいただきました生活関連道路ですが、ちょっとした角切りができれば生活環境がよくなる、通学道路が安全になる、大きな効果があるので取り組んでいきたい、と担当の次長さんが言われました。生活関連道路に対して取り組まなければならない問題や課題がたくさんあります。道路の拡幅、側溝の利用とか交差点の角切りとか、しかし、これは買収が伴います。簡単に口で言っても数十億の予算が付いて回ります。一般会計で年間で道路課の予算に1億、2億、3億のカネが付いたことがありますか、ないんですよ。財政的な裏付けがないと、何ぼ道路課がやろうとしてもできない。

市長が、生活関連道路の整備をする、といつも言いますが、予算を付けなければ何もできない。付いている予算は道路舗装と維持管理だけ。あとは府の補助の付く交差点改良だけ。単独でやろうという姿勢は何も見えない。道路課というより維持管理をする舗装課にせよ、と言いたい。その点について、市長、助役から答弁をいただきたい。

- 市長（池田忠雄君） 道路整備についての穴瀬議員さんからの厳しい御指摘でございます。おくれておりますことは、府道、市道いずれも御指摘のとおりでございます。何とか促進を図ってまいりたい。先ほど、府道の岸南線、池下線、和泉中央線、和泉大津粉河線ですが、この3路線の府道としての取り組みにつきましては、中野理事からお答えさせていただいたところでございまして、いずれも本市の主要な幹線道路でございます。鋭意、この取り組みの強化について府にお願いし、府・市協力して当たっていかうという話を進めさせていただいているのが現状の姿でございます。

ただ、岸南線についても、中央線から岸和田側がやっと抜けた段階で、松原泉大津線にかけての広大なところを漸次買収に入っていくということで府と協議を整えて鋭意努力中でありま。池下線も同様買収に入っているのが実態でございます。御指摘の泉大津粉河線の国府小学校下がりから26号線にかけてが一番おこなっているわけでございまして、中央線の山手のカンダンについては、いよいよ着工に入っていくということでございます。受けのこの道をどうしていくかが、大きな焦点になっておるわけでございます。その中で大阪府とシビアな話し合いを進めているわけでございます。

大阪府といたしましては、1市1路線という基本的な原則がございまして、そんなことを言

うていましたら、おくれております和泉市の府道整備が促進されない。そこで、1市1路線の府のガードを何とか話し合いをいたしましてこの3路線に取り組んでいただき、市も全面的に協力してまいるということになっているわけでございます。中央線の26号線から阪和線につきましては、平成5年度に買収に入っていくことになっております。

この踏切りから13号線にかけては、御指摘のように和泉府中駅前再開発の中に商店がもうございますので、切り取り買収だけでは、どこに代替地を持っていくかが難しい問題でございますので、再開発に係る道路の拡幅については、再開発課の方で代替地を何とか求めていくという発想で、再開発と道路を共同させていたわけでございます。再開発が非常におくれてる中、この道路と再開発とのドッキングのもと、これからの課題として買収も含めて府と協議を重ねてまいりたいという段階を迎えております。

この3路線についてはいずれもおくれておりますが、大阪府に対して強く要請をするとともに、市自身も強い決意で臨んでまいりたいと存じます。

それ以外の道路につきましてもおかれております点、御指摘のとおりでございます。都市基盤である生活関連道路につきましても全力を挙げてまいりたい、このように存じておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

- 19番(穴瀬克己君) 粉河線、池下線、岸南線にしても、やはり優先順位を市長が決めなければあかん。今の粉河線を見てくださいよ。消防車や救急車が走れない。緊急事態でも麻痺してしまってます。都心部と位置付けながら商店の振興といっても非常に厳しい状況になってます。それが道路事情なんです。市長は、待てよ、都心部やからちゃんとするから、と言うが、少しも改善されていない。

副都心が都心部になるような形で人の流れ、商工の流れがいつでもよろしいが、全部泉大津や岸和田、堺へ流れてます。山手の方は泉山線で堺へ行ってる。こちらは第2阪和でよそへ流れてます。大型スーパーとかいろんな形の中でね。和泉市の中よりは、外の大きな幹線道路へ出た方が速いという姿なんです。市内は走れないような状況です。

和泉市が都市基盤をきちんと進めないのが、商業の発展も阻害されているのが実態であります。基本的な和泉市発展の施策の第一優先というものを見極めて推進をするべきです。3つも5つも国・府の事業として持って行けば、当然、順番が必要になってまいります。あれもこれもとも何も前へ進まないという形にならないよう、この実施計画の見直しとともに、具体的な形で総括をしながら着実な推進を図っていただくことを強く指摘し、要望しておきます。

それから、福祉事業についてですが、細かい形で3施設の取り組み、事業内容、管理状況、補助についての答弁をいただきました。あとは、送迎バス等で活用していくわけです。高石や

泉大津のような狭いところとは違います。和泉市内一円になります。横山、父鬼あるいは小田、北信太という全市を含めると対応範囲が非常に広いので、送迎バス等の運行については、綿密な計画を立てていただきたいことを強く指摘をし、要望をしておきます。

それから、ゼロ歳児の乳幼児医療無料化については、脆弱な市財政やからできない、という答弁がありました。皆大変な中で乳幼児医療をしているんですよ。うちやったら6,000万円から7,000万円ぐらいでゼロ歳児乳幼児医療費の無料化ができるわけです。なぜ、できないのか。ほかで事業をしているやつがいっぱいあるじゃないですか。ゼニがない、ゼニがないと言うが、あんたがゼニがないと言えるような立場か。ゼニがないからできんと答弁できるような立場か。

周辺の各市では、乳幼児医療について若い共稼ぎ夫婦が大変だ、医療費の無料化で健全な乳幼児の育成を図っていこうとしているんです。今、子供の数は1世帯1.5人ぐらいですよ。その子供たちが、これからの高齢化社会を担っていくんです。この乳幼児の数が減っていけば大変ですよ。その観点からいけば、夫婦共稼ぎが多いという社会構造になった中で、この乳幼児医療について真剣に論議をしているんです。それについて、予算がないからできまへん、というように答弁があるかいな。予算がないなら老人のデイサービスもできまへん、と答えたらええやないか。福祉課長、もう1回、答弁をしてください。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 厳しい御指摘で恐れ入ります。近隣の泉大津、高石、岸和田等で既に行っているところでございますが、本市としては、府下各市と歩調を合わせてゼロ歳児あるいは1歳児等についての補助制度の創設をお願いし、合わせて実施をしてみたいということでございます。御理解を賜りたいと思います。

○ 19番（穴瀬克己君） 特に人口過密な都市圏では、この乳幼児医療の無料化は非常に取り組みにくい、おカネのかかる事業ということでおくれているのが実態です。あとの都道府県のほとんどが取り組んでいるわけです。大阪府もおくればせながら乳幼児という形でなく入院だけの医療費無料化、大阪府が半分出すから和泉市も半分出せ、ということですよ。

これは福祉事業の中でも乳幼児に対する取り組みは、今、これだけ高度経済の中、また、非常に経済情勢が悪化している中で夫婦共稼ぎをし、高レベルの生活の中で医療費がしんどくなってきている。その中で高齢化の老人福祉と合わせて乳幼児医療制度が導入されようとしているわけです。今、お年寄りと生まれてきた赤ちゃんの両方を大事にしていかなければならない時代になってます。老人の方へばっと目が向いてますが、実際問題、両方とも大事です。

各市ともそれなりに財政逼迫した中、ゼロ歳児から2歳児まで取り組んだり、さまざまです。平成5年度からゼロ歳児の医療費無料化に入る市もあります。そういう状況の中、予算がないからできまへん、というような答弁はないですよ、福祉所長。たかが課長

でね、そんな答弁をして増長するものはなほだしいですよ。議事録を見てくれたらわかりますよ。ゼニがないからできんと言う。そんなことを答弁されて黙ってられへん。

福祉事業というのは、やればやるほどカネがかかるのはわかります。カネがない中で福祉事業を推進していくところに値打ちがあるわけですよ。そうでないと、ばらまき行政になってしまいますよ。しっかりとその辺のところをわきまえ、乳幼児医療の無料化について再度、検討していかなければ、和泉市へ来たたら何や、よそはやってきているのになぜですか、という点が多々あるんですよ。ほかの問題でも、和泉市が単独で出費しなければならないものについてね。府がやる2分の1でも大分カネがかかるわけですよ。ゴールドプランに基づいてやる事業でも、和泉市の単費が大分かかるわけですよ。それでも取り組んでいるじゃないですか。乳幼児医療費の無料化については、議会からも意見書も出している折ですので、もう少し具体的な検討を願うことを強く要望しておきます。

あと在宅看護とか在宅介護並びにヘルパーとか訪問指導についての取り組みなど、きめ細かな福祉活動の体制も御検討願いたいと思いますし、心ある福祉施策を進めていただくことを要望しておきます。

5点目の5日制に対する行政改善については、各市ともいろんな形で当面、土、日の本庁の市民窓口の取り扱いについてはいろいろと検討し、ユニークな形で行われているように思います。和泉市でもボックス制度を取り入れていく。若干、日時がかかるのが問題ですが、取り組んでいるわけです。市民の要望の強い土、日曜日の病院医療問題とか、体育施設や福祉センターの問題等、市民の要求の強いところはオープンをしていこう、4週6休制の中で対応していくという点は理解するところです。

ところが本庁の窓口については、土、日に開けてくれ、という要望が非常に強い。体育館利用者よりもっと多くの人たちから土曜日にオープンしてほしいという要望が強い。だが、窓口を開設する形にはなかなか得ないというのが現在の段階です。ところが、早くから取り組んで土、日にオープンしている市もあります。それはどこに基準を置いているか。われわれの行政は、市民のための行政でなければならない。市民の皆さん方に喜んでいただけるような市の窓口でなければならない。行政はだれのためにやっているのか、皆市民のためにやっているんです。われわれは、皆市民のためにいるわけです。

その観点から考えると、市役所の週休2日制に移行するにしても、市民のニーズによく耳を傾けていただきたい。当然、労働者の権利もありましょう。しかし、公務員としての義務もあります。週休2日制になったとしても、その部分の中で市民の公僕として、週休2日制になっても、本庁において市民皆さんに喜んでいただけるような窓口体制を考えていただきたいと思

う次第であります。

周辺各市でも単にボックスで処理しようとか、堺などは前日の金曜日に時間外で対応しているという動きがありますが、抜本的な土、日の扱いについては協議をしているように伺っています。市民窓口のオープンに向けて協議をしているように伺っています。その辺についてはいろんな論議もされていると思いますが、現段階で検討されている各市の状況を把握していただければ、お答え願いたいと思います。

- 議長（竹下義章君） 時間も経過をしておりますので、最後のお答えにさせていただきたいと思っております。
- 企画調整課長（油谷 巧君） 再度のお尋ねでございますが、企画調整課並びに関係各課ともどもで最近のいろいろ調査をしております。大阪府下の市町村では、箕面市が取り次ぎ業務を行います取り次ぎ窓口としてのサービスセンターを平成2年度から設置をしております。また、平成2年に豊中市と藤井寺市、3年には高槻市、八尾市が電話予約による取り次ぎ交付を行っております。羽曳野市が3年12月から自動交付機を導入している、こういった状況でございます。
- 19番（穴瀬克己君） 私が言ったのと違う形の御答弁をいただきました。市政運営にもある住民サービスを第一義にするという基本的な考え方をもう一度見直していこうとするのが各行政の動きだと伺っています。当然、現在抱えている今までの状況からの転換について、さまざまな問題点があるかと思っております。今、日本の労働者が週休2日制になっていこうとする社会の大勢の中、夫婦共稼ぎ等で市民全体が土、日以外は働こうという流れ、年寄りも働けという流れになっております。家にじっとしているのはよくない、働けという、行政的な掛け声で働きに行くようになっております。となると、土、日がすべて休日になっていきます。

そのとき、市民の気持ちは、休みのときに市役所で処理をしたいという思いが強くなります。今、市民のための行政になるか、市民不在の行政になるかの瀬戸際になってまいろうかと思っております。その意味では、市政そのものの信頼という意味からも、市民皆さんに喜んでいただけるような市民窓口体制についてさらなる御検討を加えていただき、市民不在にならないような市行政の運営について、5日制導入に際して考えていただきたいことを要望して終わります。

-
- 議長（竹下義章君） 次に、3番・若浜記久男君。

（3番・若浜記久男君登壇）

- 3番（若浜記久男君） 3番・若浜でございます。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。わが党の同僚議員も非常に頑張ってくれています。ひとつよろしく願いいたしま

す。非常に欲張った質問事項で、内容はたくさんございます。ほとんどの分野でソフト面の内容になろうかと思えます。その意味でできるだけ再質問がないよう、簡潔な答弁をお願いしたいと思えます。

本題に入る前に、市長の基本姿勢について若干、お尋ねをいたしたいと思えます。現在、池田市長は任期5期目、市議時代を含めると30有余年間市の中枢にあり、市の隅々まで熟知をしておられるわけであります。また、苦しかった非常に財政的に厳しい状況の中でそれらも克服をされ、反対や、過剰行政や、と厳しい指摘を受けながらも同和行政を推進され、さらには、先ほど来、いろいろ御指摘や御質問があるようにニュータウンづくり、また、コスモポリス計画、市の将来の大きな礎になるであろう新産技研、総合大学の誘致等、その成果を多くの市民や私どもとしても高く評価をし、市長を支持してきたことも含め間違っていなかったと、今でも誇りに思っているところであります。

そのような誉れ高い立派な市長に対し、最近、各地域において、また、地域の有力者の方々の中からも強烈的な市長批判や、また、内部からも、3階の議会からもそのような声があることを御承知でございましょうか、いかがでしょうか。私といたしましては、若干の問題点はあるものの大きな失政と言えるものは記憶にないわけでございます。人事問題を含め議会軽視的な傾向がときどき見受けられるということになるのでしょうか。非常に気になるところでありますので、まず、市長にお尋ねをいたしたいと思えます。

本題に入りますが、21世紀を目前にいたしまして、日本を取り巻く内外の政治、経済環境の激変は、否応なくわが国にこれまでと異なる対応、政策を迫ってきています。わが国の経済は、市長も述べておられるように昨年4月以降景気が後退し、バブルの崩壊によって不況が深刻な影を落としております。昨年度からの税込不足が顕著になるなど、今後の景気動向については一層厳しい局面が予想される中で、一般会計7.5%、特別会計9.6%、企業会計22.5%、合計いたしますと10.3%という大きな伸びの積極的な予算を計上され、当局の御苦勞に敬意を表するものであります。

その中の1点目、第3次総合計画についてであります。第2次総計に基づく年次実施計画が、平成5年、6年、7年と残り3カ年になってきています。その中身については計画どおり推進され、また、年次計画に従い進捗しつつある部分のおおむね本市の事業については、前向きな姿勢が見えておりますが、事業主体が大府なり国の機関となると、道路行政1つをとってもおこなっている部分がかかなり目立っております。特に大阪和泉南線から国道26号線までの拡張工事、立体交差等の計画についてはいつも指摘をされているところでありますが、この件についての答弁を再度、いただきたいと思えます。

また、先ほど、和泉府中市街地開発についても質問がありました。御答弁もいただきましたが、重点施策としての位置付けであります。その進捗状況の点についてもよろしくお願いを申し上げます。

それから、第3点目に、第3次総合計画はこれから策定に着手されるところであります。来る21世紀に向けての基本構想、基本計画である以上、第2次総計の継続はもとより、どのような観点からの策定が中心となっていくのか、お考えになっていることがあれば、披瀝していただきたいと思ひます。

それから、桃山大学でございます。これについても先ほど、質問がありましたが、改めて質問をさせていただきます。市長は、かねてより本市に高等教育機関の設置を掲げておられました。このまで幾つかの名前が浮かんで消え、浮かんで消えてきた経過の中からいよいよ本格化し、平成7年に開学される桃山学院大学は、名実ともにブランド校であり、和泉市民としては真に喜ばしいことであり、心から歓迎するものでありましよう。

もちろん、学校側、公団、和泉市の思惑が一致したことでありますが、三顧の礼を尽くしてお迎えするわけですから、周辺整備を含め大学としての風格を尊重するためにも一定の援助と申しますか、具体的な政策も必要と思ひます。先ほど、御答弁がありましたように道路整備を含め、それ以外の大学からの要望というものは出てきているのかどうか。また、他市の大学をいただくわけですので周辺の環境、とりわけマイカー等による影響、住民の反応等を調査されたことがあるのか、あれば、どうであったか、お示しを願ひたいと思ひます。

次に、開校後の和泉市のイメージも一段とアップすることは間違いないと確信をするものでありますが、それによるメリットという点もどうか、考えておられることがあれば、御答弁を願ひたいと思ひます。

次に、市営住宅についてお尋ねをいたします。御案内のように、本市も社会経済の進展とともに大都市近郊のベッドタウンとして新住民の流入も多く、毎年、増加の一途をたどり、15万人の人口を数えるに至っています。半面、持ち家者の住環境にあっては2世帯生活を営むには十分とはいえ、また、民間マンション等の賃貸料の高さは驚くばかりであります。

このような背景を考えますと、公団を初め府市営の公営住宅に申し込みが何と多いことか、入居したいとの心理は十分理解できるわけであります。市営住宅の大幅な建設要求も当然であろうと思ひます。公団、府の新築、建て替えも徐々に進められているものの、その絶対数は非常に少ないと思ひます。

そこで現在、わずかであるが、市の空き家募集をされている途中でありますので、実態を把握する観点からごく最近の府営住宅の競争率を知っておられればお示しを願ひたいと思ひます。

さらに、平成5年度の予算に建築基本設計委託料が計上されています。やっという気はいたしますが、ほとんどの市営住宅は耐用年限が過ぎ、老朽化が進み、危険な状況にあることも十分御承知のとおりであります。

そこで、一定の年次計画と申しますか、今後の考え方をお示し願いたいと思います。

3点目として、その概要、現在の家賃と比較すれば相当高い額になるのではないかと、その点での御答弁も合わせてお願いいたします。

次に、交通環境保全についてであります。今、日本は車社会の到来と言われております。昭和30年の車の保有台数が630万台、現在では、6,000万台を突破したと言われております。これに伴いエネルギー資源の節約や排ガスによる地球環境の悪化の防止を、と叫ばれて久しいところであります。

本市においても大気汚染についての測定調査を含め多方面にわたっての施策を行っておられるとは思いますが、新空港の開港を間近に控え、また、ニュータウン、コスモポリス計画、大学、産技研の誘致とともに車の出入りも一段と拍車がかかり、交通渋滞や排ガスによる公害、とりわけNO₂やNO_x、炭酸ガスといった類のものが増大していくのは御承知のとおりであろうと思います。これらの問題をどのようにとらえ、解決されようと考えておられるのか、見解をお聞きをしたいと思います。

次に、体育館の運営についてお尋ねをいたします。御案内のとおり、産業の高度化、学校や企業の週休2日制の定着を目指して進んでいるわけでございますが、これまでは見るスポーツが中心であったが、今では、レジャーの楽しみというか、人間性の回復と申しますか、心身の健康確保といった観点から、体を動かすいろんなスポーツが盛んになってきているところであります。お聞きをいたしますと、体育館の利用は好評をいただいているということであり、非常に結構なことだと思います。運営については、体育館条例に基づいておられることは当然であります。スポーツ以外の利用はあるのか、あれば、どのような行事であるのか。

2点目として、すばらしい施設であることは私も認めております。会議室や研究室には冷暖房が設置されているとは思いますが、体育館はどうなっているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

次に、市民グラウンドについてお尋ねをいたします。今では、市民グラウンドと言うよりは、夏まつりや出初め式の会場と呼んだ方が有名になっている気配さえあります。立派なグラウンドであります。言うまでもありませんが、野球人にとっては、唯一の楽しみ場でもあります。

私は以前、このグラウンドの整備について、数点にわたって要望をしたことがありました。この中で一定の成果も見させていただき、御理解もいただいているところでありますが、グラ

ウンドのナイター設備の設置は今でも難しい状況にあるのか。近隣の農家、住民の理解は得られないのか、その点の御答弁をいただきたいと思います。

次に、端的にお伺いをいたしますが、観覧席は2カ所ありますが、直射日光を防ぐための日除けと申しますか、屋根設置の要望も強いわけですが、いかがでございましょうか。

次に、下水道でございます。最近、本でジャパンマネーの使い方について読ませていただきました。どこにいても都会並みの文化的な豊かな生活をしたい。そのため都市環境の整備をすべき、という声が、道路や鉄道、空港といった従来型のインフラの整備よりも多かったことを覚えています。河川や水路、海域など公共用水域の水質は、依然として汚れていることは御承知だと思います。

そのような観点からも地味ではあるが、下水道の整備は急ぐべきであり、最優先すべきだと考えております。本市の整備についても、市街地を中心に水洗化の推進に努力をされていることではありますが、南大阪湾岸北部流域下水道事業の概要と本市における事業計画。それに平成3年度における普及率もお聞きをいたしておりますが、平成4年度における普及率はどれだけの見込みになるのか、わかればお尋ねをいたします。

次に、学校給食についてお尋ねをいたします。戦後の食料窮乏時代、成長を守るぎりぎりの手段として始まったものであり、その後、徐々に変化し、今日では、教育行政の一環として心と体の健康づくりを目指した給食が進められていると思います。本市の小学校、中学校における給食については、保護者においても大変評価をされているところでありますが、やはり手づくりで安全な給食を、との声もあるところであります。

そこで、端的にお聞きをいたしますが、1点目に、合成洗剤の使用はどうなっているのか。

2点目に、冷凍食品や加工食品、輸入食品についての添加物が多く含まれている物質があるのかどうか。

そして、第3点目として、低農薬で有機栽培された野菜の購入を含めた考え方についてお尋ねをいたします。

最後に、選挙関係でございますが、公職選挙法改正について、今回から新たに施行される国政選挙から自治体選挙に至るまで改正がされました。その資料もいただいているところでありますが、主な改正点についてお尋ねをいたします。

以上、趣旨説明をさせていただきました。御答弁は明日になるということでございますが、答弁いかんによりましては、自席からの再質問の権利を留保いたしまして終わります。ありがとうございました。

○ 議長（竹下義章君） 若浜議員にはまことに恐縮ではございますが、議事の都合上、理事者の答弁は明日にお願いいたしまして、本日の一般質問は、ここまでで終わりたいと思います。お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

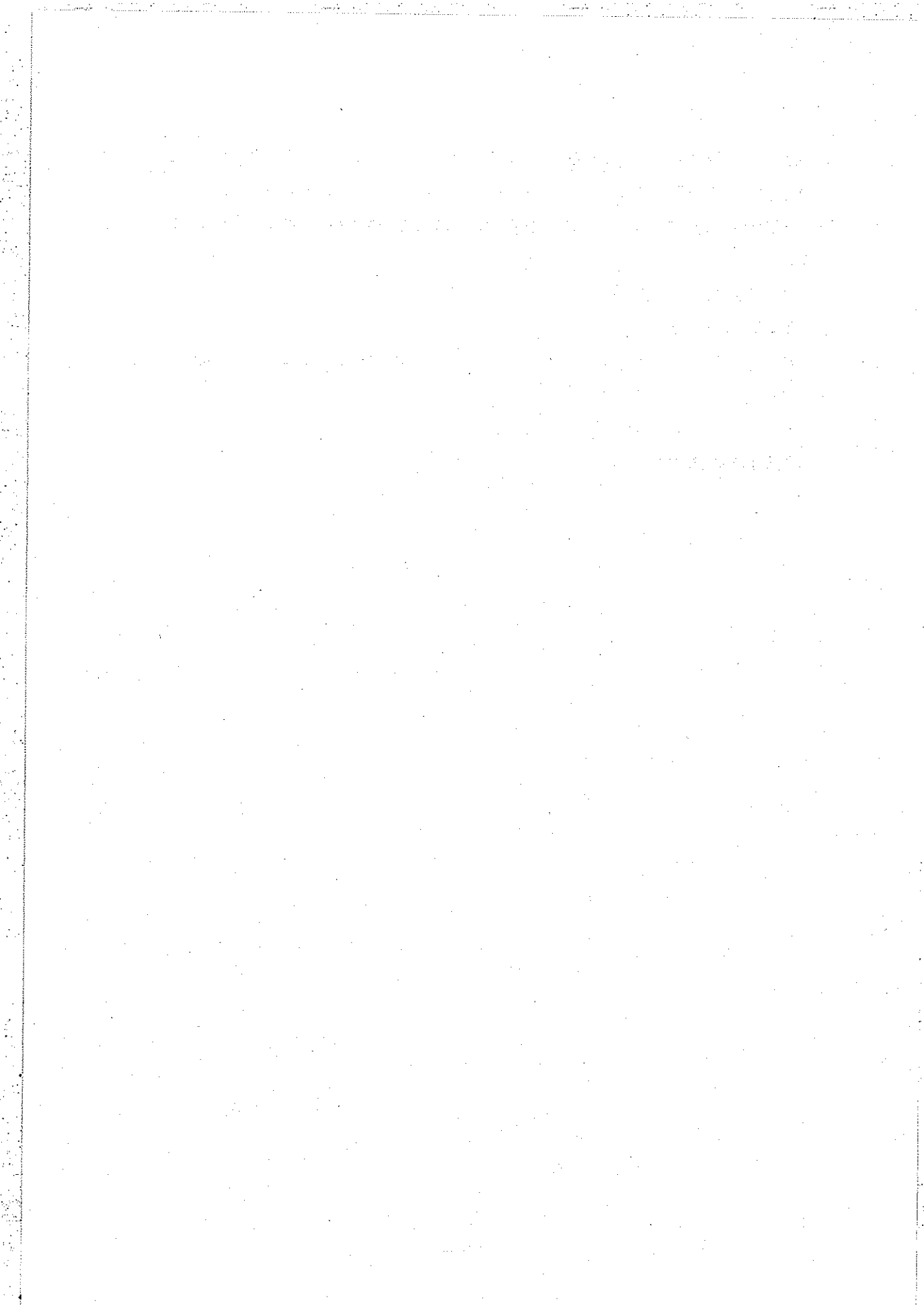
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

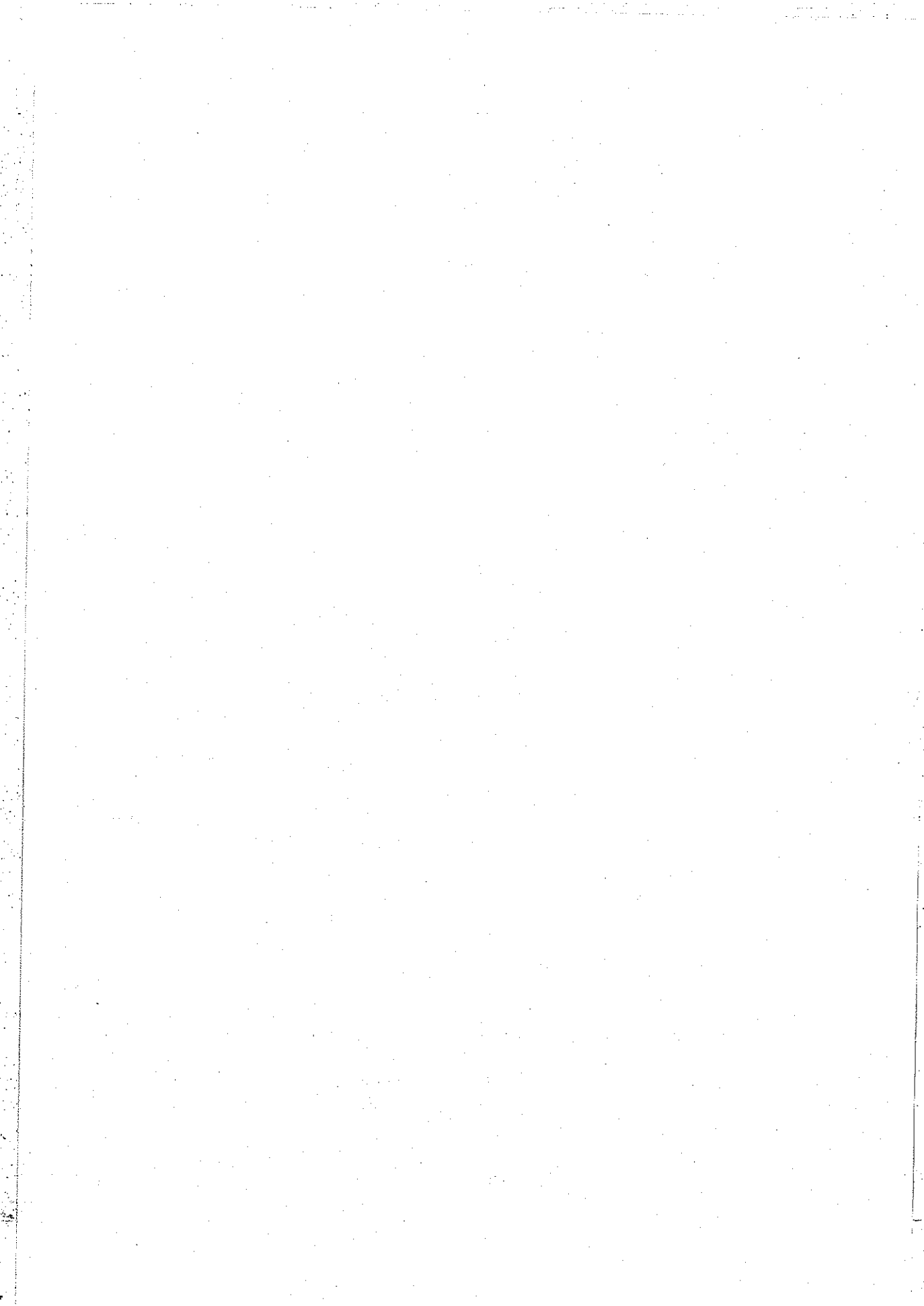
なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後4時33分散会）



第 3 日



平成5年3月10日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番 友田博文君
 2番 森悦造君
 3番 若浜記久男君
 5番 上田育子君
 6番 田代一男君
 7番 松尾孝明君
 8番 中塚新治君
 9番 讚岐一太郎君
 10番 池田秀夫君
 11番 井坂善行君
 12番 大谷昌幸君
 13番 柏富久蔵君
 15番 木村静雄君

16番 竹下義章君
 17番 須藤洋之進君
 18番 赤阪和見君
 19番 穴瀬克己君
 20番 並河道雄君
 21番 辻正治君
 22番 西口秀光君
 23番 柳瀬美樹君
 25番 天堀博君
 26番 原重樹君
 27番 早乙女実君
 28番 猪尾伸子君
 29番 勝部津喜枝君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助	役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助	役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入	役	中塚白	同和对策部長	森利治
市長公室長		堀宏行	同次長兼総合調整課長	門林良治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	解放総合センター所長	戸口泰明
同理事兼人権啓発室長		龜山学	兼総務課長	中川鉄也
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	福祉事務所長	坂田平之
同次長兼人事課長		石本博信	同理事兼児童福祉課長	松尾守
同秘書課長		木寺正次	同次長兼総合福祉館長	麻生和義
企画調整部長		逢野博之	市民生活部長	麻生和義
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	同理事(環境整備・	岸田秀仁
同副理事		吉祇利朗	ごみ減量対策担当)	池辺修次
(施策推進第二担当)		今村堅太郎	同次長兼健康課長	長岡敏晃
同企画室長		井阪和充	同次長兼保険年金課長	大塚孝之
同施策推進室長		油谷巧	産業部長	白樫通
同企画室企画調整課長		神藤恒治	同理事	松林保
総務部長			同次長兼農林課長	浅井隆介
			参与兼建設部長	

同理事兼用地室長	奥村 富彦	同 理 事	谷 上 徹
同次長兼道路課長	谷 俊雄	同次長兼総務課長	梅山 世紀
同次長兼建築課長	藤本 仁徳	消防長兼消防署長	高宮 武男
同次長兼住宅課長	西岡 政徳	同次長兼総務課長	一ノ瀬 喜広
都市整備部長	萩本 啓介	同次長兼消防署副署長	池野 透富
同 理 事	中野 義裕	土地開発公社事務局長	中西 淳臣
同理事(コスモポリス担当)	中辻 寿夫	同次長兼総務課長	大宅 清謹
同理事(コスモポリス担当)	尾崎 秀忠	教 育 委 員 長	藤井 弘文
同次長兼都市計画課長	中屋 正彦	教 育 長	杉本 弘三
同次長兼公園課長	田中 武郎	教育次長兼管理部長	稲田 順吉
同 次 長	山下 喬三	指 導 部 長	木村 義徳
下水道部長	藤原 清司	同次長兼指導課長	西川 文稔
同 理 事	緒方 和夫	社会教育部長	生田 文喜
同次長兼下水道工務課長	中野 英二	同 次 長	明坂 平襄
同副理事(ふるさと急傾斜対策事業担当)	岸本 孝二	同次長兼図書館長	北野 本意
改良事業部長	富田 宏之	同次長兼社会体育課長	山本 意継
同 次 長	馬田 嗣夫	収 入 役 室 長	藤高 橋正
同次長兼用地課長	藤本 英夫	選挙管理委員会委員長	高橋 善夫
水道事業管理者	田中 稔	同 事 務 局 長	着本 司清
水道部理事	仲田 博文	監 査 委 員 長	庄吉 田陽
同次長兼総務課長	城前 伊佐雄	同 事 務 局 長	吉田 義忠
同次長兼工務課長	西尾 浩	農 業 委 員 会 会 長	森口 義忠
病 院 長	竹林 淳	同 事 務 局 長	農 端 小
病院事務局長	橋本 昭夫		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野 敦雄
 次 長 河原 茂隆
 議事係長 田中 康弘
 調査係長 井之上 光一
 議事係員 田村 隆宏

○
本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月10日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

○ (午前10時00分開議)

○ 議長(竹下義章君) おはようございます。議員各位には、連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

○ 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。現在、23名でございます。

○ 議長(竹下義章君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長(竹下義章君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

○ 議長(竹下義章君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。

理事者より答弁を願うわけではありますが、若浜議員より昨日の質問について補足したい旨の申し出がありますので、これを先に許可いたします。

○ 3番(若浜記久男君) 昨日の質問の途中で、時間の関係で趣旨説明をさせていただくにとどまったわけですが、昨日、穴瀬議員さんほか議員さんの中で質疑応答がありました部分について重複する部分がありますので、本会議での御答弁はいただかなくても結構だということがあります。

1つには、総合基本計画の中で申し上げました粉河線の問題、それから、市街化開発問題、そして、桃山大学のこれまでの経過等についての御答弁はいただかなくても結構ですので、そのほかの2、3点について質問をしている部分についてのみ御答弁をお願いしたい、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（竹下義章君） それでは、理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 若浜議員さんの御質問の冒頭、市政方針に関連をして私に対する御激励や御指摘をちょうだいをいたしまして、ありがとうございます。それにつきまして一言、お答えをさせていただきたい、このように存ずる次第でございます。

行き届かざる者でございますので、御批判もあろうかと存じます。御批判があれば謙虚に受けとめさせていただきまして、市政執行に誠心誠意努力をしまいたい、このように存じております。今後とも一層の御高配をいただきますようお願いを申し上げまして、御答弁に代えさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 3番（若浜記久男君） 今、批判があれば姿勢を正していきたい、という御答弁をいただきました。それはそれで結構なんです、昨日も申し上げましたように、若干、市民サイドで市長に対しまして非常に苦言があることもありまして、あえてテレビのコマーシャルではありませんが、憎くて言うたわけではございません。1つには、やはり市長が5期目の途中で長い権力の座にあるということの中からやはり弊害があるのかな、という気もいたします。

特に今回の泉北環境の問題についても、これまでもいろんな経過があることは十分承知はいたしておりますが、事前に和泉市の議会の中において、その説明なり考え方の話があっしかるべきではないかと思うわけです。特に代表者会議の中あるいは市長と個人でお話をさせていただいた中においても申し上げたと思いますが、他市の議会の議員さんからそれらについての詳細な内容、それまでの経過について逆にお尋ねになられ、そして、私どもの知らない範囲の中で事が着々と進んでいた、こういうことで非常に和泉市の議会そのもの、市長のワンマンの中で運営されているような批判、そして、議員そのものに対しても、そのような形の中での言われることについては、非常に苦痛そのものであるわけでございますので、言わなくてもいいようなことまでこういう場で取り上げなければならない形になってきたことは、非常に残念でもあるわけであります。

市長も非常に長く議会や行政の中におられ、多くの古い市長のお友だちというか、良き時代の議員さんも少なくなってきました。議会が非常に若返ってきているので、議会はどうにもでもなるんだ、というような認識があれば、変な道をたどらなくてはならんという形になるであろうし、非常に心配をいたしておるわけでございます。

そういうことも踏まえまして、市長がみずから姿勢を改めて、ということでございますので、あえて多くは申し上げませんが、やはり議事に諮らなくてもいいような問題がたくさんあることは承知をいたしておりますが、やはり重要な事項については、議会に意見を求めるぐらゐの気概というか、そういうことがあって当然であろうし、それによって議会との相互理解がうまくいくのではないかという気もいたします。今、5期目の途中でありますので、あえて私が苦言を呈した気持ちを十分改めて考えていただき、市政の執行に当たっていただきたいと申し上げておきたい。私が述べたことを御理解いただきたいと思ひます。

- 市長（池田忠雄君） わかりました。泉北環境の余熱利用の温水プールに端を發しまして御指摘があるということをお聞かせをいただきました。私は、今後とも議会とのコンセンサスを大事に考えておりますので、そういう面で気を付けてやってまいりたいと存じます。

ただ、御理解をいただきたいのは、泉北環境には派遣議会というものがござひます。本市からも5人の議員さんが代表という形で出ていただひております。こういうことで泉北環境議会が成り立っているということの1つの側面があらうかと思ひます。派遣議員さんとの御協議はさせていただきましたが、全体の議員皆さん方には、本会議あるいはいろんなところを通じて絶えず余熱利用のことについて申し上げてまいった経過やつもりがあつたので、議員総会その他が遅くなりましたことについては、今後とも改めさせていただきますと存じます。御指摘をいただひて恐縮をいたしてあります。

- 議長（竹下義章君） 順次、答弁を願ひます。

- 企画調整課長（油谷 巧君） 第3次総合計画はどのような観点から策定をするのか、という御質問につきまして、企画調整課油谷からお答え申し上げます。

第2次総合計画では、御案内のとおり、本市の将来像を「調和と活力のある人間都市・和泉」と定めまして、市民と行政が英知とバイタリティーを結集し、安全で快適に住み、働き、学び、憩う活力と定住力のある都市づくりを推進すべく計画を策定してあります。

第3次総合計画につきましては、平成7年策定を目的に今後、精力的に検討作業を進めていく予定でございます。基本的には、この第2次総合計画の理念を発展的に継承いたしまして、今後の中長期的な社会経済情勢の動き等を展望しながら、和泉市が来るべき21世紀を迎えるに当たりまして、総合的かつ計画的なまちづくりを進めていくのにふさわしい指針たる計画となるよう取り組んでまいる所存でございます。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 次。

- 施策推進室長（辻井正昭君） 施策推進室辻井より御答弁申し上げます。

御質問の桃山学院大学の立地に当たり周辺環境対策としてマイカーの影響、地域住民の反応などはどうか。また、他市の事例を調査したか、という点についてでございます。

桃山学院大学の立地に当たって、昨年12月ごろより隣接する小学校区を中心に町会、自治会単位に大学の移転対策及び工事計画、また、工事中の安全対策に関して御理解と御協力をいただくため、地元説明会を数回重ねました。この中でアクセス道路の整備、駐車場対策等が、地元説明会において論議になったところでございます。

また、他都市の事例調査を実施いたしましたところ、駐車場対策では、都市郊外部の大学では、大学内外に一定の確保はされてはおりますが、都市部では、自動車通学を実施をしているものの、対策に苦慮されている大学がたくさんありました。

現在の桃山大学では、学生の自動車通学につきましては、大学側といたしましては全面禁止をしております。しかしながら、学生がみずから民間駐車場と契約を行い、自動車通学を行っている学生もある中で、大学側としても自動車通学の実態や学生の不法駐車に対し、ガードマンによる巡回、不法駐車学生の呼び出し等指導を行っている、とのことでございます。

本市といたしましても、予想される新キャンパス周辺での学生の自動車通学対策や駐車場の確保を行うよう申し入れをしております、その対策について何回となく協議を行い、大学としても、今後、地域住民に迷惑をかけないよう対策を進めているところでございます。

次に、大学が地域に及ぼすイメージメリットでございます。これについては、何点かあると思います。われわれの段階で考えられますイメージメリットといたしましては、本市における教育学術文化の向上を図るだけでなく、泉州地域において文化系総合大学の立地により、文京都市としてのイメージアップにつながることを。

次に、大学立地に伴い若者が集い、生き生きとした町の創出と活性化が期待され、都市の文化、体育活動の活性化、また、大学が一種の都市施設としての性格を持ち、トリヴェール和泉の都市形成のための1つの文化拠点にインパクトを与えることが考えられます。

次に、大学の教育研究活動が専門的知識教養を地域に公開することによりまして、地域住民の知的ニーズの向上が図れることも考えられます。

さらに、公的団体の審議会への教授の参加、行政への助言提供が得られることなどが考えられるものでございます。

しかし半面、学生が周辺環境にいろいろ影響を及ぼすこともデメリットとして考えられます。これらにつきましては、生活環境の保全及び風紀面の強化については、大学側と連絡を密にししながら、地域住民に迷惑をかけないよう、対策に万全を期してまいりたく存じます。

なお、大学建設中及び開学後における問題課題につきましては、事前に大学関係者と十分調

整を行っておりますが、今後、大学がスムーズに移転、開学でき、地域住民と共存共栄ができますよう、引き続き大学との調整を図っていきたい所存でございます。どうかよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 建設部次長（西岡政徳君） 市営住宅につきまして、住宅課西岡からお答えいたします。

府営住宅の空き家募集の応募率でございますが、前回平成4年11月の募集では、和泉寺田住宅が7.5倍、和泉今福住宅が33.3倍で、毎回、大体5倍から20倍前後と聞いております。ちなみに昨年9月に募集されました新築の和泉繁和住宅では、地元優先分が8.38倍、一般分が10.82倍ございました。

次に、市営住宅の建て替え年次計画の考え方でございます。市営住宅の建て替えにつきましては、従前より一定の取り組みを行ってまいりましたが、昨年6月、国の公共賃貸住宅建て替え10か年戦略に基づきます、大阪府の建て替え促進計画に和泉市の建て替え計画の考え方を盛り込むため、和泉市和泉市営住宅建て替え促進計画の考え方をまとめまして、去る2月23日の建設水道委員会に御報告を申し上げたとおりでございます。

その概要でございますが、市営住宅15団地のうち8団地を建て替え対象といたしまして、国の10か年戦略、これは平成4年度から平成13年度でございますが、その前期に当たります平成8年度までに72戸の建設に着手し、後期の平成9年度から平成13年度に290戸、そして、10か年戦略後の平成14年度から平成19年度に156戸を建設しようとするものでございます。

そして、当面の取り組みといたしましては、平成5年度に基本計画設計、平成6年度に実施設計を行い、平成7年度に着工できるよう、地元調整等の作業を行っていきたく思っております。

次に、建物の概況でございますが、敷地面積や地形等、また、公営住宅建設基準や建築基準法との関係によりまして、3階建てから5階建ての耐火構造の建物を考えております。今後、各団地の基本計画設計時により詳細な検討をしてみたいと思っております。

家賃でございますが、これは今後の大きな検討課題でございます。その算定は、住宅の建設に要した費用から国庫補助金等を除いた額や、住宅の管理に要する費用等を基本として定めることとなっておりますので、現行家賃に比べ相当高くなることが予測されます。今後の家賃決定に際しましてはいろいろな観点から検討を加え、また、最近、建て替えをいたしました近隣各市や、府営住宅の実態も十分参考としていきたく思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 交通公害課長（大塚俊昭君） それでは、次の交通環境保全の自動車排ガスによる大気汚染につきまして、交通公害課大塚よりお答えをさせていただきます。

大気汚染や騒音などの自動車公害に対しましては、関係法令に基づく規制措置がとられ、各種の対策が講じられているものの、近年の車社会の進展に伴いまして、むしろ悪化の兆しが見えていと言われております。大阪府の資料によりますと、平成3年度の府下の二酸化窒素の濃度は、環境監視局115局のうち41局、約35%が環境基準を超えており、大阪市域及其周辺を中心に高濃度が分布し、府下全体で横ばいないし上昇の傾向にあります。

なお、大阪府下での窒素酸化物の排出源といたしましては、工場などの固定発生源より約42%、自動車などの移動発生源より約58%となっております。

このようなことから国や府の自動車排ガス対策といたしまして、交通量の抑制を促すための公共交通機関の整備や共同輸送などの促進、また、自動車そのものの排出ガス規制の強化などやディーゼル車からガソリン車への転換、また、低公害車の普及促進に努めるという施策が具体化されてきております。これらの国・府の施策の推進を図るため、市民、事業者への啓発に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 社会教育部次長（山本 襄君） 5番目の体育館と社会教育について、社会体育課山本よりお答えをいたします。

まず、第1点目の体育館のスポーツ以外の利用でございますが、御質問の趣旨は、社交ダンスのことではないかと思えます。最近、市民の中年あるいは熟年の中で健康増進、体力、技術という観点から、いわゆる社交ダンスが非常に盛んになっております。そういったことで平成5年度からは、われわれも積極的に取り組んでいきたいと思えます。

なお、体育館のスポーツ以外の利用といたしましては、選挙時の開票に使われているということをお知らせしておきたいと思えます。

次に、体育館の冷暖房の件ですが、現在の体育館は、建築されてから10数年経過し非常に老朽化しておりますので、現在の施設の中で仮に冷暖房装置を付けたとしても、費用対効果という面からいきますと、非常に期待ができないということで、将来、建築されるであろう総合体育館においてそういった装置を考えていきたいと思えます。

次に、市民グラウンドの観覧席の屋根でございますが、一昨年ですが、この場で御指摘をいただきまして、以後、検討を続けてまいりました。今後、引き続いて検討を続ける中で、平成5年度で対応できるものであれば、対応していきたいと考えております。

最後に、照明施設の問題であります。付近に花卉栽培の施設がございますので、やはり周辺に与える影響を考えますれば、この問題は、非常に困難であると思います。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 下水道部次長（中野英二君） 流域下水道につきまして、下水道工務課の中野からお答え申し上げます。

最初に、本市の公共下水道、南大阪湾岸北部流域下水道の概要から御説明を申し上げます。本流域下水道は、堺市から貝塚市に至る6市1町、面積約1万1,400ha、人口約55万8,000人から発生する汚水を処理するため、全体計画として流域下水道幹線約5万5,700mと、忠岡町に建設される北部処理場を整備することとし、昭和62年4月から処理場の供用開始を行っております。

流域下水道幹線と処理場は、大阪府で施行されるものであります。

本市の関係いたします流域幹線は、4幹線ございます。まず、1線目の和泉忠岡幹線は現在、春木町まで完成、府道父鬼和気線に布設されております。

2線目として、和泉泉大津幹線（1）は、現在、和泉市立病院のところまで完成、府道泉大津粉河線に布設されるものであります。この幹線の延伸につきましては、大阪府の方に要望しているものであります。

3線目としては、和泉泉大津幹線（2）は、現在、国道26号線まで完成してあります。今後、都市計画道路池上下宮線を通り、伯太地区までの計画となっております。

4線目は、高石泉大津幹線の本市に関係する部分は完成してあります。

次に、下水道事業の促進につきましては、国において第7次下水道整備5カ年計画を策定、平成3年度を初年度とし、最終年度は、平成7年度となっております。国の5カ年計画と合わせまして、和泉市でも流域下水道幹線と整合を図りながら平成3年度からの下水道整備5カ年計画を策定し、現在、事業実施を行っているものであります。

平成4年度の公共下水道事業は、小田町、和気地区、今福地区、寺門町、観音寺町、肥子町、府中地区、富秋町、旭町、幸町、王子町、池上地区、山手町、伯太地区の一部で公共下水道の汚水幹線を中心に整備をしております。一部のところでは、面整備も行っております。

次に、普及率でございますが、平成3年度末時点で本市の普及率は32.8%であり、大阪府下の平均普及率66.8%に比べて大きくおくれております。また、平成4年度の公共下水道の普及率は、34.3%の見込みとなっております。今後、なお一層普及率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 学事課長（着本直幸君） 学校給食関係につきまして、学事課着本よりお答え申し上げます。

3点あったかと思しますので、順次、お答え申し上げます。

1点目の合成洗剤の使用についてであります。学校給食の調理作業等における合成洗剤の使用につきましては、安全な食環境の確保のため、現在、合成洗剤と石鹼を併用使用しております。石鹼については、週3回を目途に使用するよう指導をしているところでございます。

なお、現在、使用しております合成洗剤につきましては、高級アルコール系の洗剤で無リンであり、有害性につきましては、国・府等の公的機関の調査結果からして、通常の使用では、安全であるとされているところでありますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

2点目の冷凍食品、加工食品、輸入食品等の食品添加物についてであります。学校給食は、児童・生徒の健康管理面で直接関係する部分でもあり、常に安全で品質の良いものを選定の上供給するよう心がけております。栄養士を中心に厳選に物資選定を図り、実施をしているところであります。

冷凍、加工食品等の食品添加物につきましても、物資選定の際、天然、化学的合成品を問わず、食品添加物の中で必要不可欠でない限り使用していない食品を選択することを原則としております。例えばかまぼこ、ちくわなどから保存料をなくし、ウインナー、フランクフルトなどから着色料、保存料、発色剤、結着剤を抜いた製品を特別注文をするという方法を講じているところでございますので、よろしく願いいたします。

次に3点目、低農薬の有機農産物の購入の考え方でありまして、できるだけ地元でとれる新鮮で安全なものを供給できないかを検討するため、これまでも献立を立てております。栄養士と地元の生産者グループ、農協代表者と会議を持ちまして本市の生産の状況を聞いたり、学校給食物資として、できるだけ農薬や食品添加物を使用しない物資を選定していける状況など、お互いに情報交換をしております。

しかし、現実の問題といたしまして、小中学校30校ございますので、物資の配送手段、地元小売り業者の問題等がある中におきましては、今後とも調査研究をしていかなければならないと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） 公職選挙法につきまして、選管事務着本からお答えいたします。

公職選挙法の一部改正につきましては、御案内のとおり、昨年末の第125国会におきまして、

10点にわたりまして改正がございました。主なものの1つといたしまして、本市に直接関係いたしますところの選挙公営の拡大が決定されております。これに伴いまして本市での市長選挙や市議会議員選挙などの地方選挙につきましても、国政選挙に準じまして条例に定めることによりまして、選挙運動用自動車の使用とポスターの作成を一定の範囲内において無料とすることができるようになったものでございます。

本市といたしましても法の趣旨に照らし、立候補の機会均等とカネのかからない選挙を目的といたしまして、選挙公営の条例制定は、本年9月を目途といたしまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

なお、選挙用通常葉書の郵送代につきましても、今般の改正で無料とされましたが、これにつきましては法律で規定されましたので、改めて条例化する必要はないものであります。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 3番（若浜記久男君） 先ほど、答弁をいただかなくても結構だ、と申し上げましたので、意見だけを申し上げておきたいと思います。

1つは、泉南線から国道26号線までの昨日、議論されたところでございます。私どももこの交通渋滞については、十分御認識をいただいていることとございますので、あえて多くは申しません。第2次総合計画の重点項目でもあったわけでございますし、私自身も広域都市計画審議会のメンバーということで特に発言もさせていただき、これらの高架化とか地下化あるいはJR絡みの問題もあり、早期に解消しなければならないと思っておりますのでございます。

昨日の答弁では、まだ土地の収容の予備の段階だという面もあったかと思えます。これからの問題であるにしても、第2次総計の中でうたわれたことでもあるので、できるだけ早く解決に向けての御努力をいただきたいと思うわけでございます。

特に泉南線から26号線までについては、4月から国道昇格という位置付けになるとも思うわけでありまして。そうなると、事業主体はどこになるのか、国になるのか、その点について、簡単に結構ですので御答弁をお願いしたいと思います。

それから、第3次総計につきましては、まだこれからということとございますので、あえてここで意見だけを申し上げたいと思います。当然、継続の中身が中心だということですが、特に空港、コスモポリス、新産技研などの関連事業も一定、めども付いてきております。経済効果という中での社会資本の投下も十分その方面に目を向けていただきたいという考え方もあります。

本日の新聞にも載っておりましたが、2008年には大阪オリンピック誘致の声もちらほら聞こえてきております。本市においても来るべき21世紀に向けての何かの記念というか、あるいは

国際レベルの競技ができるようなビッグな施設を考えていただきたいし、盛り込んでいただければありがたいと思います。世界的なもの1つでも本市に持ってきていただき、開催をしていただくという、夢のあることも考えていただきたいと思います。

この件については御答弁は要りませんが、1つだけさきの問題についてお願いしたいと思います。

- 都市整備部次長（中屋正彦君） 泉大津粉河線の国道昇格に関連をいたしまして施行主体がどうなるのか、ということにつきまして、都市計画の中屋よりお答え申し上げます。

御案内のとおり、この4月1日より国道に昇格ということが施行されます。大阪府の見解といたしましては、この都市計画道路の和泉中央線のうちの大阪府の施行区間としましては、府道の和泉大津粉河線との重複区間、国道26号線から国府小学校を經由したいいわゆる和泉中央線と粉河線の分岐点の三差路、小栗街道を越えた地点まで、この国府小学校の横の区間につきましては、50年代に住宅供給社の開発関連という形で既に府が事業主体でやっているという経過の中、残されます泉南線から国道26号線までの区間につきましても、国道昇格以後も継続事業扱いということで府が事業主体として進めるという見解を聞いております。

以上でございます。

- 3番（若浜記久男君） これから進めていっていただくわけですので、本市の事情というものを十分認識をしていただき、国なり府に強く要請、要望をしていただきたい、このように思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それから、次に桃山大学の件でございますが、昨日、この件についても質疑応答もありました。大学を抱える市長の実態調査の中では、余り大きな問題点は出されていなかったようであります。やはり余り問題がないにしても、懸念されることは、マイカー通学の禁止なりの形で対応されるという御答弁がありました。今の学生は非常に裕福ですので、スポーツカーあるいは高級乗用車で競い合っているのが実態であろうかと思えます。スピードも出すでしょうし、学校が禁止をすれば、路上駐車等も増えてくるでしょう。そういう面から考えますと、やはり周辺の迷惑もたくさん出てくるのではないのでしょうか。

また、学生以外にも夜間の暴走族のたまり場とかにもなるでしょう。その面での駐車、環境対策などいろいろあると思えます。学校ができれば、マージャン屋を含め風俗営業等も進出してくるでしょうし、これらを法で規制されている以外は縛るわけにはいかんという面もあるかと思えますが、十分な対応策は、周辺を配慮しながら早期にやっていかなければならないという感じも持っております。

1つだけ大学サイドにお願いというか要請というか、先ほど、メリットの点では、各種審議

会あるいは研究会に積極的に参画をいただくということも言われておりました。私ども議員の中から1つ要望があるわけですが、市民皆さんが、専門の教職員に御相談申し上げたいことも出てくると思います。大学内にそういう相談窓口的なものが設置されれば、もっと身近な開かれた大学になるのではないかと。それらを設置していただくようお願いができないものかと思いますが、その点、いかがお考えでしょうか。

- 企画調整部長（逢野博之君） ただいまの御質問につきまして、企画調整部長逢野からお答え申し上げます。

基本的に御質問の趣旨につきましては、理解をしております。その趣旨を踏まえて学校と十分に協議をいたしまして、できるだけ御期待に沿うよう努力してまいりたいと思います。

- 3番（若浜記久男君） 努力していただきたいと思います。

次の市営住宅の件について、若干、再質問をいたします。非常に府営住宅の応募率が20倍というお話がございました。それだけ多いということは、この条件に合致しない方も含めると、もっと大きな数になるのではないかとこの気もするわけです。絶対数が非常に少ないということです。その意味では、10カ年戦略に基づいてこれから建設を進めていくということでございます。平成8年から13年まで290戸とおっしゃいましたが、それでいくと、平成13年までに362戸を建設される予定ということですので、そうなりますと、実際に今ある市営住宅の戸数からどれぐらい増える形になるのか、その点、お答え願えませんか。

- 建設部次長（西岡政徳君） 平成19年度までの全体で見ますと、284戸を574戸にするわけですので。全体の建て替え戸数が346戸ですので、228戸が増加するということでございます。

- 3番（若浜記久男君） 大体、3階から5階建てということになるのか。先ほど、建築基準法とかおっしゃいましたが、法律に抵触するのですか。今、高層の住宅もよく見かけるわけですが、その辺はいかがですか。

- 建設部次長（西岡政徳君） 一定、建て替えをするにつきましては、62年に建て替え基本構想というものを策定いたしまして、入居者の意向調査並びに2カ所の住宅地域について高層化検討をしてきました。その中で高層化するにつきましては、非常にデメリットが多いということもございました。

と申しますのは、高層化すれば維持管理費が相当高額になり、それが当然、家賃算定の根拠になりまして入居者の負担増にもなります。また、建築基準法とか公営住宅建設基準の中では、日照問題とか緑地を確保しなければならない、あるいは駐車場の確保は別の問題ですが、今後の建設の中では考えていかなければなりませんので、やはり中層が一番適しているのではない

かという観点から3階、5階建てという形、特にこれは地形や面積的な要素もございますので、各団地については、高層化計画の中で検討してきた経過がございます。今後、各団地について、細かい検討をしていかなければならない中、一定、そういう条件を勘案する中では、3階、5階建ての中層が適しているのではないかと存じている次第であります。

- 3番（若浜記久男君） 環境問題、日照問題等もあるかと思いますが、私は逆にこういうふうに思うんです。法律に抵触しない部分については、やはり高層の住宅をお願いしたいということが根底にあります。非常に公営住宅に対する希望が多いわけであります。

また、高齢化社会の到来も含め、3階、5階となりますと、エレベーター設置の基準も強制されなくなっていると思いますので、経費等の面で安くつくからだと思います。しかし、高齢の方が5階まで上がっていくことになれば、しんどい問題だと思います。これからの公営住宅を考える上では、ケア付きの住宅も真剣に考えていただかなければならない問題やないかと思えます。ただ、経費が安いからというだけでは、これからの高齢化社会に対応できません。無責任というよりもサービスが悪いという気もいたします。これは大阪府にもお願いもしていただきたいと思うわけですが、できるだけエレベーター付きの高齢者に優しい市営住宅の建設について意欲的に調査検討をされ、推進をしていただきたいという意見を述べて終わっておきます。

次に、交通公害の問題であります。環境が非常に悪化している、という御答弁をいただきました。これらの対策については、和泉市独自で解決できる問題ではないと思っております。国や業界の問題も非常に大事です。市政運営方針でも「監視の強化に努める」と言われておりますが、監視を強化しても、何の対策にもならないということもあります。月1回のノーマイカーデーあるいは公害観測用のワッペンを付けたり、自転車通勤を奨めておられるとか、そういういろんな施策はとっておられますが、なかなか実績として見えて来ないのではないかと。

こういう問題については、行政が何らかの姿勢を示さなければならないと思います。郵便局やNTTの方にも「公害問題に真剣に取り組んでほしい」と申し上げてきております。その中で低公害というか、公害のない車の導入についてもお話も申し上げてきました、本市においても、公害パトロールカーで回っておられますが、こういう面について検討されたことがあるのか。そういうテストカーというか、これから無公害の車を導入していくという観点に立ちまして情報資料を収集し、検討されたことがあるのか。既に大阪府、大阪市あるいは近隣の市町村でも導入しているところがあります。私も、試乗したことがあります。なかなか良い感じでございます。その点についての検討はどうですか。

- 交通公害課長（大塚俊昭君） 議員さんがおっしゃるとおり、低公害車の普及につきまして

は、国の機関とか地方公共団体で積極的に導入をするよう求められております。交通公害課といたしましては、例えば公害パトロール車に電気自動車を使用するという検討もしております。府下でも約半分の市町が持っておられると聞いてます。近くでは、堺市、高石市が持っておられます。

ただ、難点は、価格が高いこともありますが、充電の設備をしなければいけません。コンセントに差し込むだけではいけません。金額的な問題もございしますが、そのような自動車の格納、即充電等の設備を設けた場所等も必要でございます。今後とも関係各課と相談をいたしまして、導入に向けてなお検討を進めていきたいと考えております。

○ 3番（若浜記久男君） 非常に前向きな答弁で結構かと思えます。全国でも今、この電気自動車が1,600台ぐらい登録されているようです。その車の内容について、若干、私も勉強させていただいております。価格が高いということですが、軽乗用車で250万円ぐらい、乗用車で900万円ぐらいするそうですが、そういうものが導入されることによって、和泉市が公害、排気ガス問題に真剣に取り組んでいる、というイメージアップと啓蒙啓発につながると思います。先ほど、国の指導もある、と言われていました。私が勉強させていただきました中に、地方交付税の特別交付税の中に公害対策用として電気自動車が盛り込んであります。市長、財政が苦しく財布の紐が固いですが、こういう目的がありますので、平成5年度は無理でしょうが、平成6年度には900万円ぐらいの予算を計上し、市のイメージアップにつなげてやろうという気概を持って、前向きに考えていただきたいと思います。この件についての答弁は要りません。

次に、体育館について答えていただきましたが、私の言いたいことは、そこなんです。ダンス愛好者というか、今、和泉市に14団体あるように聞いております。本来、体育館条例に基づいていろいろやられているわけです。選挙のことも言われました。年に1、2回の合同で発表会なりの大会をしたい、と申し込みをされましたが、行政側との意見の食い違いの中で受け付けてもらえなかったと聞いてます。何とか条例の改正をしてもらえないか、ということでした。体育館条例の第1条には、はっきりそういうことをうたっていますので、私は、何ら問題はないのではないかと思います。ダンスそのものがスポーツか文化かという議論もあったようですが、私どもは、ダンスそのものをスポーツと考えております。ダンスのシューズの底も特別なもので床を傷付けることはないということです。近隣の体育館は、生涯体育の一環と位置付けられ、開放されておりますので、その面でぜひ前向きな形の中で御理解をしていただきたいと思います。

もう1つの冷暖房ですが、研修室や会議室には冷暖房がありますよね。体育をやる人にとっては、暑い、寒いということはないと思いますが、観覧席にいる人は非常に寒い。和泉市の選

挙は秋ですが、暑いのは辛抱できますが、暖房の灯油をいれてほしい、と言いましたが、投票用紙が燃えたらえらいことや、という議論になりますので非常に難しいとは思いますが、観覧席に冷暖房をするには相当経費がかかるとは思いますが、そういう面では、十分にけるかなと思うわけでありませぬ。

先ほど、山本さんは「次の施設をつくる時には考えます」ということだ。そういう計画もあるのかと期待もしておりますが、体育をするサイドだけでなく考えていただきたい。今、見るスポーツからするスポーツに変わってきています。特に週休2日制が普及し、余暇時間が増えてきますが、今の体育館に冷暖房を付けろとは、もう申しませぬ。ただ、そういうときには、何らかの配慮をしながらやっていただきたいと思ひます。

市民グラウンドについても同じことが言えると思ひます。今までは、普通の日ではできないので、日曜日に野球をやられていましたが、今、週休2日制になって土曜も日曜もやれるようになってます。ナイター設備については大きな問題にはなっておりませぬが、今まで申し上げてきたように、今後の検討ということもあります。近隣の農家の方々あるいは住宅の方々の反対もあると聞いておりますので、無理押しをすることはできません。この件については、今後の課題にしておきます。

これは野球の連盟を通じてお話しは届いていると思ひますが、なかなかフィードバックがないので、やはり公の場で申し上げておきたい。暑い中で観覧していると日本脳炎や、急に雨が降ってきたらどうする、というような心配も多く出されております。経費としては、余りかからないと思ひます。平成5年度は無理やが、6年度には、というお話もあります。この問題についてもひとつ早い時期に、ということをお願いをしておきたいと思ひます。この件についても、私の一方的な発言に終わっておりませぬ。

それから、公共下水道については、時間も迫ってきていますので簡単に申し上げますが、平成4年度の34%から5年度には大きく伸びているわけでございます。これも桃山大学、緑ヶ丘関係のことでこれだけの大きな伸びだと思ひます。いずれにしても大阪府の67%、京都や兵庫の57%という普及率から見ると非常に低いわけでございます。何回も申し上げておりますが、こういう地味な公共下水道の社会資本投資は、これからどんどんしていかなければなりません。大阪府でも、北摂の中には100%というところもあります。和泉市でも、たとい1%でも0.1%でもより多く普及していただきたいという気持ちでございます。

特にこういう事業は、一朝一夕にはいきませぬ。膨大なカネもかかるということは十分認識をしております。その意味では、幹線工事をされ、枝管をやられる周辺では、すぐに取りれるようなところもあるわけだ。いろいろな問題もあるでしょうが、置いていかれる可能性もありま

す。そういう面では、また掘って、また掘って、という感じになります。その周辺はできるだけ同時施行ができるように、それらの意見も吸い上げながら進めていただきたい。頑張っていたいただきたいということを申し上げて終わっておきます。

それから、給食関係につきましては、合成洗剤は余り使っていない、厳選され、安全に使っているということでした。できるだけその方向を進めていただきたい。ただ、ある学校においては、地域と学校、教育委員会が一緒になって生産者の皆さんと無農薬栽培に取り組み、立派な学校給食運営をやられているところもたくさんあります。検討もされていると思いますが、一定、進めていただきたいと思います。

これはいろんな民間の団体の中でも野菜づくりに励んでおられるところもあります。しかし、大きな規模になるので、全部を賅うことにはならないと思いますが、いろんな形で今後の検討課題として新鮮な野菜づくり、そして、子供たちに与えるという考え方を持っていただき、これからもいわゆる情報公開という形で進めていただいたらありがたいと思います。

特にこの件について多く申し上げるつもりはありませんが、中学校の給食制度について、止めなさい、変えなさい、ということではなく、私自身の考え方を少し披露したいと思います。

今、小学校は別にして、中学校の給食制度というものは、これから平等に同じものを画一的に与えるということではなく、本人に選ばせるというか、皆がカレーライスが好きならそれでもいいですが、パン食とか米飯などいろんな手が込んだものがあるでしょうが、弁当持参も含まれますが、同じ仲間の勉強会では、そういう考え方をする時期にきているんじゃないか、ということもあります。中学生に選ぶ権利というか、つくる楽しみ、食べる楽しみという点で選択をさせる面もあっていいのかということもあります。これは私のひとり言ととらえていただいて結構ですが、そういうことでこの件については終わります。

多くのメニューで十分な議論ができなかったんですが、最後に、選挙法の改正がされました。一番早いのは市長選挙になるわけですが、公費負担拡大ということで葉書が無料になり、自動車が運転手込みで1週間分ただになりましたが、これも条例の定めるところにより、となります。この条例制定をいつの段階でされようとして要るのか。本市では、まだ先になるようですが、それは結構ですが、条例制定の中に選挙の告示に入る前に、どういう表現をすればいいのか、事前ビラというのか、選挙のためのポスターがありますね、それを選挙の前から張られる人もあります。当然、警察が警告もされるでしょうし、選挙違反になるので取り外さなければならぬと思うんです。それでも、選挙が終わっても張っているポスターをよく見受けます。この事前のポスターそのものを条例で規制することが可能なかどうか。それを条例に含めることができるのかどうか、その点の御答弁をお願いしたいと思います。

- 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） ただいまお聞きした件につきましては、政治活動用ポスターかと思えます。本来、政治活動につきましては自由ということでございます。ただ、選挙運動期間中、それらにわたるものにつきまして、選挙の種類あるいは内容によっては、禁止されているものもございます。また、その他の法令等に抵触するものも当然、禁止されるものもございます。さらに、合法的なものでございまして、期限の過ぎたものにつきましては、違法とされるのは当然のことかと思うわけでございます。

今のところ、公職選挙法及び同施行令によりまして細かく禁止規定もございまして、したがって、法律を上回るような規制につきましては上位法優先の原則もございまして、無効とされることもございますので、今後、十分研究をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

- 3番（若浜記久男君） 時間がきていますので終わりたいと思いますが、今の問題については、違反ということがはっきりしておりますし、警察の警告も当然あると思っておりますので、これを条例で縛ることは難しい部分であろうと思っております。今後、十分検討していただき、次の条例制定を出されるとき、また、質問もさせていただきたいと思っております。これで終わります。ありがとうございました。

-
- 議長（竹下義章君） 終わりました。

次に、13番・柏富久蔵君。

（13番・柏富久蔵君登壇）

- 13番（柏富久蔵君） 13番・柏です。通告に従って、一般質問の趣旨説明をさせていただきます。初めての経験でございますので、さきに一般質問をされた5人の先輩議員の質問と一部重複する点があるかと思っておりますが、今さら変える余裕がないので、お許しください。

私は、昨年9月の市議会議員選挙後、初めて一般質問をさせていただくことになりました。現在、何分いろいろ勉強中であり、素朴なお尋ねもさせていただくかもわかりませんが、理事者各位におかれましては、誠実なお答えをさせていただくことをまずもってお願いをしておきます。

今、和泉市は20万都市を目指し、いろんなプロジェクトを掲げ、積極的にまちづくりに取り組んでおられることに敬意を表するものであります。私が生まれ育ったのは旧信太村でありまして、昭和35年、お隣の旧八坂町と一緒に和泉市に編入、合併されております。以来30数年間、お隣の旧八坂町は環境改善事業を精力的に実施され、まさに生まれ変わる町として、整然とした町並みが完成されようとしています。下水道、公園、保育園、青少年センター、診療所、浴

場、今、建設中のデイサービスセンター等、あらゆる公共施設が完備した立派なまちづくりを推進してこられた市長初め市の皆様の並々ならぬ御努力の成果だと敬意を表します。

しかし、昭和35年、一緒に合併した信太村はどうですか。下水道はもちろん、公園もあちこち探して見ましたが、全然見当たりませんでした。子供たちは、路上、駐車場で遊んでいる始末です。旧信太地区内にあるのは、ごみ焼却場と火葬場です。この問題は後日の研究課題として、本日は、下水道、公園、道路問題、そして、待望の唯一の公共施設として事業が進んでいます温水プールについて質問をいたします。

この4つの項目の前に、1つ、市長に対してお尋ねをいたします。今年の市長の市政方針の冒頭に、「こうした画期的な年に市政をあずかる私は、みずからの責任の重大さを痛切に受けとめ、『調和と活力のある人間都市・和泉』のまちづくりを目指し……」とありますが、市長がおっしゃる「調和」とはどういうことを言うのか、ということです。私は今回の一般質問に当たり、旧市街地と、過去20数年来、急速に開発されてきた各団地その他の新市街地との格差について痛切に感じました。お答えをお願いします。

それでは、道路について質問をさせていただきます。道路や鉄道は、交通手段としての機能を果たすものではなく、都市の骨格を形成し、土地利用のあり方を方向付け、市民生活の利便性と快適性の向上を図り、産業の活性化を促すため、広域幹線道路を中心に都市幹線道路や地区幹線道路とのネットワークに努めるとともに、効果的で安全な交通体系を確立する必要があります。

大阪岸和田南海線と大阪外環状線の整備を横軸に、縦軸の都市幹線、地区幹線道路とはしご状の道路体系を整備することにより、安全かつ効率的な道路交通体系の確立を目指していくよう、和泉市総合計画の交通体系構想でうたわれております。また、それを受け和泉市総合計画実施計画によると、大阪岸和田南海線の整備事業は、和泉市中央線から岸和田市域までが完成しており、今後は、地区内1号線から地区内8号線の間を整備目標に挙げられております。

そこで、お尋ねします。大阪岸和田南海線用地の先行買収はどのくらいされているのか。和泉中央線から高石市域間についてお尋ねいたします。そして、それは全体の何%に当たるのか。また、その先行買収している土地は、おおむねどのあたりに存在しているのか。信太校区周辺の用地も先行買収に含まれているのかどうか、お伺いをします。

また、大阪岸和田南海線は、大阪府施行の道路と伺っています。用地買収などは、府と市が協力してやっていかれるのだと思いますが、今後、どの方面から着手をしていこうとされるのか。整備に係る基本的な方針をお尋ねをいたします。

次に、公園の整備についてお尋ねをいたします。「調和と活力のある人間都市・和泉」を基

本テーマに、和泉市総合計画第1章「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」の第1節で「公園・緑地の整備」が挙げられています。それによりますと本市における公園の整備状況は、昭和59年当時で市民1人当たり2.53㎡しかなく、全国的な公園整備基準よりかなり低いことが明記されております。トリヴェール和泉では、公園・緑地空間が全体の11%確保されることにしてあり、これとの関連においても、今後、既成市街地における公園整備をさらに計画的に進める必要があると強調されております。

今年の市政運営方針でも「公園は、都市における人々の心に潤いと安らぎを与え、その都市の活力を生み出す上でも欠くことのできない重要な役割を持っている」と述べられております。つまり、市政方針でも市の総合計画でも、都市生活における公園の重要性を強調されております。とりわけ公園・緑地は、人々の心に潤いをもたらす公共空間であるということは、私も全く同感であります。

そこで、お尋ねをいたします。総合基本構想では、59年当時は、市民1人当たり2.53㎡が整備されているが、その後の10年の間にどれだけ整備水準が上がったのか、お答え願います。

2点目は、現在、公園は何カ所計画決定されており、何カ所整備済みなのか。また、国の整備水準との格差はどのぐらいか。整備済みは、面積に置き換えて何%になるのか。そして、計画決定済みの全体面積を市民の心に潤いを与える場に完成するのはあと何年ぐらいかかるのか、お教えいただきたい。

合わせて、信太校区に公園の整備計画は何カ所あり、その面積と整備状況をお尋ねをいたします。

次に、質問事項3点目の温水プールについてお尋ねをいたします。この件につきましては、去る4日、市議会開会の午後、全員協議会において市長より、和泉市長並びに泉北環境整備施設組合管理者という立場で詳細な説明を受け、その御苦勞に対し敬意を表する次第であります。

そこで、一定の理解をさせていただいた上で、ぜひとも目標年度に向けて完成をお願いいたしたく、私は、次の点についてお尋ねをしたいと思っております。

まず第1点目に、余熱送水管の埋設については、新たに築造される大阪岸和田南海線に埋設されると聞いておりますが、恐らく温水での送水であろうかと思っております。その安全性に問題はないのか、お尋ねをいたします。

2点目は、温水プールの駐車場ですが、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

3点目は、管理運営についてどのように考えておられるのか。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

次に、公共下水道の整備について。清潔で美しい町は、市民生活の快適性を高めるだけでなく、人の心にゆとりと安らぎを与えます。それには、まず、都市の基盤づくりの柱として下水道の整備が挙げられます。本市の下水道は、かなり積極的に促進が図られているように思いますが、大規模なプロジェクトを中心とした下水道整備に重点が置かれているように伺えます。例えばトリヴェール和泉の開発整備とか、コスモポリス事業のための下水道整備事業とかであります。

市民が豊かで快適な居住空間を満足するためには、大規模な事業の谷間にある旧市街地の下水道整備にも力点を置いていただく必要があるかと存じます。昨年の市長の市政方針演説では、公共下水道の整備は、南大阪湾岸北部流域下水道の幹線整備と合わせ、市街化区域の北部から整備を図り、また、下水道事業の認可区域の拡大を行い、もって快適な住環境の整備に努めていきたい、とされております。

そこで、お尋ねします。現在、本市の下水道普及率と大阪府下全域の普及率は何％か。昨年と今年の市政方針にありました事業認可区域の拡大とは、どのあたりを面積で幾らぐらい拡大したのか。また、そのため何％普及率が向上したのか。国における7次5カ年計画の期間中、本市の投資総額、面積、普及率は何％向上したのか、お尋ねをします。

4番目は、本市の公共下水道整備に係る具体的な実施計画が策定されているのかどうか、お伺いをいたします。

5番目、公共下水道の整備は、事業認可を受けないと施行できないと聞いております。聞くところによると、信太校区のほとんどと池上校区は含まれていないようです。昨年の市政方針では、市街化区域の北側から順次、整備をしていく、としながら、市域の北部が欠落していますが、これはなぜか。そして、いづろ事業認可区域に入れてもらえるのか、その見通しをお尋ねいたします。

以上、4項目について理事者の誠意あるお答えを要求します。お答えによっては、自席での再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 柏議員さんからの御質問の冒頭、市長に対するお尋ねがありましたので、4点について総括的な端的な御質問であろうかと存じますので、私よりお答えを申し上げます。

「調和と活力のある人間都市・和泉」は、御案内のとおり、第2次総合基本構想のテーマであるわけであります。こういうことにのっとりまして、10カ年戦略として、今日まで営々として行き届きませんが、行財政を執行してまいったところであります。

ただ、端的に申し上げまして、85.5平方kmという広大な面積を有する本市の調和をどのようにとっていくのか、これは大きな命題であるわけでありまして。確かに議員さんが御指摘の信太校区につきましては、まだまだこれからであるわけでありまして、山間部と市街地の調和をとるといふことの今日的な課題として一生懸命にやってみてまいったわけでございます。

その中でやはり御指摘をいただいております北部の信太校区あるいは横山校区を中心とする山間部の発展がおくれておりますことは事実でありまして、それなりにどのようにして調和をとるか。「調和」とは何かと言いますと、御指摘のようにバランスだと思えます。その意味では、85.5平方kmという広大な面積の中でどのようにして調和をとっていくか、これからの大きな課題と受けとめております。

したがって、個々のそれぞれの施策につきましては、今後、努力をする、という御答弁をさせていただいておりますが、全般的にはありません。どうしてもおくれていふところがあるのは事実でございます、これからの重点というか、北部地域並びに山間部地域につきましては、今の第2次総合計画ではなかなか追いつかない問題につきましては、第3次総合計画を平成7年に策定をするわけでございますが、これから準備に入っていくわけでありまして。こうしたおくれをどのように取り戻すか、全市的な調和をとっていくかが、第3次総合基本構想の大きな課題だと承知をしております。現行、今、やれることはやっていく。そして、第3次総合基本構想に基づいて着実な1つの歩みをさせていただかなければならない。それが本当の調和をとる道だと思っております。

御指摘をいただいておりますおかれていふ点は、私たちは肝に銘じております。今後、そうしたもろもろの施策に向けて調和をとらせていただきたい、このように存じますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 用地第一課長（奥野義一君） 大阪岸和田南海線の先行買収状況と、2点目の先行買収をしているのはおおむねどの場所か。また、信太校区がこの先行買収地域に含まれているか、の御質問につきまして、用地第一課奥野よりお答えいたします。

まず、大阪岸和田南海線の先行取得の概要につきまして簡単に御説明いたします。総延長は6,020m。そのうち和泉中央線から岸和田市境までの約1,550mは、既に供用開始をしております。また現在、大阪府が府道松原泉大津線から高石市境までの約2,900m間を買収中で、約50%強を買収済みと聞いております。残る4,180m区間の松原泉大津線から和泉中央線につきましては、大阪府と和泉市間で先行取得の基本協定と交渉委託契約を結び、買い取り申し出があれば、建物等を除き土地の先行買収を行っているところでございます。

まず、1点目の先行取得の進捗状況でございますが、現在、56筆、1万7,119㎡でございます。買収面積比率は、全体の測量が終わっていないため確定ではございませんが、約19%となっております。

2点目の先行買収をしているのはおおむねどのあたりか、ということでございますが、聖神社下がりの信太3号線から池上下宮線間の環境改善整備周辺区間約720m、31筆、7,514㎡を買収済みでございます。

また、信太校区が先行買収地域に含まれているか、との御質問でございますが、先に述べましたとおり、先行買収協定区域内でございますので、含まれております。参考までに申し上げますが、平成4年度も王子町南側で3筆を契約しております。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 都市整備部理事（中野義裕君） 続きまして、大阪岸和田南海線の今後の整備区間、整備に係る基本的方針につきまして、都市整備部中野よりお答えいたします。

ただいまお答えがございましたように、本路線につきましては、本市の両端部が完成あるいは事業中でございます。その間の和泉中央線から松原泉大津線までの区間が未整備区間となっております。その延長が約4.2kmでございます。この未整備区間につきましては非常に長うございますため、未整備区間を一定の区間に限って整備を進めていく必要がございます。当面の整備区間といたしましては、現在、環境改善整備事業あるいは都市計画道路池上下宮線の事業を進めております地区の周辺区間並びに和泉中央線から泉大津阪本線までの区間が考えられております。

その理由といたしましては、環境改善整備事業の周辺区間につきましては、1点目として先ほどもお答えがございましたように、用地の先行取得が一定、進んできているということでございます。

また、2点目といたしましては、環境改善整備事業との関係、特に現在、整備が進められております地区内道路と合わせまして道路の取り付けあるいは接続などで、大阪岸和田南海線を推進する必要があり、また、現在、整備中の池上下宮線の道路とのネットワークを形成する必要があるという点であります。

また、和泉中央線から泉大津阪本線の区間につきましては、大阪岸和田南海線の和泉中央線から岸和田市境に向けましては既に供用されておりますため、これに続く区間として整備を急ぐ必要がございます。

また、和泉中央線につきましては、昨日も御議論がございましたように、現在、病院の前か

ら井ノ口の交差点あるいはJR阪和線の踏み切り等で交通混雑がしております。さらに、中央線につきましては、現在、トリヴェール和泉まで事業中でございます。今後、一層交通量の増加が見込まれる区間でもございます。このように交通量の分散化を早急に図る必要があるといった点が重要でございます。

道路の整備区間につきましては、こういった交通混雑の緩和など整備の緊急性、道路の沿線や周辺での開発の動向、道路のネットワーク、道路の整備効果あるいは補助金導入などの見通し、用地取得などの整備の熟度等を総合的に勘案の上設定されることとなります。本市といたしましては、ただいまお答えいたしました区間の早期事業化につきまして、事業主体であります大阪府と調整協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 2点目の公園設置状況につきまして、公園課田中より御答弁申し上げます。

昭和59年以降平成4年4月の本市公園の整備水準については、現在、和泉市で都市計画決定されている公園は、児童、近隣、地区、総合公園を含め64カ所、約174haであり、そのうち45カ所、約54haの公園が供用開始されている状況であります。また、それ以外に91カ所、約9haの民間宅地開発で生み出された公園があり、その総数は136カ所、約63haとなっております。ちなみに市民1人あたりに換算いたしますと4.33㎡となっており、昭和59年の2.53㎡と比較いたしますと、約1.7倍の伸び率となるものです。国の平均水準値と和泉市の整備水準値を比較いたしますと、平成元年度の調査では、和泉市で1人当たり約4.3㎡、全国平均では約5.8㎡となっております。

次に、都市計画決定済みの公園整備についてですが、最近の公園整備に対する国の財源措置は非常に厳しいものがあり、昨年度末、児童公園においても一部を除き国の補助金が打ち切られるなど、ますます整備進捗が厳しい状況となっております。このような状況の中で、計画決定の残面積を整備するには、現在の補助事業ベースで考えますと、まだ相当な年数がかかるものと思われま。

なお、最後になりましたが、信太小学校区では計画決定公園はなく、その他の公園といたしまして1カ所、約2,800㎡の公園が計画配置されております。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 企画調整部次長（井阪和充君） 3点目の温水プールにつきまして、施策推進室井阪より御

答弁を申し上げます。

温水プールの建設につきましては、先日の全員協議会におきまして御説明を申し上げましたところでございます。泉北環境整備施設組合の舞町ごみ焼却場の新炉建設に当たり地元住民から要望が出され、それを受けまして泉北環境整備施設組合が建設に向け取り組んできたものでございます。

建設場所につきましては、大阪府の御高配により府営北信太住宅の一部を利用させていただき、建設することになってございます。

先生が御質問の第1点目でございますが、先生が申されますとおり高温水でございますので、送水管の埋設につきましては、地元住民が不安を抱かないよう安全性に十分留意の上、設計及び工事施行を行っていかねばならないと考えてございます。

2点目の駐車場の件でございますが、大阪府から温水プールの建物敷地と合わせまして、一定のプール用駐車場敷地もお借りできるようお願いを申し上げているところでございます。

なお、それ以外として、私どもで考えておりますのが堺泉北有料道路松原 泉大津線の高架下の用地を借用できますよう、関係機関に働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

3点目の管理運営の点でございますが、具体的な運営方法につきましては、3市間の合意ができ、和泉市が正式に事業主体になりましてから段階的な検討に入りたいと考えているところでございます。

他市の事例を紹介いたしますと、泉南清掃組合の温水プールにつきましては、平成3年度の場合、1年間に265日開館されているようでございます。入場者数は、6万4,000人とお聞きをしております。入場者収入が約250万円。これに伴います運営経費でございますが、人件費、光熱水費等で約6,500万円とお聞きをいたしております。御参考までに申し上げさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。同じような答弁をしないよう簡単に願います。

○ 下水道部次長（中野英二君） 4点目の公共下水道につきまして、下水道工務課中野からお答え申し上げます。

まず第1番目、和泉市及び大阪府下平均の下水道普及率につきましては、平成3年度末時点では和泉市の普及率が32.8%、大阪府下の平均普及率が66.8%となっております。大阪府下でも泉州地域、南河内地域は、特に普及率の低い地域となっております。

2番目の事業認可区域の拡大についてお答えいたします。平成4年度では、事業認可区域の変更を予定しておりましたが、市街化区域及び市街化調整区域の一部見直しに伴いまして公共

下水道の都市計画決定区域の変更を行いました。これらの作業等もあり、先生が御指摘の事業認可区域の変更はしております。

平成4年度では、公共下水道の都市計画決定区域の変更を2回行っております。1回目の変更は、市街化区域から市街化調整区域への逆線引きに伴う上代町ほか17地区、面積にして約33haの削減と、線引き制度との整合を図る区域として、下水道計画決定区域に含まれていた上代町ほか2地区の市街化調整区域部分、面積にして約29ha、合わせて約62haを削減しております。

2回目の変更は、府下一斉に線引きの見直しによる市街化調整区域から市街化区域へ編入いたしましたコスモポリス区域ほか7地区、面積にして約148haを下水道の計画決定区域に編入拡大し、面積約2,196haに変更する法手続を現在、行っております。

事業認可区域の変更につきましては、都市計画決定区域の変更個所も含め検討の上、平成5年度後半に大阪府、建設省に要望していきたくと考えております。

次に、3番目の国における第7次下水道整備5カ年計画、本市の投資総額、整備面積、普及率等についてお答えいたします。国における第7次下水道整備5カ年計画は、平成3年度を初年度とし、最終年度は、平成7年度となっております。国の5カ年計画と合わせ、本市でも流域下水道幹線と整合を図りながら、平成3年度からの5カ年計画を策定しております。この5カ年計画における本市の投資総額は約115億円、整備面積は約432ha、普及率は約21.5%の予定となっております。

4番目の本市の公共下水道整備に係る具体的な実施計画が策定されているか、という御質問につきましてお答えいたします。先ほど、申し上げましたとおり、国の第7次下水道整備5カ年計画に合わせまして、本市でも平成3年度を初年度として5カ年計画を実施しております。

5番目、公共下水道の事業認可についてお答えいたします。信太校区のほとんどは、流域下水道幹線高石泉大津幹線の区域となっており、この流域幹線の施行のおくれから、信太校区のほとんどが事業認可を受けておりません。しかし、この流域幹線高石泉大津幹線の本市に関係する部分は平成4年3月に完成しており、地理的な条件も含め岸和田南海線から海側の区域とその他の区域を含め、事業認可について大阪府、建設省へ要望していきたくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

- 13番（柏富久蔵君） 道路について再質問をさせていただきます。

最初に、池上下宮線を境にして北へ高石市境までと南へ中央線までは、どちらの方がより多く買収されていますか。それから、その区間の距離はどのぐらいですか。

- 用地第一課長（奥野義一君） お答えいたします。

池下から北と南の中央線の買収状況ですが、松原泉大津線から池下までの間、延長が1,840m、買収面積は1万474㎡でございます。筆数は、47筆でございます。

それから、池下から和泉中央線までの部分は2,340m、6,645㎡、9筆となっております。

以上でございます。

- 13番（柏富久蔵君） 同じ和泉市でありながら、府道泉大津松原線から高石市境までの区間が大阪府の買収であり、残りの区間は和泉市が買収するのか。

それから、現在、供用している岸和田市境から和泉中央線までは、どちらが買収したんですか。

- 用地第一課長（奥野義一君） 本来、府道ですので、大阪府が用地交渉をすべきですが、本市といたしましては、この区間を促進をするということからいろいろ府と協議をした結果、用地取得に協力することにより事業促進を図れるものでございますので、よろしく御理解くださいますようお願いいたします。

それから、中央線から岸和田間については、大阪府が用地買収を行いました。

以上でございます。

- 13番（柏富久蔵君） 4番目の答えの1つに、環境改善整備事業や池上下宮線の事業を進めている地区の周辺の用地買収、そして、整備事業化のめどが立ったとして、その時点で先ほどお尋ねした池上下宮線を境にして、その周辺では、どちらの方がどれだけ多く整備のめどが立っていますか。

- 都市整備部理事（中野義裕君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしました、現在、大阪府と事業化を協議しております。環境改善整備事業等を進めております地区の周辺並びに中央線から泉大津阪本線までの区間、こういった区間の整備に一定のめどがついた段階で、次の整備区間について事業主体であります大阪府と協議の上、その整備区間を決めることとなります。したがって、現時点でそういった区間がどのようなのか、ということにつきましては、まだ言えるような状況ではございませんので、よろしく御理解賜りたいと思います。

- 13番（柏富久蔵君） 今のお答えではちょっとわかりかねるんです。環境改善整備地区内の池上下宮線の付近では、どれぐらいの計画になっているか、お教え願いたいと思います。

- 都市整備部理事（中野義裕君） 環境改善整備事業等の関連で進めている区間がどのぐらいか、どのあたりか、という意味合いかと思っておりますので、お答えさせていただきたいと思っております。

- 13番（柏富久蔵君） そういうことではなく、池上下宮線を境にしてどの程度地区内の買収予定があるか、ということです。

- 都市整備部理事（中野義裕君） ですから、環境改善整備事業に関連をしている区間がどの区間か、ということによろしくお願いします。環境改善整備事業に関連しております地区周辺というのは、現在、地区内で整備を進めております地区内1号線から8号線までの道路の地区の周辺ということでございます。

以上でございます。

- 13番（柏富久蔵君） もう次にいきます。現在、事業認可を受けている区域はどこですか。多分、ない、というお答えでしたが、そうすれば、どこからでも事業認可が申請できるのですか。

- 都市整備部理事（中野義裕君） 現在、事業認可を受けております区間は、先ほど、お答えいたしましたように松原泉大津線から高石にかけての区間、本市域内では約290mの区間につきましては、事業認可を受けてございます。

以上でございます。

- 13番（柏富久蔵君） 今までのお答えを聞いてみると、どうも和泉中央線より池上下宮線までと、それより北の泉大津松原線の方が事業がしやすいことはわかりますが、現在、泉大津松原線より北側の方が買収済みが50%ということであり、ここにつなぐ方が早いと思いますが、いかがですか。

- 都市整備部理事（中野義裕君） お答えいたします。

確かにお示しの区間につきましては、一部建物が建っていない部分もございます。しかしながら、建物が多いか少ないかということのみによりまして次の事業区間を定めるものではございません。整備の緊急度なりいろんな要素、要因がございます。そういった点につきまして、大阪府と総合的に協議調整をしながら次の事業区間を決めることとなります。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 13番（柏富久蔵君） 現在、和泉中央線からJR阪和線までは非常に混雑していると思います。JR阪和線の沿線道路では、多かれ少なかれ、すべて混雑しております。和泉中学校前の道路、信太山南2番踏み切り、北信太南1番踏み切りは、毎日、混雑しています。

お答えの和泉中央線より松原泉大津線までの部分が先に開通すれば、当然、車の流れは北へ北へと向かってくるはずですが、そうなれば、混雑しているJR沿線の東側1号線、府道と泉泉南線がどうなるか、予想しなくてもわかります。ただいまのお答えでは、池上下宮線の環境改善事業地区内では互い違いになったT型になると思います。そのまま和泉中央線より泉大津阪本線の方へ向かうと考えていいんですか。

- 議長（竹下義章君） いろいろ調整の部分もあろうかと思いますが、一般質問の途中であ

りますが、ここで、お昼のため1時まで休憩をいたします。（正午休憩）



（午後1時00分再開）

- 議長（竹下義章君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。

なお、一般質問は一问一答にならないよう、要領よくしていただきますをお願いいたします。

それでは、柏議員の質問に対し答弁を願います。

- 都市整備部理事（中野義裕君） 柏議員さんの御質問に対しましてお答えを申し上げます。
大阪岸和田南海線につきましては、松原泉大津線から高石市にかけてが事業認可を得まして事業中でございますので、この区間の整備状況も見極めながら、議員さんの御指摘の御趣旨も十分踏まえまして府と協議を進めてまいりたい、かように存じておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

以上でございます。

- 13番（柏富久蔵君） ありがとうございます。未熟で皆様方に御迷惑をかけました。そこで、私は意見を申し上げたいと思います。

冒頭、申し上げましたとおり、旧信太地区は、公共投資の集積の度合いが極めて低く、何か立派なものが設置されないか、と以前から要請されております。このことは、私が選挙を通じ、また、市議員にさせていただいてから本当に実感いたしました。

この岸和田南海線は、現在、鳳高校下がりの道路まででき上がっており、そこから南へは、これからの課題だと思います。たまたま、私の知り合いに府の土木部に勤めている人がおり、種々、相談を申し上げたところ、大阪岸和田南海線は、堺との境界から和泉市の縦軸の都市幹線道路の池上下宮線との連携を図るのが肝要であると聞いております。私は、この話と先ほどのお答えを聞き、大いに意を強くしたものであります。このことは、市の総合計画の交通体系の構想の考え方にも一致するものであります。今後、おこなわれている信太校区の基盤整備のために強く要望します。

これで道路問題を終わります。

次に、公園ですが、まず第1点、1カ所2,800坪の公園があると聞きましたが、気が付きませんでした。その場所を先に御答弁ください。

- 都市整備部次長（田中武郎君） 信太高校の南側に面したところでございます。
- 13番（柏富久蔵君） 全然気が付きませんでした。あれは和泉市やったんですね。すみませんでした。ただいいただいたお答えにもありますように、計画決定されている公園の整備す

ら相当かかるだろうということです。まして、公園の計画決定のない信太校区では、いつつくっていただけるか見当も付かない状態にあります。

旧信太村の中に鶴山台団地ができておりますが、私は、先輩議員にいろいろ伺いました。鶴山台団地は、昭和40年代後半にはほぼ完了しましたが、計画決定当時の議論では、新旧市街地の整備水準の格差が将来、必ず出てくる。これをどうするかについて議論があったと聞いております。これは現在のトリヴェール和泉と旧市街地との関係でも、いずれ起こってくる問題だと思えます。現実に信太地区と鶴山台団地の間では、それが事実として現れております。

私が言いたいのは、鶴山台団地ができて20数年たっている今日、その間に新旧市街地の基盤の格差を是正しよう、なくしていこうという努力がどれだけなされたか、疑問に思います。つまり、周辺整備考え方が欠落しているのは、この公園の問題もその1つと言ってしかりではありませんか。

そこで、現在の公園計画を見直す考えがあるのかなのか、お尋ねします。

- 都市整備部次長（田中武郎君） 先ほどお答えいたしましたとおり、計画決定している公園の整備進捗も非常に難しい状況となってきております。現状においては民間開発、特に大規模開発の進出の時点において、市も積極的に周辺市街地を意識し、公園・緑地の整備を強く指導してまいりたいと考えております。また、現在の公共空間や、それに準ずる社寺境内の有効利用並びに遊休地等の実態も把握し、今後、検討していかなければならない課題だと考えております。

御質問の計画公園の見直しについては、現在、計画決定済み公園の整備進捗がおこなわれている状況を踏まえる中では、非常に難しい状況であります。計画決定済みの公園をできる限り早期に開設できるよう努力するとともに、先ほど申し上げましたように、民間開発の際の指導も含め対応していきたいと存じますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 13番（柏富久蔵君） 旧信太地区には、潤いと安らぎがほとんど望みないということがわかりました。

もう1点、私たちが小さいとき、葛の葉神社で缶蹴りとか野球の三角ベースでよく遊んだものですが、今の子供は、そんなものを余り見かけません。公園の代替地として神社やお寺の境内とおっしゃいましたが、それらに交渉していただいたことがありますか。和泉市のどこでも結構です。あれば、教えてください。

- 都市整備部次長（田中武郎君） 現在、神社仏閣というところの土地を借りながら、児童公園あるいは自動遊園を含めまして公園として利用しているところがございます。ただ、今の時点で新たにというところまでは動いておりませんので、よろしくお願いを申し上げます。

- 13番（柏富久蔵君） 早急にその方面についても御検討をお願いいたします。どうもそういう方向でしか子供が遊んだりするところがないようですので、できるだけ神社やお寺などに交渉してください。黒鳥山公園とか松尾寺公園というような大きなことはお願いしませんから。もう1つ、公園整備に関連をしてお尋ねします。私の手元に舞町町会長からの要望書があります。内容は次のとおりです。

舞町には子供たちが遊べる広場はなく、昼間、空いている駐車場で遊んでいて、持ち主にしかられるところをよく見かけます。

なお、近年の高齢化社会の中でお年寄りも増えておりますが、老人の方々が体を動かす場所もありません。しかし、隣接する高石ハブ地区には広場があり、子供たちが球技をしたり、老人がゲートボールを楽しんだりしていますが、舞町は仲間入りを許されないようです。したがって、私たちとしては、舞町のみならず地域住民が利用できる公園、広場の整備を望むものです。

最近、聞き及んだところでは、府営北信太住宅の建て替え計画があり、その敷地を府道岸和田南海線が通り、一部北西側部分が分断されると聞いております。すなわち、この用地を公園、広場等地域住民の憩える場として整備いただきたく、舞町住民の総意をもってお願いする次第です。

平成4年7月9日

和泉市長 池田忠雄殿

舞町町会長

となっています。

そこでお尋ねしたいのですが、府営住宅の協議の窓口はどこですか。そして、この要望書を受け取った後の経過はどうなっているのか、お答え願います。

- 開発調整課長（上出 卓君） 開発調整課上出より御答弁申し上げます。

府営住宅の建て替えの窓口は、私ども開発調整課でございます。

なお、ただいま御指摘の舞町町会長さんよりの府営住宅の建て替えに伴います「広場をつくらしてほしい」という御要望の件でございますが、大阪府の担当課でございます住宅建設課にその内容について聞きましたところ、町会長さんの方から大阪府あてに直接御要望をいただいているということでございまして、大阪府としても、できるだけ近隣の皆さん方の要望におこたえたい、という回答をいただいております。ただいまのところ、調査については、建設計画の協議を行っている途中でございまして、その中で詰めてまいりたい、かように存じます。

以上です。

○ 13番(柏富久蔵君) ということは、かなり実現性の高いものですね。その用地の面積は、大体どれぐらいなんですか。そして、いつごろできるものか。希望的観測ですが、温水プールより先か後か。

○ 開発調整課長(上出 卓君) ただいまおっしゃっておられます岸和田南海線から下の面積については2,000㎡強ございますが、そのすべてについて公園として整備をいただけるかどうか。今のところ、協議を始めていくという基本的なことまでの確認でございますので、どれだけの面積がいただけるかどうかまでは、ちょっと即答申し上げかねます。基本的には、協力していきたい、という話でございます。

時期等でございますが、第1期につきましてはこの4月からかかりたいということですが、まず、現状の建物の除却工事から入りまして、夏ごろから第1期工事に入っていきたいということでございます。いろいろ舞町のほかの町会長さんからも今、申し上げているような御要望が種々出ているようでございまして、時期としては、多少おくれつつあるような雰囲気がございます。

今、申し上げておりますように、現状、4月から除却ないし建設にかかるという内容についても、まだ詰まり切っていないということです。第1期については、おおむね2年ぐらいかかるという雰囲気です。それ以降第2期ということでやっていきますので、今のところ、細かい詰めまではお示しできる段階ではございませんので、よろしく願いいたします。

○ 13番(柏富久蔵君) 要望にこたえていただけるようなので、安心いたしました。地域の公園整備が十分になされるまでの間、地域住民のせめてもの願いとして、府営住宅敷地の一部の開放整備について、大阪府にお願いしていただくよう強く要望いたします。

うれしい返事を頂き、もう1点、公園整備について次の観点から要望しておきます。新しい市街地の整備は、和泉市にとって大事であることは十分承知しております。しかし、公園を初めとする各種の都市基盤整備を新市街地と旧市街地の格差を徐々になくしていく行政の姿勢を望みたいのであります。これはトリヴェール和泉についても言えることでもあります。ニュータウンは、つくり放しではいけません。調和のある都市の発展ということは、新市街地とともに周辺をいかに整備していくかということが肝要と思います。それでこそ「調和と活力ある人間都市・和泉」ができると思われま。そうした観点から、大規模開発の周辺地域の都市基盤整備に努めてもらいたいと要望しておきます。

○ 議長(竹下義章君) その前に数字の訂正があるということでございますので、理事者の方からお願いします。

○ 企画調整部次長(井阪和充君) 午前中の答弁の中で収入額を「250万円」と御答弁を申し

上げましたが、「2,500万円」の誤りでございますので、おわびを申し上げ、御訂正をお願いいたしたいと思います。

○ 13番（柏富久蔵君） 温水プールについて再質問をさせていただきます。

温水プールの送水管の件でございますが、高温水でありますので、管の埋設については、地元住民に不安のないよう十分施行していただきたいことをお願いいたします。

次に、駐車場の件でございますが、地元住民に迷惑がかからないよう、温水プールとしての駐車場対策を考えていただきますよう要望いたします。

また、管理運営費についても、他市の事例を説明していただきましたが、かなり経営がしんどいような状態です。同じ運営経費が必要でありますならば、できるだけ多くの方々に利用していただきたいと思っております。特にこの施設は、府営住宅の敷地内ですので、住宅の施設と見られがちになります。市民全体の施設としてのPR、学校へのPR、また、より多くの方々に利用していただくためどのようなことを考えておられるのか、お伺いをいたします。

○ 企画調整部次長（井阪和充君） 再質問についてお答えを申し上げます。

管理運営費並びに施設の維持かと思っております。先ほども御答弁申し上げましたように、具体的な運営方法につきましては、まだ先のことにならうかと思っております。最小の経費で最大の効果が上がりますよう、今後、運営方法につきましては、十分研究、検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

また、プールの開設後につきましても、先生から御提言がありますように、市民のためのプールとして小中学生を初め多くの市民の方々の御利用をいただきますよう、いろいろな方法でPRする必要があるかと考えるところでございます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 13番（柏富久蔵君） 昨日ですか、岸和田市が立派な体育館を建設予定とか。和泉市民にとっては、他市に比べスポーツ施設整備がかなり少ないし、おこなわれていると思います。1年中利用できるとあって、教育関係者はこのプールをいかに利用しようと考えておられますか。平成7年度着工と聞いていますので、今からでも御協議をされても遅くないと思います。

○ 指導部次長（西川義憲君） 先生が御指摘の学校体育授業での活用につきまして、指導課西川よりお答え申し上げます。

学校での体育授業は、学習指導要領で陸上、水泳、球技、体操等々領域別にその指導時数が定められておりまして、本市の場合、水泳授業につきましては、6月から9月までの約4カ月間、各学校に設置されておりますプール授業で十分その時数を指導しております。しかし、中学校における水泳部の指導につきましては、10月から翌年のプール開きのするまでの冬期の間、

基礎体力づくりをしている現状でございます。先生から御指摘をいただきました点につきましては、関係課とも協議をする中で検討してまいりたいと考えております。どうかよろしくご理解をいただきますようお願い申し上げます。

- 13番（柏富久蔵君） 中学生でもオリンピックの水泳競技で優勝したりする子供も出ています。和泉市においても平成9年に国体があります。この際、このプールを利用し、ぜひオリンピックに出場できるような子供を育ててください。要望します。

いろいろ御答弁をいただきましたが、特に温水プールにつきましては、地元住民を初め多くの市民の期待も大きいようです。市長の説明によりますと、この温水プールは府営住宅との合築と聞きました。それで、平成7年度の工事着工に向けて努力していただいておりますが、地元住民にとってこの合築というのは、非常に都合がよかったと思います。なぜなら、府営住宅と分離して計画されていたらいつになったらできていたか、と思ったのは、私だけではないと思います。ぜひ平成7年度の着工に向けて積極的に取り組んでいただきますよう要望いたしまして、この件は終わります。

次に、下水道について再質問をさせていただきます。議長、これは一問一答でよろしいですか。

- 議長（竹下義章君） はい。

- 13番（柏富久蔵君） 和泉市の普及率が32.8%と伺いましたが、府下平均に近づけるには、まだまだ相当の努力を願わなければならないと痛感いたしました。

再度、お尋ねしますが、32.8%の普及率の中には、鶴山台、光明台、弥生町、寺門町の各団地などが含まれてのお答えと存じます。これらは地域開発によって開発業者が地域内の下水道を整備したものであり、市の下水道部門で整備を行った部分での普及率は何%になるか、教えてください。

- 下水道部次長（中野英二君） 和泉市独自で面整備を行った普及率につきまして、下水道工務課中野からお答えいたします。

平成3年度末の時点で面積にして106ha、普及率は8%となっております。

- 13番（柏富久蔵君） 案外、少ないですね。現在まで、和気地区や小田地区などで精力的に下水道事業をしてきたと伺っております。例えば公共下水道が完備されたところはどこどこですか。差し支えなければ教えてください。

- 下水道部次長（中野英二君） これは市単費でしたところですか。

- 13番（柏富久蔵君） そういうことになります。

- 下水道部次長（中野英二君） 市独自で面整備をしているところにつきましては、流域幹線

ごとにお答えさせていただきます。

和泉忠岡幹線の区域では、小田町、和気地区が中心でございます。その他今福地区、寺門町、観音寺町の一部で公共下水道の污水幹線を主に現在、工事をしているところでございます。

続きまして、和泉泉大津幹線（１）の区域では、肥子町、府中地区の一部で公共下水道の污水幹線を主に整備しております。

続きまして、和泉泉大津幹線（２）の区域では、富秋町、旭町、幸町、王子町が中心で、そのほか池上地区、山手町、伯太地区の一部で公共下水道污水幹線を主に整備しております。

次に、高石泉大津幹線の区域は、現在、事業認可を受けておりませんので、整備地区はございません。

以上でございます。

- 13番（柏富久蔵君） これは私の４点目の公共下水道計画の樹立の質問と関連するものですが、事業計画区域を５年から１０年の間に整備をしていくこととなっております。議会に上がってくる議案、資料などを見る限りでは、かなり随所でやっておられます。つまり、やりやすいところからやっておられるように伺えてなりません。

公共下水道は計画的に地区を定め、重点的に投資をして初めて効果が上がるものだと思います、やはり全市をにらんだきちんとした公共下水道計画の策定が必要だと思いますが、いかがですか。和泉市総合計画実施計画の３７ページの下水道整備の項目でも、何ら具体的な計画は記されていませんが、どうしてですか。

- 下水道部次長（中野英二君） 全市をにらんだ公共下水道計画の策定ということでございますが、先ほどもお答え申し上げましたように、流域下水道幹線と整合を図りながら、事業認可区域から順次、事業を実施しているものでありまして、事業認可区域も徐々に拡大しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、下水道計画の策定につきましては、平成３年度を初年度とする第７次下水道整備５カ年計画で当分の間、進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

- 13番（柏富久蔵君） よろしく願いいたします。

次に、５点目の信太校区の事業認可区域の拡大について、再度、お尋ねいたします。

今、かなり前向きのお答えをいただいたと理解をいたしますが、私の２番目の質問に対するお答えの中で、昨年の市政方針の中で事業認可区域の拡大はゼロということですので、それを考えると、大体いつごろになるか、はっきりした目安を教えてください。

- 下水道部次長（中野英二君） 信太校区のほとんど及び池上地区の事業認可につきましては、先ほどもお答え申し上げましたとおり、事業認可につきましては岸和田南海線から海側、また、

池上地区その他の地区も含めまして、平成5年度中に大阪府に申請していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 13番（柏富久蔵君） 昨年の市政方針にもあったように、「公共下水道の整備は、市街化区域の北部から面整備を図り、快適な住環境の整備に努めていく」と言っておきながら、肝心の市街化区域の北部に当たる信太校区、池上校区は事業認可さえ取れておらず、これでは、市長のおっしゃっていることと現状は違うのではないですか。私はおかしいと思いますので、再度、お聞きをします。

○ 下水道部長（藤原清司君） 再度のお尋ねでございますので、下水道部藤原よりお答え申し上げます。

和泉市の下水道整備につきましては、先ほども申し上げましたように、大阪府が施行いたします4つの流域幹線の進捗状況によりまして、和泉市の北部に当たります幹線の整備の度合いによりまして実施しているのが実態でございます。先ほども申し上げましたように、この中でも和泉忠岡幹線、和泉泉大津幹線の分につきましては、逐次、整備をしているのが実態でございます。

先生がお尋ねの信太校区の下水道整備でございますが、信太校区は、流域幹線高石泉大津幹線で処理をする予定でございます。この幹線につきましては、大阪府の施行が若干、おくれているという事情もございまして、信太校区の認可を取っていないというのが実態でございます。

しかしながら、最近、この幹線も、和泉市に関係する部分が一応、完成いたしましたので、先ほども答弁をさせていただきましたように、これらを受けまして平成5年度中に先生が御指摘の箇所、また、市全体を見直す中で新たに事業認可申請をしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

○ 13番（柏富久蔵君） ありがとうございます。また、この後の進捗状況について相談させていただきますので、よろしく願いします。

それから、意見として申し上げておきますが、下水道の完備は、国際化を迎える今日に当たり1日も早く急がれる事業であり、それには、下水道部門の職員体制をもっともっと充実させてやるべきだと思います。伺いましたところ、国の補助金は、下水道に関しては第7次計画の3年目であり、どんどん付けてくれる情勢にあると聞いております。しかし、それを執行する体制が弱体であれば、事業は進歩せず、普及率も向上しないと思います。国際化を迎える今日、清潔で美しく、快適な市民生活の実現のため、まず、下水道部の体制整備を強めてやっていただくよう、意見として申し上げておきます。

最後に、企画の方にお尋ねいたします。現在の和泉市総合計画の60ページで「北信太駅前の

再開発をする」とうたっていますが、公団から3億円もの負担金をもらいながら、駅前再開発、それに伴う北信太駅前線についても、8年もたった今でも何もされていない。幾らこの問題を相談させていただいても、府中駅前再開発のめどが立ってから、という答えばかりです。

その他の公共施設についても、総合計画の中に何ら載っていません。これでは何の希望もありません。聞けば、和泉市政は、この総合計画にのっとって行われるということです。現在、第3次総合計画を企画で練っておられると聞いていますが、その中で旧信太地区に下水道、道路、公園、福祉施設、社会教育施設などをどのように整備しようと考えておられるのか、お尋ねします。

○ 議長（竹下義章君） 今の質問ですが、一応、今日は、最初から始めたということで受け付けをいたしますが、これは新しく出た質問だろうと思いますので、こういう質問は、これから最初に出していただきたい。その点、よろしく願います。それでは、答えてください。

○ 企画調整部次長（今村堅太郎君） 企画室の今村から第3次総計絡みの御質問にお答えさせていただきます。

御案内のとおり、市の総合計画と言いますのは、おおむね10年後の将来像を見据えまして計画づくりを行うものでございます。この計画が指針となりまして、その時々々の社会情勢の変動あるいは財政的な問題その他の状況を勘案しながら諸施策が展開をされ、まちづくりが進められていくものであります。したがって、これら種々の条件あるいは制約等がある中で、計画に盛り込まれております諸施策を限られた期間内に実現をさせていくのは、大変難しい面もあるところでございます。

先生から御指摘をいただきました北信太駅前再開発の件につきましては、第2次総計の中に掲げておりますものの、現時点では、まだ取り組むには至っていないのが実態でございます。

種々の計画にわたります現在の総合計画の考え方、理念といったものは、当然、次の総合計画の中にも発展的に受け継がれていくものでありますので、御指摘の駅前再開発を含めた信太地域のまちづくりも、次期総合計画策定の際の重要な課題の1つと認識いたしておりますので、御理解を賜りたいと考えます。

○ 13番（柏富久蔵君） 信太地区周辺の公共施設等の具体化はいつごろになるのでしょうか。

○ 企画調整部次長（今村堅太郎君） お答えいたします。

いつごろか、という具体的なお話でございます。大変難しい御質問でございます。申し上げるまでもございませんが、それぞれの事務事業が具体化されていきますには、それらを取り巻く環境条件のすべてが整うことが大前提になってくると理解しております。先ほども申し上げ

げましたように、時代の趨勢あるいは財政的な問題、地元の動向といったものが、重要な要素になってまいろうかと存じます。いずれにいたしましても、第3次総合計画策定に向けた今後の取り組みの中で、ただいまの信太地区のまちづくりについてどのように位置付けていくか、ということを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

- 13番（柏富久蔵君） どうも難しいお答え、ありがとうございました。これらのおくれている旧市街地のためにも、市長の最初のお答えのように「調和と活力のある人間都市・和泉」を目指していくため、これからゆっくり勉強しながら、理事者の皆さんに相談に乗っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

- 議長（竹下義章君） 終わりました。

以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。議員各位の御協力、まことにありがとうございました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

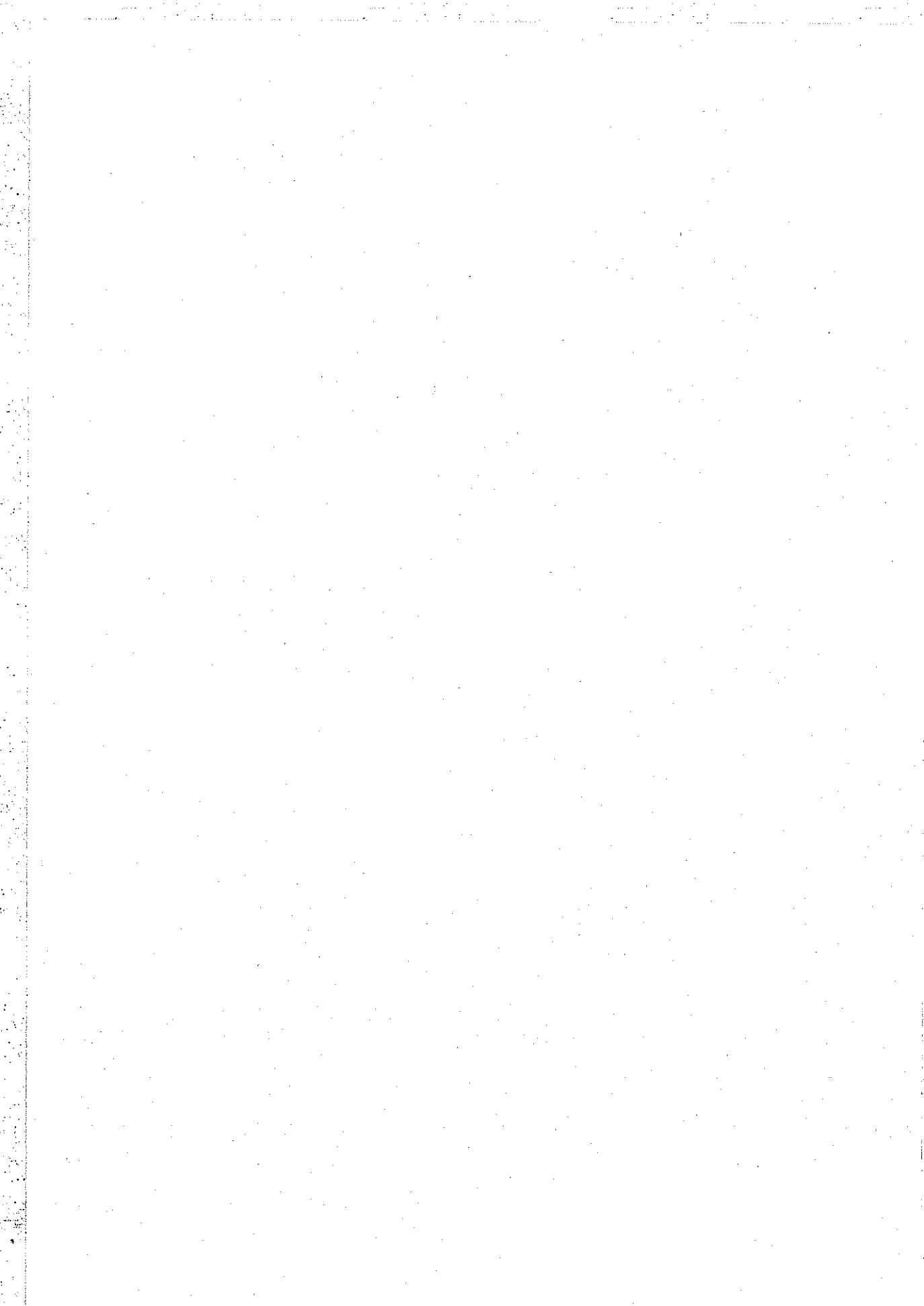
御異議ないものと認めます。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでした。

（午後1時38分散会）

第 4 日



平成5年3月11日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	中塚白	同和对策部長	森利治
市長公室長	堀宏行	同次長兼総合調整課長	門林良治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	解放総合センター所長 兼総務課長	戸口泰明
同理事兼人権啓発室長	龜山学	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	同理事兼児童福祉課長	坂田平之
同次長兼人事課長	石本博信	同次長兼総合福祉館長	松尾守
同秘書課長	木寺正次	市民生活部長	麻生和義
企画調整部長	逢野博之	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼健康課長	池辺修次
同副理(施策推進第二担当)	吉祇利朗	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同企画室長	今村堅太郎	産業部長	大塚孝之
同施策推進室長	井阪和充	同理事	白樫通有
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼農林課長	松林保
総務部長	神藤恒治	参与兼建設部長	浅井隆介

同理事兼用地室長	奥村 富彦	同 理 事	谷 上 徹
同次長兼道路課長	谷 俊雄	同次長兼総務課長	梅山 世紀
同次長兼建築課長	藤本 仁	消防長兼消防署長	高宮 武男
同次長兼住宅課長	西岡 政徳	同次長兼総務課長	一ノ瀬 喜広
都市整備部長	萩本 啓介	同次長兼消防署副署長	池野 透
同 理 事	中野 義裕	土地開発公社事務局長	中西 淳富
同理事(コスモポリス担当)	中辻 寿夫	同次長兼総務課長	大宅 清臣
同理事(コスモポリス担当)	尾崎 秀忠	教育委員長	藤井 謹市
同次長兼都市計画課長	中屋 正彦	教 育 長	杉本 弘文
同次長兼公園課長	田中 武郎	教育次長兼管理部長	稲田 順三
同 次 長	山下 喬三	指 導 部 長	木村 吉男
下水道部長	藤原 清司	同次長兼指導課長	西川 義徳
同 理 事	緒方 和夫	社会教育部長	生田 稔
同次長兼下水道工務課長	中野 英二	同 次 長	明坂 文嘉
同副理事(ふるさと 急傾斜対策事業担当)	岸本 孝二	同次長兼図書館長	北野 喜平
改良事業部長	富田 宏之	同次長兼社会体育課長	山本 襄
同 次 長	厩田 嗣夫	収入役室長	藤木 意継
同次長兼用地課長	藤本 英夫	選挙管理委員会委員長	高橋 正道
水道事業管理者	田中 稔	同 事 務 局 長	着本 善夫
水道部理事	仲田 博文	監 査 委 員	庄司 清三
同次長兼総務課長	城前 伊佐雄	同 事 務 局 長	吉田 陽三
同次長兼工務課長	西尾 浩	農業委員会会長	森口 義忠
病 院 長	竹林 淳	同 事 務 局 長	農 端 小一
病院事務局長	橋本 昭夫		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野 敦雄
 次 長 河原 茂隆
 議事係長 田中 康弘
 調査係長 井之上 光一
 議事係員 田村 隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月11日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第1号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成4年9月分)	別冊 P. 1
2	監査報告 第2号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年9月分)	別冊 P. 11
3	監査報告 第3号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年9月分)	別冊 P. 17
4	監査報告 第4号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成4年10月分)	別冊 P. 22
5	監査報告 第5号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年10月分)	別冊 P. 32
6	監査報告 第6号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年10月分)	別冊 P. 38
7	監査報告 第7号	定期監査(平成4年度第二次分)結果報告	別冊
8	(平成4年) 請願 第2号	乳幼児医療費、無料化を求める請願 (厚生病院委員長報告)	
9	報告書 第1号	専決処分の承認を求めることについて (中学校生徒の事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 59
10	議案 第17号	工事請負契約締結について (公共下水道府中2-11-9-⑥号線管布設工事)	P. 40
11	議案 第18号	町の区域及び名称の変更について	P. 42
12	議案 第19号	和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 48
13	議案 第20号	平成4年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	追加 P. 1
14	議案 第21号	平成4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	追加 P. 18
15	議案 第22号	平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	追加 P. 22
16	議案 第23号	平成4年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	追加 P. 24
17	議案 第24号	平成4年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	追加 P. 40
18	諮問 第1号	人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて	P. 57

○

(午前10時00分開議)

- 議長(竹下義章君) おはようございます。議員各位には、何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは21名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、21名でございます。

- 議長(竹下義章君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(竹下義章君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(竹下義章君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第7までは、例月出納検査結果報告及び定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

監査報告第1号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成4年9月分	P. 1
監査報告第2号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成4年9月分	P. 11
監査報告第3号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成4年9月分	P. 17
監査報告第4号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成4年10月分	P. 22
監査報告第5号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成4年10月分	P. 32
監査報告第6号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成4年10月分	P. 38
監査報告第7号	定期監査(平成4年度第二次分)結果報告			別 冊

- 議長(竹下義章君) 本件について質疑、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号より第7号までの報告を終わります。

- 議長（竹下義章君） 日程第8「乳幼児医療費、無料化を求める請願」（厚生病院委員長報告）を議題といたします。

本件については、厚生病院委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を若浜委員長にお願いいたします。

（厚生病院委員長登壇、報告）

- 厚生病院委員長（若浜記久男君） おはようございます。若浜でございます。平成4年第4回定例会において、当厚生病院委員会に付託されました「乳幼児医療費無料化を求める請願」について、去る2月16日、委員会を開催し、審査をいたしました結果の概要について御報告申し上げます。

まず、理事者より本請願に対する実態と考え方については、本請願の趣旨である乳幼児に対する医療費無料化が、出生率の向上に一定の効果が期待できる、との認識を持っている。

しかしながら、ゼロ歳児全員を対象とするならば、年間6,500万円程度の財源が必要となり、本市の現在の財政事情では実施困難である。

このことから、かねてより国・府に対して新たな制度創設を要望してまいったところである。

これに対し、最近大阪府は、平成5年度中に乳幼児医療費の助成制度の創設を行い、市と協議を行うことを表明しました。

この新たな事態に注目し、本市としても府と協議の上、その制度に沿って実施するよう検討してまいりたい、との説明がありました。

次に、質疑の内容であります。大阪府の示した当制度の内容についての質問に対し、公的援助が必要な重症児に対する医療費と合わせ、罹患率が高いアトピー、アレルギー疾患対策費、予防を目的とした乳幼児検診費等の組み合わせによる乳幼児保健医療費制度をつくるというものであり、対象は就学前児童とする。

また、助成の内容としては、乳幼児のみ入院医療費、ゼロ歳児のアレルギー、アトピー検査、乳児後期検診のこの3つを新たに行うというものであり、これに既存の未熟児養育医療費等を加えて助成するものとし、乳幼児入院医療助成だけを市が行い、その他については、大阪府が行う。実施予定は、平成5年10月である、との答弁がありました。

次に、阪南各市町においては、既に実施されているところもあり、ぜひ、本市独自として、府の制度を上回る内容と未来性を含む波及効果ということを考えて創設してもらいたい、との意見があり、質疑を終わりました。

最後に、本請願の取り扱いについては、その願意は一定の理解はできるものの、現時点での市の財政事情では実施困難、また、現行制度の問題等非常に難しいものがある。

しかしながら、大阪府の新制度創設という新たな事態にかんがみ、本市としても、今後、府の制度に沿って十分検討し、対応について努力していく、とのことであり、この趣旨を踏まえ採択とすることでお諮りしましたところ、全員異議なく採択することに決しました。

以上で、当厚生病院委員会に付託されました審査の経過並びに結果の報告を終わります。

- 議長（竹下義章君） ただいま委員長より詳細な報告がありました。委員長報告に対する質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本請願を委員長報告どおり採択するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本請願を委員長報告どおり採択することに決しました。委員の皆さんには、慎重御審議、まことに御苦労さんでございました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第9「専決処分の承認を求めることについて」（中学校生徒の事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を認める。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第8号

中学校生徒の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、中学校生徒の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成4年12月25日 専決

和泉市長 池田忠雄

市は、中学校生徒の事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

- 1 損害賠償及び和解の相手方 和泉市上町182番地3 親権者 時安正巳

親権者 時安雪子

故 時安孝治

2 損害賠償の額 25,000,000円

3 和解の要旨

市は、和泉市立信太中学校生徒のクラブ活動中の事故について、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

○ 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。

○ 管理部長（稲田順三君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、その内容を教育次長稲田より御説明申し上げます。59ページでございます。

本件は、平成3年12月6日に発生いたしました信太中学校生徒の事故の示談解決に伴うものでございまして、相手方と示談交渉を進めてまいりましたところ、円満解決を見るに至り、損害賠償額の支払いに当たりまして御議決をいただくとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成4年12月25日付で専決第8号「中学校生徒の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分」として専決させていただきます、本日、御報告申し上げる次第であります。

その内容でございますが、相手方は、和泉市上町182番地の3にお住まいの当時2年生の時安孝治君の父親時安正巳氏、母親雪子さんに対し、損害賠償金として2,500万円を支払うことで和解し、円満解決を図ったものであります。

次に、損害賠償の原因となりました事故の概要でございますが、61ページの参考資料を御参照いただきたいと存じます。平成3年12月6日（金）午前11時50分ごろ、野球部監督の指導のもとにクラブ活動を開始し、準備運動として運動場を2周ランニングいたしまして、その後、冬場にしておりますランニングコースを1年生が知らないため、コースを覚えさせるために12時ごろ出発したものであります。

午後零時40分ごろ、校外ランニングもほぼ終了間近の信太中学校南東約20mの地点に差しかけたとき、当時、信太中学校2年生の時安孝治君が突然転倒して意識不明になり、転倒後直ちに救急車を要請し、救急病院へ搬送いたしましたけれども、既に死亡していたものであります。

その後、円満解決を図るべく親権者時安正巳氏との間で示談交渉を行ってまいりました結果、損害賠償金2,500万円を支払うことで示談が成立いたしましたものであります。

なお、損害賠償金の総額2,500万円の内訳ではありますが、1,400万円は日本体育学校健康センターより、また、500万円は、全国市長会学校災害賠償補償保険によりてん補されております。600万円につきましては、学校管理下において尊い命を亡くされたという事故に対しまして、市の顧問弁護士の指導も仰ぎつつ、見舞い金的な性格の慰謝料として支払うことで円満解決を図ったものであります。

以上で報告第1号の説明を終わらせていただきたいと思います。なお今後、児童・生徒の事故防止、特に学校管理下における安全対策については、常々、細心の注意を払って指導しているところでありますが、今後、一層の指導の徹底を期してまいる所存であります。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（竹下義章君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。
- 17番（須藤洋之進君） ただいま円満解決でこの事故が済んだ、という報告を聞きました。御承知かと思いますが、平成3年10月、富秋中学でも中学生が学校管理下で死亡するという事故が起こっております。そして、昨年10月、4,500万円で円満解決したということでもあります。今の報告どおり、学校管理下における責任という説明があったと思います。

私は、これについてクラブ活動中の生徒と、授業から授業の間の休憩時間の生徒の学校管理下における責任の度合いというか、そういうものがあるのかどうか、まず1点、お聞きをしたいと思います。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 学事課長（着本直幸君） 責任ということにつきまして、クラブ活動中もしくは休憩中というところでございますが、これについては、学校管理下の範囲ということでございますので、よろしく願いいたします。
- 17番（須藤洋之進君） わかりました。それでは、結論から申し上げますと、覚えている人もおると思いますが、長谷君の場合は4,500万円。命をおカネに換算しては大変申しわけないんですが、亡くなった命を何で償うかとなりますと、通常、こういった示談金ということで解決しているんですが、総額4,500万円でした。内訳はこれと同じように日本体育学校から1,400万円、全国学校長会と公共施設賠償保険から合計2,100万円が出ているという説明があったと思います。あの事故は、窓枠だったので公共施設の保険を適用したと思うんです。今回は、公共施設賠償保険が入ってないのは当然かと思えます。

そこで、1点お聞きしたいのは、前回の2,100万円は、全国市長会学校災害賠償保険と公共施設賠償保険の合計額ですので、この内訳をお聞きしたい。

○ 学事課長（着本直幸君） この2,100万円につきましては1,050万円ずつ、50%ということ
でございます。

○ 17番（須藤洋之進君） 全国市長会の方は前回は1,050万円、今回は500万円ですが、なぜ
このぐらい差が出たのか、ちょっとわからないんです。

○ 学事課長（着本直幸君） まず、富秋中学校で解決いたしたものと、今回の信太中学校で和
解した事故でございますが、総額的に説明させていただきたいと思います。

まず、逸失利益というのは、同じ年齢でございますので、新ホフマン方式でやっていますの
で変わらないわけですが、いわゆる基本的な慰謝料部分は、家族の人数とか、多少、その辺で
変わる部分がございます。そこで、金額的には、前の分と今回の分は、その慰謝料部分につい
て金額の差があるということが1点ございます。

それから、いわゆる過失の割合の問題でございます。前回については、保険会社並びに市
の顧問弁護士ともいろいろご相談申し上げたところでございますが、最終的に過失云々の問題
については、訴訟の場で争われるものだと思いますが、それなりの見解を求めましたところ、
前の分については、窓枠そのものと本人さんが落下したということで、保険会社を含め100%
近いものが出ているという内容でございます。今回は、金額的には60%ぐらいの過失が認めら
れるということで、2,500万円に至ったものでございます。（答弁者不明）

○ 17番（須藤洋之進君） この野球部の生徒に60%の過失があったということですね。

○ 学事課長（着本直幸君） いわゆる40%が本人の過失ということでございます。

○ 17番（須藤洋之進君） 4割の過失というのは何ですか。

○ 学事課長（着本直幸君） 本人の4割の過失の内容でございますが、過去、本人さんが3回、
こういうマラソン中に転倒したという事故がある中で、その辺は、本人さん、また、家族の方
も十分その辺の認識ができる年齢でもあったということ等いろいろ含まれまして、その辺の過
失が認められたということでございます。

○ 17番（須藤洋之進君） 保険会社は支払う方から、何やかんや難ぐせを付けて一生懸命相
手の過失を探し、少しでも支払うのを抑えようというのはわかるんですが、そのとおり市当局
がうのみをし、市が慰謝料として支払う金額が、1,000万円と600万円の差が出ているわけ
です。

しかし、説明があったとおり、どちらも管理下において責任を感じるので、市も落ち度があ
ったとして払うという、これは新聞記事にも出ております。それを保険会社がどうのこうの言
うたから、うちもそれにのっって片方は1,000万円、こちらは600万円、保険会社が4割悪
いから、うちもそれに便乗しようかということで、尊い中学生の命を亡くしているにもかかわらず

らず、しかも、管理下において責任があったと認めているにもかかわらず1,000万円と600万円、よっしゃ、それでええわ、と専決したというところ辺の姿勢が問題だと思います。

これは既に円満解決し、専決処分もしているのですから仕方がないですが、今後、絶対こういうことがないよう、と教育次長もおっしゃってましたが、保険会社は業者ですから、それに便乗し、向こうが言うてるから、うちもそないしょうか、というような単純なことで片付けられてはたまらんとと思います。その辺、今後、こういう示談があるときは、よく肝に銘じて解決していただくよう、強く要望しておきます。

- 議長（竹下義章君） 他に。
- 18番（赤阪和見君） この和解の内容は別にして、事故の内容を聞かせていただきたいと
思います。

クラブ活動ですから、本人の自由意思で参加してやっておられると思いますが、説明では、準備運動のため運動場を2周し、そして、1年生にコースを覚えさせる目的で校外ランニングに出発した。ところが、このとき「時安君は当時2年生」と書いてますが、「突然転倒し死亡した」とあります。2年生の時安君が、1年生にこのコースを覚えさせるために引率していたのか、それとも自由裁量の参加なのか、その点はどうか。

それから、先ほど聞いていると、3回ほど倒れている、ということです。クラブ活動の指導者が、それを知っていて指示をしてなかったのか。それとも、本人がクラブ活動が本当に好きで、野球を愛し、参加をしていたということはわかりますが、そういう過去の経験を十分生かし切れてなかったという過失が、6割の過失に見られたと思います。

その点での指導は、もっとしかるべき方向に持っていくべきではないか。何もクラブ全般に対して止めさせる方向性ではなく、適切な体力、気力を養い、また、その子供の体力に合ったクラブを選択させることが必要ではないか。ただいまの説明では、1年生と2年生のところがちょっと解せないので、説明願いたいと思います。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 学事課長（着本直幸君） 引率の関係ですが、校外ランニングということで顧問の先生が車で伴走して付いて行っているという状況です。

それから、1年生、2年生の問題ですが、新しい1年生に上の学級の者がランニングコースを覚えさせるということで、1年生と2年生が合同でランニングコースを走ったということ
でございます。

- 教育長（杉本弘文君） 私からお答え申し上げます。

まず、第1点目のお尋ねの件ですが、信太中学校の野球部は、毎年、冬期の練習ということ

で校外ランニングをされているそうです。それで1年生が初めての参加ということで3年生から1年生まで集め、準備運動として運動場を2周ランニングをし、それから、毎年、信太山の方へ走るコースを1年生に覚えさせるということで、力一杯走るのではなく、隊列を組んで走らせたそうです。結果的には、信太中学校の手前20mの地点で倒れたということでございます。

それと、2点目の御質問でございますが、過去、倒れた経過がある中で、野球部の顧問としては、本人に対して「しんどければ休め」ということで、その辺の注意は十分与えていた、ということが報告されております。

- 18番（赤阪和見君） 倒れるということは、やはり異常があるわけです。保健、健康管理ということは、基本的な問題です。悲しいかな、今回は、死に至る結果になったわけです。須藤議員から質問があった前の例とは、若干、異なる問題であります。こういう事故は、二度と起きてはいけないことです。

前回のこともそうですが、管理上の問題ではなく、突発的な事故と予測される事故があらうと思います。これはやはり後者の方で、予測されるような事故であったと私も思います。その点では、本人の過失とともに、学校の管理責任があって当然しかるべきだと思います。その点で4対6という形になったと理解をしますが、こういう予測できるような事故はしっかりと予測をした上で、学校現場でしっかりとした方向性を持っていただきたいと要望しておきます。

- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

○ お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 御異議ないものと認め、報告第1号を承認することに決しました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第10「工事請負契約締結について」（公共下水道府中2-11-9-⑥号線管布設工事）を議題といたします。

議案第17号

工事請負契約締結について

公共下水道府中2-11-9-⑥号線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 公共下水道府中2-11-9-⑥号線管布設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 189,520,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市旭町429番地の3
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内博文 |

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第17号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容につきまして、総務部神藤から御説明申し上げます。議案書本冊40ページでございます。

まず、提案理由でございますが、本件は、南大阪湾岸北部流域関連公共下水道の一環として施行するもので、工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いしようとするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、公共下水道府中2-11-9-⑥号線管布設工事で、契約金額は、1億8,952万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものでございます。

工事の概要でございますが、参考資料及び別添図面にお示いたしましたとおり、起点 和泉市府中町六丁目243番地の4先から終点 同町五丁目561番地の36先まで、市道府中町1号線及び同2号線の一部、延長384.81mに管径350mmで60.98m、管径900mmで323.83mの污水管を推進工法により施行するもので、他にマンホール設置工4カ所、附帯工一式を施行いたすものでございます。

なお、工期につきましては、御議決をいただきました日から平成5年12月15日を予定いたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第17号「工事請負契約締結について」御説明申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 18番（赤阪和見君） ちょっとお聞かせ願いたいんですが、昨日も一般質問の中で出ており

ましたが、なかなか面的整備が進まない中で、この管を使ってされる面的整備はどうなっていくのか、その点だけ説明願います。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 下水道部次長（中野英二君） 下水道工務課中野からお答えいたします。
府中地区は、汚水幹線工事を主に施行しているものですが、2、3年後を控えて面的な整備に進んでいきたいと考えております。
- 18番（赤阪和見君） この工事が完成後、2、3年で一般に供用開始ができるということでしょうか。それとも、2、3年後から面的整備の工事に入るといことなんでしょうか。
- 下水道部次長（中野英二君） 2、3年後から面的な工事に入っていきたいと考えております。
- 18番（赤阪和見君） この管で供用開始がされる、面的整備に入るといことは、即流せるということではないと思います。その点では、この管で流せるのは、どのぐらいの見通しなんでしょうか。
- 下水道部次長（中野英二君） 一応、この管は、府中のチェリータウンが近くにありまして、そのものの供用開始は割合早い時点であります。
- 18番（赤阪和見君） そういう内容ばかりなんです。昨日の一般質問を聞いておまして、現実、8%と言いながら、そういうような形の中で環境改善事業の中のものを取った場合、一般家庭に供用開始をされているのは何%ぐらいになりますか。
- 下水道部次長（中野英二君） 現在、供用開始をされているところは、3%ぐらいだと思います。
- 18番（赤阪和見君） その3%について、参考までにこことここ、何丁目何番地の家ということをお教えください。
- 下水道部次長（中野英二君） この3%の中には、一応、小田町、和気町の一部、富秋町などとなっております。
- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第17号は、原案どおり可決されました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第11「町の区域及び名称の変更について」を議題といたします。

議案第18号

町の区域及び名称の変更について

地方自治体（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の町の区域及び名称を次のとおりとする。

その実施期日は、別に市長が定める。

平成5年3月4日 提出

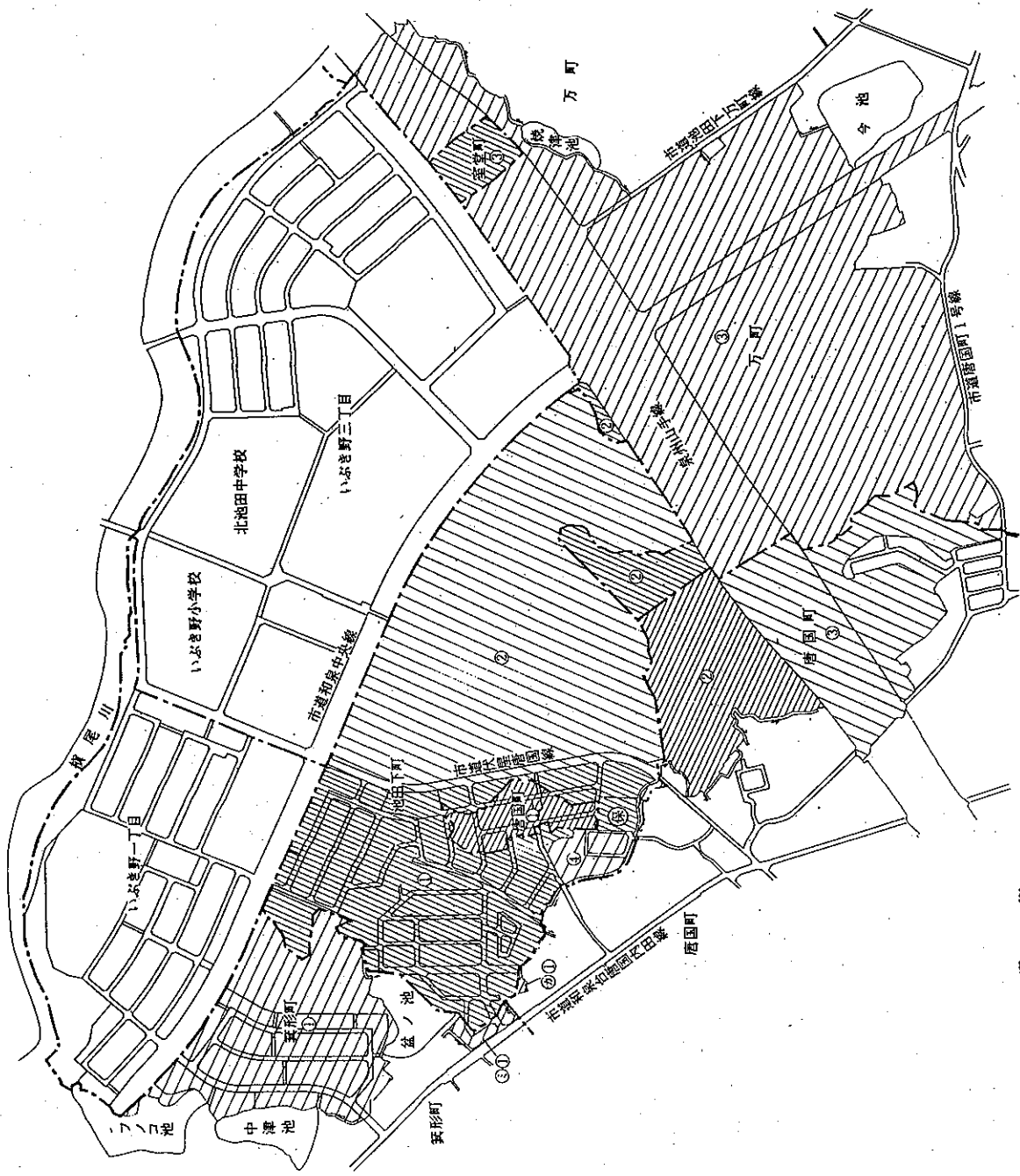
和泉市長 池田忠雄

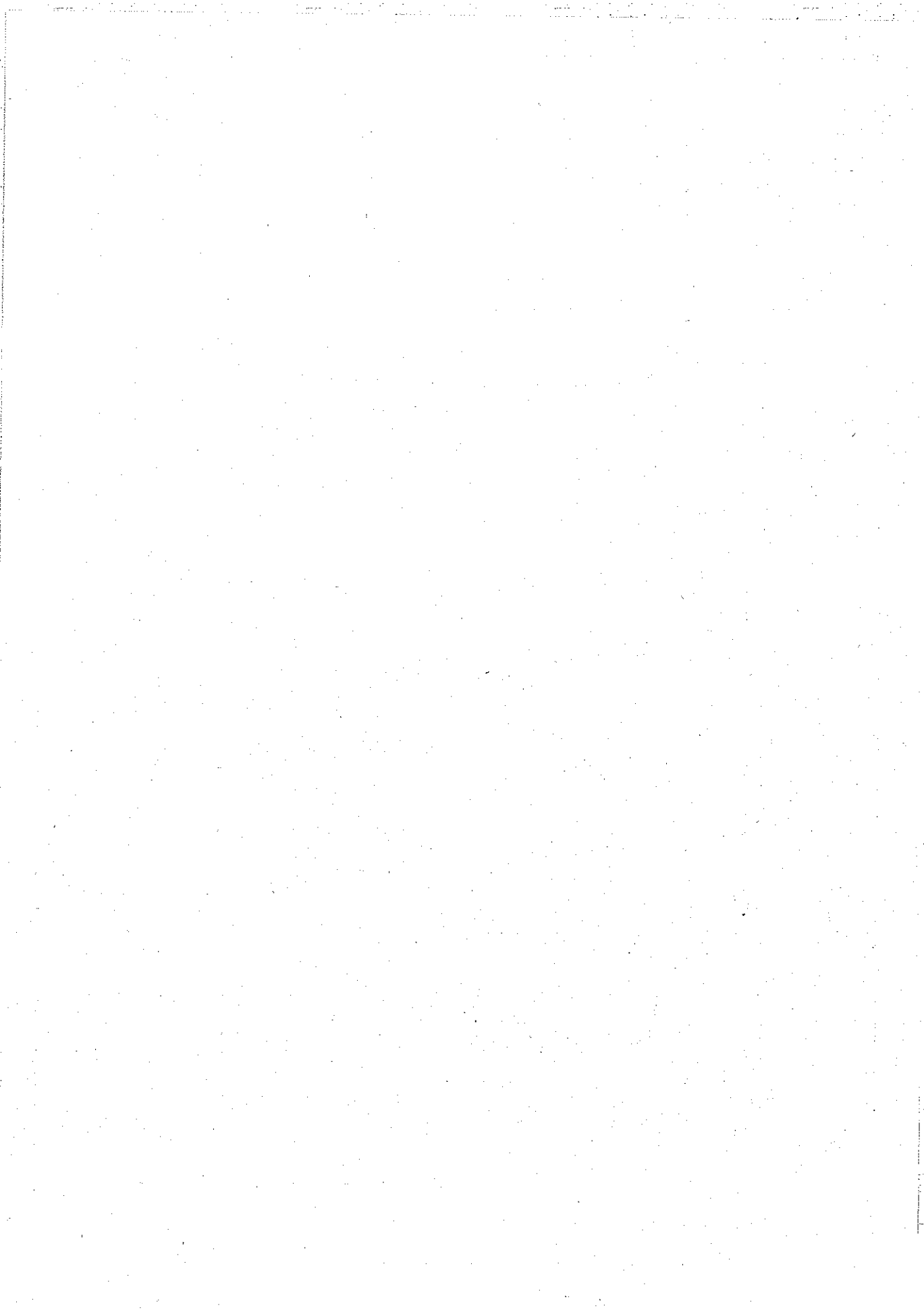
- 1 箕形町、池田下町、唐国町、万町及び室堂町の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図2に示すとおり、1において除いた区域のうち、別図1の斜線で示す④の区域を唐国町に編入し、①の区域をもっていぶき野二丁目を、②の区域をもっていぶき野四丁目を、③の区域をもっていぶき野五丁目をそれぞれ新設する。

別図 I



凡例	
——	町界線
——	変更区域
①	形町
②	団町

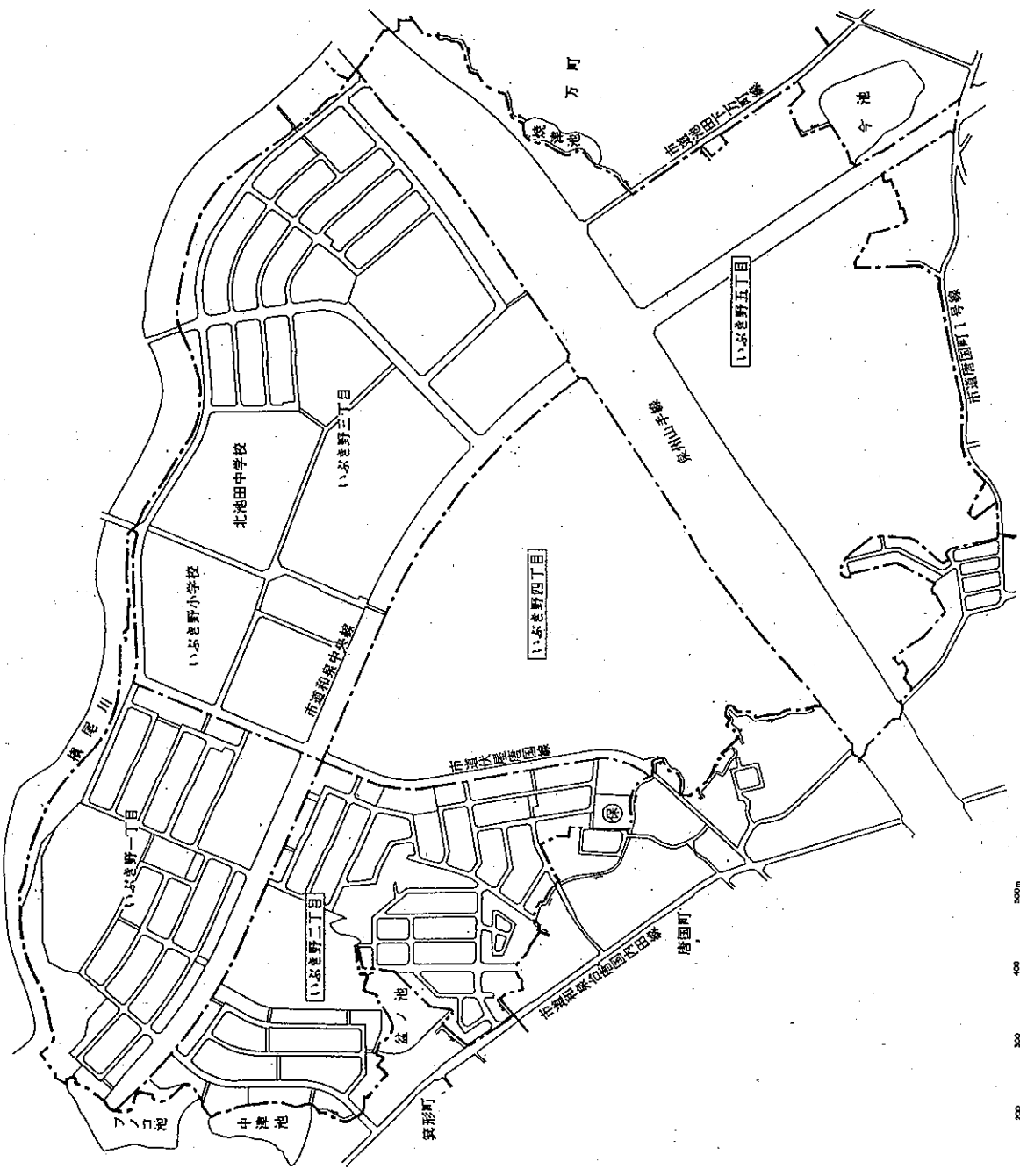


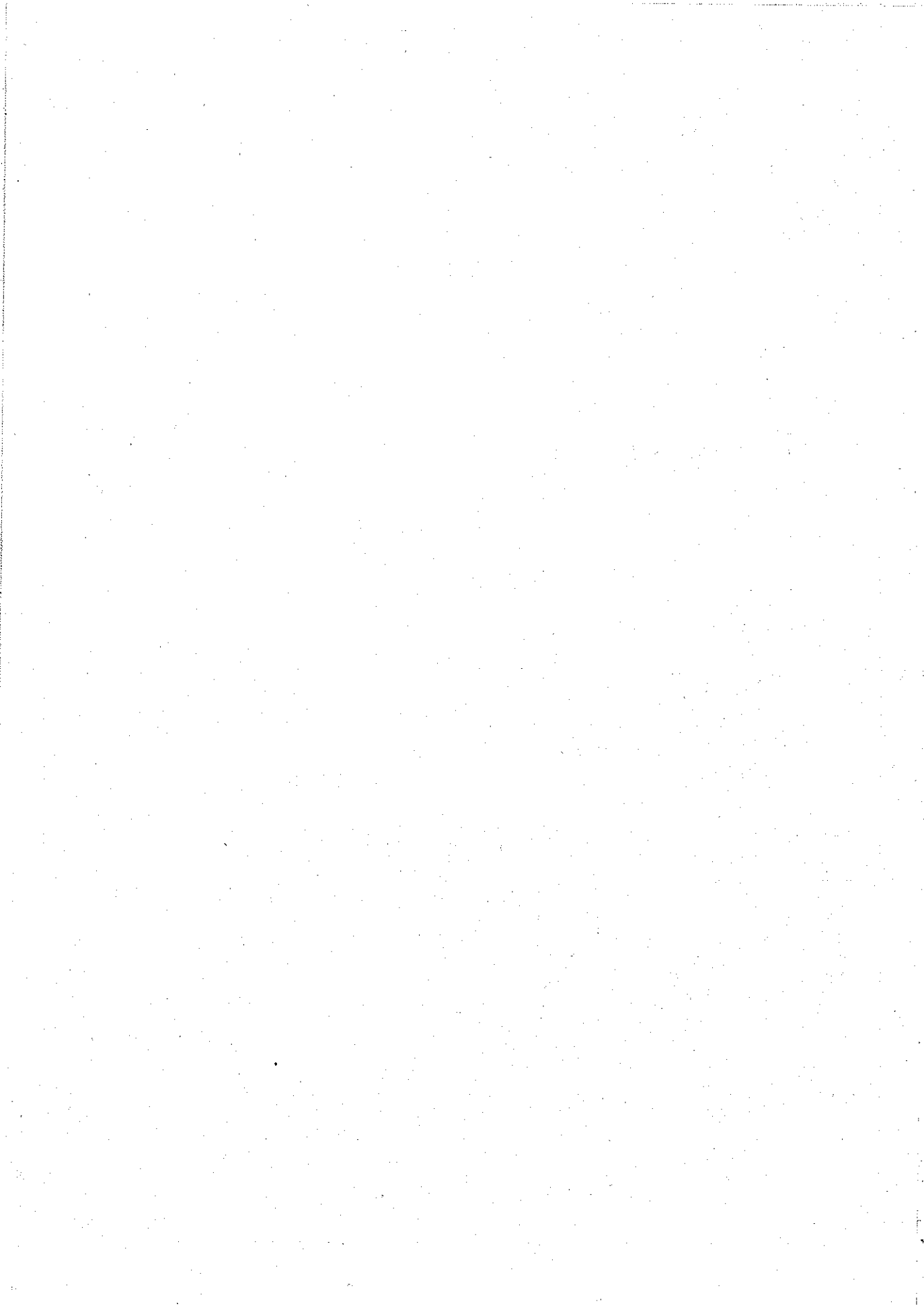


別図 2



凡例	新設町名
いぶき野二丁目	町界線





- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第18号「町の区域及び名称の変更について」の提案の理由並びにその内容について、都市整備部長萩本より御説明申し上げます。

このたびの変更につきましては、和泉中央丘陵北部地区、唐国台並びに唐国変電所付近を変更区域といたしております。

まず、提案の理由でございますが、和泉中央丘陵北部地区の一部におきましては昨年春、まち開きが行われ、これと整合を図るため、平成3年11月24日、いぶき野一丁目、いぶき野三丁目の町の区域及び名称の変更を行ったところでございます。

残りの北部地区内におきましても、箕形町、池田下町、唐国町、万町並びに室堂町の5町が錯綜していることから、本件に関しましては、平成3年7月の第2回定例市議会におきまして中央丘陵北部地区について、また、隣接する唐国台につきましても、昨年10月の第3回定例市議会におきまして街区方式により住居表示の整備を行う旨の御可決をいただいております。

これに基づきまして昨年11月26日、和泉市住居表示整備審議会をお願いし、住居表示の実施に伴う町の区域及び名称の変更並びに街区割りについて諮問し、原案どおり御答申をいただきましたので、住居表示に関する法律の規定により答申案を昨年12月21日より本年1月20日までの30日間公示するとともに、関係町会に公示の写しを配布いたしました。この間、何ら変更請求がございませんでしたので、自治法の規定に基づき、町の区域及び名称の変更を行おうとするものでございます。

今回の整備予定区域のうち約75haをもっていぶき野二丁目、いぶき野四丁目、いぶき野五丁目の3新町の設定を行い、約0.7haの区域を唐国町に編入しようとするものでございます。

内容につきましては、別図1にお示ししております①の区域約17haをもっていぶき野二丁目、②の区域約21haをもっていぶき野四丁目、③の区域約37haをもっていぶき野五丁目をそれぞれ新設、④の区域を唐国町に編入するものでございます。

また、いぶき野二丁目を予定いたしております区域につきましては、町の区域及び名称の変更と合わせまして住居表示を行おうとするものでございます。

いぶき野四丁目、いぶき野五丁目につきましては、今回は新町の設定にとどめ、区画が確定し、街区割りができる段階において直ちに住居表示の実施を予定いたしております。

次に、変更対象世帯数並びに人口につきましては、いぶき野二丁目の区域で世帯数は144世帯、人口は491人となっております。また、いぶき野四丁目、いぶき野五丁目につきましては、現在、居住者等はございません。次に、唐国町に編入する区域につきましては、世帯数は13世

帯、人口は44人となっております。

これらの変更期日につきましては、本年5月30日を実施予定期日といたしております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただき、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 26番（原 重樹君） 説明を受けたんですが、説明とだぶるかもしれませんが、聞き漏らした点もあるかと思しますので、先に御説明をお願いしたいと思います。

例えばいぶき野五丁目あたりというのは、今後、こういう形で地元の調整を含めやっていくということなのかどうか。四丁目については今後、と言われましたので、その辺だけ。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 都市整備部次長（中屋正彦君） 都市計画課中屋からお答えいたします。

地元調整につきましては、今回のいぶき野四丁目、五丁目につきましては、関係いたします町会の御了解をいただきまして、当然、和泉市住居表示整備審議会にお諮りし、新町の区域及び四丁目、五丁目の新町名設定の御答申をいただきました。したがって、今後、住居表示の実施に当たりましては、そういう協議はございません。

- 26番（原 重樹君） これで北部地域は大体終わりだと理解をするわけです。

そこで、改めてお聞きをしたいのですが、市道の池田下万町線の一部分に町名が違うところがありますね。へこんでいるのか、出ているのか、その部分では、町会というよりは何か個人みたいな形になると思いますが、その部分での話は、本人を含めきっちりしているのかどうか。今後、新しい町の中でそっだけ万町ですか、池田下ですか、その町名になってしまうことになります。実際、そういうものが協議がされているのかどうか。

それから、これは市に関係しますが、唐国の市営住宅などは、その点では地元ときっちり話が付いて除くとなっているのかどうか。

- 都市整備部次長（中屋正彦君） 1点目につきましては、新町の区域設定を新住法の開発区域外とさせていただきますので、関係する方々との調整はさせていただきます。

2点目の唐国の市営住宅の分につきましても、新境界をもって新町の設定をさせていただきますことから、いわゆる調整は行っておりません。

- 26番（原 重樹君） 新住法の地域外だということから言えば、例えば唐国台は新住法の地域内ですか。違いますかね。それが今回、そういうふうになっているわけですね。そういう理由では、これはなっていないということにはならないと思いますが、その辺はどうですか。

- 都市整備部次長（中屋正彦君） お答え申し上げます。

町の区域の整備につきましては、いわゆる住居表示の実施と合わせまして、飛び地の整理が1つの大きな目的でもございます。したがって、中央丘陵の新住法の区域のみを実施いたしますと、御存じのとおり、唐国台が池田下の飛び地として残るという結果が出てまいります。先ほど申しました唐国の市営住宅あるいは池田下万町線の歯抜けの部分につきましては、これはもともと万町なり唐国町ということで、住居表示によります飛び地の扱いではございません。いわゆる町の区域外としては、はなはだ折れ曲がった形として残るわけですが、飛び地の整理が第1の目的でございますので、ひとつ御了解のほどをお願いいたします。

○ 26番(原 重樹君) 意見だけ言うておきます。

これは例えば飛び地の整理という点から言えば、池田下万町線のところは、今後、これを行うことによって飛び地になるわけです。町ができていく構造上から言えば、そういう結果ですわ。地元からいろいろ要望があると思いますが、そういうところは、それなりに市として対応せざるを得ない部分あるいはこれは無理だという部分もいろいろあると思います。

ただし、こういうものをやるときは地元からの要望だけではなく、個人なりいろいろおるわけです。今後の町並み、便利性も含め大局的に考えていただき、例えばそこから何もなかったにしても、こういうふうになりますが、おたくはどうですか、ということも含め、きめ細かいやり方でしてもらわないと、飛び地の整理と言いながら、新たに飛び地をつくり出すような線引きになってくるということもあります。

先ほど、この周りは全部終わりました、と言われましたが、今後、こういうものがきちんできてしまえば、これからいろいろ出てくるかもしれません。今後、その辺はきちんとしてもらうという点と、この北部の周辺についても、これで全部終わったんだという態度でなく、今後、柔軟に対応していただくということを強く要望して終わります。

○ 議長(竹下義章君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第18号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長(竹下義章君) 日程第12「和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第19号

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物
の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築
物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年和泉市
条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「道路境界線」を「道路境界線又は隣地境界線」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第4条-第8条関係)

建築物の制限 地区	(い)用途に関する制限	(ろ)延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限	(は)敷地面積に関する制限	(に)外壁の後退距離に関する制限	(ほ)建築物の高さに関する制限
低地 住宅Ⅰ	<p>(い)用途に関する制限</p> <p>次の各号に掲げる建築物は建設してはならない。</p> <p>1 3戸以上の住宅で、居住の用に供するもの(法別表第2号に掲げるもの)。</p> <p>2 住宅兼用として、居住の用に供するもの(法別表第2号に掲げるもの)。</p> <p>3 共同住宅兼用として、居住の用に供するもの(法別表第2号に掲げるもの)。</p> <p>4 共同住宅兼用として、居住の用に供するもの(法別表第2号に掲げるもの)。</p>		170平方メートル		
低地 住宅Ⅱ	<p>(い)用途に関する制限</p> <p>次の各号に掲げる建築物は建設してはならない。</p> <p>1 店舗、事務所、飲食店(以下「店舗」という。ただし、共同住宅の店舗等を除く。)</p> <p>(1) 中央線と境界線との間の幅員が20メートル以上の部分において、用途が店舗等であるもの。</p> <p>(2) 中央線と境界線との間の幅員が20メートル未満の部分において、用途が店舗等であるもの。</p>	10分の15	170平方メートル。ただし、法第86条の規定に基づき、団地の敷地面積の総面積に算入しない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上なければならない。	12メートル(軒高は、10メートルを超えてはならない。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

和泉都市計画和泉中央丘陵地区地区計画の変更に伴い、良好な都市環境を確保するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、建築条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長(竹下義章君) 提案理由の説明を願います。

○ 都市整備部長(萩本啓介君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第19号「和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について」、都市整備部長萩本より提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、トリヴェール和泉内の学園地区の地区整備計画が本年3月3日に都市計画決定されたことに伴いまして、今回、これと連動する建築条例の一部を改正することとしたものであります。

その内容につきましては、第7条中、道路境界線を今回、隣地境界線に関する規定を定めることとなったことから、「道路境界線又は隣地境界線」に改めようとするものでございます。

次に、別表を次のように改めるとして51ページの別表のとおり、「学園地区」を追加し、まず、(い)の用途制限では、「次の各号に掲げる以外の建築物は建築してはならない。ただし、計画図に表示する用途の制限及び壁面の位置の制限を適用しない区域内においては、この限りでない」とし、1として、「大学及びこれに附属する建築物」、2として「大学関係者の居住施設」とし、基本的には、大学以外の建築はできないとし、ただし書きとして、公園等については、制限を除外しております。

(ろ)(は)では特に定めはなく、(に)では、「建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は、3メートル以上、隣地境界線までの距離は、6メートル以上でなければならない。ただし、計画図に表示する用途の制限及び壁面の位置の制限を適用しない区域内並びに道路横断施設(法に定める道路の上空に設けられる渡り廊下をいう。)については、この限りでない」としております。これは建築物を敷地境界線から一定の距離を置いて建築することにより、景観上の配慮をしようとするものですが、先ほどの(い)と同様公園等は除外し、合わせて大学建築物間を結ぶ渡り廊下についても、その必要性から除外しております。

(ほ)の建築物の高さに関する制限につきましては、「建築物の高さは、道路境界線から10メートル以内の範囲においては、12メートルを、隣地境界線から10メートル以内の範囲においては、15メートルを超えてはならない」とし、周辺土地への景観上の配慮をしております。

また、これに関連して生活サービス施設地区の(い)で「次の各号に掲げる建築物は建築してはならない」としてありますが、このただし書きで「計画図に表示する区域内」の表現を「計画図に表示する店舗等の床面積の制限を緩和する区域内」に改めることとしております。なお、附則として、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容の御説明とさせていただきます。参考資料「その1」の新旧対照表並びに別冊参考資料を御参照の上よろしく御審議をいただき、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(竹下義章君) 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 18番(赤阪和見君) これは大学に限るというように理解されますね。学園ゾーンということであり、今は、桃山大学が決定しているように聞いてますが、もし、今後の方向性の中で、向こうは附属する高校もありますし、中学校もありますね。中学校、高校も併設しようという場所があるかないかは別にして、そういう場合は、これはできないと理解したらいいんですか。その理由をお聞かせ願いたい。大学だけを決めてしまうと、大学だけと制約することになってしまいます。学園ゾーンという位置付けですが、これやったら、大学ゾーンですね。その点、ちょっとおかしいと思います。
- 議長(竹下義章君) 理事者答弁。
- 開発調整課長(上出 卓君) 開発調整課上出より御答弁申し上げます。

ただいま御指摘の点でございますが、手続的に申し上げますと、先ほど、部長の方から説明がありましたように、都市計画決定された地区整備計画をそのまま焼き直すというか、条例としてさらに補強できるということで、こういう文言になっているということでございます。

実際の話では、学校施設としては、大学に限ることではないであろうという議論もいろいろあったわけですが、大学を含めての下協議の中で、こういうことでいきたい、という御了解をいただいております。

さらに、これを変更するということになりますと、今、申し上げましたように、地区計画にまつわる都市計画決定から再度協議をし、都市計画の変更をしていくという上で審議をいただき、さらに、建築条例を改正していくという手続にならざるを得ないと思います。

- 18番(赤阪和見君) 海のものやら山のものやら、という言い方はしませんが、それに近いようなことが、私の漏れ伺っている範囲であるわけです。その点では、仮定の話ですが、ぼし

やってこれを変える場合には、どれぐらいの日数がかかりますか。この条例制定をしようとする中でね。

- 都市整備部次長（中屋正彦君） お答え申し上げます。

最低、都市計画の変更手続という期間が必要ではないかということです。いわゆる地区計画の変更につきましては、市の決定、市の都計審を経てから府の都計審、それから、知事の承認をいただくまで大体3カ月でございます。ただ、そういった変更案を作成するに当たりまして、府の関係課との協議調整が要りますことから、最低5カ月間が必要ではないかと考えております。

- 18番（赤阪和見君） 学園ゾーンという形の中で懸念するところが出てくると思います。

もう1点、大学関係者のための居住施設ということは、学生寮も含むと理解してよろしいのですか。

- 開発調整課長（上出 卓君） 学生寮については、含んでございません。そういう解釈をしてございます。

- 議長（竹下義章君） 他に。

- 5番（上田育子君） 条例の改正に関してですが、大阪府の福祉のまちづくり条例との関係で建築内容が大幅に制限されてくると思いますが、それに関する改正案とかは用意をされているかどうか、教えてください。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

- 開発調整課長（上出 卓君） 実は、福祉のまちづくり条例については、先般、御説明があったかと思います。大阪府の方でも、所管が建築部、福祉部とかにまたがっているということで、調整を重ねなければならないということでございます。

福祉のまちづくり条例に関連をいたしまして、ほぼ同じ内容のものが既に建築基準法施行条例という大阪府の条例の中で建築部が所管いたします部分については、既に先発をいたしております。おおむね半年ほどたっているわけです。その中で調整済みでございますので、この件については、実態的には、福祉のまちづくり条例に沿っているという内容にカバーできております。福祉のまちづくり条例ではなく、建築基準法の施行条例でカバーできているということでございます。

- 5番（上田育子君） わかりました。

- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第19号は、原案どおり可決されました。



- 議長（竹下義章君） 日程第13「平成4年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案第20号

平成4年度和泉市一般会計補正予算（第4号）

平成4年度和泉市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ960,568千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,176,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の補正の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		17,654,979	857,493	18,512,472
	1. 市 民 税	9,127,813	857,493	9,985,306
11. 国庫支出金		4,133,259	3,700	4,136,959
	2. 国庫補助金	1,306,182	3,700	1,309,882

12. 府 支 出 金		3,218,240	△618,975	2,599,265
	3. 府 委 託 金	922,526	△618,975	303,551
13. 財 産 収 入		2,085,596	205,524	2,291,120
	1. 財 産 運 用 収 入	262,139	52,275	314,414
	2. 財 産 売 払 収 入	1,823,457	153,249	1,976,706
14. 寄 付 金		260,300	401,000	661,300
	1. 寄 付 金	260,300	401,000	661,300
15. 繰 入 金		1,182,420	11,300	1,193,720
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	74,000	11,300	85,300
16. 諸 収 入		3,542,308	94,826	3,637,134
	5. 雑 収 入	2,438,427	94,826	2,533,253
17. 市 債		2,100,360	5,700	2,106,060
	1. 市 債	2,100,360	5,700	2,106,060
歳 入 合 計		43,215,927	960,568	44,176,495

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総 務 費		4,756,784	163,300	4,920,084
	1. 総 務 管 理 費	3,275,692	163,300	3,438,992
4. 衛 生 費		4,799,878	80,000	4,879,878
	1. 予 防 衛 生 費	2,244,313	80,000	2,324,313
7. 土 木 費		7,391,079	35,310	7,426,389
	2. 道 路 橋 梁 費	1,839,487	24,010	1,863,497
	4. 都 市 計 画 費	3,351,391	11,300	3,362,691
9. 教 育 費		5,813,690	△618,975	5,194,715
	5. 社 会 教 育 費	1,891,662	△618,975	1,272,687
11. 諸 支 出 金		1,282,412	1,300,933	2,583,345
	2. 基 金 費	1,275,412	1,300,933	2,576,345
歳 出 合 計		43,215,927	960,568	44,176,495

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7. 土木費	2. 道路橋梁費	伯太桑原線整備事業	49,800
7. 土木費	5. 住宅費	既設改良住宅改善事業	52,600
9. 教育費	5. 社会教育費	(仮称) 榎尾山森林浴コース整備事業	136,600
合 計			239,000

第3表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 額	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子 (債務保証)	平成4年度 ┆ 平成5年度	元金 300,000 及び その利子	平成4年度 ┆ 平成5年度	元金 653,760 及び その利子

第4表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
都市計画事業	282,600	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 行 其 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	288,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 行 其 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。					
計	2,100,360					2,106,060									

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） 総務部神藤でございます。それでは、ただいま御上程をいただきました議案第20号「平成4年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、内容を御説明申し上げます。

今回、御上程いただきました補正予算の内容は、退職者の増加に伴います人件費の追加、事業の確定に伴います事業費の補正、公共施設整備基金ほか4基金への積み立て並びに繰越明許費の設定などが主なものでございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。追加議案書1ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億6,056万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ441億7,649万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費でございまして、経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めたもので、内容につきましては、伯太桑原線整備事業ほか2事業で、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条は、債務負担行為の変更でございまして、和泉市土地開発公社に対する債務保証を追加するものでございます。内容につきましては、「第3表債務負担行為補正」のとおりでございます。

第4条は、地方債の変更でございまして、都市計画事業債の追加でございます。内容につきましては、「第4表地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。11ページでございます。

まず、総務費では、職員の退職手当の追加1億6,330万円を計上いたしました。これは退職者11名の増によるものでございます。

次に、衛生費8,000万円の追加計上は、病院事業補助金の追加でございます。

土木費では、3,531万円を計上いたしました。これは道路拡幅工事に伴う負担金並びに国庫補助金の確定に伴います黒鳥山公園整備事業費の追加でございます。

教育費では、史跡池上首根遺跡用地購入事業において、和泉市土地開発公社会計で先行取得のため、6億1,897万5,000円を更正減いたすものでございます。

最後に、諸支出金13億93万3,000円の追加計上でございますが、まず、公共施設整備基金4億100万円は、開発指導要綱に伴う寄附金を積み立てるものでございます。庁舎建設基金として5億円。減債基金では、基金運用収入と合わせて3億円。また、財政調整基金では、基金運用収入と近畿自動車道監視施設維持管理経費を合わせて9,857万5,000円。美術館運営準備基金には、基金運用収入135万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容について御説明申し上げます。8ページでございます。

市税8億5,749万3,000円につきましては、実績等を勘案し追加計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金370万円の追加。地方債570万円の追加計上。府支出金6億1,897万5,000円の更正減は、いずれも歳出予算に関連いたします特定財源でございます。

財産収入2億552万4,000円の追加計上につきましては、基金運用収入並びに市有財産売却収入の追加でございます。

また、寄附金4億100万円につきましては、開発指導要綱による収入の追加でございます。

繰入金の追加計上1,130万円は、公共用地先行取得事業特別会計からの繰入金追加でございます。

諸収入9,482万6,000円の追加計上は、近畿自動車道監視施設設置費等負担金でございます。

以上が、今回、御上程いただきました議案第20号「平成4年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今回の補正予算に伴います地方債は、先日、御提案申し上げました平成5年度当初予算の地方債残高見込み額が570万円増額となりますので、よろしく御了承賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見を伺います。

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。何点かについてお願いをしたいと思います。

まず、歳出の12ページに道路拡張工事負担金が出てますが、これはどういう内容のものなのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、庁舎基金の5億円ですが、一昨日の一般質問でも聞きましたが、どうも財政の方に今回の補正予算で問い合わせをしたら、何か市長の勘違いとか間違いもあるようです。例の府の企業局からいただいた土地の売却が5億円のほとんどのおっしゃっていた

ので、この金銭的な中身を財政当局の方からはっきりお聞かせ願いたい。財源内訳ですね。

それから、歳入の1番目は、市有財産売却収入追加ですが、これはどこの分で町名、地番、面積あるいは坪単価等もお聞かせ願いたいと思います。単なる市有財産売り払いなのかという内容の点も同時にお聞かせ願いたいと思います。

それから、歳入の2点目は、公共施設整備基金に積み立てております開発指導要綱による収入追加が4億余出てますが、毎年、その都度、質問あるいは意見を言うているかも知れませんが、どうもこれだけの大きな金額が年度末になってぼんと出てくる。内緒にして持っとくとか、それをこの最後でつじつま合わせで出してくるように思えてならないんです。でなければ、当初に見込み違いがあったのかどうか。その辺をお聞かせを願いたいと思います。

それから、歳入の3番目は、近畿自動車道監視施設設置費等負担金追加というのがありますが、これは財政調整基金に積み立てるということで、何か後の維持管理ということのようです。その点のもう少し詳しい内容をお聞かせ願いたいと思います。

以上、お願いします。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 第1点目の道路拡幅工事負担金につきまして、道路課谷よりお答え申し上げます。

近畿自動車道の側道で伏屋地区から池田下町にかけては、つまり府道和田福泉線から泉大津粉河線までの間にかけては、日本道路公団の方で側道を付けております。しかし、府道和田福泉線から市道伏屋唐国線までにつきましては幅員が6.5m、それから先の南側には4~5mとなっております。道路公団の場合、幅員5mまでの側道については公団負担が施行できるわけですが、5m以上のものにつきましては市の負担が必要になっておりますので、このたび、1.5m相当分の工事費相当分を負担するものでございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 総務部次長（阪 豊光君） 2点目の庁舎基金5億円の財源内訳でございますが、先日の一般質問の中で施策推進室の方から答弁をさせていただいた財産処分金1億5,324万9,000円が1点。それと5億円との差、3億4,600万円につきましては、一般財源で対応したということですので、施策推進室から答弁させていただいたとおりでございますので、よろしく願い申し上げます。
- 議長（竹下義章君） 次。
- 総務部次長（池辺 功君） 続きまして、市有財産売り払いの明細でございます。まず、場所でございますが、府道和田福泉線を伏屋町から和田町の方へ向かっていただきますと関西電

力の南大阪変電所がございます。その信号を左折、光明池駅の方へ行きますと母子医療センターの看護婦寮がございますが、その向かい側でございます。所在地は、室堂町674番地の24。売り払い面積は、696.59㎡、210.70坪でございます。平方メートル当たり22万円。総額は、1億5,324万9,800円となっております。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 開発指導要綱負担金につきまして、開発調整課上出よりお答えいたします。

開発指導要綱の負担金につきましては、近年は、当初に通常2億円を計上いたしております。実は、昭和50年代から収入が始まったわけでございますが、当初は、720万円程度でございました。以後、順次増額をしておりますが、年度によりましてかなり変動がございます。相手方の不動産関係の開発の動向によりまして、非常にばらつきがあるということでございます。たまたま最近は、マンションの開発が多いので4億円ということになってきております。そういうばらつきが見られるということと、予測が立てにくいということで財政と協議の上、一応、当初は2億円を計上し、その後の状況によりまして、最終年度末で締め切って補正をさせていただいているということでございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 交通公害課長（大塚俊昭君） 近畿自動車道関係の雑入につきまして、交通公害課大塚よりお答えをいたします。

議員さんがおっしゃるとおり、これは昨年秋、池田下に設置をさせていただきました監視局の維持管理経費として、事業者である日本道路公団より御負担を願うものでございます。

○ 25番（天堀 博君） 道路拡幅負担金につきましては、言われている内容はわかるんですが、今までこういう例があったのかということと、今後ともこういう措置をとっていくのかどうか。この財源は、あくまでも市の一般財源なのかという点をお伺いしたい。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） お答え申し上げます。

今までの側道では、近畿自動車道の場合、現在、岸和田和泉インターの方で一部側道が既に完成していますが、この場合は、5mで施行しましたので、こういったケースはございません。私の知っている範囲では、こういった事例はございません。今後、こうしたことが出てきた場合には、その都度中身を検討の上で対応してまいりたいと存じます。

○ 25番（天堀 博君） 今後、その都度中身を検討していく、とおっしゃっていますが、今回、こういう措置をとったということは前例にもなるわけです。その辺は、やはり市の方でしっかりした方針を持ってもらわないと、私もその場所はある程度わかります。地元からの要望

でそうした方がいいと、広くて狭いところ、何か蛇が蛙を飲んだみたいになってしまうのでね。その点では、確かにそういう措置をとる必要もあろうかと思います。地元からそういう要望が出てきたら、今回は側道ですが、よく似た例が出てくるかもしれませんが、その場合にもこのような措置をとっていくのかどうか。ケースバイケースでなく、前例をよく見極めることが必要だと思いますが、その点では、そういうおつもりなのかどうかをお聞かせ願いたい。

- 建設部次長（谷 俊雄君） この側道も、地元の要望で実施したわけでございますが、地元要望だけでなく、沿道の土地利用並びに地域の発展ということにつながるということで、今回、こうした側道の整備を行っているわけでございます。今後におきましても、先ほど、十分検討、と申し上げましたのは、いろんなケースもあろうかと思しますので、そういう言葉で申し上げましたが、積極的に実施をしてまいりたい、このように考えております。
- 25番（天堀 博君） 積極的に対応していきたい、ということでございますので、そう理解をしておきます。

例えばカンダンの隣、あれは中央線ですか、あの用地買収をするため地権者との関係で、側道ではなく、あの低い部分に逆鉢巻のような形でループ状の道路をこしらえて中央線に上げてくる、いわば変な形状の市道をつくるわけです。そして、そこは側道がない。これは用地買収上で権利者の条件、要望があったのでされたようです。

今後、こういう形のものが、おくられている、おくられている、と言われる和泉市の道路整備が進んでいくにつれて、しかも、これから進んでいくのは幅の広い大きな幹線道路ですが、やはり旧の市街地あるいは旧の道路あるいはそういう土地をお持ちの方々との関係がいっぱい出てくると思う。その点で今後もそういう方針でいくのかどうか、と聞いたんです。積極的に対応していく、ということですが、これは建設部で将来にわたってその点をきちんと腹に入れておいてほしい。

それから、庁舎の基金ですが、この前の答弁では、今回の補正の5億円と来年度の8億円ですが、今回の分は、1,000坪ほど売って、と言われておりました。そういうことではなく、この1億5,300万円というのは、200坪ぐらい、696.59㎡しか売っていない。残りは一般財源なんだ。だから、企業局からいただいた土地は、お世話になったからという御礼の意味でいただいたんだ、とおっしゃいましたが、その土地については、まだそれだけしか手を付けていないという解釈でいいわけですね。

この公社の基金の積み立ては、来年度も8億円していくということですが、私はこの場所がもうひとつわからないので、住宅地図で教えてもらうて、今朝も見て来たんですよ。今、言われるように看護婦寮の道の向かいが、今回、一部売ったところですね。そこから下がって行っ

た右側の例のグラウンドに入っていくところの右手の角の部分、これは非常に大きい、グラウンドほどの広さがありますが、筆数は幾つかありますが、物件が2つある。平成5年度は、これを全部売って8億円という計算をされているのかどうか。

同時に聞かせたいのは、胸中深く秘めたものがあるというのがこれや、と言われていいます。そして、今回、これを売るんだということは、少なくとも、両助役さんは御相談にあずかっていたのか、ということも聞かせたい。

○ 市長（池田忠雄君） 胸中深く秘めたものがあるというのはこれですよ、と端的にお答えを申し上げたところでございます。せんだっての一般質問は、財源についてのお尋ねでございましたので、結論だけ申し上げたつもりでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

企業局の本市における事業のいわゆる終戦処理につきましては、昭和59年ごろからいろいろ本市とやり取りをいたしてまいったのは事実でございます。その中で光明池のナイター付きの球技場とかテニスコートであるとか、あるいはコミュニティ体育館であるとか、その他もろもろをちょうだいいたしました、そのときの終戦処理の一環がこの2つの土地であったわけでございます。

全体についての話し合いが59年ごろからであり、最終的にまとまったのが平成2年の初めであったと思ひます。長期にわたっていろいろやり取りをしてまいりました。その経過の中では、役所的に体育文化施設という表現がなされている面もございまして、私への報告については、最終的にこれは終戦処理としていただいたものだ、最終的には、こういう報告を受け取っておりますので、この間、端的にお答えさせていただいたとおりであるわけでございます。

そのうちの一部が、室堂町のチェリータウンが近道に伴う公害のクッション機関として緑地をつくっていかねばならない。それに6件がかかるわけでございますので、その代替地をこのうちの一部に求めさせていただいたのが、210坪の6件でございます。ちょっと私の答弁が舌足らずであったと思ひますが、5億円の残りが一般財源であり、それが今回の補正措置であります。平成5年度の8億円については、その残余について考えさせていただきたい、売らせていただきたい。その残りがまだございますので、それは6年、7年の時点で地価の動向を見定めながら措置していきたい。庁舎の基金はたくさん要りますので、それについては今後とも継続して考え、より有利に処理しながら庁舎建設の基金にさせていただきたいと存じます。

なお、助役からもお答えいたしますが、こうしたやり取りにつきましては、助役を先頭に企業局と渡り合ってきた経過がございますので、これは相談というよりは、お互いに一心同体で当たってきたということで御理解いただきたいと思ひます。

○ 25番（天堀 博君） 売ることについての相談です。

- 助役（坂口禮之助君） この土地を売ることについての相談は、私と田中助役が市長から受けてございます。
- 25番（天堀 博君） それでは、これは議長にお伺いをするんですが、議長は、相談というか、これを売りたいんだ、胸中深く秘めたるものがこれなんだ、というお話をお聞きになった、相談は受けたことはございますか。これは非常に大事なんでね。
- 議長（竹下義章君） この補正予算を出すという中で若干聞きましたが、詳しいことはわかりません。
- 25番（天堀 博君） ・それは、その程度だ、ということで理解をしておきます。柳瀬議員さんは、前期の最後の議長さんでしたが、柳瀬元議長さんも、いわゆる胸中深く秘めたるものがその土地なんだ、ということは聞いてないということです。これは以前に庁舎の基金条例が出てきたとき、その前にも聞いたと思いますが、何かのときにこの基金のカネを使うんじゃないかとね。市長は、胸中深く秘めたるものがあるんです、とおっしゃいました。私は、それは何かかな、と思ってました。

卑近な例ですが、引田天光などマジシャンがいますが、両手両足を縛られて箱の中に入れられ、一瞬にそれが消えて美女が出てくるが、必ずトリックがあるんですね。しかし、トリックがあるように見せないところがやり手のマジシャンなんですね。この胸中秘めたるものがある、とおっしゃっていて、今回、初めてこれなんだ、ということが私の一般質問で出てきた。これは皆、はっと思ったですよ。こんなものがあったんか、とね。この1億5,300万円の代替地にしても、そんなところに土地があって売ったなんて知らない人がたくさんいる。一部の人が、何かチェリータウンのことで関連をして知ってはったかもしれませんが、それも直接のつながりについては存じてなかったと思う。

議長、これは議会に対する大きな問題だと思います。胸中深く秘めたるものというのは、例えば松尾山は泉北環境に買っていただくということですから、その売却利益を何に使うのかといえば、いろいろ使い道はあるでしょうが、例えば庁舎の積み立てに使ってもとやかく言うことはないと思う。しかし、この大阪府企業局からもらった土地は、一般質問で、実はこういうものがありますが、これは時を見て売却処分をしていきたい、と言うべき性質の土地ではないでしょうか。それやったら、隠してたんじゃないですか。助役さんに「相談を受けたんか」と聞いたら「受けた」と言われてます。

ここに畠田理恵さんが載った「いずみ」がありますが、幹部の方々が指をさして協議をされている。やらせやと思います。この幹部の方々と所管している総務部、財政、これを受けたときの窓口はどこですか、都市整備ですか。皆ぐるになって議会をだましているのと違うんで

すか。せやから、僕ははっきりしてくれ、と言ってるんです。こんなものは、明らかにしてくるべき問題やないですか。そんなもん、胸中深く秘めたるもの違いますがな。こういうものがあるんです、ということを議会に言うてきて当然の物件やと思います。これは共産党の天堀が言うているだけやない。とにかく僕が議員になった十数年前やったら、保守系の議員さんも含め大変なことになってますよ。議長、こんな議会をばかにした話はないと思います。

○ 昨年的一般質問では、市長の長い答弁のため、当局からいろいろ聞かんといかんと思っ
ているやつが時間切れに終わりましたが、今回の補正予算で出てきた1億5,300万円で売ったものも含めて問題があるんですが、後で言います。この5億円の庁舎積み立て基金、しかも、来年度予算の8億円については、予算委員会でやっていただくとして、非常に強い関連性があるので言うてます。こんな議会をばかにしたものをこのまま通していくのは非常にぐあい悪いと思います。

それともう1点、今、市長がちらっと言われましたが、文化施設云々ということです。それは和泉市としては何に使ってもいいと解釈している、と言いましたが、そのときの引渡書とか契約書みたいなものがあるはずですね。都市整備にありますな。それを議会に提出をしてほしい。その間、休憩を取ってもらってもいいですから。そうでないと、この質問は終わらんのですわ。平成2年2月1日付のものがあるはずなんです。出してください。

○ 市長(池田忠雄君) いろいろ御指摘をいただくところでございまして、平成2年に登記が完了したのは事実でございます。大阪府企業局から譲り受けた物件でございますので、右左に処理をするのも時期を見なければいかんということもございましたので、発表が遅くなりました点につきましては、そうした引き渡しの時期あるいはこれからの対策等もろもろ考える中で今回、初めて申し上げたところでございます。決して議会に隠しておるということは毛頭ございません。御理解を相賜りたいと存じます。

この引き渡しにつきましては、59年以来、いろいろとやり取りをしてまいりました。端的に財源について、という先般のお尋ねに対して、私からお答えをさせていただきましたように、この2件を財源として充ててまいりたい、このように率直に思っているのは事実でございます。

そして、これは紐付きではない、と申し上げましたのは、結果的にいろいろ光明池球技場、コミ体、テニスコート等をいただいたうちの一环でございまして、その中では、役所同士でございますので、何らかの文書的なものはあろうかと思いますが、結果的にこの物件についてどうしなければいけないという厳しい紐が付いているものではない。いろいろお世話になったという中で、今後の和泉市のために役立てていただきたいというのが基本的な了解事項だったという報告を聞いておりますので、端的にお答えを申し上げたということでございます。

文書的には、府と市のことでございますので、「お世話になったので、これを差し上げます」という文面にはなっていないと思いますが、基本的な了解事項としてはそういう意味である、という報告を聞いて了解をいたしてきたところでございますので、率直に御答弁を申し上げたことでございます。決して議会に対してこれを隠してどうこうということはないという点だけはひとつ御理解をいただきたいと思います。

- 25番(天堀 博君) その文書は出してもらえますか。出さへんと言うのならいいですけどね。市長がそこまでおっしゃるのなら、大阪府の企業局に対して、私どもの府会議員もおりますのでいろいろ調査を依頼をしました。私も直接聞きました。先ほど、平成2年2月1日付とはっきり日時を言うたのは、そういう裏付け調査に基づいてのことなんです。

同日付で他の物件も和泉市がいただいているんですね。例えば車庫の上にテニスコートがありますが、その入り口の部分の道の向かい側、今回のこの土地の並びになります、少し離れてますが、室堂町674の7及び8、これを光明池体育施設付帯用地として引き渡されてます。これも市長の今の解釈では、別にそんなものに使わずに売ってもいいとなりますね。それから、先ほどの土地については、使途目的としてはっきり「文化スポーツ施設用地として活用」となっています。行政間同士、お役所同士やからそういうふうになっているけども、とそんなあほなことを言いなさんな、市長。

そしたら、そのとおりなぜいかなのですか。それでは、私どもの議員を通じて府議会で質問させますよ。「和泉市はこれを勝手に売ろうとしているが、企業局はどうか」とね。それでよろしいですね。そういう書類があるので、議員皆さんに見せていただきたい。私も見たい。契約書があるはずなんです。その土地を皆さんに了解を得た上で売るといふのならまだしも、あなたが胸中深く秘めたものと言うが、今回、売れるような時期になったので初めて明らかにした、別に隠していたのではない、とおっしゃるなら、なぜその前に「実はこういうものがあるので売りたいんです」ということを所管の委員会なり、委員会協議会なり、代表者会議なりに出してこないんですか。突然、ぼんと「売ります」と言う。

しかも、もう売ったんでしょう、1億5,300万円はね。これはやむを得ないかなとは思いますが、しかし、それとでも、そんなものに使ってもええとは企業局は言うてない。そんな切り売りをしていったら、方々の代替地としても売れるんですか。他の道路の代替地としても売ったげなさいよ。そんなことで切り売り、切り売りしていったらしまいになくなってしまふ。そんなことを何とも思わんとやっていることについて、議会に対してもですが、府の企業局に対して道義的な責任も何も感じてない。書いてあるが、何に使ってもいい、売ってもかまへんなんで、私はこの議事録を持って府に行きますよ。せやから、文書的にはっきりしたものがあらんやか

ら出さない、と言うてるんです。市長はそれを知りながら言うてるんやから、よけいたちが悪い。

○ 市長（池田忠雄君） 財源的にこの土地を充てたいと思ってまいりました。

公害の代替地としての1億5,300万円、6件については、基本的な事情もありますので御理解を相賜りたいと思います。残りの8億円なり、それ以降の残るものにつきましては御報告も申し上げ、これは市有財産でございますので、一般入札でもして明らかにしながら処分に踏み込んでいかなければならないと思っております。

また、2点目の大阪府企業局との関連性でございますが、私がトップとして報告を聞いている範囲では、光明池球技場、コミ体を初めいろいろ市に対して御公開をいただいたところでございます。そうした点では、大体企業局と本市との話し合いについては、その辺でいろんな施設もいただいておりますので、そうした面については、御理解をいただいているものだと思います。

ただ、終戦処理でございますのでシビアなやり取りがあった中で、この2件もその中の一環としてちょうどいしたわけでございます。役所的なことでございますので、何らかの覚書があるかとは承知しております。企業局との基本的な話し合いの中では、そうした意味での強い縛りというものはなく、この2件については処分をさせていただいてもいいものではないかというトップとして理解をさせていただき、今回、御提示をさせていただいたということでございます。企業局としては、役所としての文案に基づいてのお答えがあったのではないかと。受けた市のトップとしてはそういう理解をしておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

○ 25番（天堀博君） 確認いたします。昭和59年以降の終戦処理の中で坂口助役さんを中心にいろいろやられてきたというお話ですが、最終的に平成2年2月1日付の契約書ができるまでの時点で、今、市長が言われたように、役所のことだから使途目的は何らかのものが書かれているだろうけれども、和泉市が自由に売却するなり自由裁量で扱っていいということは、府の企業局との間に話し合いなり裏約束なりはされているんですか。それとも、和泉市の市長初め両助役さんなり幹部職員さんの勝手な判断なのかどうか、どちらですか、助役さん。

○ 助役（坂口禮之助君） 企業局との関係でいろいろ折衝をしてきましたが、実質的に私が軸になってやってまいりましたが、ある意味では「どうぞ使ってください」という状況の中でいただいたものではございません。

具体的に申し上げますと、下水処理の費用については、新地域（企業局の開発地域）については、堺市に委託してやってもらってございました。今もやってもらっていますが、その使用料

の負担金が非常に大きいんです。実際、うちの公共下水道の使用料徴収金額と比較しますと、堺市に支払う使用料の総額は約3倍から払わなければなりません。

これに対して私どもは、旧住民ですら公共下水道の利益には浴していない中で、新地域だけが3倍からの金額を一般財源で補って支払っていくことは承知できない。これは設置者である企業局が負担すべきであると鋭意、いろいろと折衝をしたわけです。なるほど引き継ぎの段階では、きれいに整備していただかないと引き継がないので、それはいいとして、後の維持補修等については、維持補修のための基金を積み立てていただくなり何らかの措置をやっていただかなければならないなど、幾つかの問題を提起していろいろ折衝をいたしました。

その中でいわゆる金銭的に理解をいただいたのは、いわゆる学校等に対する教育費の負担金については、当然、和泉市の地域に住居が建つんやから和泉市の学校に収容しなければいけないということで、これは1億余のおカネをちょうだいいたしました。ところが、他の要求については、一切、カネでもって支払うのは堪忍してくれ、ということでした。

もう1つ強く言ったのは、泉北ニュータウンができることを前提に和泉市の伏屋地区の一角が、あのような状態の中で市街化区域に決定をいたしました。それは企業局ができなかったということで和泉市の区域内においては、新住宅市街地開発法の区域から勝手に除外をされ、そして、市街化区域だけが残りました。そういうことであれば、和泉市の伏屋から和田の一角については、大きな乱開発を呼び込むことになるので、その点についても企業局として何らかの措置をすべきだ、とかいろいろ折衝をやりました。

最終的に担当部局の企業局の長との話し合いでございますが、「どうかひとつ金銭的なものは堪忍してほしい。堺市等との比較もありまして、和泉市へそんなものを渡したとなれば、堺市との関係が非常に難しくなるということで、金銭による解決でなく、最終的に終戦の段階で土地を提供するから、それでひとつ御勘弁願いたい」ということで終わりました。

その後、先生がおっしゃってます協定書とかにつきましては担当部局でやっていただき、直接関知しておりませんが、そういう含みの中で残っている土地をいただいたんです。その中で一定の公共目的を持って設置しております車庫の上のテニスコートの横にいただいている分については、現在もございますが、テニスに来られる方々の駐車場として教育委員会の社会体育課が管理をする、あるいはまた球技場にしても管理をしていくということで、現に行政目的に使用している、あるいは使用できるものについては、すべて一般処分の対象か外れてございます。細かい点では、伏屋の新池のところがございます土地とか、お墓へ行く途中にある70～80坪の土地とか、いわゆるプレイロットとか公園関係に使用する、あるいは小さいものですが、汚水処理に使っているものなどにつきましては、それぞれ行政目的に沿ったように各部局で管

理を既にやっております。

その中で比較的大きなもので残されているのが、御覧いただいたテニスコートの駐車場から少し下がったところの右手にございます約3,000㎡、一部をいわゆるチェリータウンの代替地に提供した残り、それから下がって野球場に入っていく右手にございます高圧線が通っている土地の2つについては、普通財産として総務課で管理をしている。市長がおっしゃっているのは、その2つの普通財産をいい時期に売却し、庁舎建設基金に積み立てていきたい、というお話でございます。協定書には、一応「文化スポーツ施設に利用する」という表現がされておりますが、その中に普通財産として管理している土地がございますが、それらは「どうぞお使いください」という形ではなく、いろんな条件設定について折衝に折衝を重ねた中、一応、最終的には、終戦処理的な形としてこれでもって御理解いただきたい、というのが企業局との最終的な話し合いに至った経過でございます。

- 25番(天堀 博君) 今の助役さんの説明は、そういうことなんだということです。そこで1つの問題があります。確かに終戦処理として、カネは出せないが、土地を提供しましょう、ということですね。単純にそういうことをすればよそからも言われてきて困る。だから、「文化スポーツ施設に使いなさい」という一定の条件、歯止めを入れて和泉市がいただいた。後は、行政財産でなくて普通財産に切り替えれば、和泉市の財産ですから勝手に処分できる、となります。しかし、それは文化スポーツ施設に使うということでもらった土地ですから、助役さんがおっしゃったのは勝手な判断ですね。いろんなところにカネが要るから、いわばその土地をカネに代えても当然だという判断をされている。

そうではなく、もう1つの考えをすれば、いただいた土地を文化スポーツ施設として使用していくということで和泉市の公共的な施設や財産を広げていく、発展をさせていく方向に考えなかったら、もろうた土地を売り食いする、あるいはそれを庁舎の基金に積み立てるということでは、庁舎の基金は必要でしょう。今、庁舎の建て替え云々していない。そういう使い方に関係があると云ってるんです。

例えば2つあるやつの1つを売って、そのカネを横へ置いといて、そのカネで大きい方の土地に例えば博物館を建てるとかいうならまだしも、今後、時を見て全部売って庁舎の基金に積み立てていくということでは、大阪府の企業局から和泉市の庁舎を建てるために半分カネをもらおうたようなものです。そんなことを言ったら企業局は怒りますよ。当時の担当者は代わっているかもわかりませんが、いろんな折衝した過程があっても、企業局がその土地を自由に使いなさい、という意味で渡したのか、ということになると、きっちり歯止めが掛かってきますよ。

だから、そういう書類がちゃんとあるんですから、役所同士やからそういうように決めざるを得なかった、ということですが、あなたも長い間行政に携わってきているんですから、一たん公文書に書かれた文言は勝手な解釈はできないことはおわかりでしょう。お2人も助役がおられるんですから、市長、それはだめですよ。いろんな経過はあるが、あれはやはりそういうものに使ってはだめ。もっと文化スポーツ施設をつくるため、片方だけ売るのはしょうがない。あるいはチェリータウンの代替地として売るのも辛抱してもらいましょう、という考えに持っていかないと、ええことばかり何ば言うてもだめなんですよ、市長。土地がある、財産があるのなら、博物館やそんなものをちゃんと建てなさいよ。堺との境界になりますよ、いろんなスポーツ施設ももっとつくってあげなさいよ。なくて困っているんやからね。抽選日には並ぶんやからね。

それからもう1つは、そういう胸中深く秘めたものと言うたり、1億5,300万円で売ったりする前に、そういう歯止めがあるんやから、実は、こういうことですから売りたい、議会の皆さん、ひとつ御理解をいただきたい、ということなせ所管の委員会にしるどどこにしる、相談がなかったんですか。普通財産に切り替えて皆売ってしまおうたらええんや、という道義的なことも考えてないような行政は、市長、これは相当問題ですよ。

これをこのまま続けるというのなら、新聞社、大阪府議会に全部はつきりさせますよ、凍結するか何か言明してもらわん限りね。えらいことになるということは市長、助役さんもおわかりでしょうからね。先ほどからの市長、助役さんがおっしゃったことは全部議事録に取っているんですからね。それも含めてはつきりさせますよ。それでよかったですこのままいってください。

○ 助役(坂口禮之助君) 先生がおっしゃるとおりです。公式的には、たまたま文化スポーツ施設というランクの中にこれも入っているということでございます。われわれが交渉し、折衝する中では表には出せません。したがって、こういう形の中に含めていただいたものでございまして、むしろわれわれは、自由に売ってくれ、庁舎建設基金に入れるんや、というようなことは、一切、当時としては話し合いもいたしてございません。

ただ、泉北ニュータウンの一部として市街地開発の対象になったことで市に財政負担がかかるということですね。それを何らかの形で助成していただきたい、ということです。住宅公団の光明台の開発の中でも、下水処理が堺市の泉北処理場に行っているわけです。これに関しても、いただいている使用料の3倍からのものを堺に支払っております。当時、このため住宅公団と折衝に折衝を重ね、町が熟成するまでの間、何年間かわかりませんが、その間、差額は公団で御負担いただきたい、ということで負担をしていただいていた事実もございまして。そう

いう形で企業局も協力をいただけるならば、それで終わっていたんです。

ところが、企業局としては、そういう形のものを行なえば、たちまち堺市との問題が出てくるということで、どうしてもカネではできないので、終戦処理的に土地をお渡ししよう、ということになったのは事実でございます。

天堀先生がおっしゃいますように、当時の覚書なり契約書の中には、今、売らせていただくという土地は、はっきり文化スポーツ施設というように区分けされてあるんやから、それを勝手に処分することになると大きな問題になる。当時の担当者は辞めている人もあると思いますが、そういう方々まで引きずり出しての議論となりますと、大騒動になります。しかし、実際のやり取りの中では、そういう方式しかやむを得なかったのではないかと思うわけです。

- 25番(天堀 博君) 助役さんのおっしゃることはよくわかりますよ。例えば府議会でこれが問題になり、企業局の局長なり担当部長がどう答弁するかです。和泉市さんがどう考えられているかわかりません。そういういきさつがあったかもわかりません。しかし、われわれとしては、文化スポーツ施設という表現のとおりの施設をそこにつくってください、そういう財産を和泉市にお渡ししたのであり、処分をしてくれ、とは言うてません、と言うでしょうね。そうすると、大阪府と和泉市の間に非常に大きな問題が発生してくる。

もう1つの大きな問題が、議会にもどこにも何の相談もなしに、市長は隠してはいなかった、と言いますが、胸中深く秘めたものをぼんと出してきた。

この大きな2つの問題があるので、これを凍結するか何かしないと大きな問題になりますよ、と言うているわけです。

- 議長(竹下義章君) 質疑の途中ではありますが、ここで、お昼のため1時まで休憩をいたします。

(正午休憩)

(午後4時12分再開)

- 議長(竹下義章君) 大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。一般会計補正予算について審議を続けます。

天堀議員の質疑を続けます。市長、一言。

- 市長(池田忠雄君) 長らく御休憩を取っていただき、恐縮でございます。また先ほど来、いろいろ御指摘もいただいているところでございまして、われわれ理事者一同、今後とも議会との話し合い、コンセンサスにつきまして、十分配慮しながら市政執行に当たってまいりたい、このように存じております。ここに改めておわびを申し上げたいと存ずる次第であります。

また、議案書の補正予算に出ております庁舎建設基金の5億円につきましては、そのうちの1億5,000万円余については、公害の代替地としての歳入でございますのでひとつ御理解をいただき、残余の3億余については、一般会計から捻出をさせていただき、庁舎建設基金に充てさせていただきたい、このように存じております。

なお、平成5年度の庁舎建設基金に充てます8億円の問題につきましては、今後、予算委員会等を通じて十分御論議をいただき、また、年間予算でございますので、私たちといたしましては議会と十分御協議をさせていただきながら、御指摘の文化スポーツ施設としての位置付けもあることでございますので、そうした点も配慮させていただき、今後とも議会と御協議をさせていただき、この問題に対応させていただきたい、このように存じておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

- 25番(天堀 博君) 大変長い時間、皆さんにいろいろ御迷惑をおかけいたしました。今も市長の答弁にありましたように、この1億5,000万円余については、議会にも相談なく売ってしまった点については、議会と連絡も取らずにやってきたという点については、反省をされているということです。われわれとしては、特別な事情による代替用地ということでもありますので、了解をせざるを得ないと思っているわけです。しかし、これは今後の問題として十分気を付けていただきたい。

それから、平成5年度予算に係る8億円ですが、これは来年度予算案の審議のときにやればいいのか、ということではなく、一昨日の私の一般質問、それから、今日の1億5,000万円余と関連をした形で全部売ってしまう、という御答弁だったものですから、問題が大きくなってきたわけです。その点では、今の答弁のように文化スポーツ施設というような配慮もしながら、これは確認ですが、議会との協議なり理解を十分得ないうちは執行しない、ということの約束をしていただく、ということの確認でいいかどうか。その点での確認をさせていただいて終わりたいと思います。

- 市長(池田忠雄君) そのとおりでございます。よろしく御申し上げます。
- 25番(天堀 博君) 議長、終わります。
- 議長(竹下義章君) 他に。
- 5番(上田育子君) 関連質問ですが、2年間にわたってこの土地が私たちに知らされていなかったということと、しかも、一定の形式的であれ、目的が記されたものが公開をされていなかったという2点での驚きがあります。このようなことがないためには、私たち自身が、今、市が開発公社以外に保有している土地を知っておく必要があるのではないかと考えます。そこで現在、総務課が保有している用地、そして、行政用地として総務課以外が保有している用地

についてお聞かせください。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 総務部次長（池辺 功君） 行政財産については、ちょっと持ち合わせがございません。普通財産につきましては、処分可能な土地が6件でございます。面積が1万9,015.39㎡(5,752.16坪)でございます。

- 5番（上田育子君） その場所と面積を総体的にお聞かせ願いたいと思います。

- 総務部次長（池辺 功君） 1つは、先ほどの例の土地が3カ所、1万922.50㎡、室堂町674番地の24ほか12筆。緑ヶ丘の旧道路敷ですが、松尾寺町829番地の36、面積144.31㎡。同じく光明台一丁目49番地の3、面積536㎡。春木町882番地の1、面積が5,899.02㎡。府中町四丁目961番地の2,197.87㎡。

以上でございます。

- 5番（上田育子君） このうち売買計画が本年度中あるいは来年度中にあるものはあるのでしょうか。
- 総務部次長（池辺 功君） 現在のところ、計画はございません。
- 5番（上田育子君） 関連質問は終わりますが、必ずこの用地等、また、公表していただけませんでした行政財産の用地売買については、先ほど、市長の答弁にもありましたように、事前に議会を通してやっていただくことを厳重に守っていただくことを要望して終わります。
- 議長（竹下義章君） 他に。
- 12番（大谷昌幸君） 12番・大谷です。時間の関係がありますので、簡単にやります。私は、普段より数字に大変弱いので、教えていただきたいと思います。

17ページの地方債のところで当該年度中元金償還見込額30億8,811万1,000円ですが、これは利息は含んでいるのか、それとも、元金だけですか。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 総務部次長（阪 豊光君） 元金のみということで御理解いただきたいと思います。
- 12番（大谷昌幸君） 元金のみでこれだけ返済するのですか。前年度の見込みが341億余、この年度末の見込み額が331億余。30億返して10億しか減ってないということは、逆に20億円増えているということですか。そして、利息はどこに計上されているんですか。
- 総務部次長（阪 豊光君） この表につきましては、元金ベースということになります。したがって、これは仮の話ですが、今、その元金を償還するということになれば、この金額ということになります。

なお、御質問の利息等につきましては、単年度ごとに公債費ということで 予算措置をさせ

ていただいている状況でございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 12番（大谷昌幸君） 本論は予算委員会に持ち越すとして、そのための予備知識を得るために教えてほしいのですが、過去、ずっと繰っていったんですが、年々8億ないし10億ぐらいしか減っていった。この調子でいくとなれば、ゼロにはならないと思いますが、仮にゼロにしようと思えば33年かかる。今日は、時間がないので返事は結構ですがね。

それから、利息ですが、今、どのぐらい利息を払っているのか。これはさきの質問に関連するのですが、33年と言いましたが、一番長い年数のはどれぐらいになっているのか、念のため教えてください。

- 総務部次長（阪 豊光君） 現在、借りております起債の最高年限は、30年ということでございます。

なお、利息の関係ですが、平成4年度の一般会計における利子額といたしましては、20億2,455万円ということでございます。

- 12番（大谷昌幸君） 利率は。

- 総務部次長（阪 豊光君） 利率の関係につきましては、公債を発行した年度の利率で、20年、30年の償還となります。平成4年度の政府資金の利率が4.7%となっております。今年の3月ないし5月に発行する政府資金については、4.7ということで御理解願いたいと思います。

- 12番（大谷昌幸君） 要望だけ。

今年が4.7ということですが、何年間のものですか。

- 総務部次長（阪 豊光君） 起債の年数は、その事業内容によって10年、20年、25年、30年と事業の目的によって起債の年数が変わりますので、一概に何年ということにはならないということをお理解いただきたいと思います。

- 12番（大谷昌幸君） 財政課長に要望したいのですが、過去のものには5%何ぼのものもあると思いますが、現在は、どれだけの利率をできるだけつかんでもらい、できるだけ安い利率のカネを利用するようにしてもらいたい。今、私はそんなカネには縁が薄いからわからんが、4.7という利息は、私は高いと思う。そういう面もよく考えてください。続きは、予算委員会で聞きます。

- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第20号は、原案どおり可決されました。

- 議長（竹下義章君） 日程第14「平成4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案第21号

平成4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成4年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ406,153千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入		74,000	11,300	85,300
	1. 財産売払収入	74,000	11,300	85,300
歳入合計		394,853	11,300	406,153

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金		74,000	11,300	85,300
	1. 一般会計繰出金	74,000	11,300	85,300
歳出合計		394,853	11,300	406,153

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第21号「平成4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、黒鳥山公園の先行取得用地を一般会計へ売却いたすものでございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。18ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億615万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、内容の御説明を申し上げます。20ページでございます。

まず、歳入予算でございますが、一般会計への土地売却収入を財産収入として1,130万円を追加計上いたしました。

次に、歳出予算でございますが、黒鳥山公園整備事業用地として売却いたしました収入額を一般会計に繰り出しすべく、1,130万円を追加計上いたしました。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第21号「平成4年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第21号は、原案どおり可決されました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第15「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案第22号

平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成4年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1. 下水道事業費	2. 下水道整備費	公共下水道整備事業	296,822
合 計			296,822

- 議長(竹下義章君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部長(神藤恒治君) ただいま御上程いただきました議案第22号「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」につきまして、内容の御説明を申し上げます。
今回の補正予算は、公共下水道整備事業の繰越明許費を設定するものでございます。
それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。22ページでございます。
まず、第1条でございますが、繰越明許費として、公共下水道整備事業において経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めたもので、限度額2億9,682万2,000円を設定するものであります。
以上、まことに簡単ではございますが、議案第22号「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。
- 議長(竹下義章君) 本件について質疑、御意見ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第22号は、原案どおり可決されました。

- 議長（竹下義章君） 日程第16「平成4年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案第23号

平成4年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成4年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成4年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「23,400千円」を「24,618千円」に「474,845千円」を「483,789千円」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予算額)		(補正予算額)		(計)
	収	入	支	出	
第1款 水道事業収益	2,483,493千円	41,273千円	2,524,766千円		
第1項 営業収益	2,286,024千円	37,050千円	2,323,074千円		
第2項 営業外収益	197,459千円	4,223千円	201,682千円		
			支	出	
第1款 水道事業費用	2,536,806千円	15,032千円	2,551,838千円		
第1項 営業費用	2,223,922千円	14,036千円	2,237,958千円		
第2項 営業外費用	310,884千円	996千円	311,880千円		

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「266,935千円」を「258,613千円」に、過年度分損益勘定留保資金「260,203千円」を「252,403千円」に、当年度消費税資本的収支調整額「6,732千円」を「6,210千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予算額)		(補正予算額)		(計)
	収	入	支	出	
第1款 資本的収入	726,990千円	28,840千円	755,830千円		
第2項 工事負担金	299,980千円	28,840千円	328,820千円		
			支	出	
第1款 資本的支出	993,925千円	20,518千円	1,014,443千円		
第1項 建設改良費	818,181千円	20,518千円	838,699千円		

第5条 予算第6条中原水及び浄水費「916,361千円」を「884,885千円」に改める。

第6条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額を「298,287千円」を「310,387千円」に改める。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。

○ 水道部理事（仲田博文君） ただいま御上程をいただきました議案第23号「平成4年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、提案の理由並びにその内容について、水道部仲田より御説明申し上げます。追加予算書24ページをお願いいたします。

今回、補正いたします主な理由は、決算見込み額に基づき、収益的収支並びに資本的収支についてそれぞれ所要の補正措置を行うものでございます。

まず、第2条では、業務の予定量について、第1項第4号中、配水管整備事業2,340万円を2,461万8,000円に、拡張事業4億7,484万5,000円を4億8,378万9,000円にそれぞれ増額し、第4条と相関連するものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出では、水道事業収益既決予定額に4,127万3,000円を増額し、計25億2,476万6,000円といたすものでございます。

その主な内容は、第1項 営業収益において、給水収益及び受託工事収益等で3,705万円を、また、第2項 営業外収益では、加入金等で422万3,000円をそれぞれ追加計上いたしました。

一方、支出につきましては、第1款 水道事業費用の既決予定額に1,503万2,000円の増額を行い、計25億5,183万8,000円と相なるものでございます。

その主な内容は、第1項 営業費用において、受託工事費の追加等々、受水費、薬品費の減少等をそれぞれ差し引きいたしまして、1,403万6,000円の増額を行い、第2項 営業外費用では、消費税納入予定額を追加計上いたしております。

第4条の資本的収入及び支出については、第1款 資本的収入額の既決予定額に2,884万円を増額し、計7億5,583万円といたすものでございます。

主な内容は、第2項 工事負担金で原因者負担工事の増加により増額を追加計上するものでございます。

一方、支出につきましては、第1款 資本的支出の既決予定額に2,051万8,000円を増額し、計10億1,444万3,000円といたします。

その主な内容は、第1項 建設改良費で改良工事を初め各事業の増額と、営業設備費の減額を差し引きした結果でございます。

次に、第5条では流用金額を、さらに、第6条では、たな卸資産購入限度額について、それぞれ今回の補正措置に伴い改めるものでございます。

以上により、平成4年度決算見込み額は、損益収支において、単年度約3,000万円の欠損額が生じる見通しであります。

以上が、今回、上程させていただきました平成4年度水道事業会計補正予算(第3号)の内容でございます。詳細につきましては、26ページ以下に記載しておりますので御参照賜り御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長(竹下義章君) 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 19番(穴瀬克己君) 府営水が9月議会で34%の値上げが確定をしました。この府営水の値上げの要因は何であったか、お聞きしたいのと、その影響をどのような形で受けとめておられるか。
- 議長(竹下義章君) 理事者答弁。
- 水道部次長(城前伊佐雄君) 府営水値上げの影響について、水道部城前よりお答えいたします。

今回、府営水道料金が34.1%値上げされます主な原因といたしましては、琵琶湖総合開発を行いましたそれらの負担金につきまして、料金によって負担をするということでございます。

それから、府営水の料金値上げによる影響額でございますが、新年度予算で予定しております中で、約2億4,000万円が府営水値上げによる影響額でございます。

以上でございます。

- 19番(穴瀬克己君) これは琵琶湖総合開発ということでございますが、その他に紀ノ川分水の分は要因には入っていないのかどうか。
- 水道部理事(仲田博文君) 今回の値上げにつきましては、紀ノ川利水の計画は含まれてございません。
- 議長(竹下義章君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、議案第23号は、原案どおり可決されました。

-
- 議長(竹下義章君) 日程第17「平成4年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議題第24号

平成4年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成4年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
	収 入		
第1款 病院事業収益	5,358,687千円	207,736千円	5,566,423千円
第1項 医業収益	4,814,076千円	126,136千円	4,940,212千円
第2項 医業外収益	544,611千円	81,600千円	626,211千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	5,393,391千円	173,032千円	5,566,423千円
第1項 医業費用	5,203,905千円	183,032千円	5,386,937千円
第2項 医業外費用	187,486千円	△10,000千円	177,486千円

第3条 予算第9条中、「515,437千円」を「595,437千円」に改める。

第4条 予算第10条中、「1,530,997千円」を「1,751,997千円」に改める。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長(竹下義章君) 提案理由の説明をお願いします。

○ 病院事務局長(橋本昭夫君) ただいま御上程をいただきました議案第24号「平成4年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)」につきまして、病院事務局橋本から提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。追加議案書40ページでございます。

今回の補正は、平成4年度における医業収益並びに医業費用を精査いたしましたところ、各費目について増減の必要が生じたため補正をお願いいたしますものでございます。

それでは、内容を御説明申し上げます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

まず、収入でございますが、第1款の病院事業収益2億773万6,000円を追加し、55億6,642万3,000円といたすものでございます。

その内容でございますが、第1項では、医業収益の既決予定額に入院収益の増収分1億4,413万6,000円、医療相談収益及び受託検査収益の増収分700万円を追加いたしました。その他医業収益中の保険外収入減収分2,500万円を差し引きいたしまして、49億4,021万2,000

円といたすものであります。

第2項では、医業外収入の既決予定額に一般会計からの補助金の追加8,000万円と府補助金の増加分160万円を追加し、6億2,621万1,000円といたすものであります。

次に、支出でございますが、病院事業費用に1億7,303万2,000円を追加し、55億6,642万3,000円といたすものであります。

その内容は、第1項 医業費用の既決予定額に薬品費等材料費の増加分2億2,100万円を追加し、経費や減価償却等の減額分3,796万8,000円を差し引きし、53億8,693万7,000円といたすものでございます。

第2項は、医業外費用の既決予定額から一事借入金の利息の減少分1,000万円を減額し、1億7,748万6,000円といたすものであります。

第3条は、一般会計からの病院事業への補助金に8,000万円を追加し、5億9,543万7,000円に改めるものでございます。

第4条は、たな卸資産の購入限度額の変更でございます。

この結果、本年度の収益的収支の予算につきましては、一般会計からの補助金の増加もございまして、収支均衡を保つことができる見込みができてまいりました。

なお、次ページ以降に詳細を添付しておりますので御高覧の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第24号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第18「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」を議題といたします。

諮問第1号

人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦するについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

氏名	生年月日	住所	職業

○ 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」の提案理由を御説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として御尽力をいただいております北村正和氏、田所重信氏、米田豊氏、吉見妙子氏の4名の方が、平成5年6月30日付をもって任期満了と相なります。北村正和氏、田所重信氏、米田豊氏の3氏につきましては、引き続き人権擁護委員として御推薦いたしたく、御提案を申し上げる次第であります。

なお、平成4年11月9日付をもって和泉市教育委員に就任されました吉見妙子氏につきましては、任期満了をもって御勇退をいただきます。吉見妙子氏には長きにわたり御活躍をいただき、衷心より感謝を申し上げる次第であります。その後任といたしまして、杉本千鶴子氏を人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、合わせて御提案を申し上げる次第であります。

北村氏は3期9年間、田所氏は2期6年間、米田氏は1期3年間、信念と情熱をもって人権思想の普及高揚と人権活動の推進に努められ、ともに人格高潔で豊かな経験と識見の持ち主で

ございます。

なお、お手元御配付の資料のとおり、北村氏は、大正12年9月16日生まれ。鶴山台四丁目10番5号にお住まいで、昭和58年9月15日に人権擁護委員の委嘱を受けて御活躍をいただき、現在に至っております。

田所重信氏は、昭和4年3月4日生まれ。府中町二丁目8番34号にお住まいで、昭和62年2月15日に人権擁護委員の委嘱を受けて御活躍をいただき、現在に至っております。

米田 豊氏は、昭和18年11月17日生まれ。王子町969番地の2にお住まいで、平成2年7月1日、人権擁護委員の委嘱を受けて御活躍をいただき、現在に至っております。

また、今回、新しく人権擁護委員候補者に推薦いたしております杉本千鶴子氏は、昭和7年12月13日生まれ。伏屋町444番地にお住まいで、昭和60年より婦人会活動で女性の地位向上に努められ、平成2年度は、和泉市連合婦人会会長をなさっていただいております。杉本氏は、豊かな経験から広く社会の実情に通じ、人格識見が高く、人権擁護にも理解があり、人権思想の普及高揚に信念と情熱を持って当たっていただけるものと確信をいたしております。

何とぞ満場一致で北村正和氏、田所重信氏、米田 豊氏、杉本千鶴子氏の4名の方々を人権擁護委員候補者として推薦することについて御同意を賜りたくお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） お諮りいたします。本件を原案どおり推薦することに御異議ございませんか。
- 5番（上田育子君） 今、提案された方々にどうこうと言うわけではございません。58ページにあります昭和24年の人権擁護委員法の抜粋が書かれております。「人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」とあります。

この法律が制定されて以降、和泉市においても、全国的にも、人権の問題に関しましては、例えば障害者、高齢者の人権問題あるいは子供たちの人権条約がILOで通過し、日本でも国会で取り上げられるという状況の中で、人権問題等がますますこの間の行政施策の中に反映されてきている現状であると思います。

そこで、質問ですが、そういう多岐にわたって人権を守らなければならない人権擁護委員を具体的に選んでいく場合、このような比較的昭和1桁世代以上、2桁がただ1人しかいらっしゃらないという世代が限定されていること、あるいはまた、この人権擁護委員法にも書いてあ

る労働者、青年等の団体の代表ということについて、この間、どのような配慮がされてきたのか。その2点についてお伺いをいたします。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 市長公室理事（亀山 学君） ただいまの御質問に対しまして、人権啓発室亀山よりお答え申し上げます。

先生が御承知のとおり、最近、人権にかかわる様々な状況は、世界的に大きなうねりとして日本にも押し寄せてきているのが現状でございます。そのあたりのところを認識をいたしまして、私どももこの人権擁護委員さんを推薦しているところでございます。昨年もそのようなことを配慮しまして人権擁護委員さんを推薦してきたところでございます。

なお、昨年もそうでございますが、今回も様々なところで最近の人権の流れにつきましての研修会等が多方面にわたって行われております。これは岸和田の協議会しかり、大阪の法務局しかり、様々なところで研修も行われておりますので、そのあたりの識見については、高いものをお持ちであると確信しておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 5番（上田育子君） 要望にとどめますが、アメリカでは、子供たちの人権擁護のことで高校生を人権擁護委員に入れていくことすら行われている現状であります。その意味では、今後、人権擁護委員の年齢をできるだけ万遍なく検討されること。そして、今、不況の中で労働者の人権問題がすごく問われていますが、今後、そういうことを弁護できる人をこの中で十分検討していただきたいし、また、先ほど言いましたように、障害者やお年寄り、外国人の人権問題にも直接携わってこられた方を推薦をされるように要望して終わりたいと思っております。

○ 議長（竹下義章君） 他に御異議ないものと認めます。よって、諮問第1号を原案どおり推薦することに決しました。

○

○ 議長（竹下義章君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、明12日より25日までは休会とし、26日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。

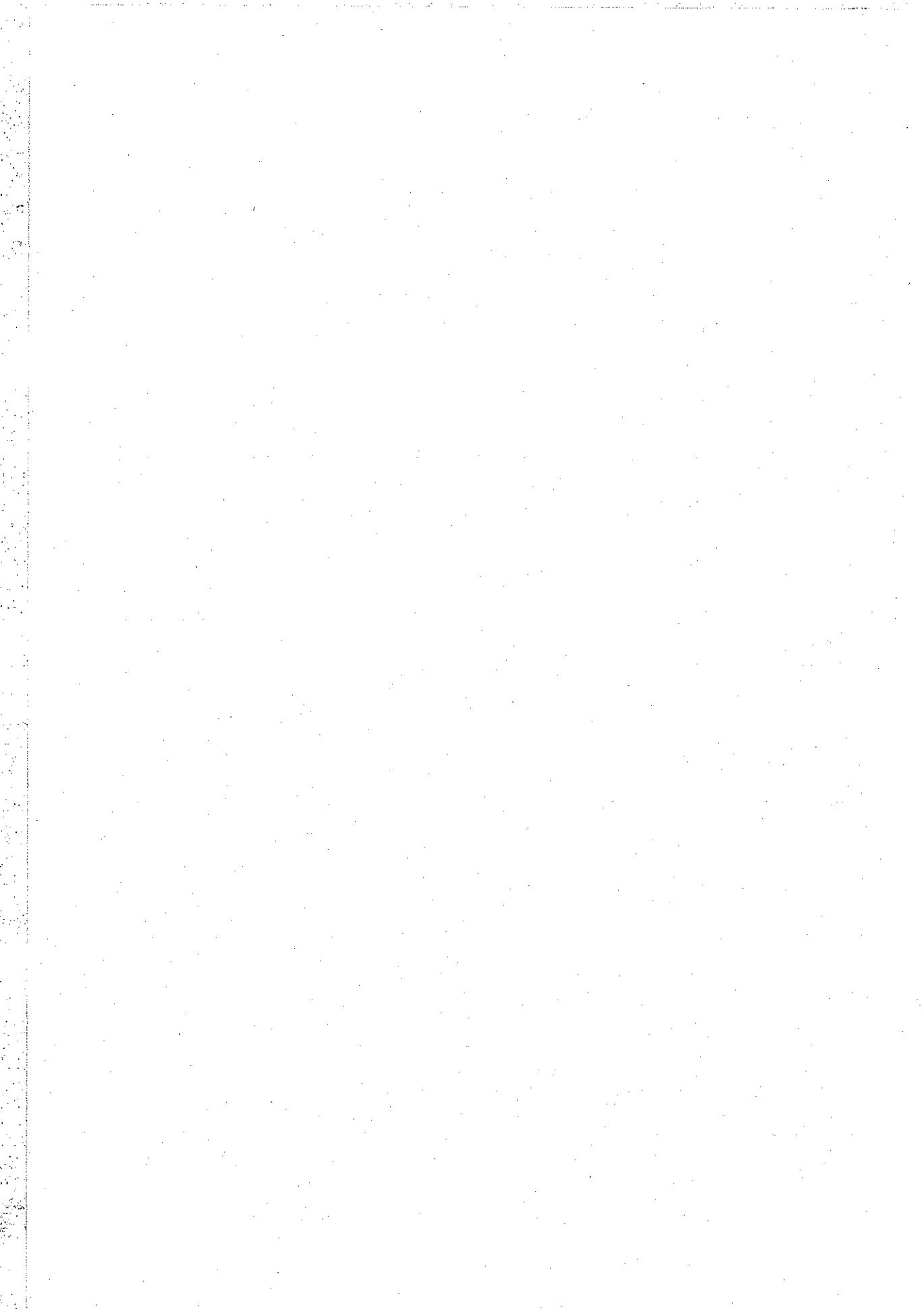
また、予算委員さんには15日より予算委員会を開催願ひ、よろしく慎重御審査くださいます

ようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

(午後4時50分散会)

最 終 日



平成5年3月26日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讚岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺	功
助	役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪	豊光
助	役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本	良一
収入	役	中塚白	同和对策部長	森	利治
市長公室長		堀宏行	同次長兼総合調整課長	門林	良治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	解放総合センター所長 兼総務課長	戸口	泰明
同理事兼人権啓発室長		亀山学	福祉事務所長	中川	鉄也
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	同理事兼児童福祉課長	坂田	平之守
同次長兼人事課長		石本博信	同次長兼総合福祉館長	松尾	守
同秘書課長		木寺正次	市民生活部長	麻生	和義
企画調整部長		逢野博之	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田	秀仁
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	同次長兼健康課長	池辺	修次
同副理事 (施策推進第二担当)		吉祇利朗	同次長兼保険年金課長	長岡	敏晃
同企画室長		今村堅太郎	産業部長	大塚	孝之
同施策推進室長		井阪和充	同理事	白樫	通有
同企画室企画調整課長		油谷巧	同次長兼農林課長	松林	保介
総務部長		神藤恒治	参与兼建設部長	浅井	隆介

同理事兼用地室長	奥村富彦	病院事務局長	橋本昭夫
同次長兼道路課長	谷俊雄	同 理 事	谷上徹
同次長兼建築課長	藤本仁	同次長兼総務課長	梅山世紀
同次長兼住宅課長	西岡政徳	消防長兼消防署長	高宮武男
都市整備部長	萩本啓介	同次長兼総務課長	一ノ瀬喜広
同 理 事	中野義裕	同次長兼消防署副署長	池野透
同理事(コスモポリス担当)	中辻寿夫	土地開発公社事務局長	中西淳富
同理事(コスモポリス担当)	尾崎秀忠	同次長兼総務課長	大宅清臣
同次長兼都市計画課長	中屋正彦	教育委員長	藤井謹市
同次長兼公園課長	田中武郎	教 育 長	杉本弘文
同 次 長	山下喬三	教育次長兼管理部長	稲田順三
下水道部長	藤原清司	指 導 部 長	木村吉男
同 理 事	緒方和夫	同次長兼指導課長	西川義徳
同 次 長	山崎精二	社会教育部長	生田稔
同次長兼下水道工務課長	中野英二	同 次 長	明坂文嘉
同副理事(ふるさと 急傾斜対策事業担当)	岸本孝二	同次長兼図書館長	北野喜平
改良事業部長	富田宏之	同次長兼社会体育課長	山本襄
同 次 長	梶田嗣夫	収入役室長	藤木意継
同次長兼用地課長	藤本英夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	同 事 務 局 長	着本善夫
水道部理事	仲田博文	監 査 委 員	庄司清
同次長兼総務課長	城前伊佐雄	同 事 務 局 長	吉田陽三
同次長兼工務課長	西尾浩	農業委員会会長	森口義忠
病 院 長	竹林淳	同 事 務 局 長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長 北野敦雄

次 長 河原茂隆

議 事 係 長 田中康弘

調 査 係 長 井之上光一

議 事 係 員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成5年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月26日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第8号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 1
2	議案第9号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 5
3	議案第10号	和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 13
4	議案第11号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 17
5	議案第12号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 20
6	議案第13号	和泉市老人デイサービスセンター条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 23
7	議案第14号	和泉市再資源化事業推進奨励基金条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 27
8	議案第15号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 30
9	議案第16号	和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 35
10	議案第1号	平成5年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
11	議案第2号	平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
12	議案第3号	平成5年度和泉市老人保健事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
13	議案第4号	平成5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
14	議案第5号	平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊

日程	種別及び番号	件名	摘要
15	議案第6号	平成5年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
16	議案第7号	平成5年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
17	報告第2号	和泉市土地開発公社平成5年度事業計画書類の提出について	P. 62
18	議員提出議案第2号	自己負担拡大・委託化ではなく、保険給付と直営による患者給食の充実と改善を求める意見書	別紙
19	議員提出議案第3号	全額国庫負担による最低保障年金制度の創設に関する意見書	別紙
20	議員提出議案第4号	被用者年金制度の支給開始年齢に関する意見書	別紙
21	議員提出議案第5号	「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」に基づく実効ある「基本指針」の策定を求める意見書	別紙
22	議員提出議案第6号	民間福祉職場の人材確保対策に関する実効性ある「基本指針」の策定と職員配置及び措置費の大幅改善を求める意見書	別紙
23	議員提出議案第7号	自動車関係諸税の抜本的見直しと軽減を求める意見書	別紙

(午前10時05分開議)

- 議長(竹下義章君) おはようございます。議員各位には、年度末何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席届の出ている議員さんはございません。池田議員さんから遅刻の届け出がございます。現在、25名でございます。

- 議長(竹下義章君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(竹下義章君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 議長(竹下義章君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」より日程第16「平成5年度和泉市病院事業会計予算」までの16議案を一括議題といたします。

本件につきましては、去る3月4日の本会議において予算審査特別委員会に付託し、慎重審査をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を赤阪委員長から御報告願います。

(予算審査特別委員長登壇、報告)

- 予算審査特別委員長(赤阪和見君) 去る3月4日の本会議におきまして、平成5年度和泉市一般会計予算、4特別会計予算、2企業会計予算及び関連議案9件についてが上程され、その審査を予算審査特別委員会に付託されました。慎重に審査いたしました経過並びに結果につきまして、取りまとめ御報告いたします。

去る15日から18日までの4日間にわたり委員会を開催いたしました。

なお、審査内容の詳細につきましては、既に各会派に委員会録を配付させていただいておりますので、結果のみの報告にとどめたいと存じますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、一般会計並びに関連議案7件について採決いたしましたところ、議案第1号「平成5年度一般会計予算」、議案第8号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第10号「和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について」は反対意見があり、本件3件については、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第11号「和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第12号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第13号「和泉市老人デイサービスセンター条例制定について」及び議案第14号「和泉市再資源化事業推進奨励基金条例制定について」については別に異議なく、原案どおり可決されました。

次に、議案第2号「平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」並びに議案第15号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」採決の結果、反対意見があり、本2件については、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第3号「平成5年度和泉市老人保健事業特別会計予算」について、採決の結果、反対意見があり、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第4号「平成5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」、議案第5号「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」、議案第6号「平成5年度和泉市水道事業

会計予算」、議案第7号「平成5年度和泉市病院事業会計予算」及び議案第16号「和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について」それぞれ採決いたしました結果、別に異議なく、いずれも原案どおり可決されました。

なお、今回の審査に当たっては、4日間を通じ極めて多岐にわたり質疑が展開されました。しかも、その多くは、それにとどまらず強い要望、意見、指摘として出されたことであります。したがって、理事者におかれては、それらを十分心において執行されますよう強く要望するものであります。

以上で本委員会の報告を終わります。

- 議長（竹下義章君） ただいま委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論を行います。

まず、反対討論からお願いいたします。

- 26番（原 重樹君） 26番・原でございます。ただいまの委員長報告に対しまして、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

まず、一般会計ですが、前年度比7.5%の伸びという予算案ですが、そのほとんどは、道路などおこなっている都市基盤の整備ということで、財源は公団から、あるいは基金の取り崩しということであります。

また、都市基盤整備がおこなってきたのは、市長が予算委員会等で言うように泉州全体では決してなく、この和泉市が、20年余に及ぶ不公正な同和行政を続けてきたことが大きな原因であります。

平成5年度予算案も相変わらず不公正なものであり、差別がある限り同和事業は必要、という答弁があったように、部落解放同盟の言いなりで半永久的に続けるという態度であります。また、ヒトもおカネも丸抱えの和泉診療所の人事は部落解放同盟任せですし、個人給付についても、運転免許証取得あるいは特別就学奨励制度など、実施している明確な現在の位置付けもあいまいというままだに解同言いなりに続けているというのが実態であります。

次に、開発問題についてですが、ラーバンや府中駅前再開発のように、不況時で、本来、根本的に見直し、考え直しをしなければならないときなのに、事業化に向け一歩前進しようとしております。トリヴェールの公益施設などでも、市費の負担額の腹づもりさえ明らかにできな

いような状況であります。

さらに、民間開発問題でもクボタハウスの開発で明らかなように、ここだけを市街化区域に編入し、平成5年度予算でその進入路を付けてあげるという予算化をするなど、民間開発への行政指導の原則をみずから崩すやり方をしようとしております。

また、庁舎基金の積み立ての財源につきましても、本会議の質問で一定の歯止めはかかったものの、府の企業局からの使途明記にもかかわらず議会にも報告せず、これを売却しようとしたことも問題であります。

次に、福祉問題につきましても、給付金の引き上げなど改善されている点もあるものの、乳幼児医療費無料化問題に代表されるように、近隣市が府の制度だけでなく、独自施策を実施しているにもかかわらず、これを和泉市は実施しようとしなないなど、まだまだ近隣市と比べても水準が低い状況であります。

さらに、平成5年度予算では、公共料金についても一般市営住宅の家賃の値上げや、予算には直接出はきませんが、小中学校の給食費の値上げなどもあり、市民負担が増大をします。

以上の基本点を指摘をしまして、一般会計には反対をいたします。

また、関連議案につきましても、不況時でもあり、市職員の初任給引き下げも組合に提案をされているという状況のもと、議員や特別職の報酬が大幅に引き上げられるという議案第8号、議案第10号につきましても反対をいたします。

その他の関連議案には賛成をいたしますが、議案第13号「老人デイサービスセンター条例」につきましても、「管理及び運営を公共的団体に委託することができる」となっております。今回、「公社に委託する」ということで答弁がされておりますが、本来、行政がやるべき基本的なサービスまで委託しないよう、この点については、強く意見を申し上げておきます。

次に、国民健康保険事業特別会計については、国保料金の大幅な値上げの予算であります。予算委員会審議でも明らかなように、平成4年度決算見込みで基金の3億1,000万円余が残ってくるという余裕があり、さらに、他市に比べましても一般会計からの繰入金が非常に少ないなど、こうした点を考えれば、今回の値上げをしなくてもやっていけるということになります。

さらに、所得制限もなく、部落解放同盟が認めれば5割減免されるという同和減免をする一方では、一般減免は基準も公表せず、大変厳しい査定をするなどの問題点もあります。

以上の点を申し上げ、国民健康保険事業特別会計及び議案第15号には反対をいたします。

次に、老人保健事業特別会計につきましても、会計そのものを各自治体がどうこうすることができない性格のものであります。平成4年度に引き続きまして、平成5年度もお年寄りの一部負担金を引き上げ、外来で1,000円、入院で1日700円にしました。平成5年度では、本

市内でも3,400万円余の負担増ということに予算化がされております。

また、この会計は、お年寄りの医療費を有料化した会計であり、差別医療を進めているそのもとになっている会計でもありますので反対をいたします。

その他の会計あるいは議案につきましては賛成をいたしますが、公共下水道特別会計では、料金の減免に対し市内でアンバランスになっている。充実する方向での是正を要望しておきます。

水道事業会計では、減免制度の充実と料金引き上げの回避を、そして、病院事業会計につきましては、より一層の患者へのきめ細かいサービスを意見として申し上げ、反対の立場からの討論といたします。

○ 議長（竹下義章君） 次に、賛成討論をお願いいたします。

○ 8番（中塚新治君） 8番・中塚です。私は、平成5年度予算並びに関連議案について、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

まず、一般会計予算についてですが、バブル経済崩壊後引き続き低迷しているわが国経済の影響により、本市の財政環境は非常に厳しいものであろうかと思われます。このような状況のもとで本年は、国際都市“いずみ”として飛躍する基盤づくりに本格的に取り組む年であり、特におくれている道路網の整備等の都市基盤整備や、今日的課題の在宅福祉対策などを積極的に推進しなければなりません。

まず、都市基盤整備ですが、本年度は、新旧市街地を結ぶ幹線道路、特に和泉中央線の観音寺地区での工事着手や、光明池春木線、富秋幸線、池田下万町線等の道路網整備及び宮ノ上公園、黒鳥山公園等の公園整備並びに和気・小田地区での旧河川敷を活用した緑道整備など、新規・継続の各種事業を積極的に推進されています。

次に、迫り来る高齢化社会に対応する福祉施策としては、市立デイサービスセンターの開設や、民間デイサービスセンター2カ所への建設補助を図り、来春には、市内3カ所でデイサービス事業を実施するほか、ホームヘルパーの増員や育成に努められ、在宅福祉対策を積極的に進められています。

また、本年は、特に敬老祝金や障害者給付金等各種給付金の引き上げや給付制度の創設など積極性が伺えるが、老人や障害者の生きがい対策について、今後の課題が多く残っています。

次に、市民の健康保持増進に努めていることが一定、伺えますが、乳幼児の医療費無料化については、府の制度化の動きもあるが、本市としては前向きに検討され、対応されることを望むものであります。

次に、近年、地球規模で大きく問題になっている環境保全としてのごみ対策について、昨年

に引き続き3分別収集の徹底と市民意識の高揚を図り、ごみの減量化と再資源利用に向け積極的に取り組まれ、環境の保全に努められたい。

次に、教育施策としては、国府幼稚園の建て替えや小中学校の大規模改造などを図るほか、ソフト面でも、コンピューター教育や生の英会話教育を実施するなど、教育の充実を図られています。

以上のことから、財政基盤の脆弱な本市において、限られた財源をもって和泉のまちづくり、特に都市基盤整備を積極的に推進されようとする姿勢を評価いたしますが、より一層道路網の整備や在宅福祉の充実並びに環境保全対策等に積極的に取り組まれることを要望する次第であります。

また、国に対しては、特別交付税の増額並びに超過負担の解消を粘り強く要請されるとともに、自主財源の拡充に努め、経常収支比率の高い本市の財政構造を改善され、より一層市民福祉の向上を目指し努力されることを望むものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算について、医療費の増高、国庫補助金の一般財源化等により国保財政は非常に厳しい状況にあり、本年度保険料の改定を行うとともに、一般会計からの繰入金増額等により事業運営をされることは一定、理解するものであります。

今後とも国に対しては、抜本的な制度改正により財政基盤の確立を強く要望し、健全な運営を維持できるよう期待するものであります。

次に、公共下水道事業特別会計予算については、汚水管整備を積極的に実施され、普及率の向上に努められていることを評価いたしますが、とりわけ既存市街地の快適な生活環境づくりにも努められることを切に望むものであります。

その他老人保健事業特別会計予算並びに公共用地先行取得事業特別会計予算についても、事業目的に積極的に取り組まれ、適切な予算であると評価をいたします。

次に、企業会計予算については、水道事業、病院事業ともに諸般の情勢、特に水道事業においては、府営水の値上げ等により大変厳しい状況にあるかと思われませんが、職員一同一丸となって経営努力を図られ、独立採算制を基調とする企業経営の努力が伺えるところであり、一層の市民サービスの向上に努められるよう要望するものであります。

以上により、平成5年度一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算並びに関連議案について、要望、意見を付して賛成をいたすものであります。

○ 議長（竹下義章君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。本16議案のうち6議案について反対意見がありますので、これを先に採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号「平成5年度一般会計予算」、議案第2号「平成5年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」、議案第3号「平成5年度和泉市老人保健事業特別会計予算」、議案第8号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第10号「和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について」並びに議案第15号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の以上6議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本6件を委員長報告どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、議案第1号、第2号、第3号、第8号、第10号並びに第15号の6議案は、原案どおり可決されました。

次に、残り10議案についてお諮りいたします。議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第11号「和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第12号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第13号「和泉市老人デイサービスセンター条例制定について」、議案第14号「和泉市再資源化事業推進奨励基金条例制定について」、議案第16号「和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例制定について」、議案第4号「平成5年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」、議案第5号「平成5年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」、議案第6号「平成5年度和泉市水道事業会計予算」並びに議案第7号「平成5年度和泉市病院事業会計予算」の以上10議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本10議案を委員長報告どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第9号、第11号、第12号、第13号、第14号、第16号、第4号、第5号、第6号並びに第7号の10議案は、原案どおり可決されました。

予算委員の皆さんには連日にわたる御審査、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

○

○ 議長(竹下義章君) 日程第17「和泉市土地開発公社平成5年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告第2号

和泉市土地開発公社平成5年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の平成5年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成5年3月4日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（竹下義章君） 報告の説明を願います。
- 土地開発公社事務局長（中西淳富君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第2号「和泉市土地開発公社平成5年度事業計画書類の提出について」、土地開発公社中西から御説明申し上げます。

当公社の運営につきましては、平素から格別の御指導、御鞭撻を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

公社の事業計画は、さきに御議決賜りました平成5年度和泉市一般会計予算の編成方針に基づき、作成したものでございます。

それでは、内容を御説明申し上げます。別冊公社予算書1ページでございます。

第1条は総則で、第2条は、土地譲渡による収益的収入及び土地譲渡に伴う原価、一般管理費等を収益的支出として定めるものでございます。

まず、収入では、第1款 事業収益といたしまして、29億8,624万5,000円を予定いたしました。

その内容は、第1項 公有地取得事業収益として、土地譲渡による収入を第1款の事業収益と同額を予定し、第2款 事業外収益といたしまして、119万1,000円を予定いたしました。

その内容は、第1項 受取利息として19万1,000円と、第2項 雑収益として100万円を予定いたしました。

以上、収入合計は、29億8,743万6,000円でございます。

次に、2ページの支出でございますが、第1款 事業原価では、28億7,207万8,000円を予定いたしました。

その内容としては、第1項 公有地取得事業原価として、第1款の事業原価と同額を予定しております。

第2款 販売費及び一般管理費といたしまして、職員給与費その他で7,320万2,000円を予定してございます。

第3款 事業外費用では、職員給与費等の資金として借用いたします短期借入金の利息187万5,000円を予定。

第1項 支払利息で187万5,000円を計上いたしました。

第4款の予備費は、前年度と同様300万円といたしております。

以上、支出合計は29億5,015万5,000円となり、収益的収入及び支出の差し引き額は3,728万1,000円となり、これが当年度純利益と相なるものでございます。

3ページの第3条 資本的収入及び支出でございます。これは新たに取得する土地の資金及び取得費等を定めるものでございます。

まず、収入でございますが、第1款 資本的収入の第1項 長期借入金及び収入合計ともに同額の32億9,555万円を予定するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款 資本的支出61億6,762万8,000円を予定しております。

その内容といたしましては、新規に取得する土地の取得費として、第1項 公有地取得事業費28億5,727万1,000円を予定いたしました。前年度当初予算と比較いたしますと、予定額で6億9,093万8,000円の増加、率にして31.9%の増加となっております。

第2項 長期借入金償還金として、借入金の元金及び支払利息33億1,035万7,000円を予定しております。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額28億7,207万8,000円は、当年度損益勘定留保資金で補填いたすものであります。

以上、支出合計61億6,762万8,000円と相なるものでございます。

次に、4ページの第4条は、土地取得に必要な本年度の長期借入金の限度額を定めるものでございまして、和泉市一般会計及び特別会計予算の債務負担と債務保証に基づき、事業執行に必要な資金を調達するもので、本年度の限度額は、32億9,555万円と定めるものでございます。

第5条は、経常経費等に必要短期借入金の限度額を定めるもので、1億円といたしました。

次に、事業計画について御説明申し上げます。8ページでございます。

まず、先行取得計画でございますが、環境改善整備事業用地といたしまして、2,071㎡を4億7,078万9,000円で、また、公共用地では、都市計画道路等の用地及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取り用地で、1万7,627.17㎡を23億8,648万2,000円で取得する計画でございます。

以上、先行取得合計は、1万9,698.17㎡、28億5,727万1,000円と相なります。

次に、9ページでございます。公社におきまして既に先行取得しております用地の譲渡処分計画でございますが、一般公共用地の和泉中央線を初め計画道路、公園及び公共下水道用地を

含め9,546.07㎡を16億3,908万1,000円で、また、環境改善整備事業用地といたしましては、地区内8号線道路用地等2,318.46㎡を5億1,248万8,000円、合計いたしまして市への譲渡は、1万1,864.53㎡を21億5,156万9,000円を予定しております。

また、都市計画街路岸和田南海線用地2,159.73㎡を3億1,767万4,000円で大阪府に譲渡を予定いたしております。

次に、換地対策事業用地及び公共事業代替用地といたしまして、5,181.21㎡を4億3,336万円で各権利者へ譲渡を予定いたしております。

その他一般処分用地766.14㎡を8,364万2,000円で譲渡を予定し、譲渡総面積1万9,971.61㎡、譲渡総額29億8,624万5,000円と予定いたすものでございます。

10ページに資金計画、11ページ以降に平成4年度及び平成5年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付させていただいておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、報告第2号「和泉市土地開発公社平成5年度事業計画」でございます。

なお、申しおくれましたが、去る2月19日開催の公社理事会におきまして、和泉市土地開発公社業務方法書の一部改正を御可決いただき、同方法書第10条の附帯事務費を平成5年4月1日以降の契約に係る譲渡分について、現行のいわゆる取得価格の5%から帳簿価格の5%に改定し、増収を図るとともに、今後とも経費節減、保有物件の処分と経営収支の改善に努める所存でございますので、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

- 議長（竹下義章君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。これは報告ですので、本来、それをもとにして細かい質問をしていくのは当然ですが、予算委員会でも今回、例えば売却予定になっております小田町16号線用地等の資金をどうするとか、企業から和泉市が受けているとか、あるいは光明池春木線等についても、今後は、聞くところによると、公社に貸し付けて買収をしていくとか、いろんな方式の違いがあるので、そのことについてもお聞きをしたいんですが、余りそれらについて時間を引っ張るのもいけないので、私も委員ですので、また、それぞれの所管の委員会でお聞きをしたいと思います。

特にそういう点も含めて問題にしたいのは、一般質問では時間切れでしたので、こちらの方に譲っておりますが、公社の運営というものは、以前の本会議でも申し上げましたが、公社設立の折、100条の調査特別委員会の設置が問題になりました。古い方は御存じですが、そのときのいろいろな経過を経まして、理事者の側も衿を正さなくてはならないということで、議会

の議長経験者とかいろんな方の意見も聞いて、理事者側からの提案で公社運営の健全化を図っていく、ガラス張りで行っていくという、今までのことは身に沁みたとということで公社の委員会が設立された経過については、当時、市長は、市長であり理事長でありましたし、坂口助役さんも含め御承知のとおりだと思います。

ところが、実際には、現在の公社運営が企業とのいろんなかわりが出てくるとか、あるいはまた、例のサントリー用地のように売却処分を予定していたものができなくなってしまうという、その裏というか真意はどこにあるのか、というところ辺りが議会あるいは委員会で明確にされない。これは議会に対しても大きな問題であると思います。こういうところに問題があるんだ、ということも明確にしないままで行っていくことは、冒頭、申し上げましたように、公社の委員会の設立のときの理念が崩れてきていると思いますが、その点をどう考えているのか、ということです。

具体的な面は結構ですが、例えばサントリーの周辺の土地売却について、運動団体すなわち解放同盟との関係でどこに問題があるのか、についてはっきり出されるのかどうか。長い間、処分をするということでやってきたものが、なぜできないのか、というところ辺の問題点を明確にしていきたいと思います。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 土地開発公社事務局長（中西淳富君） ただいま御指摘の点について明確に答えよ、ということでございます。過去の経過等をひもといて見ますと、公社としても、何とかこの土地を処分をしたい、ということで努力はしておりますが、なにせ御存じのとおり、この用地につきましては、昭和46年から48年にかけて同和対策事業用地として取得をしたという経過がございます。その後、目的が転々としたしまして、今のところ目的がないままで、公社としても、何とか財政健全化のためにこれを処分をしたい、と先方に申し入れをしておるわけでございます。運動団体といたしましては、やはり同和事業用地として、運動の成果として取得したものである。現在、推進中の同和対策事業の一環として何とか事業に乗せてくれ、という強い希望がございます。

しかし、私どもの方も、何とかこれを処分をいたしたい、ということでお話しております。以上でございます。

- 25番（天堀 博君） それについては、以前から“耳にたこ”ができるほど聞いております。それ以上の答えができないので、どこに問題があるのかを明確にしてほしい。以前の一般質問でも言いましたが、それならそれで、同和対策事業用地として明確に位置付け、やるならやる、ということをはっきりしなさい、と言っているんです。

そのような答弁ですので、多少、時間がかかるのはお許しをいただいて、委員会あるいは本会議でも、今の局長のような答弁をされてきているんですが、この間、例えば委員会録の幾つかを調べて見ましたら、62年7月2日の委員会で池田市長は「サントリーの問題については、局長答弁のとおり、少しでも男前を良くして何とか帳簿価格に近づけるような処理をしたいということで鋭意努力中ということで答弁をさせていただきます」という答弁をされてます。

それから、次の年の3月1日ということですから、今日、出ておりますような次年度の公社予算の説明のあった委員会だと思えます。このとき、市長は「サントリー横の3物件については、それぞれ引き合いも来ておりますので、これも63年度に何とか利口な方法で御指摘のように早期な処分ということで踏み込みをさせていただきたい、という決意を理事会としてもいたしておりますので、私から御答弁を申し上げます」。

さらに、63年3月の本会議における私の質問に対しまして、当時の明坂開発公社事務局長・用地担当理事の答弁では、「当初目的に使用する必要がなくなった土地の今後の処分ということで、63年度におきまして適正な時期に処分をしていきたい。その際、極力、地域の秩序ある整備を図るという公社の目的に沿うように配慮しながら市と十分協議をし、特に社会的な批判を招くことがないような形で処分をしていきたいと基本的に考えております」。

後、さらにこういうことが続くのですが、平成元年2月27日の特別委員会、それから、平成2年2月23日の特別委員会、同年6月18日の特別委員会のいずれのときも「それぞれサントリーの問題でございますが……」ということで2社ほど問い合わせが来ている。大手の市外の不動産業者です。小さな不動産業者だとどんな開発をするかわからないので、ミニ開発や転売の禁止、土地転がしがあってはならないということで、一定の大手に絞ってやっている、という経過の報告が局長なり市長からされてます。

その後、2年、3年たってもなかなか処分がされないで、なぜか、ということで、平成3年2月21日の特別委員会で私が質問し、その後、穴瀬議員さんからも質問があり、「同和対策ということでの縛りはきちんと取れているのか」と言いましたら、当時の明坂局長は、「この土地は昭和48年ごろ取得し、今日に及んでいます。その間、地区外換地対策事業あるいは工場団地とか、同和対策事業関連事業の用地としての経過がございまして、一昨年、そういった工場団地等の用地というものも、産業部の方から、この地域についてはそういった団地からは指定を外した、と正式に決定したという通知もいただいています。したがって、現在では、特に工場団地とか地区外換地事業というような張り付けはないわけでございます。しかしながら、過去の経過もあるので、いわゆる公共の環境に則した開発ということであれば……」ということで続いています。公共性の強いということで理解していただけるものだ、ということでやっ

ているということです。

そのような委員会とか本会議での経過については、だれが聞いても「もう売るんやな」「大手の業者から引き合いが来ているのなら、いつ、売るんやろう」と言うているうちにバブルが弾けてしまい、いまだに運動団体との話の解決がつかないだけでなく、値段は下がってくるわ、でしょう。この前の委員会で聞いたら「今、売ったら大体とんとんぐらいか」ということでした。あれはそのまま売れない。市長が言うように男前を上げないと売れない。下水道や道路の整備をしなければいけない。だから、その辺をもっと明確にしろ、と言うているんです。

平成3年2月21日の委員会での穴瀬議員さんの質問に対して市長は、最後に「後しばらく御猶予をいただきましたならば、何とかその辺の整理をさせていただき、すっきりとした形の中で処分に踏み込んでまいりたい」と答えておりますが、それから2年たってます。せんど引張ってきて、そこまできて、後しばらく御猶予、と言うて2年たっているんです。その辺がわからんと言うんです。同和対策事業用地として何とかやっていけ、と言われてるんやったら、その点をはっきりしろ、と言うんです。私も、そんなところで何かせよ、と言うんではないんです。しかし、どうも市長なり理事長なり公社の考え方がわからんのです。

だから、冒頭言いましたように、公社の運営の健全化を目的につくられたのに、そのことに対して議会の意見なりが反映されない。これは私だけでなく、他の議員さんも言っているんです。当時の委員会録を見ても、私と穴瀬議員さんだけやないですよ。保守系の委員さんも言われているんです。そのような中で全く明確にされないということは、公社の運営そのものに問題が出てきますので、明確にしろ、と言うてるんです。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をいただいて恐縮でございます。私たち行政の立場と致しましては、何とか処分を行うことによって公社の健全化を図らせていただきたい、ということは、以前も今も考え方に変わりはありません。

ただ、先代の46年から48年にかけての経過が、同和対策事業用地としての位置付けの中で取得をしまいったということを引きずっているわけでございまして、その中でやはり運動側の皆さんと私たち行政という立場の相違がございまして長引いて何かと御指摘をいただき、まことに恐縮に存じております。

そういう流れならば、同和対策事業用地としてはっきりしてまいった方がいいのではないかと、いう御指摘も痛み入るわけでございます。われわれ行政といたしましては、それもさることながら、やはり公社会計の健全化という中でこの問題の処理に至ってまいりたいという考え方は、基本的に変わってございません。したがって、延引して恐縮でございますが、何とか運動側と話し合いを付けまして処分に踏み込んでまいりたい。

ただ、御指摘のようにバブルも弾けているわけでございます。そして、御案内のとおり、あの土地は、13号線からちょっとした通路がございますけれども、裏の方で東側2号線もできてくるわけでございますので、下水道、道路等のめどを図りながら、俗に言う少しでも形態を良くしていい値段で処理をさせていただきたい。いわゆる取得した当時の帳簿価格を少しでも上回るような方法で処分ができたかと考えております。

いろいろと御指摘をいただき痛み入りますが、私たちといたしましては、先ほど、局長がお答えいたしましたとおり、何とか運動側と話し合いを付け処分に踏み込んでまいりたい、このような基本原則には変わりございませんので、今後とも努力していきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 簡単をお願いいたします。
- 25番（天堀 博君） この前の委員会でも、いつからストップがかかったのか、と聞いたら、それはいつごろというよりは、最初からそういうことやったんや、ということです。ぬけぬけとそんなことをよう言うなと思ってるんです。だから議長、少し時間がかかる、とお断りしたのは、今までの委員会録を改めて見て、その部分を指摘をしているんです。以前からそうやったら、なぜ売ります、売ります、大手から引き合いが来てます、もう売れます、と言うてきたのか。それやったら、議会をだましてるんやないですか。当時の局長は辞めてますが、市長、あんたもそういう答弁をしているんですよ。今になって指摘をしたら、それは以前からでございます、と言う。縛りが取れたんか、と聞いたら、工場団地なんてやらないことになりました、という報告を受けてます、ということです。整備をするために下水の土をどうのこうのと申すてますがね。

この62年ごろからいよいよ売るといことで気分が盛り上がってきて、委員会も議会も売るもんや、とばかり思っていたものが売られへん。途中でどうもぐあいが悪くなってきたということですが、このままやったら、よう解決を付けられないですね。運動団体とも話を付けられませぬよ。このままいかなしょうがない。よう解決を付けへん。

- 市長（池田忠雄君） おくれておって恐縮でございます。それなりの事情はあるわけですが、何とか話し合いを付けて処分に踏み込んでまいりたい、このように存じておりますので、御理解をいただきたいと思っております。
- 25番（天堀 博君） それなら市長、いつまでと期限を切りましょうや。今しばらく、と申すてきて2年がたちました。また、今しばらく、となると、2年も3年も先になります。それやったら、天堀議員さんの御指摘でございますので、平成5年度中には絶対に話を付けます、ということですね。2、3カ月とは言いませんわ。その期限を議会に対して約束をしてもらわん

と、いつまでもこんなことで引っ張られてたらいらいらしてくるんです。

○ 市長（池田忠雄君） 後しばらく、ということは、また、2年も3年もかかるんか、という御指摘でございますが、そういうことはございません。これだけは申し上げておきたいと思えます。ただ、天堀議員さんが、5年度中に何とかはつきり言え、ということですが、相手のあることでございますので、御指摘は胸に置いて頑張ったい、このように思えます。

○ 25番（天堀 博君） 後しばらくということは、2年も3年もかからん、と言われているのですから、それよりも短いと解釈したい。これは議事録に載るわけですから、よく覚えといてくださいよ。

やはり先ほど申し上げましたように、クボタ関係の企業とのかかわりとか、これは公団からカネをもらってするのと違うわけです。また、解放同盟との話し合いとか、どうも長引いてよう決着を付けない。これは行政の主体性のなさとか問題点を含んでいます。

これは公社の報告で採決するものとは違うので、意見として言うしかしようがないんですが、私自身も、今後の公社運営というものを心配している立場から申し上げておりますので、その点を十分胸に置いてかかっていたきたいと思います。終わります。

○ 議長（竹下義章君） 他に。

○ 12番（大谷昌幸君） 12番・大谷です。開発公社のことは複雑怪奇で、お聞きすることは、かえって私自身の無知をさらけ出すことで恥をかくかもしれません、それを堪え忍んでお聞きをします。

まず、今までは取得価格の5%だったのが、今度、理事会で帳簿価格の5%になったわけですが、それは一般会計に譲渡するわけですから、一般会計はカネをよけい払うことになってきますね。そうすると、公社が買って、利息が膨らんできた価格がよけい一般会計に重なってくると思えます。

それから、このバランスシートを見ますと、公有用地が85億7,180万8,000円、これを長期借入金の方で見ると85億9,708万9,000円と、わずかに借入金の方が多いわけです。結局、借入金があって、こういう用地があるという姿ですね。

そうすると、これに対する利息がかかってくる。この前、私もお聞きをしたわけですが、全般的に現在では、4%というような低金利では借りていないと思えます。少なくとも、5%何ぼやと思えます。平均で5%よとしても4億余が増えてくるわけです。これが15、6年前、公社が問題になったときは、たしか30億ぐらいやったと記憶しています。そうすると、15年間ぐらいの間に30億が85億に約3倍に膨張したということですね。資産が3倍に膨張しているのならまだしも、資産が膨張してなかったら、大変問題になると思えます。

今朝の新聞に昨日、国土庁から発表された地価公示価格が載っています。この地価公示価格と、現在、開発公社が資産として持っている土地を比べた場合、どんなぐあいに赤字が出るか、あるいは黒字が出るかということを非常に懸念するわけです。私の目では、赤字が出るのではなからうかと危惧の念を感じます。

これも間違いやったらお許し願いたいんですが、以前のこの書類では、公社が持っている現在の帳簿価格で見た資産の一覧表が最後に付いてましたが、今回は、それが見当たらない。どういうわけか。

以上のことについて御質問いたします。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 土地開発公社事務局長（中西淳富君） 3点の御質問があったように承ります。

第1点の附帯事務費を帳簿価格の5%に上げたのが、市の買い戻しに影響することは事実でございます。そういうことで現行取得価格の5%を帳簿価格の5%に改正しましたので、利子相当分が入ってございます。その利子相当分が、市の買い戻し価格に乗ってくるということでございます。

第2点の貸借対照表のことですが、確かに公社が保有しております用地につきましては、これは長期借入金でもって取得をしております。御指摘をいただきました金利の面でございますが、最近、かなり金利が下がっております。昨年5月1日から新長期プライムレートに変更いたしましたして、金利の削減を図りました。その意味で現行は4.3%でございますが、また、来月からは、さらに0.1%を銀行さんに御無理を申し上げて引いていただき、なるべく金利負担の削減に努めてまいりたいと考えております。

最後の公社資産の明細でございますが、これは毎年の7月議会で御上程申し上げます公社決算書のところには付けてございます。予算書は仮定でございますので、まだ付けてございません。よろしくお願いをいたします。

○ 12番（大谷昌幸君） もう1点、この際、つかんでおきたいのは、この85億円余公有用地でございますが、これを公示価格に照らし合わせた場合、どれぐらいのギャップが出てくるか。すぐには出ないと思いますが、ただ、この金額より下になるか上になるかだけ、ちょっと説明してください。

○ 土地開発公社事務局長（中西淳富君） 公示価格は、今朝の朝刊に出ておりました。私どもの方でちょっと拝見をさせていただいた程度ですが、公社用地との比較は、現在、まだしておられないわけでございます。大阪府に買い戻していただく財産は別といたしまして、現在、保有しておりますサントリー横の一般処分用地については、下か上かと申されますと、やはりうち

の資産の方がやや下ではないかと想像する次第でございます。

本日の新聞の下落率を見ますと、たしか宅地で21%と書いてありました。86年を100としますと91年が296.2、それが現在、190ぐらいに下がっている。これは間違いでしたら失礼ですが、それに比べますと、うちの方が少し安いのではないかと思う次第でございます。

- 12番（大谷昌幸君） それやったら結構ですが、今朝の新聞では、サントリーの用地の東側の一方通行の道のところ、伯太町二丁目ですが、マンションがありますね。あの道筋が、今日の新聞の公示価格では坪当たり約60万円です。帳簿価格がそれ以下なら何とかいけるとは思います。それから見て85億というのは、相当の面積の土地を持っていることになると思います。すぐに試算はできませんがね。

これは理事長さんをお願いしたいんですが、62年ごろの価格と、現在、バブルが崩壊してダウンしている価格を比べると、大体グラフがつながってくる。ただし、それとの差が幾らかあるらしいですが、今までのグラフの上昇曲線と同じ水準ぐらいまで下がるだろうという見通しです。今朝の新聞ではね。そうすると、まだまだ下がりそうな感じがします。平均ですので、場所的には例外がありますが、そういうことも勘案していただきたい。

もう1つは、GNPの伸び率が地価や物価にも影響するらしいです。事務局が非常に御苦労され、4%余の低金利で借りているにしても、上昇率には追い付かないわけです。その点も十分考えていただきたい。できるだけ荷物を少なくしてもらわないと、この赤字が出たら全部一般会計で債務保証をしなければいかんわけでしょう。私は一週間ぐらい前、熊取町へ行く機会がありました。向こうの一般会計は約90億。その人口4万人の町に匹敵するぐらいの借金がある。赤字、黒字は別にして、非常に危惧の念を持ちます。

その点を理事長さん、それから理事の方、これは以前、問題になってから議会からは入ってませんね。議会は、詳しい中身については全然知らんわけですよ。だから、あえて後ろに資産目録が付いてない、ということを使うわけです。その点を十分考えていただきたい。議会軽視なんて、われわれは余り言いたくありませんが、この荷物がもっと少なくなるよう、それから、情報公開ということは、和泉市も必ずしなければいけなくなりますが、そのとき、一般市民の方に申し開きができるよう、議会人が聞かれて「知りまへん」というようなことがないようにしていただきたい。それだけ要望して終わります。

- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第2号を終わります。

- 議長（竹下義章君） 日程第18「自己負担拡大・委託化ではなく、保険給付と直営による患者給食の充実と改善を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(事務局職員朗読)

平成5年3月26日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員 友田博文

同 若浜記久男

同 松尾孝明

同 中塚新治

同 大谷昌幸

同 須藤洋之進

同 穴瀬克己

同 西口秀光

同 天堀博

自己負担拡大・委託化ではなく、保険給付と直営による

患者給食の充実と改善を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第2号

自己負担拡大・委託化ではなく、保険給付と直営による

患者給食の充実と改善を求める意見書

入院生活を過ごす患者にとって食事は大きな楽しみになるものでなければならない。それは、食欲のわくような献立と調理によって、闘病生活を続ける患者の生への意欲を引き出すものである。

また、病院(患者)給食は、すべて「治療」につながる食事であり、治療の一環として医療に欠かせないものである。そして、患者に公平に給付されなければならない「治療食」である。

このような病院給食は、医師の処方に基づき、医学、栄養学を基礎に、患者の病態に応じた適切な食事を美味しく安全に調理し、食事を通して患者の健康を回復させ、さらには、健康維持増

進の役割を果たすものである。

この病院給食を自己負担にし、さらに経済的に豊かな患者とそうでない患者の給食内容に差をつけようとする政府の動きは、医学的・人道的に、また、医療保障・保険給付という点からみても、許されるものではない。

一方、患者の治療、療養に対し責任をもたなければならない医療機関が治療の一環である病院給食業務を営利企業に委託するようなことは、患者の立場から、また、医療機関の根本法規である医療法の精神（「直営」・「非営利」）からしても許されるものではない。

よって政府におかれては、次の施策を早急に実施されるよう要望する。

記

- 1 治療食としての病院給食の位置付けを明確にし、自己負担の拡大ではなく、保険給付の充実をめざすこと。
- 2 委託化ではなく、直営での病院給食の充実をめざすこと。
- 3 適時・適温等の給食内容改善、それを支える従事者の賃金・労働時間等、労働条件改善のため診療報酬の充実・引き上げを行うこと。
- 4 栄養士・調理師の最低配置基準を定めること。
- 5 病院調理師の資格制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年3月26日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 7番（松尾孝明君） ただいま朗読のとおりであります。議員各位の御賛同をよろしく願います。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第19「全額国庫負担による最低保障年金制度の創設に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

平成5年3月26日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員 友田博文

同 若浜記久男

同 松尾孝明

同 中塚新治

同 大谷昌幸

同 須藤洋之進

同 穴瀬克己

同 西口秀光

同 天堀博

全額国庫負担による最低保障年金制度の創設に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

（別紙）

議員提出議案第3号

全額国庫負担による最低保障年金制度の創設に関する意見書

高齢化社会の進行のもと、公的年金の充実は緊張の課題となっている。

本来、社会保障としての公的年金制度は、その仕組みの中に、誰にも普遍的に給付される最低保障年金を確保する部分を備える必要がある。

現行の国民年金から支給される老齢基礎年金は、最高（原則40年加入）でも月額60,440円、公的年金加入25年未満のとき無年金という水準であり、さらに国民年金保険料は現在9,700円、将来16,000円を推定するとされている。この国民年金の現状では、将来多くの無年金者、低年金者が発生する恐れがあると危惧されている。

よって政府におかれては、誰でもが、普遍的に保障されるべき標準的最低必要生計費を確保する全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年3月26日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 7番（松尾孝明君） ただいま朗読のとおりであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第3号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第20「被用者年金制度の支給開始年齢に関する意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。
（事務局職員朗読）

平成5年3月26日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員 友田博文

同 若浜記久男

同 松尾孝明

同 中塚新治

同 大谷昌幸

同 須藤 洋之進
同 穴瀬 克己
同 西口 秀光
同 天堀 博

被用者年金制度の支給開始年齢に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第4号

被用者年金制度の支給開始年齢に関する意見書

現在、被用者年金制度の次期財政調整再計算期に向けて、年金支給開始年齢を65才に繰り延べるとの動きが、平成4年9月17日の社会保障制度審議会年金数理部会第三次報告にみられるよう具体化している。

しかし、本来、被用者年金の支給開始年齢は、就労か年金受給かを自発的に選択できるよう設定されるべきである。厳しい労働環境、条件と雇用環境のもとにある日本で支給開始年齢を60才から65才に繰り延べられることになれば、就労国民の生活は、極めて困難な状況に陥ることは必至である。

なお、労働白書によっても55才を定年とする企業が、いまだ20%を超えて存在している。

よって政府におかれては、被用者年金制度の支給開始年齢を65才に繰り延べることのないよう要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年3月26日

大阪府和泉市議会

- 議長(竹下義章君) 提案の趣旨説明を願います。
- 7番(松尾孝明君) ただいま朗読のとおりであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長(竹下義章君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第4号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。



- 議長(竹下義章君) 日程第21『「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」に基づく実効ある「基本指針」の策定を求める意見書』を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(事務局職員朗読)

平成5年3月26日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員 友田博文

同 若浜記久男

同 松尾孝明

同 中塚新治

同 大谷昌幸

同 須藤洋之進

同 穴瀬克己

同 西口秀光

同 天堀博

「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」に基づく

実効ある「基本指針」の策定を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第5号

「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」に基づく

実効ある「基本指針」の策定を求める意見書

深刻な看護婦不足の解消と待遇改善のために、先の国会で「看護婦等の人材確保の促進に関す

る法律」が全会一致で可決・成立し、現在、関係省庁において「基本指針」の策定作業が進められている。

この法律では「看護婦の養成」「処遇の改善」及び「就業の促進」などについて、国が「基本指針」を策定、必要な財政・金融上の措置を講じるとともに、地方公共団体や病院に必要な努力義務を課するものとなっている。よって政府におかれては、深刻な看護婦不足を解消し、ゆきとどいた看護の実現のために次の事項をふまえた「基本指針」を早急に策定されるよう要望する。

記

1 基本指針には次の項目を明記すること。

(1) 処遇に関する事項

- ① 労働時間の短縮と完全週休2日制を早期に実施すること。
- ② 夜勤は「複数・月6日以内」とし、妊産婦の無条件夜勤禁止、45才以上の看護婦の夜勤規制及び業務軽減措置を図ること。
- ③ 年次有給休暇の4週間保障、連続2週間以上のリフレッシュ休暇を保障すること。生理休暇をはじめ母性保護休暇の完全取得、育児休暇に対する有給保障及び産休・長期病欠を含む代替要因制度を確立すること。
- ④ 看護婦の大幅賃金引上げと看護婦の全国一律最低賃金制度を確立すること。夜勤看護手当、危険手当、夜勤交通費等の改善を図ること。
- ⑤ 国立病院の定員枠を増やし、賃金職員の定員化を図ること。

(2) 看護婦等の就業促進及び養成を図ること。

- ① 看護婦宿舍の保障、院内保育所の完備と公的助成の拡充措置を講じること。
- ② 看護婦の需給計画の見直し策定を行い、大幅増進を図ること。
- ③ 国と都道府県の責任で看護学校の新增設を行い、現行の3年制専修学校を短期大学に切り替えること。看護学校に対する運営費の公的助成を大幅に増やすこと。
- ④ 准看護婦学校、進学コースを看護学校に切り替えること。
- ⑤ 看護学生に対する修学資金制度の充実、修学資金の返還義務制度の改善を図ること。
- ⑥ 専門職にふさわしい待遇が保障される診療報酬の抜本的改善を図ること。

2 「基本指針」の実現に必要な予算の増額を図ること。

3 ILO看護職員条約の関係項目を基本指針に盛り込むとともに、条約・勧告の批准と関係国内法の改正を早期に行うこと。

4 看護婦の配置基準を最低「患者2対看護婦1」に関係法令を改めること。

5 「看護婦等就業協力員」の選定について、看護婦や医療関係者の意見が十分反映されるよう、

民主的かつ公正な手続きが保障されるようにすること。

- 6 看護婦等の就業促進と確保は国と地方公共団体の責任において計画、実行されるべきであり、「ナースセンター」は、必要な箇所に明確な公的機関として設置・運営すること。また、「ナースセンター」が民主的で公正な構成・運営が保障されるようにすること。
- 7 この法律で、適用除外の部分がある公務員関係の看護婦等については、官民間の均衡を図るための必要な法的措置を図ること。
- 8 「基本指針」策定にあたっては、関係する医療労働組合との協議を行うこと。
- 9 「基本指針」を審議する関係審議会に医療労働者の代表を参加させること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年3月26日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 7番（松尾孝明君） ただいま朗読のとおりであります。議員各位の御賛同をよろしく願います。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第5号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第22『民間福祉職場の人材確保対策に関する実効性ある「基本指針」の策定と職員配置及び措置費の大幅改善を求める意見書』を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

平成5年3月26日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員	友田博文
同	若浜記久男
同	松尾孝明
同	中塚新治
同	大谷昌幸
同	須藤洋之進
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀博

民間福祉職場の人材確保対策に関する実効性ある「基本指針」

の策定と職員配置及び措置費の大幅改善を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第6号

民間福祉職場の人材確保対策に関する実効性ある「基本指針」

の策定と職員配置及び措置費の大幅改善を求める意見書

高齢化とともに出生率の低下傾向がすすむ今日、増大する国民の福祉要求に対応するための福祉施策・制度の改善・拡充が必要になっている。とりわけ、福祉サービスの担い手である福祉職員の確保は重要な社会問題になっている。

ところで、この間、民間福祉職場では、「職員を募集しても集まらない」「就職してもすぐ辞めてしまった」「欠員のまま運営している」といった深刻な人手不足が広がっている。今日の民間福祉職場の人手不足を招来している原因は、実態にそぐわない職員配置基準や、職員の賃金・労働条件が劣悪な状況から起因しているものと思われ、早期の対策が必要となっている。

先の123国会では、福祉人材確保のための法改正がおこなわれた。今後、「都道府県の意見を聞いて」策定する「基本指針」の策定など福祉人材確保にむけての具体化が進められる。

については、地方自治体の社会福祉施策推進にあたって、真に実効性のある「基本指針」を策定するとともに、国の職員配置基準を早急に改善し、予算措置をおこない、職員の労働条件改善、給与の引上げが求められている。

よって政府におかれては、次の事項について実現されるよう要望する。

記

- 1 民間福祉職員が希望を持って働きつづけられるよう、次の事項を盛り込んだ実効性のある「基本指針」を策定すること。
 - (1) 完全週休2日制、週40時間、年間1,800労働時間の実現。
 - (2) 妊娠・出産後の業務軽減、夜勤免除など母性保護の充実。
 - (3) 産休等代替制度や奨励施策の拡充と看護休暇の充実。
 - (4) 休憩時間の確保、休日・休暇保障。
 - (5) 処遇部門・業務における前近代的な「宿直制度」の解消。
 - (6) 「準備・整理・学習」の時間内保障。
- 2 利用者の人権が守られ、民間福祉職員にゆとりある仕事の条件を保障するために職員配置を改善し、計画的に大幅増員すること。
- 3 民間福祉職員の給与が大幅に引き上げられるよう予算措置を講じること。

以上 地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年3月26日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 7番（松尾孝明君） ただいま朗読のとおりであります。議員各位の御賛同をよろしく願います。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第6号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第23「自動車関係諸税の抜本的見直しと軽減を求める意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。
（事務局職員朗読）

平成5年3月26日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員	須藤 洋之進
同	友田 博文
同	若浜 記久男
同	松尾 孝明
同	中塚 新治
同	大谷 昌幸
同	穴瀬 克己
同	西口 秀光
同	天堀 博

自動車関係諸税の抜本的見直しと軽減を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第7号

自動車関係諸税の抜本的見直しと軽減を求める意見書

日本における自動車運転免許保有者数は約六千万人、自動車保有台数約六千万台と、自動車と国民生活・社会経済とは密接につながっており、自動車はもはや贅沢品ではなく生活必需品となった事は周知のとおりである。

しかし、現在の自動車税制は複雑多岐にわたり、国民に過重な負担を強いている。

自動車には九種類もの税金が課せられているばかりでなく、長期間にわたって暫定税率(平均して本来の税金の約二倍)となっている税金が多く、マイカー税金の年間平均額は、約14万円にのぼっている。これに、自動車保険・点検整備費用・駐車場代金等を含めると、自動車維持費は年額約50万円にも達しており、自動車保有者の負担は限界に近づきつつある。

しかも、自動車関係諸税は同一目的の税を多岐にわたって課税している。また、道路の公共性・社会的役割りを考えれば一般財源を大幅に投入すべきであるにもかかわらず、道路整備財源のほとんどが自動車保有者の負担となっている現状がある。

よって、国民負担軽減の見地から自動車諸税金の抜本的見直しと軽減を行うべきである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年3月26日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 17番（須藤洋之進君） ただいま朗読のとおりであります。議員各位の御賛同をよろしくお願ひいたします。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 問題点がありますので、その点を申し上げたいと思います。

まず、今回の自動車関係諸税の抜本的見直しと軽減ということにつきましては同感であります。ただ、その中身が問題でありますのと同時に、現在の車社会になってきている背景の問題もあります。

今まで政府は、自動車関係税を道路整備のための目的税、特定財源として、高速道路あるいは産業道路を中心にやってきました。その結果として交通事故が増え、騒音、振動、排気ガス、大気汚染、交通渋滞、駐車場不足等、解決されなければならない問題として深刻になってきているわけでありまして。

そこで、今回の意見書は、「自動車には9種類もの税金が課せられている」こととか「マイカー税金の年間平均額は、約14万円にのぼっている」。それから「自動車維持費は年額約50万円に達している」。しかも「自動車関係諸税は同一目的の税を多岐にわたって課税している」という、この辺の非常に問題点がかなりあるわけでありまして、この辺の軽減を図ることは大事であります。

しかし、先ほど申し上げましたように、現在の状況をつくってきている根本の問題があります。高速道路や産業道路中心という特定財源方式は改めていかなければなりません。とりわけガソリン税の特定財源方式は止めていくということも同時にやらなければなりません。そういう中身の問題も非常に大事であります。

さらに、一言、苦言を呈するならば、昨年10月の改選後の初議会で「第11次道路整備5箇年計画の策定に関する意見書」というのが出ております。これはわが党の反対のみで意見書が可決されております。「下記事項を速やかに措置されるよう強く要望する」という中の2番目に「道路特定財源である揮発油税、自動車重量税等の暫定税率を、平成4年度以降継続するとともに……」となっています。

ところが、今回のこの意見書につきましては、「長期間にわたって暫定税率となっている税金が多く……」とこういうものを改めなさい、ということで矛盾が出てきます。その点も考慮していただきたいし、基本的には、そもそも論といえますが、自動車の税金の見直しについては賛同するところではありますが、その中身の問題あるいは「一般財源を大幅に投入すべきである」というところ辺りに問題があるということで、これについては反対をしたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 反対意見がありますので、挙手により採決を行います。

● お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

● （挙手多数）

挙手多数であります。よって、議員提出議案第7号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○ 議長（竹下義章君） 以上をもちまして本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

ここで理事者から、市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするにつき、お手元に配付いたしております資料に基づき、事前にその内容と理由の説明をしたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。説明を願います。

○ 総務部長（神藤恒治君） 総務部神藤でございます。貴重なお時間を拝借し恐縮に存じます。それでは、お許しをいただきまして、市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げ、あらかじめ専決処分の御了承を賜りたいと存じます。

御承知のとおり、現在、第126回通常国会において地方税法の一部を改正する法律案の審議が行われているところでありますが、これに伴う市税条例の改正につきましては、国会における審議に十分注意を払うとともに対処してまいりたいと存じます。

本法律案が可決成立いたしますと、平成5年度の市税の賦課から適用することになり、本市市税条例の規定についても、所要の改正の必要が生ずることになる次第でございます。当然のことといたしまして、市税条例の一部改正につきましても、市議会に御提案を申し上げることと相なるわけでございますが、本定例会の終了後に本法律案が可決されますと、市税条例の一部改正について御提案申し上げるいとまがございません。したがって、かかる事態におきましては、地方自治法第179条の規定により専決処分をさせていただきたく存ずる次第でございますので、よろしく御了承を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、お手元御配付の資料によりまして、市税条例を改正する案の概要について御説明を申し上げます。

第1点目は、個人の均等割の非課税の範囲の加算額「8万円」を「13万円」に引き上げ、また、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等の加算額「19万円」を「25万円」に引き上げ、いずれも非課税限度額を引き上げようとするものでございます。

第2点目といたしましては、固定資産税、都市計画税に関するものでございます。市街化区域農地のうち宅地化のための計画策定等の期間について、現行平成5年末を2年間延長し、平成5年末までに計画策定等が行われたものについては、平成7年度分の税額の3分の2を軽減する措置を追加し、新たに平成7年末までに計画策定等が行われたものについては、平成4年度分及び5年度分の税額の10分の9を軽減し、平成6年度分及び7年度分の税額の3分の2を軽減する措置を新設しようとするものでございます。

第3点目といたしましては、電気自動車に係る税率の特例措置の適用期間について、電気自動車の一層の普及を図る必要があることを考慮し、平成6年度まで2年間延長しようとするものでございます。

第4点目といたしましては、市街化区域内の土地の取得に対して課する特別土地保有税の特例措置（いわゆるミニ保有税）の適用期限を平成6年3月31日まで1年間延長しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御了承を賜りますようお願いを申し上げます。



- 議長（竹下義章君） お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

（市長登壇、閉会あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 去る4日、本年第1回の定例会をお願い申し上げ、平成5年度一般会計、特別会計予算を初め水道事業会計予算、病院事業会計予算と、これに関連をいたします条例制定等多数の重要議案を御提案をいたしましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず長期間にわたりまして慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

また、予算審査特別委員の皆様方には、お疲れのところ連日にわたりまして御審議を相賜り、御議決をいただきましたことに対しまして深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

ございます。

なお、本会議を通じまして、あるいは予算審査特別委員会の審議の過程におきまして御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望等につきましては十分尊重させていただき、私はもとより、職員一体となり遺憾なきを期してまいるとともに、予算執行に当たりましても慎重を期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後なお一層の御支援と御協力をお寄せをいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

ようやく寒さも和らぎ、陽春に季節と相なっております。議員皆様方におかれましては、ますます御多忙のこととは存じますが、どうか季節の変わり目でございますので、何とぞ健康に御留意をいただきまして、市政発展のために御尽瘁を相賜りますよう心からお願いを申し上げます、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきますと存じます。

長期間にわたりまして本当にありがとうございました。

(議長登壇、閉会あいさつ)

- 議長（竹下義章君） 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

平成5年度当初予算を初め関連する諸議案の審議に当たり、終始熱心に御審議を賜り、無事終了できましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

理事者各位におかれては、新年度も行財政にますます厳しさが加わる中で、定例会並びに予算委員会等を通じ議員からの御指摘、御要望が多々ありましたが、これらを十分に尊重し、苦しい財源の中で創意と工夫を凝らし、市民の信託にこたえるようお願いをいたします。

それでは、これをもちまして平成5年第1回定例会を閉会いたします。長期間、まことにありがとうございました。

(午前11時42分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

竹 下 義 章

同 副 議 長

木 村 静 雄

同 署名議員

中 塚 新 治

同 署名議員

讃 岐 一 太 郎

同 署名議員

池 田 秀 夫